

環境影響評価調査計画書

—北清掃工場建替事業—

平成 30 年 8 月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	対象事業の内容の概略	1
4	対象事業の目的及び内容	2
4.1	事業の目的	2
4.2	事業の内容	2
4.2.1	位置及び区域	2
4.2.2	計画の内容	6
4.3	施工計画及び供用計画	22
4.3.1	施工計画	22
4.3.2	供用計画	27
5	事業計画の策定に至った経過	31
6	地域の概況	32
6.1	一般項目	35
6.1.1	人口	35
6.1.2	産業	36
6.1.3	交通	39
6.1.4	土地利用	44
6.1.5	水域利用	62
6.1.6	気象	66
6.1.7	関係法令の指定・規制等	72
6.1.8	環境保全に関する計画等	74
6.1.9	公害に関する苦情件数	85
6.2	環境項目	87
6.2.1	大気汚染	87
6.2.2	悪臭	104
6.2.3	騒音・振動	105
6.2.4	水質汚濁	108
6.2.5	土壌汚染	117
6.2.6	地盤	121
6.2.7	地形・地質	122
6.2.8	水循環	127
6.2.9	生物・生態系	130
6.2.10	日影	137
6.2.11	電波障害	139
6.2.12	風環境	139
6.2.13	景観	139
6.2.14	史跡・文化財	140

6.2.15	自然との触れ合い活動の場	142
6.2.16	廃棄物	142
6.2.17	温室効果ガス	144
7	環境影響評価の項目	146
7.1	選定した項目及びその理由	146
7.1.1	選定した項目	146
7.1.2	選定した理由	148
7.2	選定しなかった項目及びその理由	152
7.2.1	選定しなかった項目	152
7.2.2	選定しなかった理由	152
8	調査等の方法	155
8.1	調査等の概要	155
8.2	項目別の調査等の方法	164
8.2.1	大気汚染	164
8.2.2	悪臭	170
8.2.3	騒音・振動	173
8.2.4	土壌汚染	179
8.2.5	地盤	182
8.2.6	水循環	185
8.2.7	日影	188
8.2.8	電波障害	191
8.2.9	景観	194
8.2.10	自然との触れ合い活動の場	198
8.2.11	廃棄物	201
8.2.12	温室効果ガス	203
9	当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される 地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名	205
10	その他	207
10.1	対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	207
10.2	調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	207
10.3	調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録	208

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 西川 太一郎
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 北清掃工場建替事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

北清掃工場建替事業（以下「本事業」という。）は、東京都北区志茂一丁目2番36号に位置する既存の北清掃工場（平成10年3月しゅん工、処理能力600トン/日（600トン/日・炉×1基））の建替えを行うものである。

対象事業の概略は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都北区志茂一丁目2番36号	
面積	約19,000m ²	
工事着工年度	平成34年度（予定）	
工場稼働年度	平成40年度（予定）	
処理能力	可燃ごみ 600トン/日 (300トン/日・炉×2基)	
主な建築物等	工場棟	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造) 高さ：約31.0m
	煙突	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製 地上高：約120m

4 対象事業の目的及び内容

4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を 23 区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は 23 区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は 23 区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

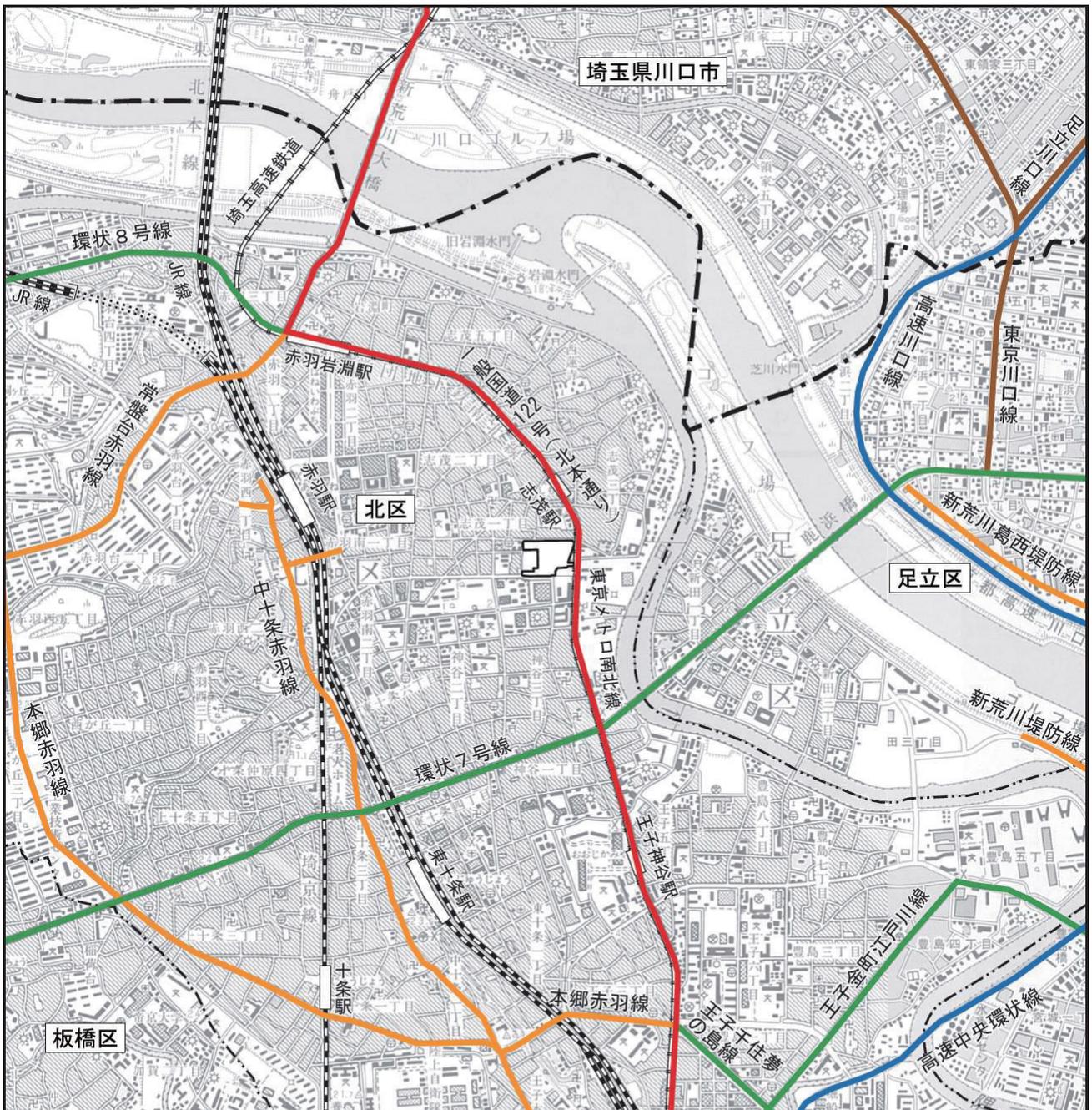
現在の北清掃工場は平成 30 年 3 月現在で建設後 20 年が経過している。また清掃一組では平成 40 年代から 50 年代にかけて耐用年数を迎える工場が集中するため、北清掃工場については平成 34 年度から既存施設と同規模で建替えることとした。

4.2 事業の内容

4.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 4-1 及び図 4-2 に、対象事業の区域（以下「計画地」という。）は図 4-3 に示すとおりである。

計画地は、北区志茂に位置しており、敷地面積約 19,000m²の区域である。



凡例

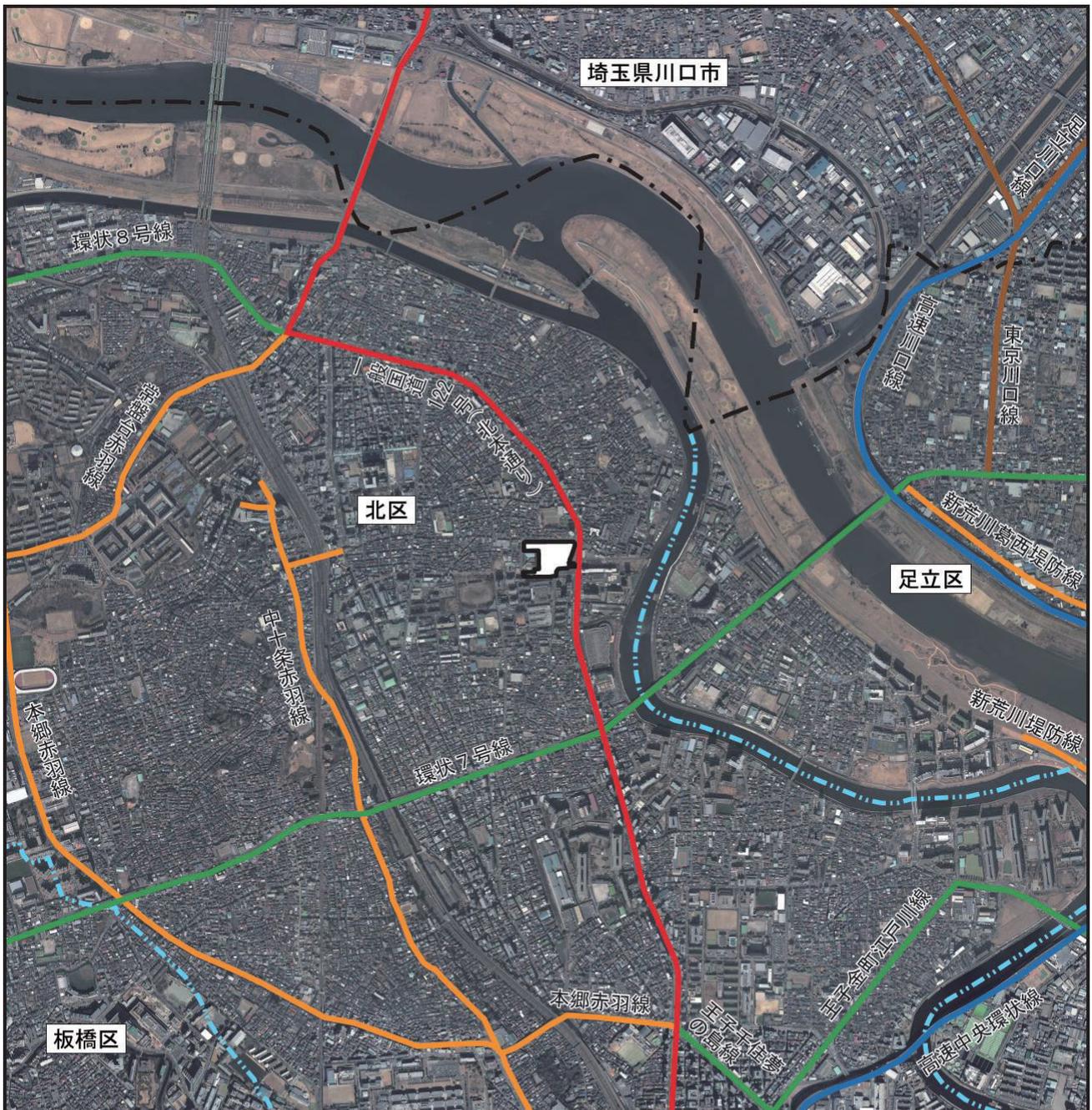
- | | |
|--|---|
|  : 計画地 |  : 高速自動車国道 |
|  : 都県界 |  : 一般国道 |
|  : 市区界 |  : 特例主要地方道 |
|  : JR線 |  : 特例都道 |
|  : 地下鉄線 |  : 都県道 |



1:25,000



図 4-1 対象事業の位置



凡例

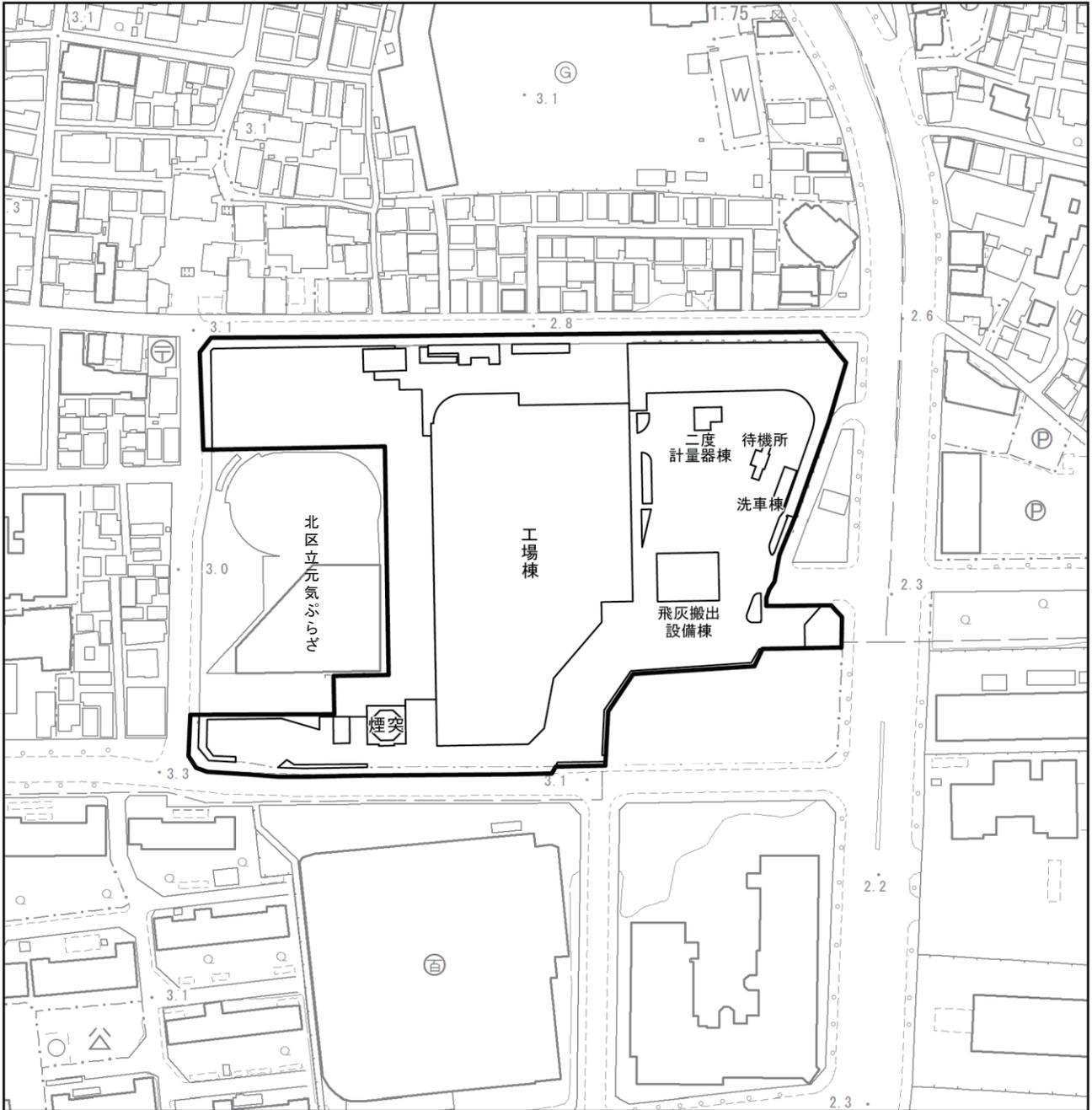
- | | | | |
|---|-------|---|-----------|
|  | : 計画地 |  | : 高速自動車国道 |
|  | : 都県界 |  | : 一般国道 |
|  | : 市区界 |  | : 特例主要地方道 |
| | |  | : 特例都道 |
| | |  | : 都県道 |



1 : 25,000



図 4-2 上空から見た対象事業の位置



凡 例

 : 計画地 (約 19,000m²)



1 : 2,000



注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

図 4-3 対象事業の区域

4.2.2 計画の内容

本事業は、既存の清掃工場を解体・撤去し、最新の設備を有する清掃工場を建設するものである。

建替え後の主な施設*としては、工場棟及び煙突がある。

(1) 施設計画

既存及び建替え後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2 に示すとおりである。

計画地の北側には低層住宅地があり、南側にはショッピングモール及び高層住宅がある。周辺環境との調和を図り、圧迫感を抑えるよう配慮する計画としていく。また、北側の低層住宅地に配慮し、日影等の環境への影響を悪化させないように、同様の高さまでとする。

建替え後の煙突は、既存のものと同じ高さ約 120m とし、ステンレス製の内筒 2 本を鉄筋コンクリート製の外筒 1 本の中に収めるものとする。

建築面積については、既存が約 6,661m²、建替え後が約 9,911m²となる。

なお、駐車場は 12 台（小型車 8 台、大型バス 2 台、車いす用 2 台）分を設ける。

表 4-1 既存及び建替え後の施設概要：構造等

施設区分		既存	建替え後
敷地地盤 (GL)		A. P. 約 +3.7m	A. P. 約 +3.7m
工場棟	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造)
	高さ	約 31.0m (A. P. 約+34.7m)	約 31.0m (A. P. 約+34.7m)
	深さ	約-27.0m (A. P. 約-23.3m)	約-27.0m (A. P. 約-23.3m)
付属施設		計量棟、洗車棟、 飛灰搬出棟ほか	駐輪場*
煙突	構造	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
	高さ	約 120m	約 120m

表 4-2 既存及び建替え後の施設概要：建築面積

施設区分	既存	建替え後
工場棟	約 6,011m ²	約 9,891m ²
付属施設	約 650m ²	約 20m ² (駐輪場)*
合計面積	約 6,661m ²	約 9,911m ²

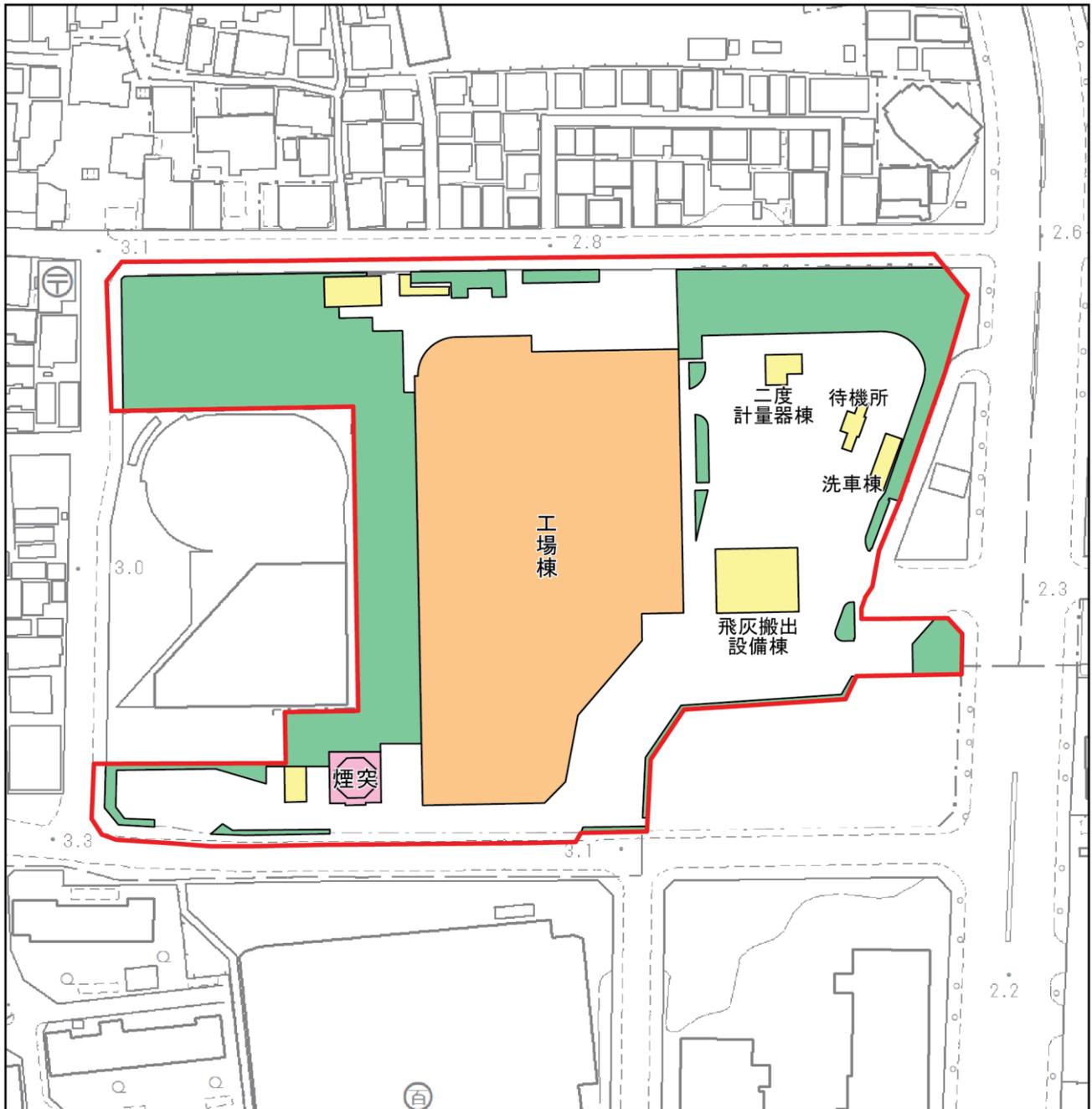
*新工場では、既存工場における付属施設は工場棟内に設置され、屋外付属施設は駐輪場のみとなる予定である。

建替工事は平成 34 年度に着手し、同 40 年度に完了予定である。建替事業の工程を表 4-3 に示す。

表 4-3 建替事業の工程（予定）

事業年度	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38	平成 39	平成 40	平成 41	平成 42	
建替 計画策定	■														
環境影響 評価手続	■														
解体・建設 工事						▼ 着工	■								

既存施設配置は図 4-4、施設計画は図 4-5、設備配置計画は図 4-6 に示すとおりである。また、計画建築物の計画立面は図 4-7、完成予想図は図 4-8 に示すとおりである。



凡 例

- : 計画地
- : 工場棟
- : 計量棟、洗車棟等
- : 煙突
- : 緑地

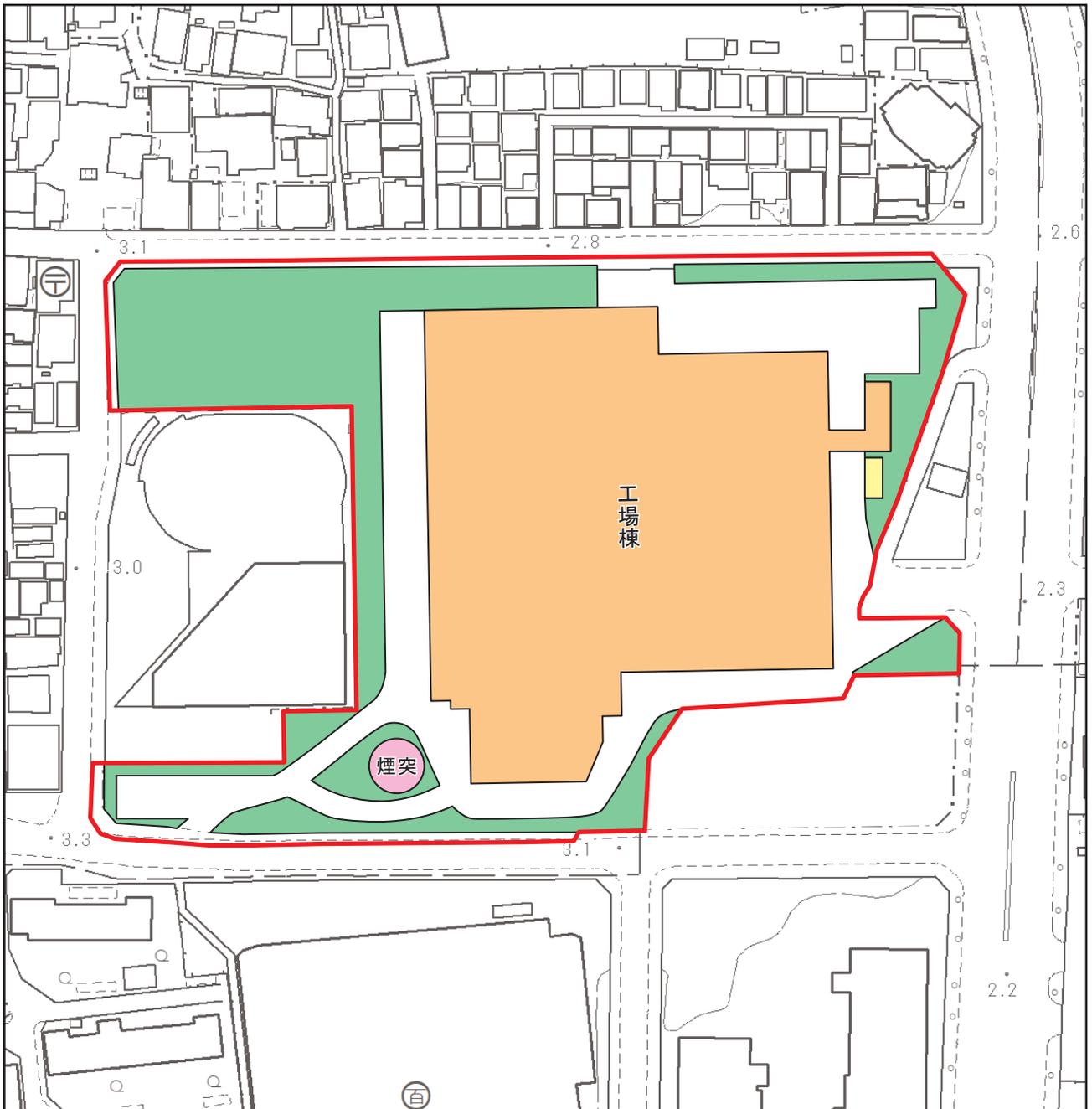


1 : 1,500



注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

図 4-4 既存施設配置図



凡 例

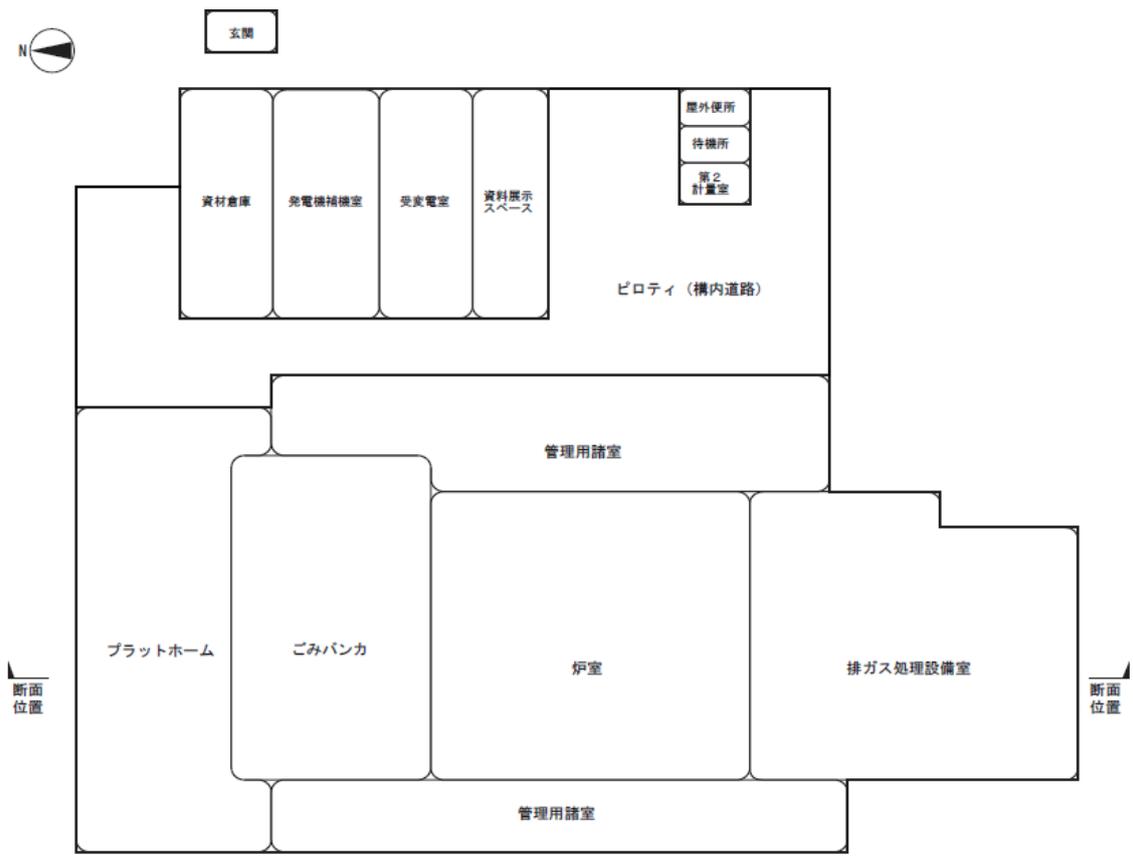
- : 計画地
- : 工場棟
- : 煙突
- : 緑地
- : 駐輪場



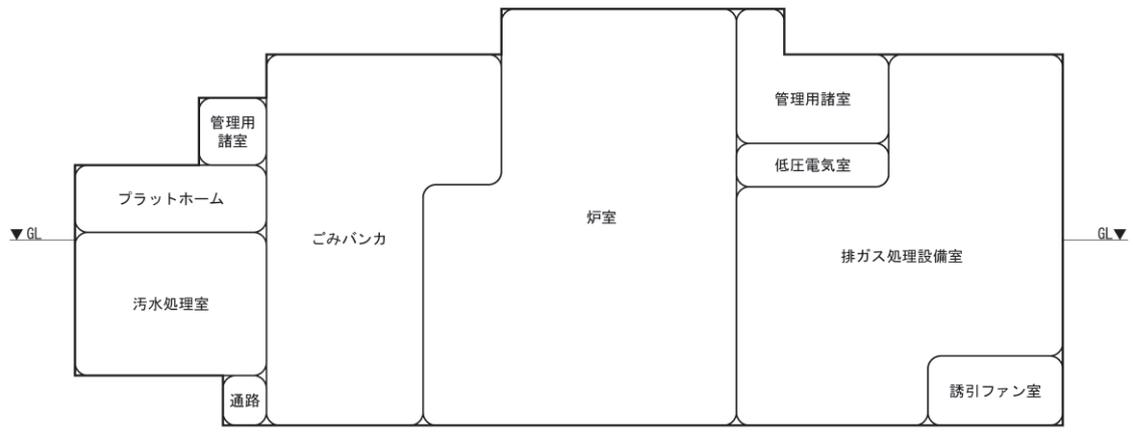
1 : 1,500



図 4-5 施設計画図



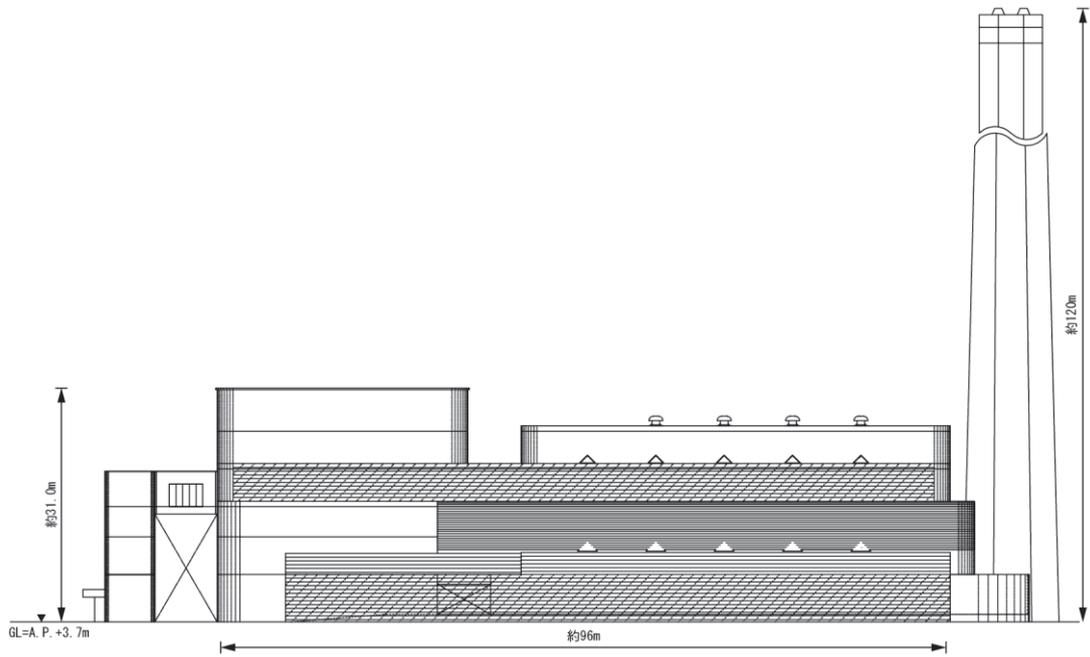
計画平面図 (1階)



計画断面図

図 4-6 設備配置計画図

北側立面图



南側立面图

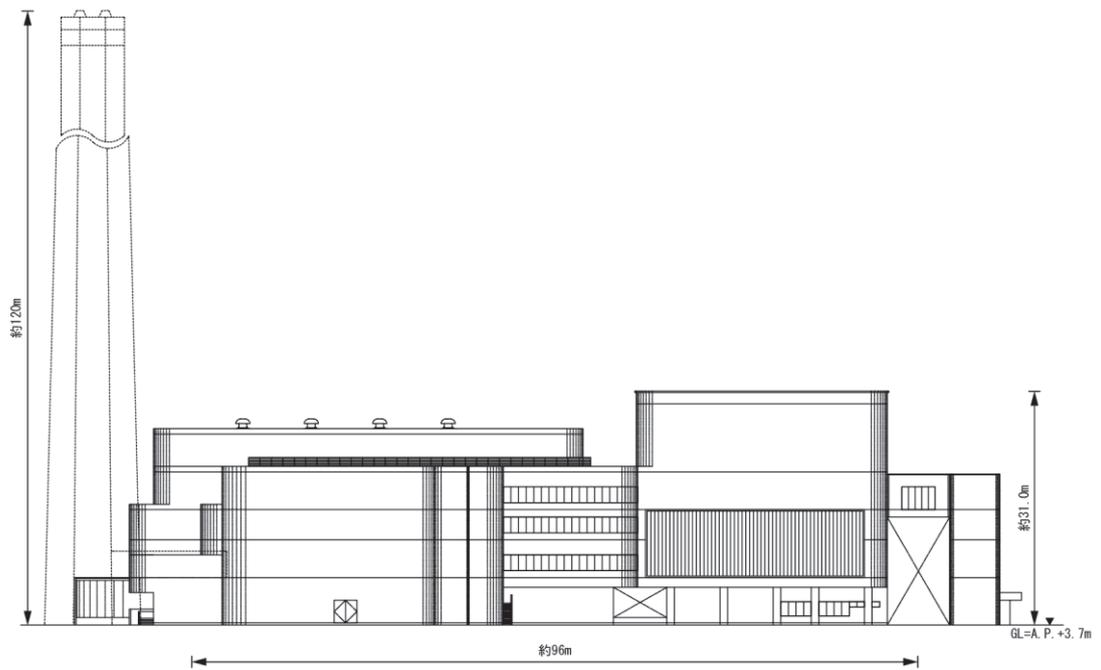
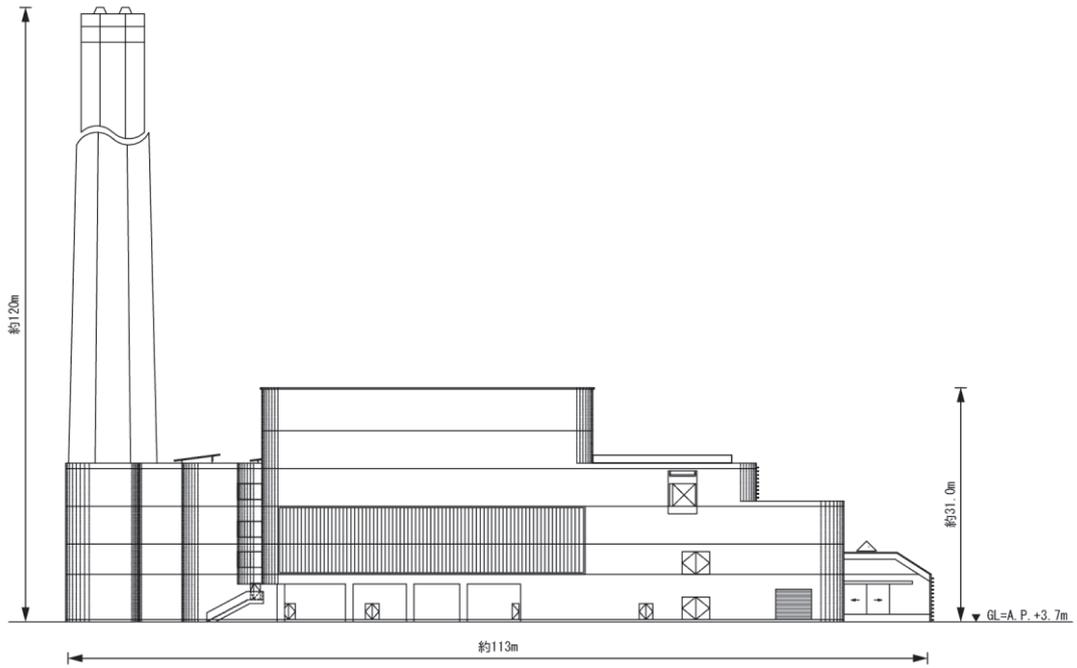


图 4-7 (1) 計画立面图 (1)

東側立面図



西側立面図

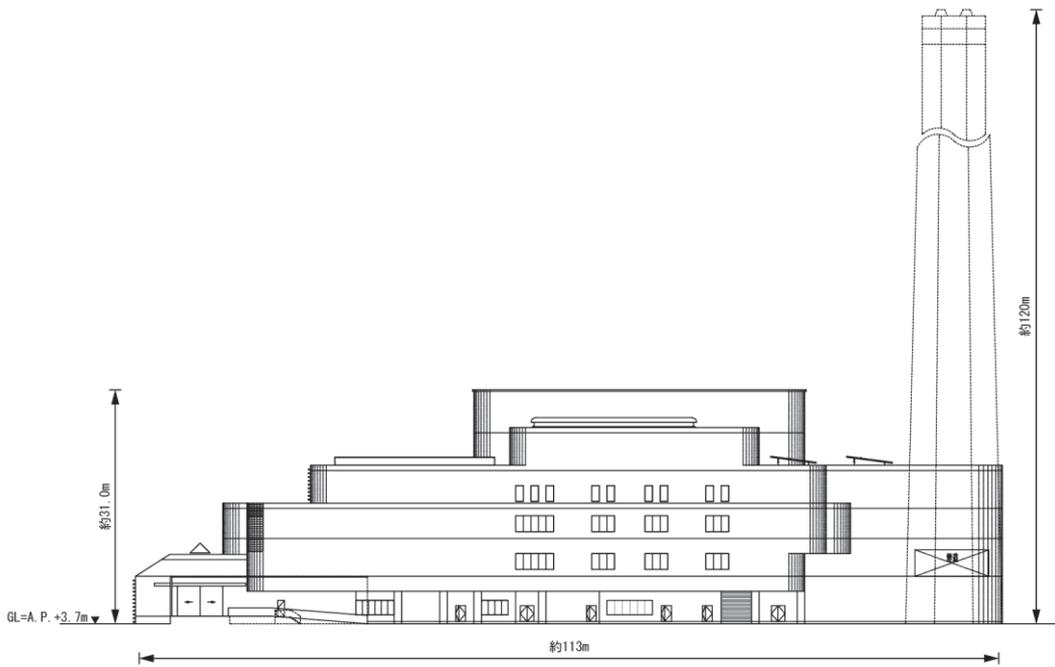


図 4-7 (2) 計画立面図 (2)



図 4-8 完成予想図(北東側)

(2) 設備計画

ア 設備概要

既存及び建替え後の各設備概要は、表 4-4 に示すとおりである。

表 4-4 設備概要（既存・建替え後）

項目		既存	建替え後
施設規模		600 トン/日 (600 トン/日・炉×1基)	600 トン/日 (300 トン/日・炉×2基)
処理能力		600 トン/日	600 トン/日
ごみ 処理	処理方式	全連続燃焼式火格子焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
	処理対象物	可燃ごみ	可燃ごみ
排ガス処理設備		ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等	ろ過式集じん器、洗煙設備、 触媒反応塔等
煙突		外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製	外筒：鉄筋コンクリート造 内筒：ステンレス製
運転計画		1日24時間の連続運転	1日24時間の連続運転

イ 処理フロー

ごみを清掃工場に受け入れてから、灰として搬出するまでの清掃工場のプラント設備による全体処理フローを、図 4-9 及び図 4-10 に示す。

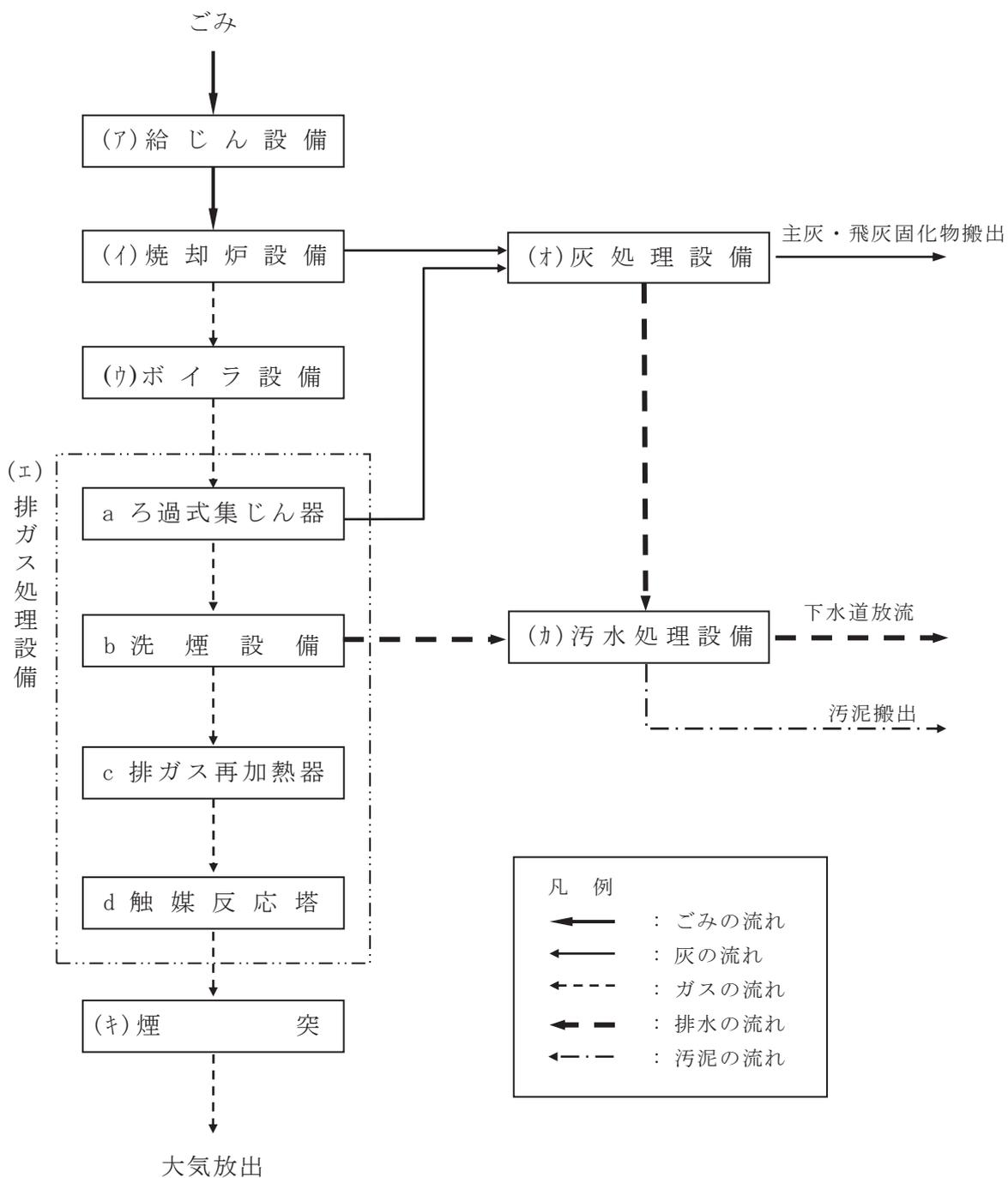


図 4-9 全体処理フロー

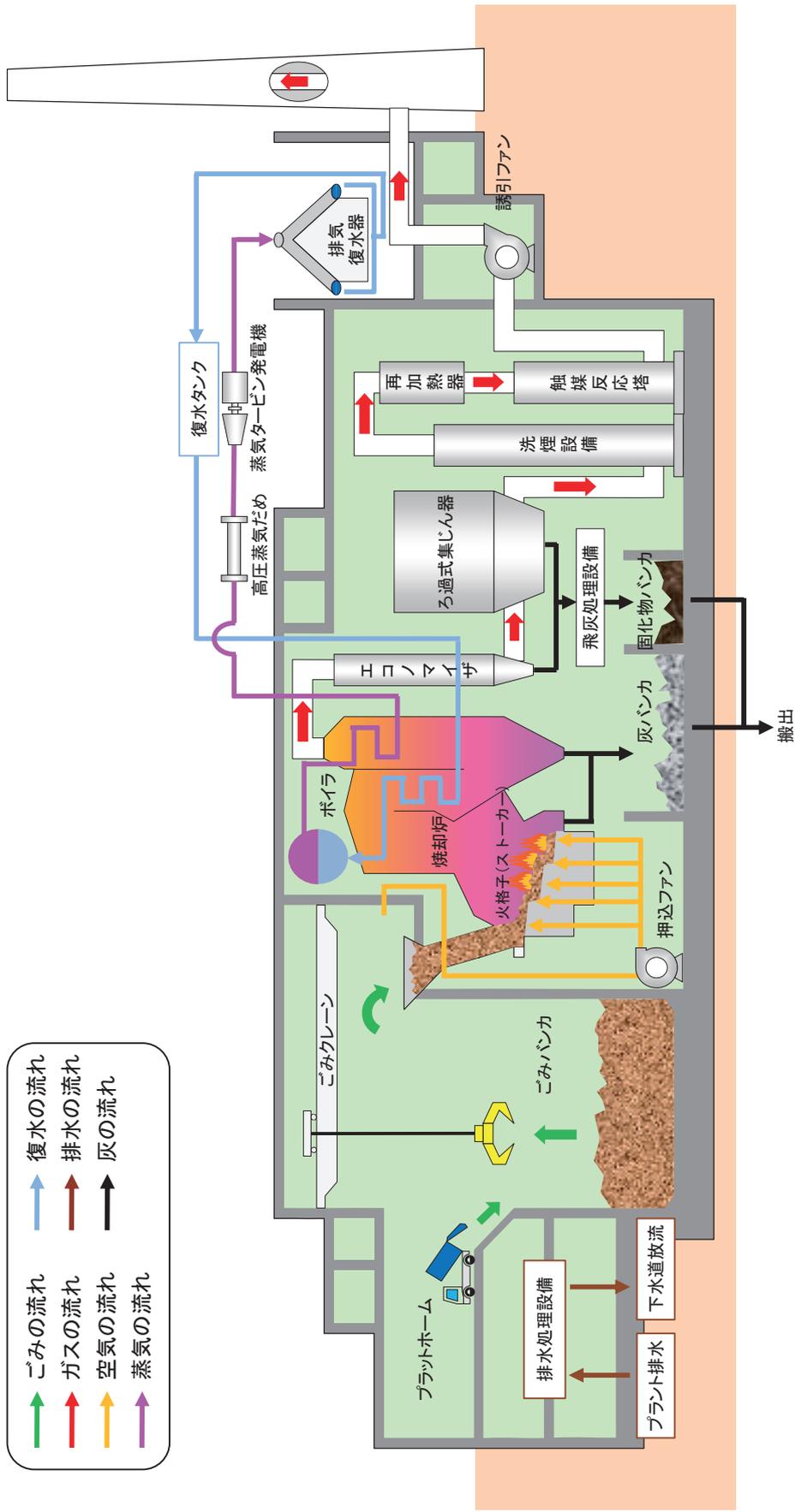


図 4-10 全体処理フロー（模式図）

ウ プラント設備の概略

プラント設備の概略は、以下に示すとおりである。

(ア) 給じん設備

ごみを清掃工場に受け入れて一時貯留するための設備（プラットホーム、ごみバンカ）と、焼却炉にごみを供給する設備（ごみクレーン等）で構成する。

ごみ収集車両によって搬入されたごみは、プラットホームからごみバンカへ投入する。ごみバンカは4日分以上のごみを貯留することができ、貯留したごみをクレーンでかく拌し、均質化した上で定量的に焼却炉に投入する。

ごみバンカ内の空気を燃焼用空気として強制的に焼却炉内に送ることで、ごみバンカ内を常に負圧に保ち、外部に臭気が漏れないようにする。また、プラットホーム及びその出入口扉には、エアカーテンを設置し、臭気の流出を防止する。

なお、臭気物質は焼却炉内において高温で熱分解し、脱臭する。

(イ) 焼却炉設備

焼却炉と炉内の温度を昇温するためのバーナー等の助燃設備で構成する。ごみを火格子（ストーカ）上で、乾燥、燃焼、後燃焼を24時間連続して行う全連続焼却炉である。

また、炉内の燃焼温度、焼却炉から排出されるガス（排ガス）の一酸化炭素濃度等を適切に管理し、安定したごみの燃焼を行う。

(ウ) ボイラ設備

ごみ焼却により発生する熱及び燃焼ガスの廃熱を、蒸気として回収し、回収した蒸気は、蒸気タービン発電機により発電に用いるほか、場内の給湯等で利用するとともに、近隣の公共施設の熱源として使用する。

また、エコマイザでは、ボイラに送る水の温度を上げるとともに、燃焼ガスの温度を冷却する。

(エ) 排ガス処理設備

焼却炉から発生する熱及び燃焼ガス中の飛灰や有害物質を除去するための設備で、ろ過式集じん器（バグフィルタ）、洗煙設備、排ガス再加熱器及び触媒反応塔で構成する。

a ろ過式集じん器（バグフィルタ）

排ガス中のばいじん、ダイオキシン類及び重金属類を捕集するとともに、塩化水素及び硫黄酸化物を除去する。

b 洗煙設備

排ガスを水と薬剤で洗い、塩化水素、硫黄酸化物及び水銀を除去する。

c 排ガス再加熱器

触媒反応塔での触媒反応の向上を図るため、排ガスを高温の蒸気により再加熱する。

d 触媒反応塔

排ガス中の窒素酸化物及びダイオキシン類を、触媒の働きにより分解し、無害化する。

(オ) 灰処理設備

本事業で予定する灰処理のフローを図 4-11 に示す。

焼却炉で焼却処理した際に発生する灰は、主灰^{注1)}と飛灰^{注2)}に分けられる。

灰処理設備では、主灰は湿潤化による飛散防止処理を行い、コンベヤで灰バンカへ移送する。ろ過式集じん器等で捕集された飛灰は、密閉構造のコンベヤにより飛灰貯留槽へ搬送し、重金属類の溶出を防止するための安定化処理として薬剤処理を行い固化物バンカへ移送する。

飛灰処理汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出しセメントの原料化を図る。

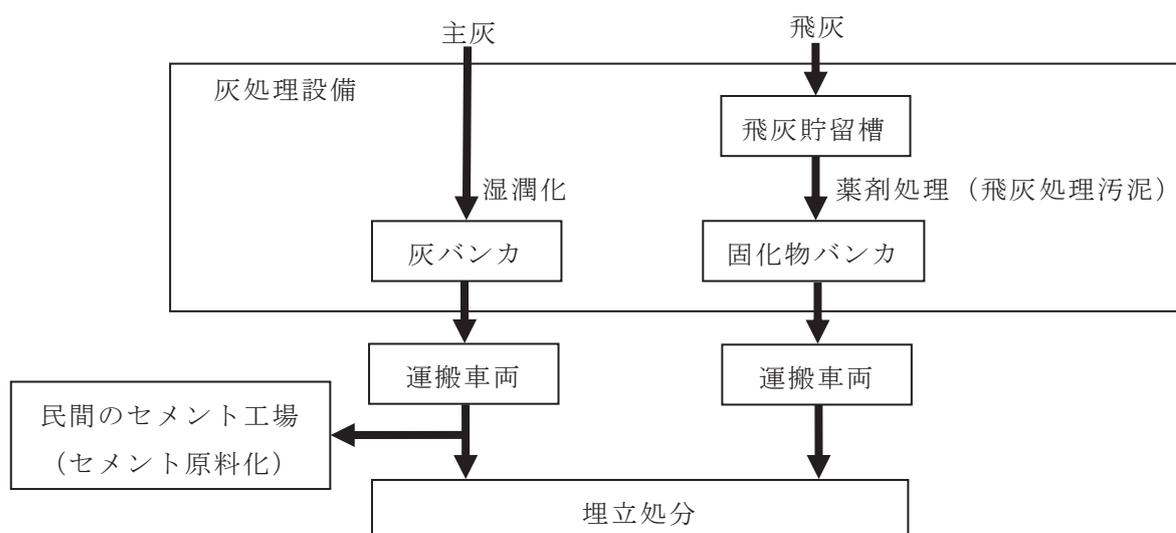


図 4-11 灰処理フロー

(カ) 汚水処理設備

洗煙汚水等の汚水中に含まれる重金属等を除去するための設備で、凝集沈殿ろ過方式により、下水道法及び東京都下水道条例による下水排除基準（ダイオキシン類含む。）に適合するように処理し、下水道へ放流する。また、処理過程で発生する脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する。

(キ) 煙突

鉄筋コンクリート造の外筒の中に、排ガスを通すステンレス製の内筒を設置し、有害物質や臭気を取り除いた排ガスを大気に放出する。

(ク) ダイオキシン類対策

a) 焼却処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、燃焼室中の燃焼ガス温度を 800℃以上に保ち、2 秒以上滞留することでダイオキシン類の発生を抑制する。

注 1) 主灰とは、焼却炉の炉底部から搬出される「もえがら」をいう。

注 2) 飛灰とは、焼却炉の排ガスに含まれる「ばいじん」がろ過式集じん器等で捕集されたものをいう。

b) 排ガス処理

ろ過式集じん器（バグフィルタ）入口の排ガス温度を、150℃程度に急冷することにより、排ガス中のダイオキシン類の生成を防止する。

また、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で活性炭に吸着させ、それらを捕集することにより、ダイオキシン類を除去する。さらに、触媒反応塔では触媒反応によりダイオキシン類を分解することで、煙突出口でのダイオキシン類濃度を「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める排出基準値（0.1ng-TEQ/m³N^{注1}）以下にする。

c) 汚水対策

汚水処理設備では、凝集沈殿及びろ過処理を行うことにより、排水中の重金属類及び粒子状物質を除去する。ダイオキシン類は、水にほとんど溶けず、粒子状物質に付着しているため、この過程で排水中からほとんど除去される。最終的に排水中のダイオキシン類濃度を「下水排除基準」に定める排除基準値（10pg-TEQ/L^{注2}）以下とし、下水道へ放流する。

また、汚水処理過程で発生する脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。

(ケ) 施設の監視制御

建替え後の施設では、プラントの運転に必要な情報を収集・管理し、施設の監視制御を24時間連続して行う。主な監視制御内容は、以下のとおりである。

- a) 焼却炉では、ごみ供給量及び各箇所の燃焼空気量等を調整することによって、燃焼温度や一酸化炭素濃度等を適正に保ち、ごみの安定的な燃焼をする。
- b) 洗煙設備における苛性ソーダ水溶液の量や触媒反応塔へのアンモニアの吹き込み量等を制御して、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物等を除去することにより、清掃一組の自己規制値を遵守する。
- c) 汚水処理設備のpH値をモニタリングし、pH調整用薬剤や凝集剤等の添加量を調整することによって排水中の重金属等を除去し、下水排除基準を遵守する。

(3) エネルギー計画

施設で購入しているエネルギーとしては、電力及び都市ガスがある。

また、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを利用して、発電や温水を施設内で利用すると共に売電や北区施設（北区立元気ぷらざ）へ熱供給をする。（図4-3（p.5）参照）なお、太陽光発電も行う計画である。

(4) 給排水計画

ア 給水計画

本事業における常用する給水は、上水とする。

注1) TEQとは、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンに毒性等価換算したものである。また、1ng（ナノグラム）は10億分の1gである。

注2) 1pg（ピコグラム）は1兆分の1gである。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用する。
 なお、非常用給水として、井戸水の利用を計画する。

イ 排水計画

本事業で予定している排水処理フローを図 4-12 に示す。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理後、下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、下水道への放流を停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路に降った雨水のうち、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後、下水道へ放流する。初期雨水以外の雨水は、雨水流出抑制槽に貯留した後、下水道へ放流する。

また、建物屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いて構内道路散水等に利用するが、余剰分は、雨水流出抑制槽に貯留した後、下水道に放流する。

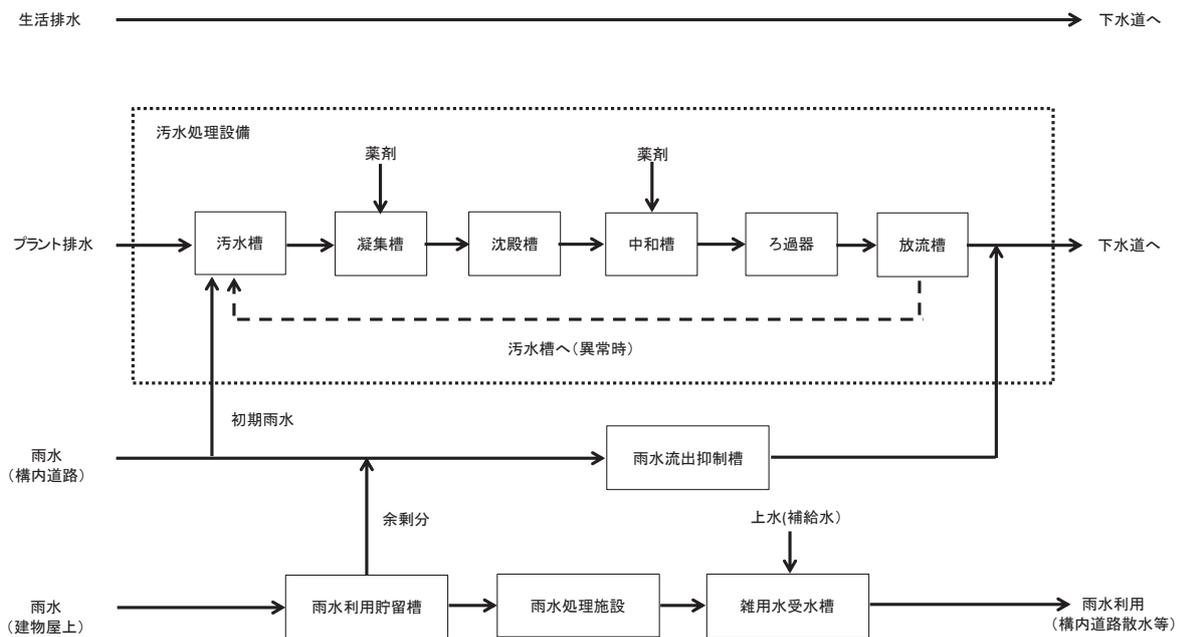


図 4-12 排水処理フロー

(5) 緑化計画

計画地の東側を除く敷地周囲は、低層住宅地や高層住宅地に囲まれており、清掃工場との分離を行うため、計画地を緑化する。

計画地の緑化にあたっては、緩衝緑地を配置し、清掃工場の圧迫感を軽減させるように配慮する。

また、可能な限り屋上を緑化し、屋上緑化については、低木等を配置する。

(6) 廃棄物の処理計画

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は、重金属類の溶出を防止する安定化处理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメントの原料化を図る。

4.3 施工計画及び供用計画

4.3.1 施工計画

(1) 工事工程の概要

工事は平成 34 年度に着手し、平成 40 年度のしゅん工を予定している。工事工程を表 4-5 に示す。

なお、作業時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、日曜日及び祝日は作業を行わない。

既存及び建替え後の施設概要は、表 4-1 及び表 4-2（p. 6 参照）に示すとおりである。

表 4-5 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38	平成 39	平成 40
準備工事	■						
解体工事・土工事		■					
躯体・プラント工事					■		
外構工事							■
試運転							■

(2) 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

ア 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置、資材置き場等の場内を整備する。

イ 解体工事・土工事

(7) 焼却炉設備等解体

焼却炉設備等の解体工事にあたっては、「労働安全衛生規則」及び「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 26 年 1 月厚生労働省労働基準局長通達）に基づき、次のような措置を講じて、周辺環境へ十分配慮して適切に行っていく。

- ① 解体作業の計画の事前届出
- ② 作業場所の空気中のダイオキシン類濃度の測定及び付着物のサンプリング
- ③ ダイオキシン類を含む灰など飛散しやすいものの湿潤化
- ④ 解体作業実施前の設備内部付着物の除去
- ⑤ 汚染物拡散防止のための仮設の天井・壁やビニールシート等による作業場所の分離・養生
- ⑥ 汚染空気のチャコールフィルター等による適切な処理
- ⑦ 解体廃棄物等の法令に基づく適正処理

また、「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」（平成 14 年 11 月東京都環境局）に基づき、解体工事期間中に敷地境界における大気の状態を確認するため、ダイオキシン類等の測定を実施する。

(4) 既存建築物等解体

建築物の解体は油圧破碎機等を使用し、既存建築物等は全て解体する。解体にあたっては、必要に応じ、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、アスベストについては、外壁にはアスベストが含まれていないことは確認済みであるが、解体前に内装建材等のアスベスト含有が疑わしい部位について調査し、処理が必要な場合、関係法令に基づき適切に処理する。

(ウ) 土工事

地下部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）等による山留めを行う。

なお、山留壁を支える支保工は、切梁等で行う。

掘削工事は、バックホウ及びクラムシェル等を用いる。

ウ 躯体・プラント工事

(7) 基礎・地下躯体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体

を構築する。

(イ) 地上躯体・仕上工事

地上躯体工事は、クローラクレーン、タワークレーン等を用いて基礎・地下躯体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、躯体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装にあたっては、低 VOC 塗料を使用する。

(ウ) プラント工事

躯体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラクレーン等を用いて行う。

エ 外構工事

外構工事としては、構内道路工事及び植栽工事等があり、躯体工事がほぼ終了した時点から施工する。

(3) 建設機械及び工事用車両

ア 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4-6 に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

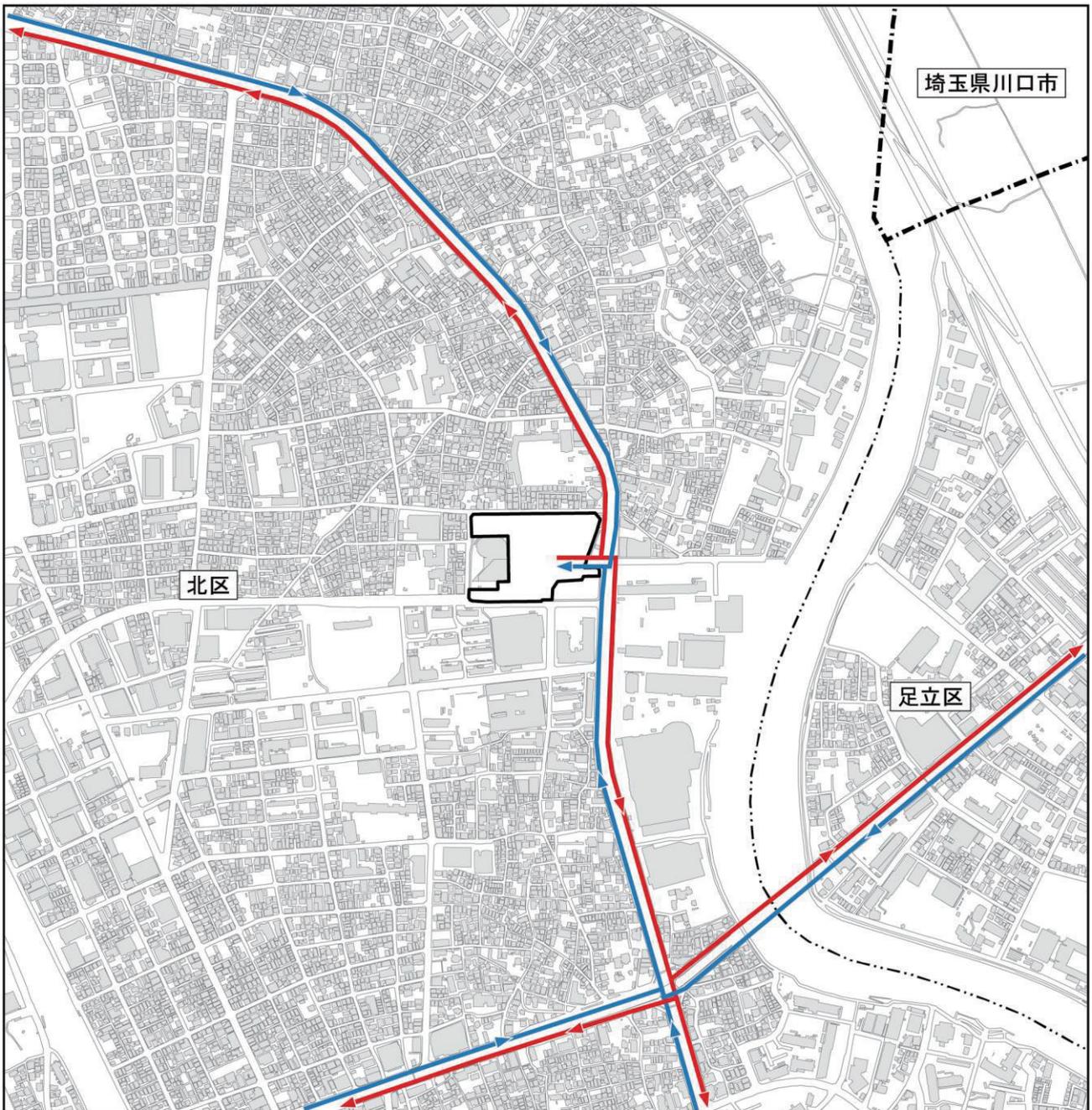
表 4-6 工種別建設機械（工事用車両を除く。）

主要工程	主な作業	主な建設機械											
		ラフタークレーン	クローラクレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	タワークレーン	油圧式破砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	クラムシエル
準備工事	工事用仮囲い設置 仮設電源設置	○	○			○							
解体工事・ 土工事	焼却炉設備解体 建築物解体 煙突解体 山留め（SMW 等） 地下解体 掘削	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○
躯体・ プラント工事	コンクリート打設 組立・建込・据付	○	○			○	○				○	○	
外構工事	構内道路工事 植栽工事	○	○	○	○	○						○	

イ 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4-13 に示すとおりである。

なお、工事用車両については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「東京都環境確保条例」という。）他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市区界
-  : 工事用車両 入車方向
-  : 工事用車両 出車方向



1:10,000



図 4-13 工事用車両の主な走行ルート

4.3.2 供用計画

(1) ごみ収集車両等計画

ア 運搬計画

(ア) ごみ等の運搬

北区から発生するごみを主体とし、周辺区からも搬入する。

施設稼働に伴い発生する飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場へ運搬して埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメントの原料化を図る。

(イ) 搬出入日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの8時から17時までとする。

(ウ) 走行ルート

ごみ収集車両の主な走行ルート及び灰等運搬車両の主な走行ルートについては、現状と同様とし、図4-14及び図4-15に示すとおりである。

(エ) ごみ収集車両等台数

建替え後におけるごみ収集車両等の台数は、定格処理能力である600トン/日稼働の時^{注)}、ごみ収集車両667台/日、灰等運搬車両13台/日、合計680台/日と予測される。

(オ) 時間帯別予測台数

将来のごみ収集車両、灰等運搬車両の時間帯別予測台数は、表4-7に示すとおりである。

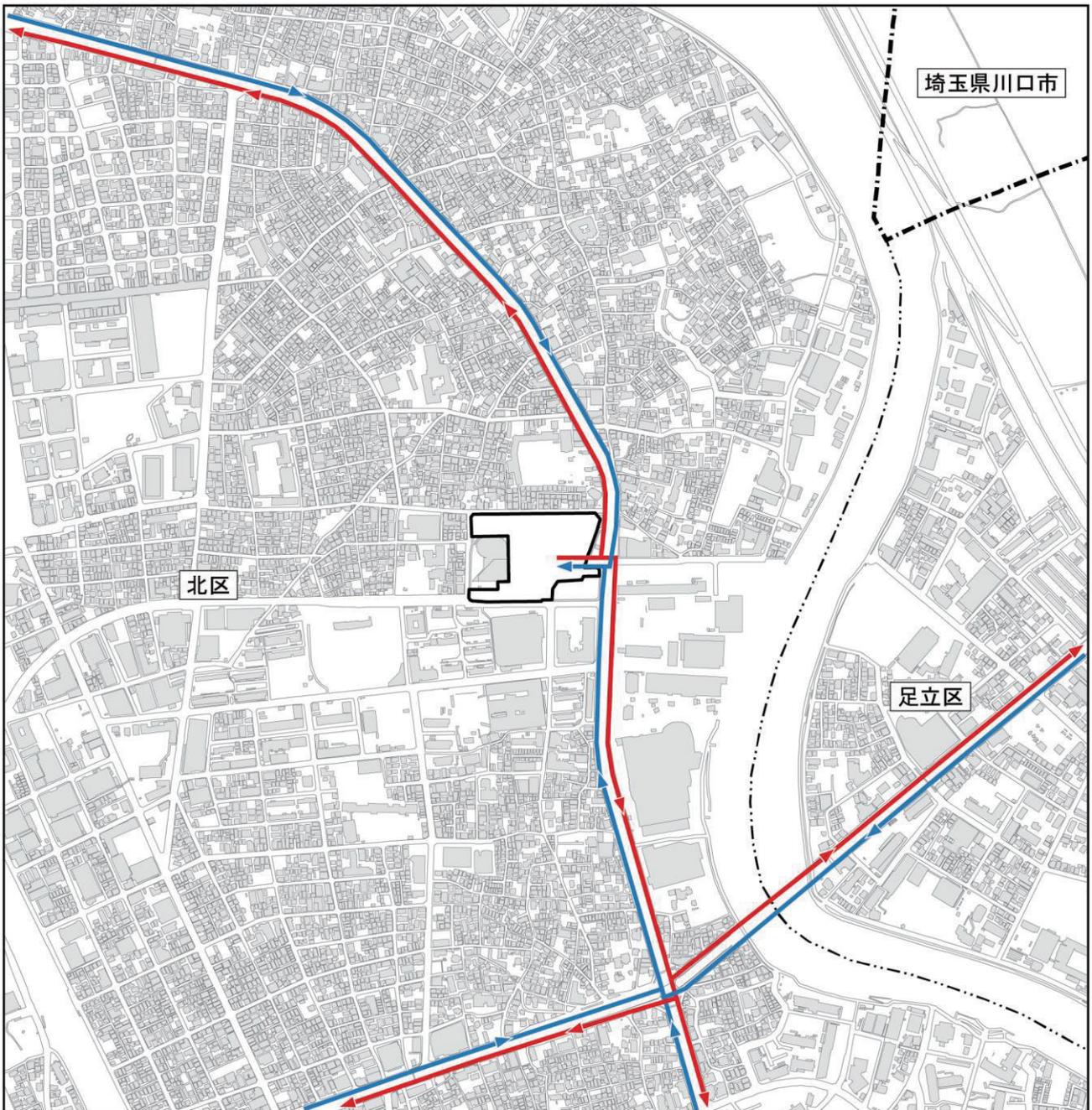
表4-7 時間帯別予測台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ収集車両	灰等運搬車両	合計
8:00～9:00	81	0	81
9:00～10:00	145	5	150
10:00～11:00	130	1	131
11:00～12:00	70	0	70
12:00～13:00	19	0	19
13:00～14:00	128	6	134
14:00～15:00	84	1	85
15:00～16:00	10	0	10
16:00～17:00	0	0	0
合計	667	13	680

注) 時間帯別予測台数は既存施設の実績により按分した。

注) ごみ搬入は月曜日から土曜日までの週6日である。一週間の焼却量を6日で搬入するため、1日あたり700トン(600トン/日×7日÷6日)搬入する条件で台数を算出した。



凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市区界
-  : ごみ収集車両 入車方向
-  : ごみ収集車両 出車方向



1:10,000



図 4-14 ごみ収集車両の主な走行ルート

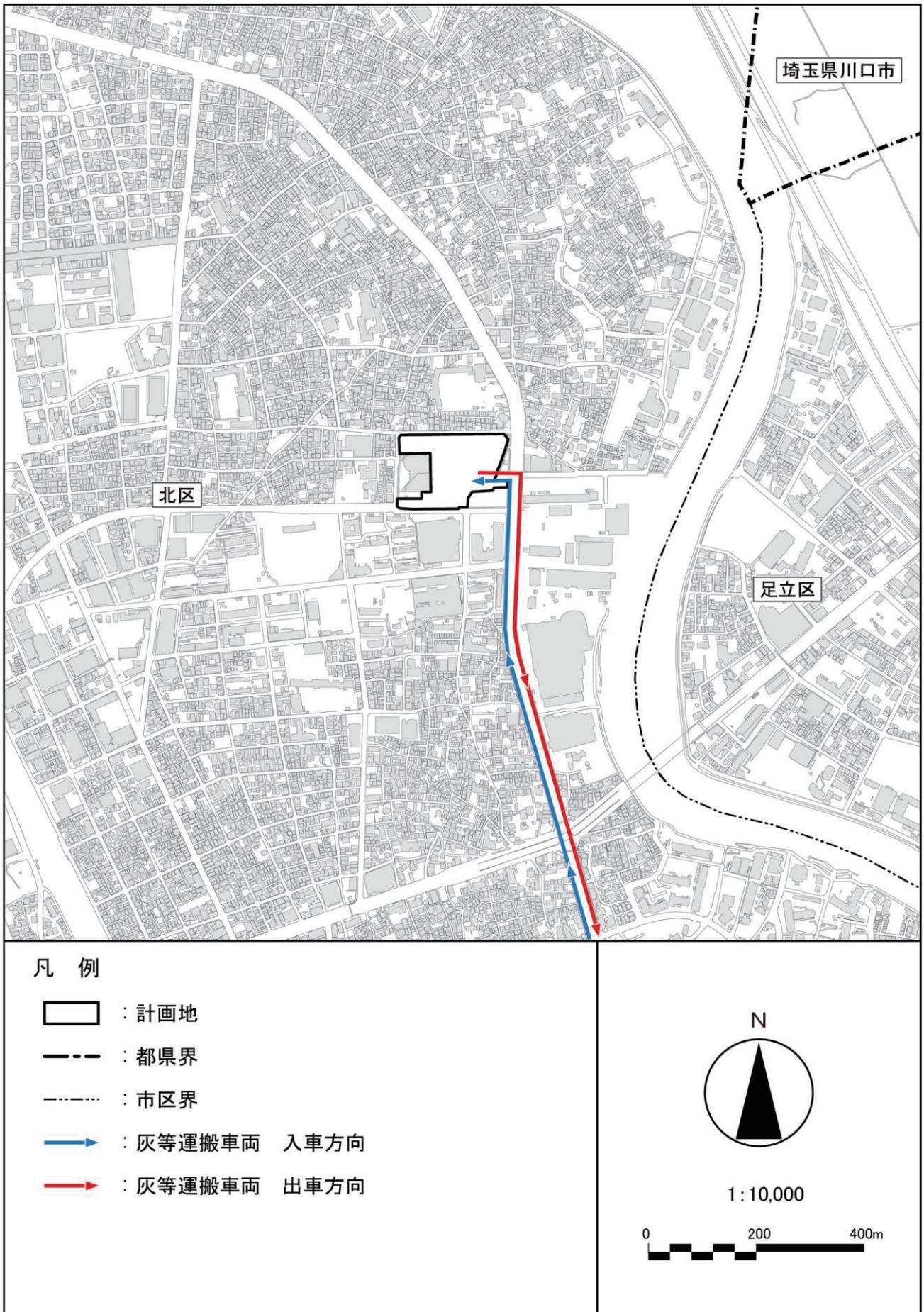


図 4-15 灰等運搬車両の主な走行ルート

イ ごみ収集車両等の構造

ごみ収集車両等の外観は、代表として図 4-16 及び図 4-17 に示すとおりである。

ごみ収集車両のうち、汚水の発生する可能性があるものは図 4-16 のように密閉構造になっている。また、灰等の運搬車両は、天蓋付きとし、灰等が飛散しない構造とする。



図 4-16 ごみ収集車両の外観（小型プレス車 4m³）



図 4-17 灰等運搬車両の外観（大型ダンプ車天蓋付 10m³）

(2) 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、主灰、飛灰及び脱水汚泥がある。

飛灰は、重金属類の溶出を防止する安定化处理として薬剤処理等を行い、飛灰処理汚泥とする。飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、最終処分場で埋立処分する。主灰は、埋立処分または民間のセメント工場へ搬出し、セメントの原料化を図る。

なお、主灰、飛灰処理汚泥及び脱水汚泥は、定期的に重金属溶出試験やダイオキシン類等の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。

5 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

(1) 事業計画の策定

既存の北清掃工場は、可燃ごみの焼却施設として平成 10 年 3 月に東京都により建設され、平成 30 年 3 月現在で、建設後 20 年が経過している。

清掃一組は、設立と同時に一般廃棄物処理基本計画（以下、「一廃計画」という。）を策定した。その後、平成 18 年 1 月、平成 22 年 2 月及び平成 27 年 2 月に一廃計画を改定し、現計画では北清掃工場について、平成 34 年度から施設整備を行う予定としている。

本事業は、この一廃計画に基づき、北清掃工場の建替えを実施するものである。

(2) 地域住民との取組

平成 29 年 5 月、北清掃工場の建替事業を開始するにあたり、地域住民に対する説明会を開催し、事業全体の概要について説明した。

その後、建替計画の策定に係る調査を実施し、平成 30 年 5 月に「建替計画素案」を取りまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、平成 30 年 8 月に「北清掃工場建替計画」を策定した。

新しい北清掃工場は、基本コンセプトを「環境に配慮し、地域に親しまれる清掃工場」とし、基本方針として「緑地との調和」、「環境との共生」、「エネルギーの有効活用」、「施設の強靱化」を掲げ、地域に親しまれる清掃工場を目指していく。

6 地域の概況

計画地は、東京都北区に位置している。

地域の概況の調査範囲は、計画地及びその周辺地域とした。また、広域的に把握する必要のある大気汚染については、煙突排出ガスの影響や一般環境大気測定局の配置を勘案して、図 6-1 に示すとおり計画地から約 5 km の範囲とした。この範囲内に含まれる区市町村は、東京都北区、足立区、板橋区、豊島区、文京区及び荒川区並びに埼玉県川口市及び戸田市となっている。その他の項目については、計画地及びその周辺地域とし、調査項目ごとに北区及び足立区の適切な範囲を設定した。

地域の概況の調査項目は、表 6-1 に示す 26 項目とした。

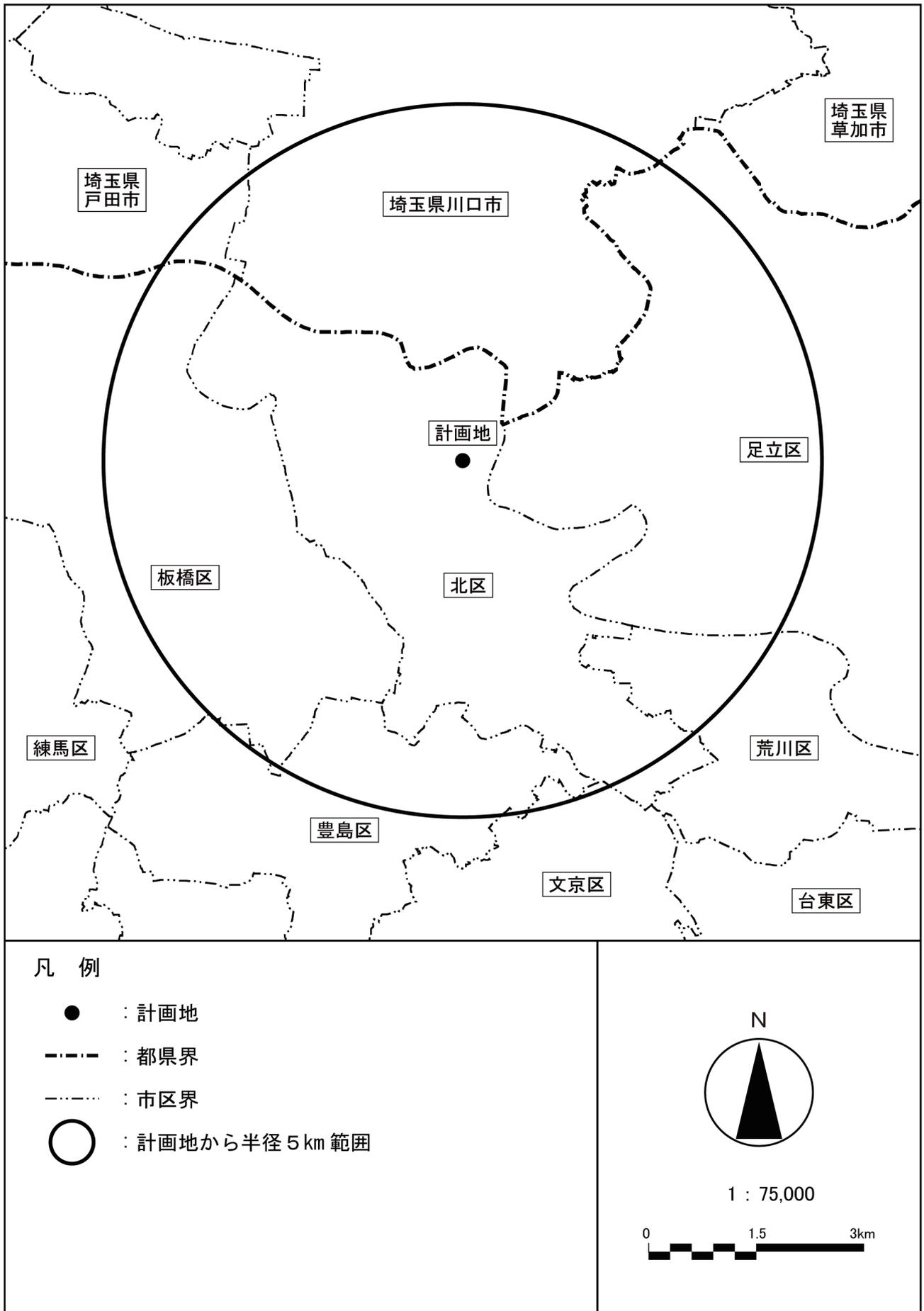


図 6-1 地域の概況の調査範囲（大気汚染）

表 6-1 地域の概況の調査項目

大項目	小項目
6.1 一般項目	6.1.1 人口
	6.1.2 産業
	6.1.3 交通
	6.1.4 土地利用
	6.1.5 水域利用
	6.1.6 気象
	6.1.7 関係法令の指定・規制等
	6.1.8 環境保全に関する計画等
	6.1.9 公害に関する苦情件数
6.2 環境項目	6.2.1 大気汚染
	6.2.2 悪臭
	6.2.3 騒音・振動
	6.2.4 水質汚濁
	6.2.5 土壌汚染
	6.2.6 地盤
	6.2.7 地形・地質
	6.2.8 水循環
	6.2.9 生物・生態系
	6.2.10 日影
	6.2.11 電波障害
	6.2.12 風環境
	6.2.13 景観
	6.2.14 史跡・文化財
	6.2.15 自然との触れ合い活動の場
	6.2.16 廃棄物
	6.2.17 温室効果ガス

6.1 一般項目

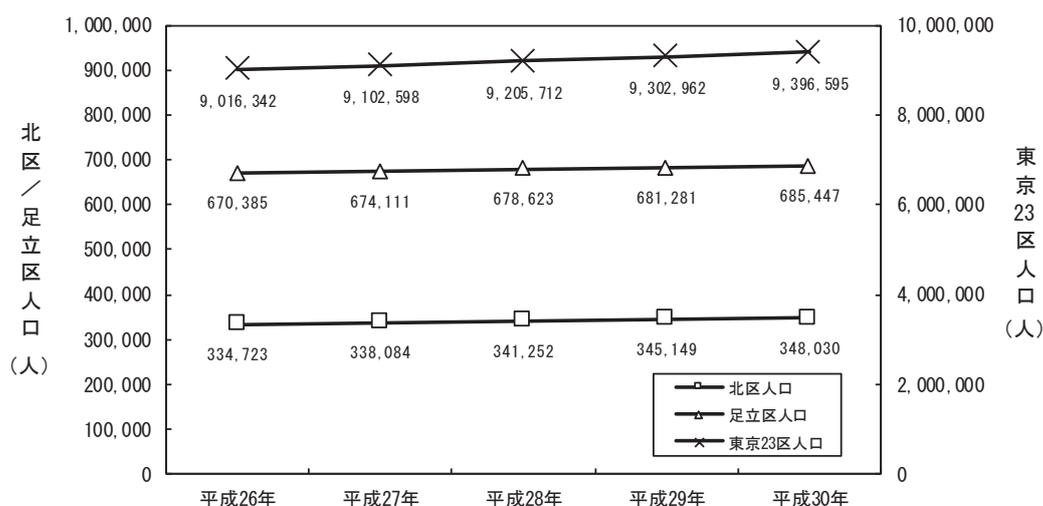
6.1.1 人口

(1) 人口及び人口密度

計画地の位置する北区、足立区及び東京 23 区における平成 26 年から平成 30 年までの人口の推移を図 6-2 に、平成 30 年の世帯数を表 6-2 に示す。

平成 30 年現在、北区の人口は 348,030 人であり、平成 26 年以降は微増の傾向が続いている。また、足立区の人口は 685,447 人であり、平成 26 年以降は微増の傾向が続いている。

なお、平成 30 年現在、北区の世帯数は 193,253 世帯であり、足立区の世帯数は 340,838 世帯である。



注 1) 「人口」は、日本人と外国人を合わせた人口総数である。

注 2) 各年 1 月 1 日現在の人口総数である。

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

図 6-2 人口の推移

表 6-2 世帯数

単位：戸

年	北区	足立区	東京 23 区
平成 30 年	193,253	340,838	5,077,122

注 1) 平成 30 年 1 月 1 日現在

注 2) 「世帯数」は、日本人のみの世帯、外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯を合わせた総世帯数である。

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

平成 30 年における人口密度を表 6-3 に示す。計画地の位置する北区の人口密度は 16,886 人/km²であり、東京 23 区の 14,992 人/km²より高くなっている。足立区の人口密度は 12,872 人/km²であり、東京 23 区より低くなっている。

表 6-3 人口密度

単位：人/km²

年	北区	足立区	東京 23 区
平成 30 年	16,886	12,872	14,992

注) 平成 30 年 1 月 1 日

資料) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

(2) 人口動態

計画地が位置する北区、足立区及び東京 23 区における人口動態を表 6-4 に示す。

北区の人口は、他道府県との移動、都内間の移動及びその他が増加、自然動態が減少しており、合計で 2,881 人の人口増となっている。

また、足立区の人口は他道府県との移動、都内間の移動及びその他が増加、自然動態が減少しており、合計で 4,166 人の人口増となっている。

表 6-4 人口動態

単位:人

地域名	増減人口	他都道府県との移動			都内間の移動増減数	自然動態			その他の増減
		社会増減	転入	転出		自然増減	出生	死亡	
北区	2,881	1,075	13,874	12,799	271	-564	2,936	3,500	2,099
足立区	4,166	2,103	19,833	17,730	2,542	-1,795	5,226	7,021	1,316
東京 23 区	93,633	55,364	345,740	290,376	-1,068	2,404	81,730	79,326	36,933

注 1) 平成 29 年中の数値である。

注 2) 「社会増減」は、「他県との移動の増減」を意味している。

注 3) 「その他の増減」とは、出国、入国並びに帰化、国籍離脱及び実態調査等職権による記載、消除及び補正による増減等である。

資料) 「人口の動き (平成 29 年中)」 (平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

(3) 町丁別人口

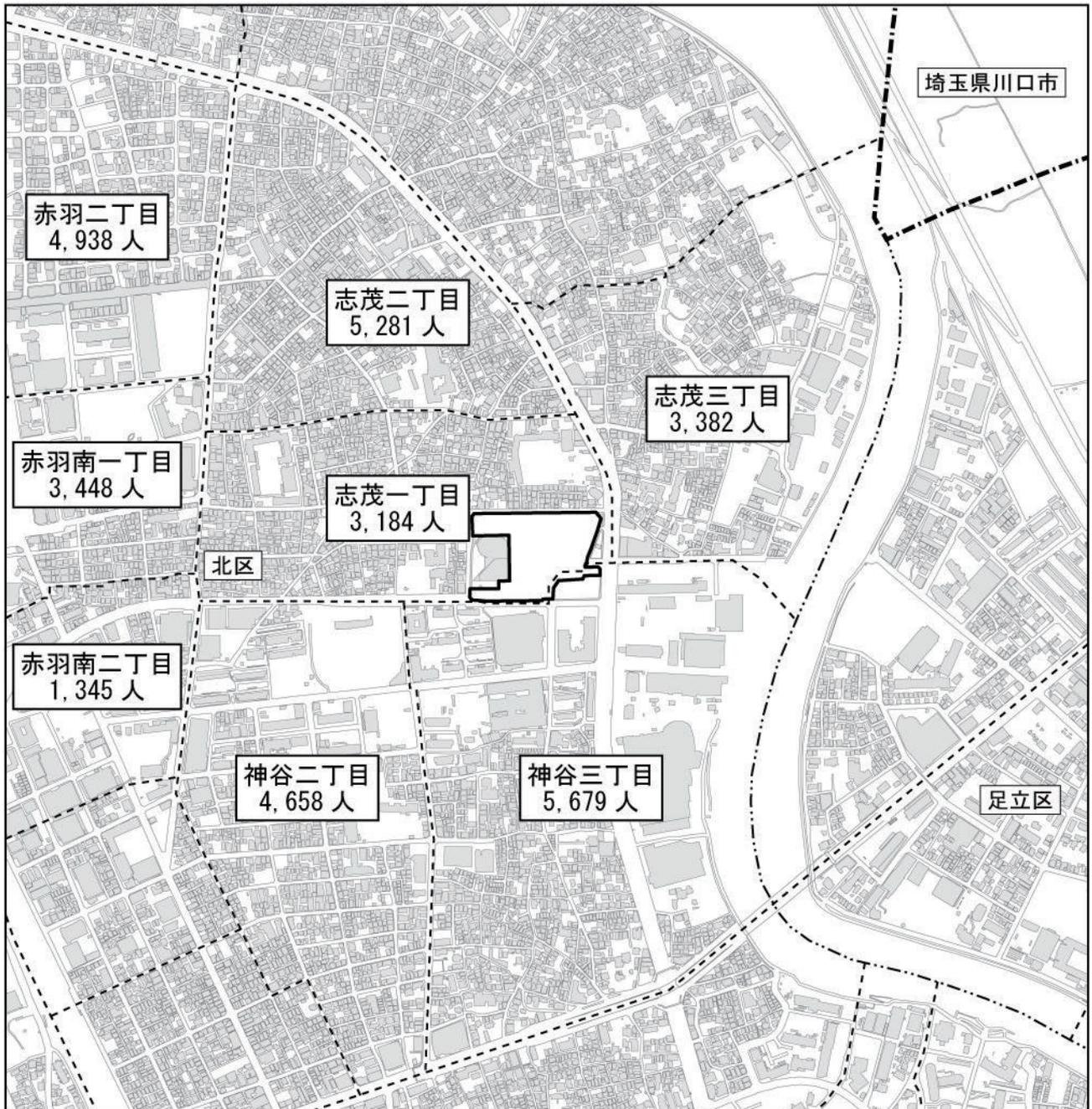
計画地が位置する志茂一丁目及び隣接する町丁別人口を図 6-3 に示す。計画地の位置する志茂一丁目は人口 3,184 人である。計画地周辺で最も人口が多いのは、神谷三丁目目で 5,679 人であり、次いで志茂二丁目目の 5,281 人である。

6.1.2 産業

計画地が位置する北区及び足立区における産業別事業所数及び従業者数の構成割合を図 6-4 に示す。

北区における事業所数及び従業者数は、第 3 次産業が最も多くともに全体の約 84% 占めており、次いで第 2 次産業がともに約 16%、第 1 次産業がともに全体の 0.1% 以下とごくわずかとなっている。

また足立区における事業所数及び従業者数は、第 3 次産業が最も多く全体の約 76% 及び約 81% を占めており、次いで第 2 次産業が約 24% 及び約 19%、第 1 次産業がともに全体の 0.1% 以下とごくわずかとなっている。



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 町丁目界



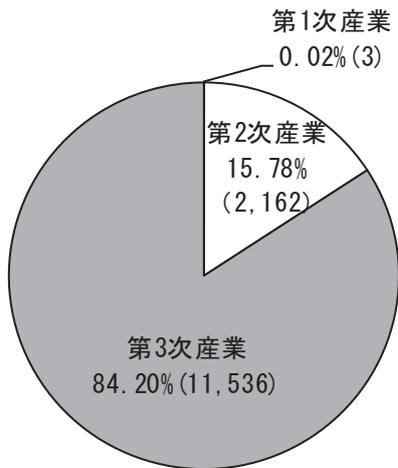
1 : 10,000



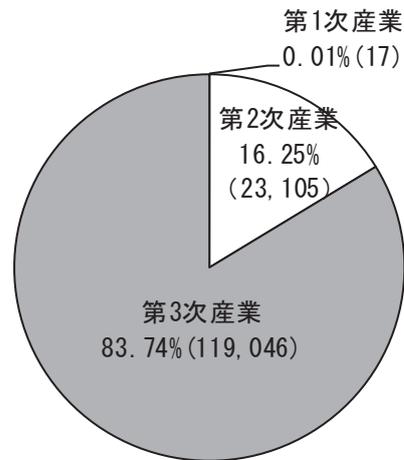
資料) 「町丁目別人口 (平成 30 年 1 月 1 日現在)」
 (平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)

図 6-3 計画地周辺の町丁目別人口

【事業所数】



【従業者数】



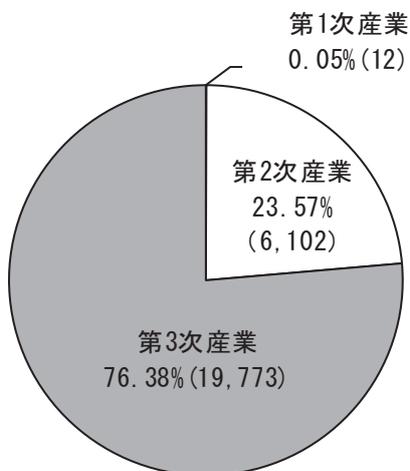
注1)平成26年7月1日現在

注2)カッコ内は実数を示す。

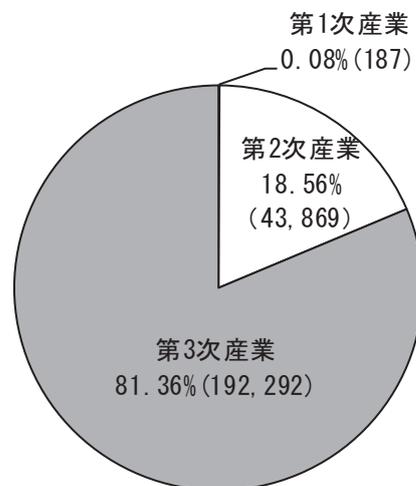
資料)「平成26年経済センサス基礎調査」(平成30年6月閲覧、総務省統計局ホームページ)

図6-4(1) 産業別事業所数及び従業者数構成割合(北区)

【事業所数】



【従業者数】



注1)平成26年7月1日現在

注2)カッコ内は実数を示す。

資料)「平成26年経済センサス基礎調査」(平成30年6月閲覧、総務省統計局ホームページ)

図6-4(2) 産業別事業所数及び従業者数構成割合(足立区)

6.1.3 交通

(1) 道路交通状況

計画地及びその周辺地域の主要な道路を図 6-5 に示す。

計画地及びその周辺地域の主要道路としては、高速自動車国道である高速中央環状線、高速川口線、一般国道である国道 122 号(北本通り)ほか、主要地方道である環状 7 号線、環状 8 号線、王子千住夢の島線、王子金町江戸川線が挙げられる。その他、特例都道の常盤台赤羽線、本郷赤羽線、中十条赤羽線が走っている。

計画地は、一般国道 122 号沿いに位置している。

計画地及びその周辺地域の交通量及び大型車混入率を表 6-5 に、交通量調査地点を図 6-5 に示す。

平成 27 年度において最も交通量が多かったのは、図中番号 2 の高速川口線（都県境～鹿浜橋出入口）であり、平日自動車類 12 時間交通量は 64,272 台、昼間 12 時間大型車混入率は 28.3%となっている。また、計画地に近い道路として、図中番号 3 の一般国道 122 号(北本通り)における平日自動車類 12 時間交通量は 29,769 台、昼間 12 時間大型車混入率は 19.7%となっている。

表 6-5(1) 計画地周辺の交通量

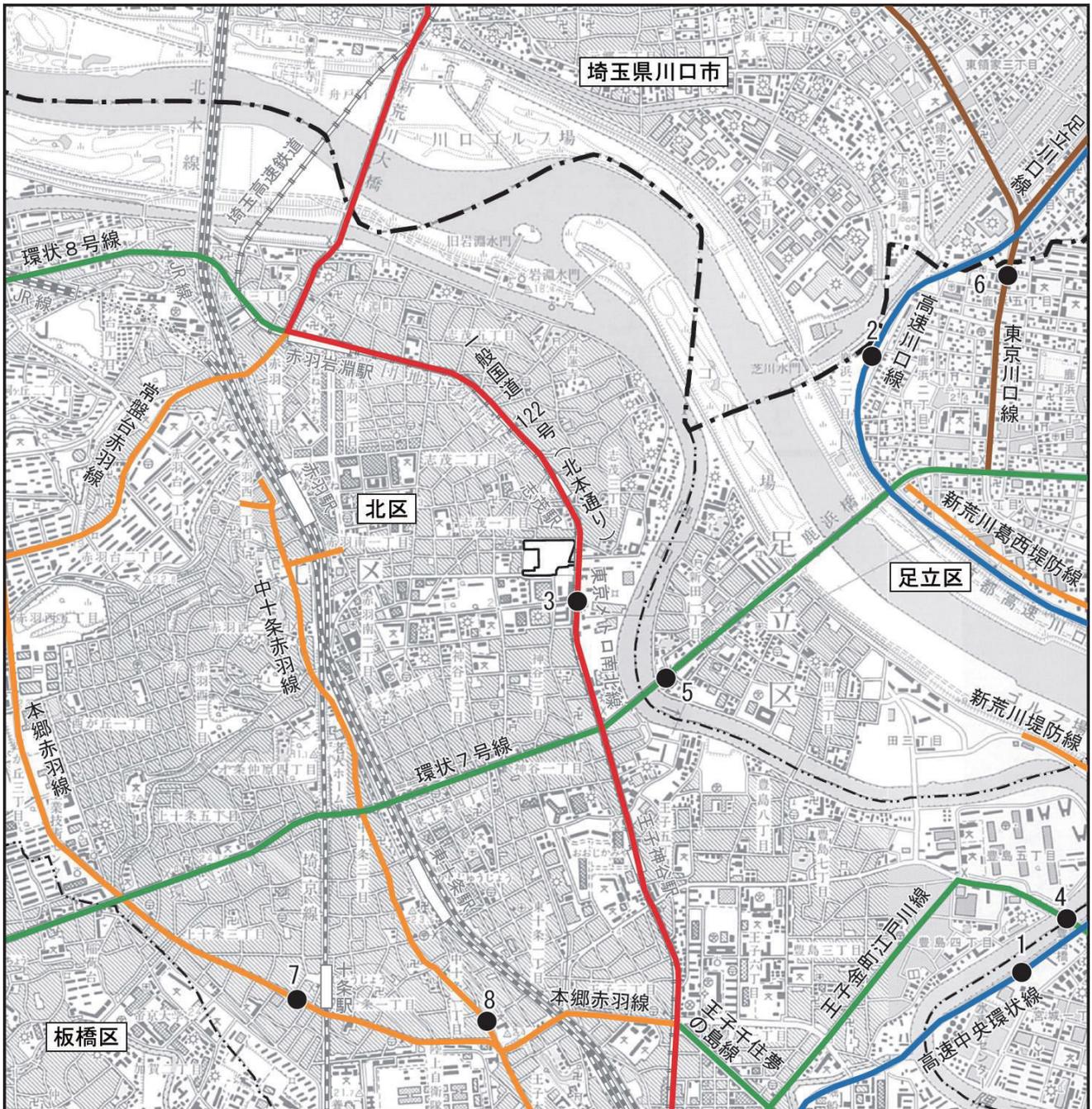
No.	路線名	観測地点名	平日自動車類 12 時間交通量 (台)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
1	高速中央環状線	江北 JCT～王子北出入口	31,928	48,222	46,084
2	高速川口線	都県境～鹿浜橋出入口	53,697	64,866	64,272
3	一般国道 122 号	北区神谷 3 丁目 16-4	32,555	30,162	29,769
4	王子金町江戸川線	北区豊島 5	6,637	12,530	11,950
5	環状 7 号線	足立区新田 1-1	31,446	41,991	39,994
6	東京川口線	足立区鹿浜 5-2	7,032	13,182	12,092
7	本郷赤羽線	北区上十条 2 丁目 13	9,633	8,713	7,156
8	中十条赤羽線	北区中十条 1 丁目 15	6,718	6,454	6,470

資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)
「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(平成 30 年 6 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)

表 6-5(2) 計画地周辺の大型車混入率

No.	路線名	観測地点名	平日昼間 12 時間大型車混入率 (%)		
			平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
1	高速中央環状線	江北 JCT～王子北出入口	24.6	18.2	18.8
2	高速川口線	都県境～鹿浜橋出入口	35.0	26.9	28.3
3	一般国道 122 号	北区神谷 3 丁目 16-4	23.4	22.6	19.7
4	王子金町江戸川線	北区豊島 5	14.0	19.5	21.9
5	環状 7 号線	足立区新田 1-1	21.0	22.6	22.9
6	東京川口線	足立区鹿浜 5-2	16.0	25.6	25.0
7	本郷赤羽線	北区上十条 2 丁目 13	13.4	13.4	12.9
8	中十条赤羽線	北区中十条 1 丁目 15	8.4	9.4	7.5

資料) 「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)
「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(平成 30 年 6 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)



凡 例

- | | | | |
|--|-----------|--|----------------------------------|
| | : 計画地 | | : 高速自動車国道 |
| | : 都県界 | | : 一般国道 |
| | : 市区界 | | : 特例主要地方道 |
| | : JR 線 | | : 特例都道 |
| | : 私鉄・地下鉄線 | | : 都県道 |
| | | | : 交通量調査地点
(1～8)
(道路交通センサス) |

注) 交通量調査地点は、平成 27 年度現在を表す。



1 : 25,000



図 6-5 計画地周辺の主要な道路及び交通量調査地点

(2) 鉄道の状況

計画地及びその周辺地域の鉄道路線を図 6-6 に示す。

計画地及びその周辺地域においては、計画地東側に東京メトロ南北線が南方向から北西方向に走っており、埼玉高速鉄道と直通している。西方約 880m に JR 線が南及び南西から北西方向に走っている。なお、計画地の最寄り駅は、東京メトロ南北線志茂駅である。

計画地及びその周辺地域の鉄道駅における過去 5 年間(平成 24 年度から平成 28 年度まで)の 1 日平均鉄道乗車人員数を表 6-6 に示す。

平成 28 年度の 1 日平均鉄道乗車人員数は、東京メトロ南北線の王子神谷駅で 34,592 人、志茂駅で 12,057 人、赤羽岩淵駅で 87,514 人、JR 京浜東北線の東十条駅で 22,983 人、赤羽駅で 93,534 人、JR 埼京線の十条駅で 36,594 人であった。

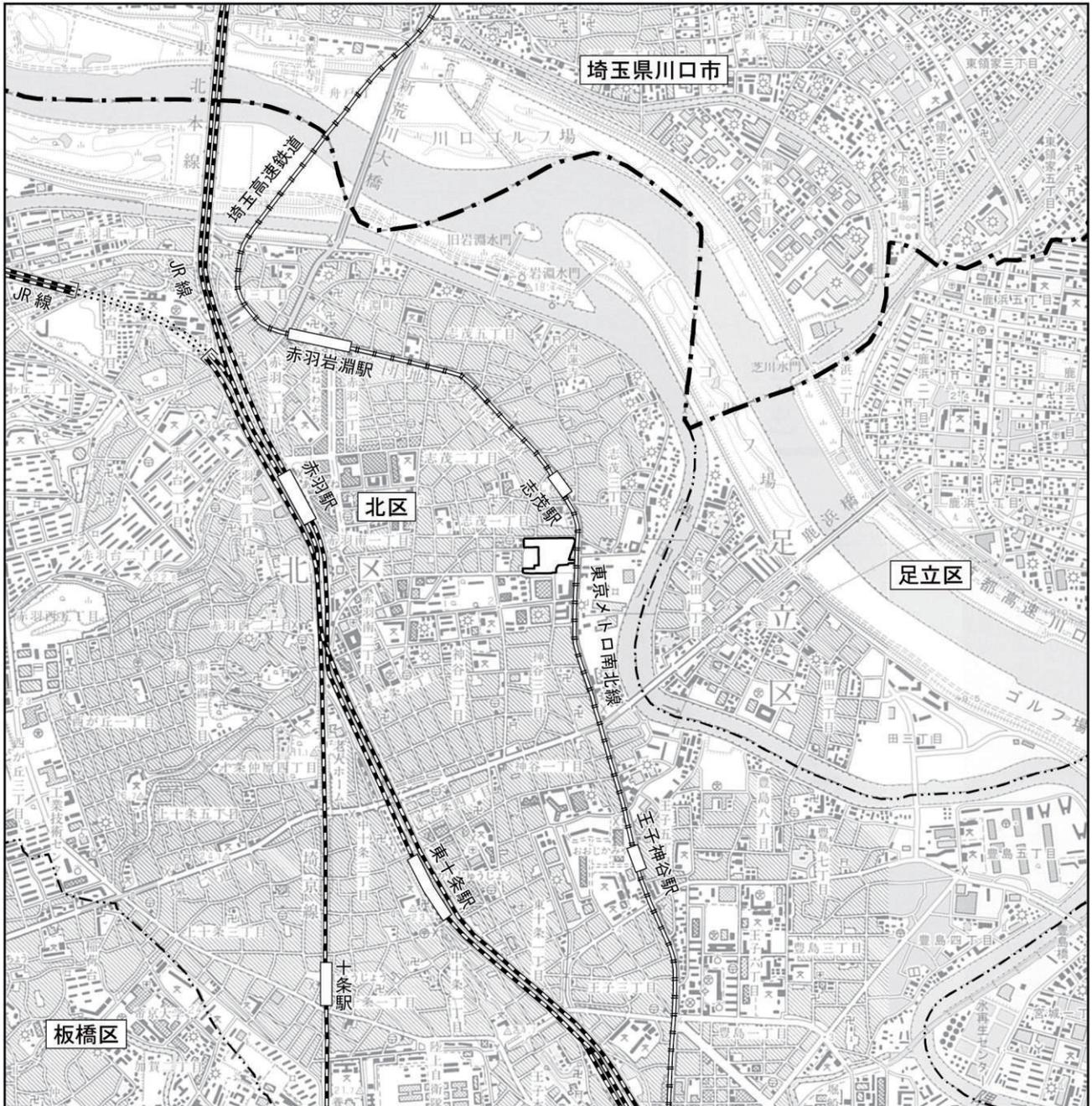
また、過去 5 年間の 1 日平均鉄道乗車人員数は、すべての駅で増加傾向である。

表 6-6 1 日平均鉄道乗車人員数

単位：人

路線名	駅	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京メトロ 南北線	王子神谷駅	32,685	33,666	33,949	33,695	34,592
	志茂駅	10,130	10,859	10,966	11,613	12,057
	赤羽岩淵駅	75,150	78,880	80,742	84,473	87,514
JR 京浜東北線	東十条駅	21,772	22,140	22,155	22,650	22,983
	赤羽駅	88,140	89,742	89,489	92,146	93,534
JR 埼京線	十条駅	35,285	35,943	35,162	35,901	36,594

注 1) 赤羽駅は JR 京浜東北線及び JR 埼京線の駅であるが、京浜東北線で記載している。
資料) 「各駅の乗車人数」(平成 30 年 6 月閲覧、JR 東日本ホームページ)
「各駅の乗降人員ランキング」(平成 30 年 6 月閲覧、東京メトロホームページ)



凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市区界
-  : JR 線
-  : JR 線 (トンネル)
-  : 私鉄・地下鉄線



1 : 25,000



図 6-6 計画地周辺の鉄道路線

6.1.4 土地利用

(1) 地目別土地面積

計画地の位置する北区及び足立区における地目別面積を表 6-7 に示す。

北区では宅地が多く、全体の約 91%を占めている。

また、足立区においても宅地が多く、全体の約 96%を占めている。

表 6-7(1) 地目別土地面積（北区）

単位:ha

項目	総数	宅 地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点 未満
		計	商業 地区	工業 地区	住宅 地区	その他							
面積 (割合)	1,048.06 (100.0%)	956.85 (91.3%)	21.33 (2.0%)	66.09 (6.3%)	869.43 (83.0%)	- (-%)	- (-%)	0.30 (0.0%)	0.70 (0.1%)	- (-%)	- (-%)	89.62 (8.6%)	0.59 (0.1%)

注1)平成29年1月1日現在

注2)数値は、固定資産税の対象となる土地面積である。

注3)宅地のその他は、生産緑地区内宅地をいう。

注4)雑種地とは、宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で、野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注5)免税点未満とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が30万円に満たないものである。

資料)「特別区の統計」(平成30年6月閲覧、特別区協議会ホームページ)

表 6-7(2) 地目別土地面積（足立区）

単位:ha

項目	総数	宅 地					田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	免税点 未満
		計	商業 地区	工業 地区	住宅 地区	その他							
面積 (割合)	2,851.30 (100.0%)	2,727.71 (95.7%)	35.87 (1.3%)	210.43 (7.4%)	2,481.33 (87.0%)	0.08 (0.0%)	0.38 (0.0%)	52.52 (1.8%)	0.02 (0.0%)	- (-%)	- (-%)	68.98 (2.4%)	1.69 (0.1%)

注1)平成29年1月1日現在

注2)数値は、固定資産税の対象となる土地面積である。

注3)宅地のその他は、生産緑地区内宅地をいう。

注4)雑種地とは、宅地、田、畑、山林、原野、池沼以外の土地で、野球場、テニスコート、ゴルフ場、運動場、高圧鉄塔敷地、軌道用地等をいう。

注5)免税点未満とは、土地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が30万円に満たないものである。

資料)「特別区の統計」(平成30年6月閲覧、特別区協議会ホームページ)

(2) 土地利用現況

計画地が位置する志茂一丁目及び隣接する町丁別土地利用の面積を表 6-8 に、計画地周辺の土地利用現況図を図 6-7 に示す。

計画地の北側には主に独立住宅、屋外利用地・仮設建物が点在している。計画地の東側は隅田川が流れている他、川沿いに専用工場が立地している。計画地の南側には、専用商業施設、独立住宅、集合住宅が多くみられる。計画地の西側は教育文化施設、独立住宅、集合住宅、専用工場の他、公園、運動場等がみられる。

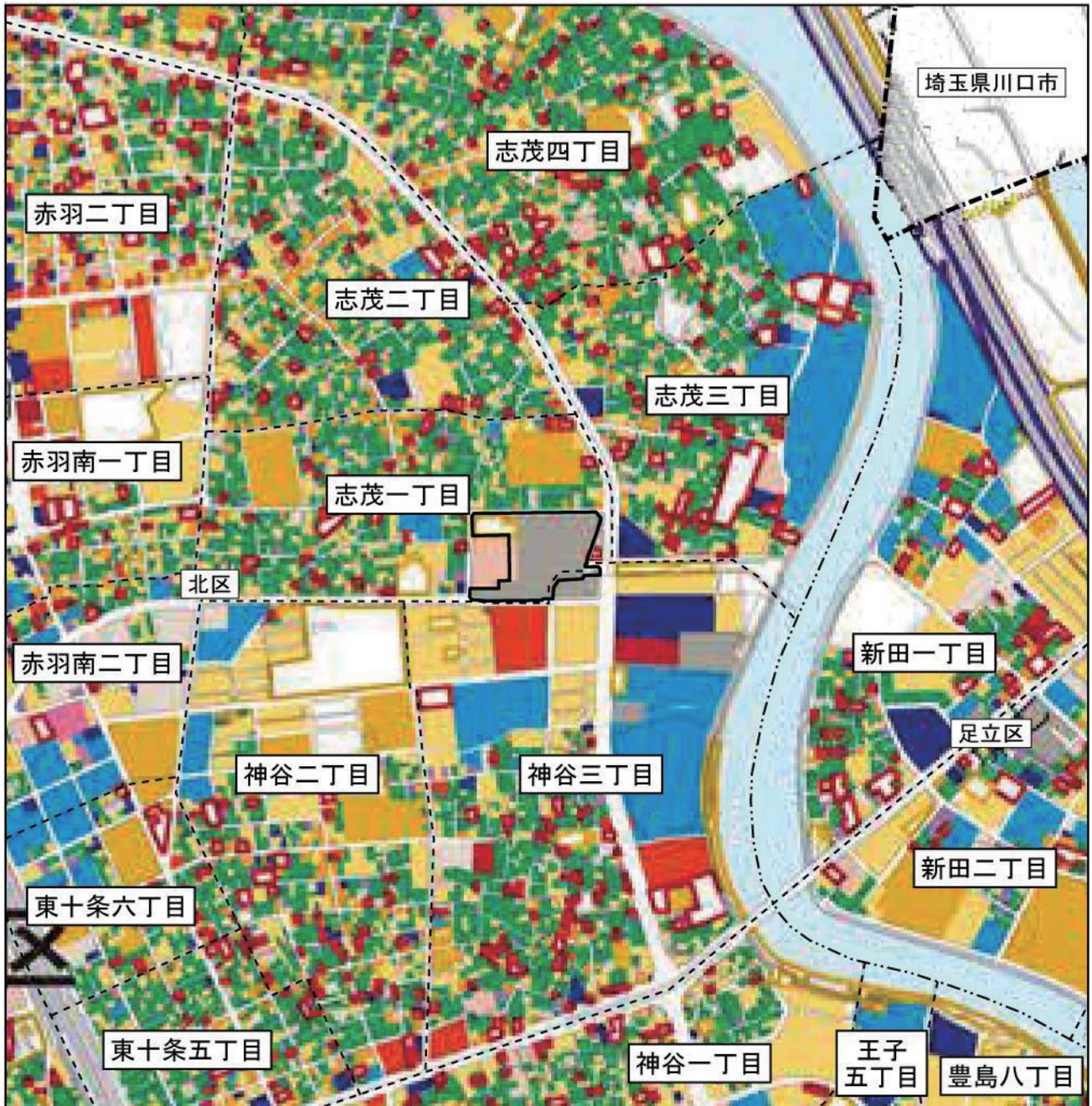
表 6-8 計画地周辺における土地利用

単位:ha

町丁名	土地面積	宅 地				空地系			交通	農用地等	河川等	林野系	その他
		公共用地	商業用地	住宅用地	工業用地	屋外利用地	未利用地等	公園・運動場等					
志茂一丁目	18.5	4.3	0.9	7.8	0.6	0.5	0.1	0.4	3.9	0.0	0.0	0.0	0.0
志茂二丁目	19.9	0.2	2.2	11.5	0.6	0.8	0.1	0.0	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0
志茂三丁目	26.9	0.4	1.3	8.7	5.3	1.8	1.1	0.3	3.7	0.1	4.0	0.1	0.0
神谷二丁目	22.9	2.1	1.9	8.8	1.5	0.8	0.8	2.7	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0
神谷三丁目	36.2	2.4	3.9	11.6	5.9	1.3	0.8	0.7	6.6	0.0	3.0	0.0	0.0
赤羽二丁目	19.5	0.9	3.8	6.8	0.2	0.9	1.2	0.0	5.7	0.0	0.0	0.0	0.0
赤羽南一丁目	11.6	0.8	1.4	4.0	0.3	0.4	0.2	1.2	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0
赤羽南二丁目	13.0	1.1	0.9	2.3	3.5	0.2	0.2	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0

注)平成 25 年度の数值

資料)「土地利用現況調査について」(平成 30 年 1 月、北区提供資料)



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 町丁界



1 : 10,000



資料) 「東京都土地利用現況図[建物用途別](区部)(平成28年現在)」
(平成30年6月閲覧、東京都都市整備局ホームページ)

图 6-7(1) 土地利用現況図

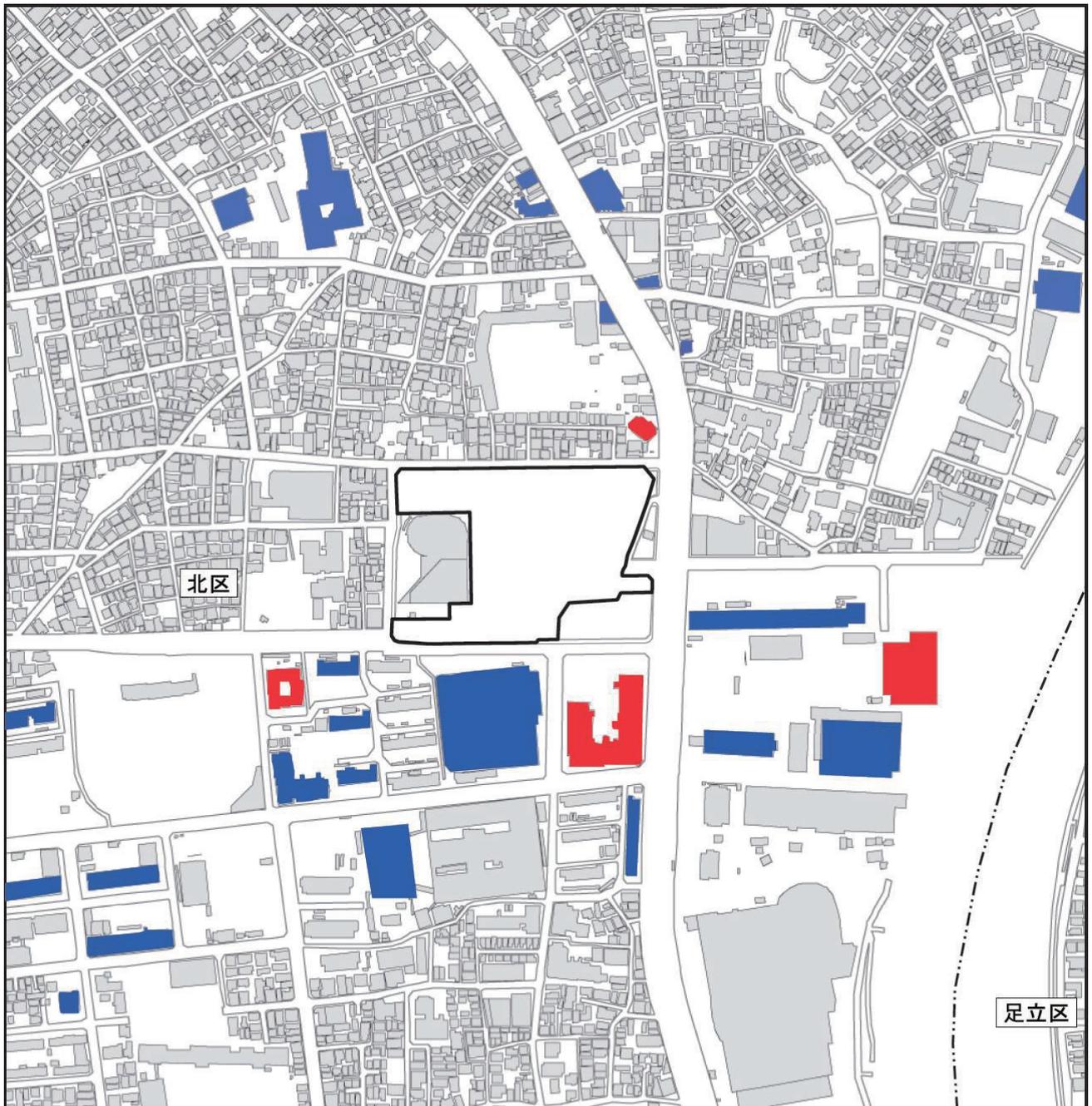
凡例					
	公共系	官公丁施設		空地系	屋外利用地・仮設建物
		教育文化施設			公園、運動場等
		厚生医療設			未利用地等
		供給処理施設		道路	
	商業系	事務所建築物		鉄道・港湾等	
		専用商業施設		農業系	農林漁業施設
		住商併用建物			田
		宿泊・遊興施設			畑
	スポーツ・興行施設		樹園地		
	住宅系	独立住宅			採草放牧地
		集合住宅		水面・河川・水路	
	工業系	専用工場		林野系	森林
		住居併用工場			原野
		倉庫・運輸関係施設		その他	

資料) 「東京都土地利用現況図[建物用途別](区部)(平成28年現在)」(平成30年6月閲覧、東京都都市整備局ホームページ)

図 6-7(2) 土地利用現況図(凡例)

(3) 計画地周辺の建築物の高さ

計画地周辺の建築物の高さを図 6-8 に示すが、全て 50m 以下であり、ほとんどが集合住宅である。



凡 例

-  : 計画地
-  : 市区界
-  : 20m～40mの建築物
-  : 40m～50mの建築物



1:5,000

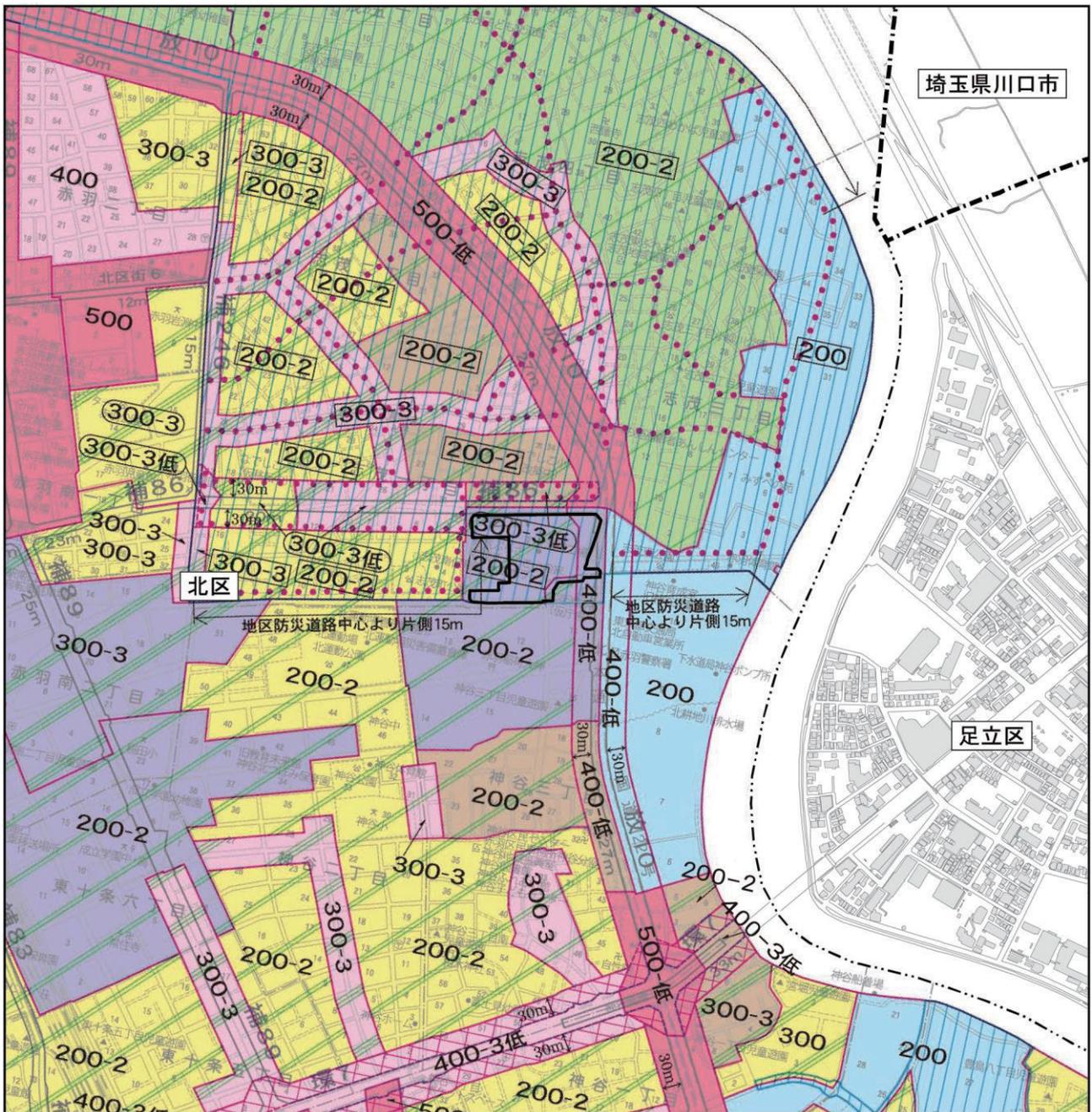


図 6-8 計画地周辺の建築物の高さ

(3) 都市計画法に基づく指定の状況

計画地及びその周辺における都市計画法に基づく用途地域の指定を図 6-9 に示す。

計画地の位置する北区は、ほぼ全域が都市計画区域に指定されている。計画地は準工業地域に指定されるとともに、志茂地区防災街区整備地区計画区域に指定されている。計画地周辺は第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、準工業地域(特別工業地区)及び工業地域に指定されている。



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界



1:10,000



資料)「北区都市計画図Ⅰ」(平成30年4月、北区まちづくり部)

図 6-9(1) 用途地域図(北区)

用途地域図の記号及び凡例（北区）

地域名	記号	建ぺい率	容積率	高度地区	高さ制限		
第二種低層住居専用地域(二低層)	150-2	60	150	第2種	12m		
第一種中高層住居専用地域(一中高)	150-2	60	150	第2種			
	200-2		200				
	300-3		300			第3種	
	300-3低					第3種最低限	
第二種中高層住居専用地域(二中高)	200-2	60	200	第2種			
第一種住居地域(一住居)	200	60	200	第2種			
	200-2			第2種最低限			
	200-低						
	300		300	第3種			
	300-3			第3種最低限			
	300-3低						
	400			最低限			
400-低	200	第2種					
第二種住居地域(二住居)	200-2	60	200	第2種			
近隣商業地域(近商)	300-3	80	300	第3種			
	300			最低限			
	300-3低			第3種最低限			
	400		400	第3種			
	400-3			最低限			
	400-低			第3種最低限			
	400-3低			35m高最低限			
	400・35・低			35m			
	400			400		最低限	
	400-低						
商業地域(商業)	500	80	500	最低限	35m		
	500-低			35m高最低限			
	500-35m・低			40m高			
	500-40m		600	40m高最低限	40m		
	500-40m・低						
	600		600	最低限			
	600-低						
	600						
準工業地域(準工)	200	60	200	第2種			
	200-2			最低限			
	200-低		300	第3種			
	300			第3種最低限			
	300-3		400	最低限			
	300-3低			第3種最低限			
	400-低						
	400-3低						
準工業地域(特別工業地区)(特工)	200-2	60	200	第2種			
	200-3			第3種			
	300-3		300	第3種最低限			
	300-3低			最低限			
	400-低			第3種最低限			
	400-3低						
工業地域(工業)	200	60	200	最低限			
	300		300				
	400		400				
	400-低						

- 地区計画区域等
- 高度利用地区
- 不燃化促進区域
- 不燃化促進区域
(地区防災道路中心より15m)
- 沿道地区計画区域

●日影規制

種別	※規制される日影時間		測定水平面 (平均地盤面からの高さ)	規制を受ける建築物
	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離:L)			
	5m<L≤10m	10<L	4m	高さが10mを超える建築物
	3時間以上	2時間以上		
	4 " "	2.5 " "		
	5 " "	3 " "	1.5m	軒の高さが7mを超える建築物又は 地階を除く階数が3以上の建築物
	4 " "	2.5 " "		
	指定対象外			

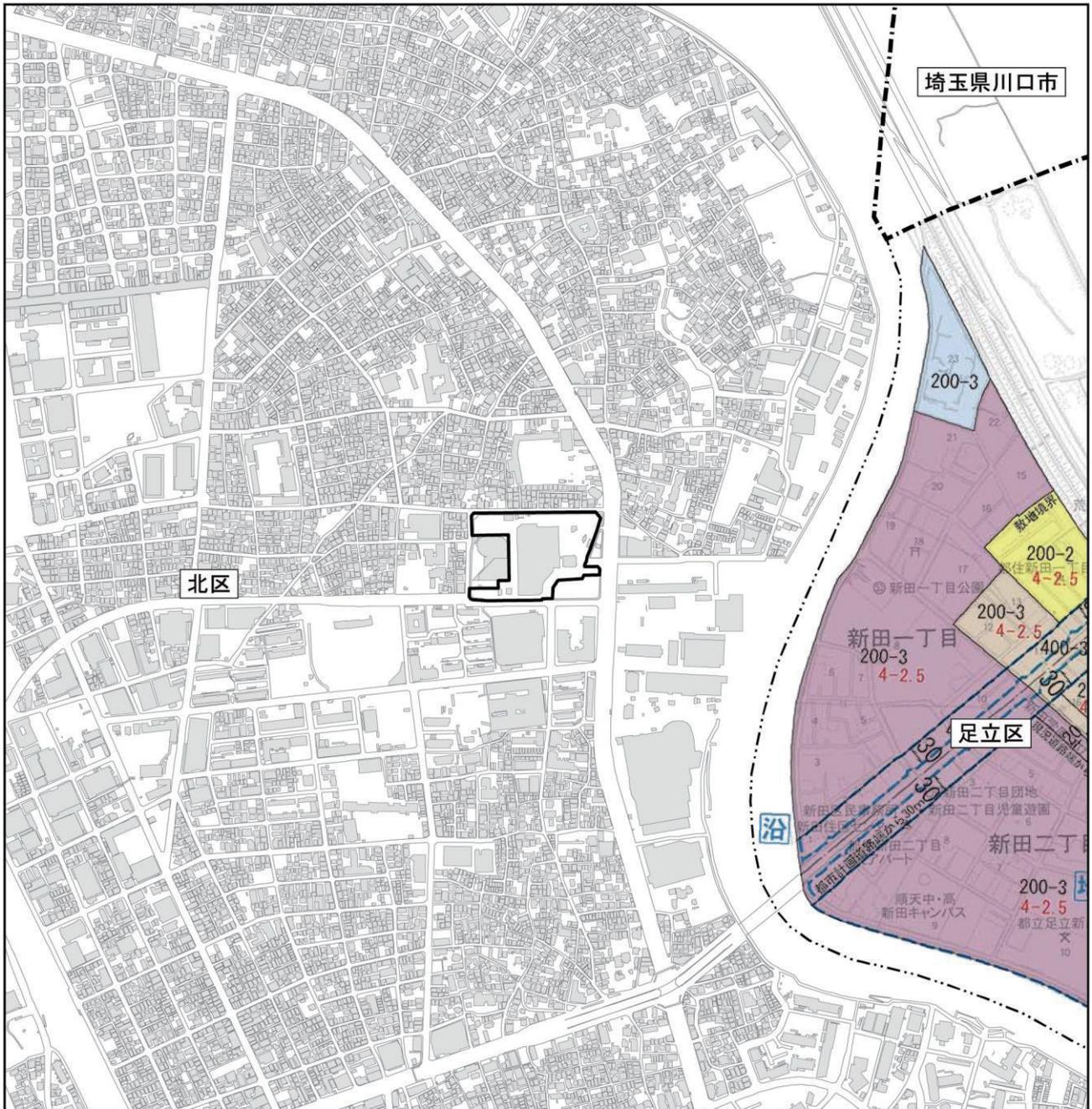
※規制される日影は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影。

●防火地域・準防火地域

防火地.....容積率400%以上の区域及び記号が○で囲まれている区域
 準防火地域(新たな防火規制区域).....東京都建築安全条例第7条の3第1項の指定区域で、記号が□で囲まれている区域
 準防火地域.....容積率300%、200%、150%の区域全域(○の区域及び□の区域は除く)

資料)「北区都市計画図1」(平成30年4月、北区まちづくり部)

図6-9(2) 用途地域図(北区凡例)



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界



1:10,000



資料) 「足立区都市計画図1」 (平成30年6月閲覧、足立区ホームページ)

図 6-9(3) 用途地域図(足立区)

用途地域図の記号及び凡例（足立区）

色別	用途地域地区	記号	建ぺい率	容積率	高度地区	防火地域・準防火地域	容積率 低減係数	道路斜線 制限の勾配	備考
	第一種低層住居専用地域	(1)	30	60	第1種	指定なし	0.4	1.25	最高限10m 建築基準法22条
		(2)	100	最高限10m					
		(1)-1	50	150	第2種				最高限12m
		(2)-2	60		第1種				最高限10m
	第一種中高層住居専用地域	(1)	50	150	第1種	準防火	0.4	1.25	
		(2)	60	200	第2種				
		(200-1)	200	300	第3種				
		(200-2)	200	200	第2種				0.6
	第二種中高層住居専用地域	(200-2)	200	200	第2種	準防火	0.4	1.25	
		(200-3)	60	300	第2種	準防火	0.4	1.25	
		(200-防)	300		指定なし	防火			
		(300-3)	400		第3種	準防火			
(300-3防)	300	第3種・最低限	防火						
	第一種住居地域	(300-防)	60	400	指定なし	防火	0.6	1.5	
		(400-a)	80		最低限				
		(400)	200		指定なし				
		(200-2C)	300		第2種	準防火			
		(200-3C)	60	200	第3種	防火			
		(200-3aC)	80	300	第3種・最低限	準防火			
		(300-3C)	60	200	第3種	防火			
		(300-3防C)	80	300	第3種・最低限	防火			
		(300-3aC)	60	200	指定なし				
		(300-防C)	80	300	第2種	準防火			
		(200-2)	60	200	第3種	準防火			
		(300-3防C)	80	300	第3種	防火			
(300-3防C)	60	200	第2種	準防火					
	第二種住居地域	(200-2)	60	200	第2種	準防火	0.4	1.25	
		(300-3)	80	300	第3種	準防火	0.6	1.5	
		(300-3防)	60	200	第2種	準防火	0.4	1.25	
		(300-3a)	80	300	第3種	防火			
(300-防)	60	200	第3種・最低限	防火					
(400-a)	80	300	最低限						
	準住居市域	(400)	60	400	指定なし	防火	0.6	1.5	
		(200-2)	80	200	第2種	準防火			
		(200-防)	60	200	指定なし	防火			
		(300-3)	80	300	第3種	準防火			
		(300)	60	200	指定なし	防火			
		(300-3防)	80	300	第3種	準防火			
		(300-3a)	60	200	第3種・最低限	防火			
		(300-a)	80	300	最低限				
		(300-防)	60	200	指定なし	防火			
		(400-3)	80	300	第3種	準防火			
		(400-3a)	60	200	第3種・最低限	防火			
		(400-a)	80	300	最低限				
(400)	60	200	指定なし						
	商業地域	(400-a)	80	400	最低限	防火	0.6	1.5	
		(400)	60	200	指定なし				
		(500-a)	80	500	最低限				
		(500)	60	200	指定なし				
		(600-a)	80	600	最低限				
		(600)	60	200	指定なし				
	準工業地域（特別工業地区）	(200-2)	60	200	第2種	準防火	0.6	1.5	
		(200-3)	80	300	第3種	準防火			
		(300-3)	60	200	指定なし	防火			
		(300-3防)	80	300	第3種・最低限	防火			
		(300-a)	60	200	最低限				
		(400-3a)	80	300	第3種・最低限	防火			
		(400-a)	60	200	指定なし				
		(400)	80	300	最低限				
		(200-2)	60	200	第2種	準防火			
		(200-3)	80	300	第3種	準防火			
		(300-3)	60	200	指定なし	防火			
		(300-3防)	80	300	第3種	準防火			
(300-3a)	60	200	指定なし						
(300-a)	80	300	最低限						
(400-a)	60	200	指定なし						
(400)	80	300	最低限						
	準工業地域	(200-2)	60	200	第2種	準防火	0.6	1.5	
		(200-3)	80	300	第3種	準防火			
		(300-3)	60	200	指定なし	防火			
		(300-3防)	80	300	第3種・最低限	防火			
		(300-a)	60	200	最低限				
		(400-3a)	80	300	第3種・最低限	防火			
		(400-a)	60	200	指定なし				
		(400)	80	300	最低限				
		(200-2)	60	200	第2種	準防火			
		(200-3)	80	300	第3種	準防火			
		(300-3)	60	200	指定なし	防火			
		(300-3防)	80	300	第3種	準防火			
(300-3a)	60	200	指定なし						
(300-a)	80	300	最低限						
	工業地域（工業）	(400-a)	60	200	指定なし	準防火	0.6	1.5	
		(400)	80	300	第3種	準防火			
		(300-3)	60	200	指定なし	防火			
		(300-3防)	80	300	第3種・最低限	防火			
	工業専用地域	(400-a)	60	200	指定なし	準防火	0.6	1.5	
		(400)	80	300	指定なし	準防火	0.6	1.5	建築基準法22条区域

地区計画等区域	
(1)	地区計画区域
(2)	防災街区整備地区計画区域
(3)	沿道地区計画区域

(4)	新たな防火規制区域（東京都建築安全条例第7条の3）
(5)	高度利用地区

資料）「足立区都市計画図1」（平成30年6月閲覧、足立区ホームページ）

図 6-9(4) 用途地域図(足立区凡例)

(4) 公共施設等

計画地周辺における公共施設等のうち、学校、保育所、病院、福祉施設の施設数を表 6-9 に、計画地周辺における公共施設等の分布状況を表 6-10 及び図 6-10 にそれぞれ示す。

計画地周辺には、学校 12 か所、保育所 11 か所、病院 4 か所、福祉施設（保育所を除く）9 か所、図書館 3 か所が存在している。

表 6-9 北区、足立区及び計画地周辺の公共施設等の施設数

内訳		計画地周辺	北区	足立区
学校	幼稚園	4	36	53
	小学校	3	37	69
	中学校	3	22	37
	高等学校	2	15	11
	特別支援学校	—	3	3
	各種学校	—	15	6
	専修学校	—	6	4
	短期大学	—	2	—
	大学	—	3	3
	小計	12	139	186
	保育所	11	85	147
	病院	4	19	56
	福祉施設 (保育所を除く)	9	67	227
	図書館	3	15	15
	合計	39	325	631

注1)「—」は皆無または該当数値のないものを示す。

注2)「保育所」とは「認可保育園」、「認証保育園」及び「幼保連携型認定こども園」を示す。

注3)「病院」とは患者 20 人以上の収容施設を有するものをいう。

注4)北区及び足立区の「福祉施設」とは「社会福祉施設等一覧」の「介護保険施設等」及び「児童福祉施設等」のうち「児童館」に掲載されている施設を示す。

資料)「学校基本調査報告 平成 29 年度」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)

「社会福祉施設等一覧(平成 29 年 10 月 1 日現在)」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)

「医療機関届出情報(平成 30 年 6 月 1 日現在)」(平成 30 年 6 月閲覧、医療介護情報局ホームページ)

「都内公立図書館一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都立図書館ホームページ)

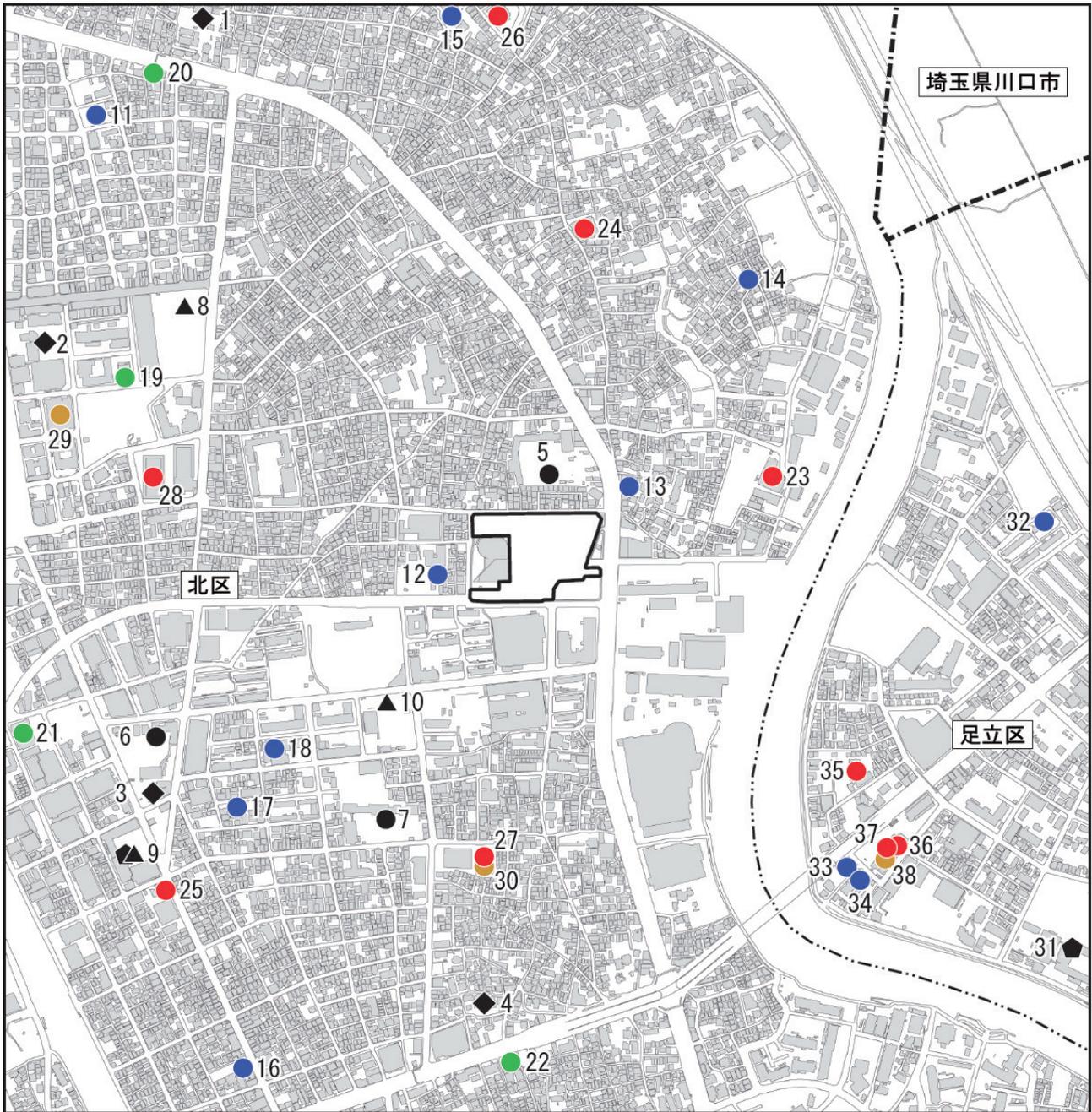
「東京都認証保育所一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)

表 6-10 (1) 計画地周辺の公共施設等 (北区)

種別	図 No.	名 称	所在地
幼稚園	1	明照幼稚園	岩淵町 2-8
	2	聖母の騎士幼稚園	赤羽 2-1-12
	3	成立学園幼稚園	東十条 6-17-10
	4	富士見幼稚園	神谷 3-52-3
小学校	5	なでしこ小学校	志茂 1-34-17
	6	稲田小学校	赤羽南 2-23-24
	7	神谷小学校	神谷 2-30-5
中学校・高校	8	赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
	9	成立学園中学校・高等学校	東十条 6-9-13
	10	神谷中学校	神谷 2-46-13
保育所	11	ぼけっとランド北赤羽	赤羽北 2-1-15 トリアード 2 階
	12	志茂南保育園	志茂 1-4-4
	13	つちっこ保育園	志茂 3-11-6
	14	志茂保育園	志茂 3-41-5
	15	志茂北保育園	志茂 5-21-2-101
	16	ういず東十条保育園	東十条 5-8-16
	17	神谷保育園	神谷 2-36-8
	18	神谷北つぼみ保育園	神谷 2-42-4
病院	19	赤羽病院	赤羽 2-2-1
	20	赤羽岩淵病院	赤羽 2-64-13
	21	赤羽中央総合病院	赤羽南 2-5-12
	22	神谷病院	神谷 1-27-14
福祉施設	23	みずべの苑	志茂 3-6-5
	24	サンセゾン・I	志茂 4-39-5
	25	アイムス赤羽	東十条 6-5-15
	26	志茂子ども交流館	志茂 5-18-3
	27	神谷子どもセンター	神谷 3-35-17
	28	赤羽児童館	赤羽南 1-16-1-101
図書館	29	赤羽図書館	赤羽南 1-13-1
	30	神谷図書館	神谷 3-35-17

表 6-10 (2) 計画地周辺の公共施設等 (足立区)

種別	図 No.	名 称	所在地
高等学校	31	足立新田高等学校	新田 2-10-16
保育所	32	新田さくら保育園	新田 1-14-12-101
	33	新田保育園	新田 2-1-10
	34	保育園ヴィラ・ココロット	新田 2-1-13
福祉施設	35	そんぼの家S 王子神谷	新田 1-3-19
	36	足立区新田老人館	新田 2-2-2
	37	新田児童館	新田 2-2-2
図書館	38	新田コミュニティ図書館	新田 2-2-2



凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市区界

-  : 幼稚園 1～4
-  : 小学校 5～7
-  : 中学校 8～10
-  : 高等学校 9, 31
-  : 保育所 11～18, 32～34
-  : 病院 19～22
-  : 福祉施設 23～28, 35～37
-  : 図書館 29, 30, 38



1 : 10,000



図 6-10 計画地周辺の公共施設等

(5) 公園等

計画地及びその周辺地域における公園等の分布状況を表 6-11 及び図 6-11 に示す。
計画地及びその周辺地域には、公園、児童遊園及び緑道が整備されている。

表 6-11(1) 計画地周辺の公園等（北区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	1	桐ヶ丘中央公園	桐ヶ丘 2-7-43
	2	赤羽台公園	赤羽台 3-16-1
	3	赤羽緑道公園	赤羽台 3-18-33
	4	赤羽台さくら並木公園	赤羽台 4-17-5
	5	赤羽台四丁目公園	赤羽台 4-17-46
	6	赤羽スポーツの森公園	赤羽西 5-2-32
	7	赤羽自然観察公園	赤羽西 5-2-34
	8	稲付公園	赤羽西 3-19-5
	9	赤羽公園	赤羽南 1-14-17
	10	赤羽東公園	赤羽 1-43-1
	11	赤羽三丁目公園	赤羽 3-23-19
	12	志茂町公園	志茂 1-5-1
	13	志茂三丁目小柳川公園	志茂 3-26-5
	14	志茂東公園	志茂 3-46-8
	15	志茂ゆりの木公園	志茂 5-18-1
	16	神谷南公園	神谷 1-32-4
	17	神谷公園	神谷 2-33-6
	18	北運動公園	神谷 2-47-6
	19	西が丘三ツ和公園	西が丘 2-4-1
	20	稲付西山公園	西が丘 3-10-3
	21	清水坂公園	十条仲原 4-2-1
	22	南橋公園	中十条 1-1-15
	23	中十条公園	中十条 2-12-12
	24	十条公園	十条台 2-5-13
	25	名主の滝公園	岸町 1-15-25
	26	王子三丁目公園	王子 3-23-33
	27	王子四丁目公園	王子 4-1-16
	28	王子五丁目公園	王子 5-17-26
	29	神谷堀公園	王子 5-28
	30	王子六丁目公園	王子 6-2-20
	31	豊島公園	王子 6-3-45
	32	東豊島公園	豊島 5-5-15
	33	豊島五・六丁目公園	豊島 6-11-12
	34	豊島馬場遺跡公園	豊島 8-27-1
	35	堀船第二公園	堀船 2-27-17
児童遊園	36	赤羽北一丁目児童遊園	赤羽北 1-10-8
	37	赤羽北児童遊園	赤羽北 1-5-4
	38	赤羽北二丁目児童遊園	赤羽北 2-34-6
	39	赤羽台三丁目児童遊園	赤羽台 3-21-35

資料)「区立公園・緑地の一覧(平成29年5月1日現在)」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)
「児童遊園の一覧(平成29年6月15日現在)」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

表 6-11(2) 計画地周辺の公園等(北区)

種 別	図 No.	名 称	所在地
児童遊園	40	赤羽三和児童遊園	赤羽西 4-27-27
	41	鶴ヶ丘児童遊園	赤羽西 4-6-5
	42	赤羽南二丁目児童遊園	赤羽南 2-7-6
	43	赤羽三丁目児童遊園	赤羽 3-26-8
	44	志茂三丁目児童遊園	志茂 3-18-3
	45	志茂四わかば児童遊園	志茂 4-31-1
	46	志茂四丁目児童遊園	志茂 4-46-6
	47	志茂五丁目児童遊園	志茂 5-39-3
	48	志茂五丁目東児童遊園	志茂 5-21-12
	49	志茂五丁目南児童遊園	志茂 5-4-11
	50	神谷一丁目児童遊園	神谷 1-5-11
	51	宮堀児童遊園	神谷 1-6-21 先
	52	神谷三丁目児童遊園	神谷 3-16-18
	53	神谷三丁目南児童遊園	神谷 3-37-4
	54	西が丘一丁目児童遊園	西が丘 1-44-7
	55	西が丘二丁目児童遊園	西が丘 2-14-3
	56	西が丘南児童遊園	西が丘 2-15-10
	57	西が丘児童遊園	西が丘 2-22-11
	58	十条駅前児童遊園	上十条 2-27-15
	59	上十条四丁目児童遊園	上十条 4-17-2
	60	十条仲原一丁目児童遊園	十条仲原 1-21-10
	61	十条仲原二丁目児童遊園	十条仲原 2-15-14
	62	十条仲原四丁目児童遊園	十条仲原 4-10-5
	63	中十条一丁目児童遊園	中十条 1-20-9
	64	中十条二丁目児童遊園	中十条 2-14-19
	65	中十条三丁目児童遊園	中十条 3-7-1
	66	八幡山児童遊園	中十条 4-15-24
	67	東十条南児童遊園	東十条 1-2-1
	68	東十条一丁目高架下児童遊園	東十条 1-7 先
	69	東十条二丁目高架下児童遊園	東十条 2-1-14
	70	地藏坂下児童遊園	東十条 3-18-44
71	東十条五丁目児童遊園	東十条 5-13-2	
72	王子三丁目児童遊園	王子 3-24-1	
73	王子五丁目児童遊園	王子 5-2-13	
74	王子六丁目児童遊園	王子 6-2-60	
75	豊島八幡児童遊園	豊島 2-19-15	
76	豊川児童遊園	豊島 3-11-11, 豊島 7-7-4	
77	豊島四丁目南児童遊園	豊島 4-14-1	
78	豊島四丁目児童遊園	豊島 4-17-9	
79	豊島七丁目北児童遊園	豊島 7-24-4	
80	豊島七丁目南児童遊園	豊島 7-4-1	
81	豊島七丁目児童遊園	豊島 7-31-1	

資料)「児童遊園の一覧(平成 29 年 6 月 15 日現在)」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)

表 6-11(3) 計画地周辺の公園等（北区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
児童遊園	82	豊島八丁目児童遊園	豊島 8-33-11
	83	堀船三丁目児童遊園	堀船 3-1-16
	84	堀船二丁目児童遊園	堀船 2-25-13
緑地	85	荒川赤羽緑地	赤羽 3-29-22 先 赤羽北 1-22-22 先
	86	新荒川大橋緑地	赤羽 3-29 先
	87	荒川赤羽桜堤緑地	赤羽 3-29 先 岩淵町 41 先
	88	新河岸川緑地	岩淵町 41 先 赤羽 3-29 先
	89	荒川岩淵関緑地	岩淵町 23-45 先
	90	荒川赤水門緑地	志茂 5-41-82 先
	91	十条野鳥の森緑地	上十条 1-22-30
	92	あすか緑地	豊島 2-10 先

資料) 「児童遊園の一覧(平成 29 年 6 月 15 日現在)」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)
「区立公園・緑地の一覧(平成 29 年 5 月 1 日現在)」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)

表 6-11(4) 計画地周辺の公園等（足立区）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	93	古内公園	鹿浜 1-15-1
	94	島糞屋公園	鹿浜 2-22-1
	95	鹿浜校趾公園	鹿浜 3-14-1
	96	江北公園	鹿浜 2-14-1, 鹿浜 2-44-1 鹿浜 1-2-1, 鹿浜 1-7-1 鹿浜 5-7, 鹿浜 5-8-1 鹿浜 5-9-1, 鹿浜 5-10-1
			都市農業公園
	97	北鹿浜公園	鹿浜 3-26-1
	98	堀之内北公園	堀之内 1-21-1
	99	新田稻荷公園	新田 1-8-5
	100	新田公園	新田 2-13-4
	101	新田さくら公園	新田 3-34-1
	102	新田三丁目公園	新田 3-10-9
児童遊園	103	鹿浜二丁目児童遊園	鹿浜 2-24-4
	104	新田二丁目児童遊園	新田 2-2-1
緑地	105	荒川鹿浜橋緑地	鹿浜 1, 鹿浜 2, 堀之内 1、 新田 1, 新田 2
	106	荒川右岸新田緑地	新田 2, 新田 3

注) 都市農業公園は 96 江北公園内に存在する。

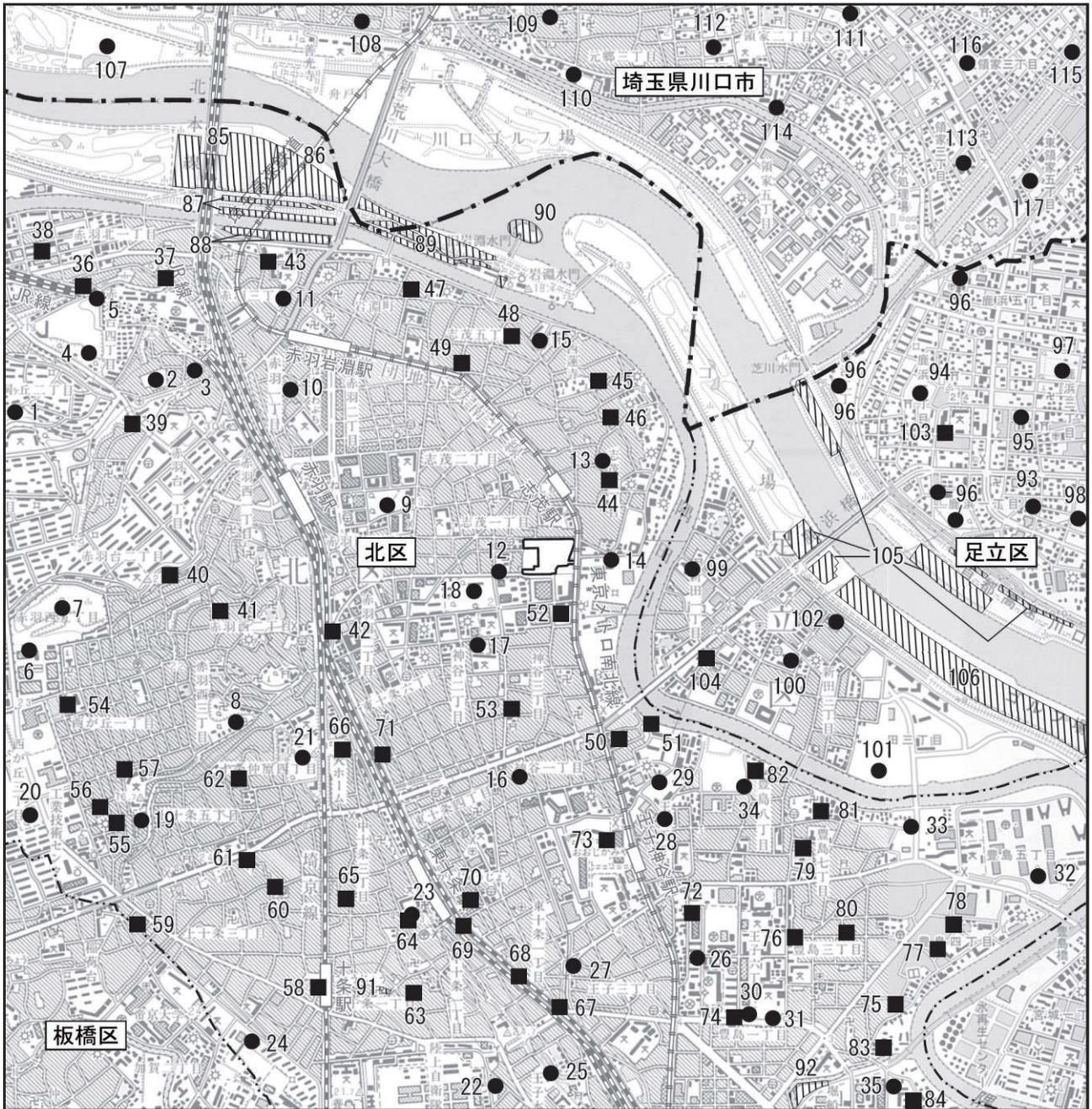
資料) 「区内の公園一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、足立区ホームページ)
「足立区立児童遊園一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、足立区ホームページ)
「足立区都市計画図Ⅱ」(平成 30 年 6 月閲覧、足立区ホームページ)

表 6-11(5) 計画地周辺の公園等（川口市）

種 別	図 No.	名 称	所在地
公園	107	荒川運動公園	荒川町地内
	108	本町 1 丁目広場遊園	本町 1-8
	109	元郷第 7 公園	元郷 2-11
	110	元郷第 6 公園	元郷 3-22
	111	領家第 6 公園	領家 2-29
	112	領家第 9 公園	領家 2-3
	113	矢作児童公園	領家 3-22
	114	榎木ノ原公園	領家 4-3
	115	領家第 3 公園	東領家 3-18
	116	領家第 5 公園	東領家 3-2
	117	領家第 4 公園	東領家 5-8

資料)「主な公園一覧（横曽根地区）」(平成 30 年 6 月閲覧、川口市ホームページ)

「その他の公園一覧（中央及び南平地区）」(平成 30 年 6 月閲覧、川口市ホームページ)



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : JR 線
- : 私鉄・地下鉄線
- : 公園 1 ~ 35, 93 ~ 102, 107 ~ 117
- : 児童遊園 36 ~ 84, 103, 104
- : 緑地 85 ~ 92, 105, 106



1 : 25,000



図 6-11 計画地周辺の公園等

6.1.5 水域利用

(1) 河川の状況

計画地及びその周辺地域における一級河川の概要は表 6-12 に、位置は図 6-12 に示すとおりである。計画地及びその周辺地域には荒川、隅田川等の一級河川がある。

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳を水源とし、東京都北区岩淵付近で隅田川に分派し、荒川放水路の区間となり、東京湾に注ぐ、延長 173km の一級河川である。

隅田川は東京都北区にある岩淵水門で荒川から分派し、東京の東部低地帯の沿川 7 区(北区、足立区、荒川区、墨田区、台東区、中央区、江東区)を南北に流れ、東京湾に注ぐ、延長約 23.5km の荒川水系の一級河川である。

新河岸川は狭山丘陵を水源とし、埼玉県の狭山市、川越市、和光市を流れ、板橋区で東京都に入り、北区内で隅田川に合流する、延長約 33.7km の荒川水系の一級河川である。

石神井川は、小平市の小金井公園を水源とし、西東京市、練馬区、板橋区を経て北区内で隅田川に合流する、延長 25.2km の荒川水系の一級河川である。

芝川・新芝川は、埼玉県桶川市周辺の大宮台地を水源とし、上尾市、さいたま市、川口市、東京都足立区などの市街地を流下し、芝川水門を経て荒川に合流する、延長 26.1km の荒川水系の一級河川である。

芝川(旧芝川)は川口市周辺の荒川低地に発達した市街地を流域としている、延長 5.5km の一級河川である。旧芝川は洪水被害低減のため、新芝川が開削され、上・下流端を水門によって閉鎖された河川である。

表 6-12 計画地及びその周辺地域を流れる一級河川の概要

河川名	種別	水源	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)
荒川	一級河川	埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳	173.0	2,940
隅田川	一級河川	岩淵水門で荒川から分派	23.5	690.3
新河岸川	一級河川	埼玉県川越市	33.7	
石神井川	一級河川	東京都小平市御幸町	25.2	73.1
芝川・新芝川	一級河川	埼玉県桶川市	26.1	96.8
芝川(旧芝川)	一級河川	-	5.5	18.5

資料)「日本の川」(平成 30 年 6 月閲覧、国土交通省ホームページ)
「隅田川流域連絡会」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)
「新河岸川」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)
「石神井川」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)
「芝川・新芝川河川整備計画(東京都管理区間)」(平成 21 年 12 月、東京都)
「荒川左岸ブロック河川整備計画(付図)(平成 18 年 2 月)」(平成 30 年 6 月閲覧、埼玉県ホームページ)



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 河川
- : JR 線
- : 私鉄・地下鉄線



1 : 25,000

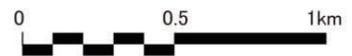


図 6-12 計画地周辺の一級河川

(2) 水域の利用状況

荒川の水利用は、利根川から導水される水と合わせて、農業用水、水道用水、工業用水、発電用水として利用されている。特に、水道用水は東京都民及び埼玉県民合わせて約1,500万人の飲み水として供給されている。荒川の水利用内訳を表6-13に示す。平成22年度の水利用等の合計は、約166m³/sとなっている(利根川からの導水を含む)。その内、発電用水が全体の約8割を占める。

荒川には、こい、ふな、うなぎ、なまずの漁業権が設定されている(「漁業権設定状況」(平成30年6月閲覧、東京都産業労働局ホームページ))。

計画地の位置する北区及び足立区における一定規模以上の揚水施設(揚水機の出力が300ワットを超える揚水施設)による地下水揚水量を表6-14に示す。北区内の揚水量は全体で1,026m³/日であり、そのうち工場が129m³/日、指定作業場等が807m³/日、上水道等が90m³/日となっている。また、足立区内の揚水量は全体で1,538m³/日であり、そのうち工場が597m³/日、指定作業場等が420m³/日、上水道等が521m³/日となっている。

表6-13 荒川の水利用内訳(平成22年度)

水利用等	農業用水	水道用水	工業用水	発電用水	合計
荒川等(m ³ /s)	37.76	15.022	0.277	81.4	134.459
利根川導水「武蔵水路」(m ³ /s)	0.000	29.192	2.080	0.000	31.272
合計(m ³ /s) (割合)	37.76 (23%)	44.214 (27%)	2.357 (1%)	81.4 (49%)	165.731 (100%)

資料)「荒川の水利用」(平成30年6月閲覧、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所ホームページ)

表6-14(1) 地下水揚水状況(北区、平成28年)

事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m ³ /日)
工場	12	12	129
指定作業場等	37	37	807
上水道等	30	34	90
合計	79	83	1,026

資料)「平成28年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」
(平成30年3月、東京都環境局)

表6-14(2) 地下水揚水状況(足立区、平成28年)

事業所の種類	事業所数	井戸本数	揚水量(m ³ /日)
工場	36	44	597
指定作業場等	53	55	420
上水道等	83	84	521
合計	172	183	1,538

資料)「平成28年都内の地下水揚水の実態(地下水揚水量調査報告書)」
(平成30年3月、東京都環境局)

(3) 下水道普及状況

東京都の区部においては、東京都が下水道事業を行っている。「東京都下水道局事業概要（平成 29 年版）」（平成 30 年 6 月閲覧、東京都下水道局ホームページ）によると、計画地周辺は、小台処理区域に含まれており、みやぎ水再生センターで下水処理が行われている。

計画地の位置する北区及び足立区における下水道普及状況を表 6-15 に示す。

北区の下水道は、全域が合流式となっており、足立区は北部を中心に分流式、南部を中心に合流式となっている。北区及び足立区の下水道普及率はほぼ 100%となっている。

表 6-15 下水道普及状況

行政区	全体人口(人)	普及人口(人)	普及率(%)
北区	346,249	346,249	100
足立区	682,950	679,535	100

注1)全体人口は、総務局統計部の資料(平成29年4月1日現在)による。

注2)普及率は平成28年度末現在。

注3)足立区の下水道普及率は99.5%以上であるため、100%概成となっている。

資料)「東京都下水道局事業概要(平成29年版)」

(平成30年6月閲覧、東京都下水道局ホームページ)

6.1.6 気象

計画地及びその周辺地域で風向、風速、気温、降水量等の観測を行っている観測所は、東京管区气象台（計画地の南、約 9.6km）、練馬地域気象観測所（計画地南西、約 13.1km）及び越谷地域気象観測所（計画地の北、約 12.3km）の 3 か所である。

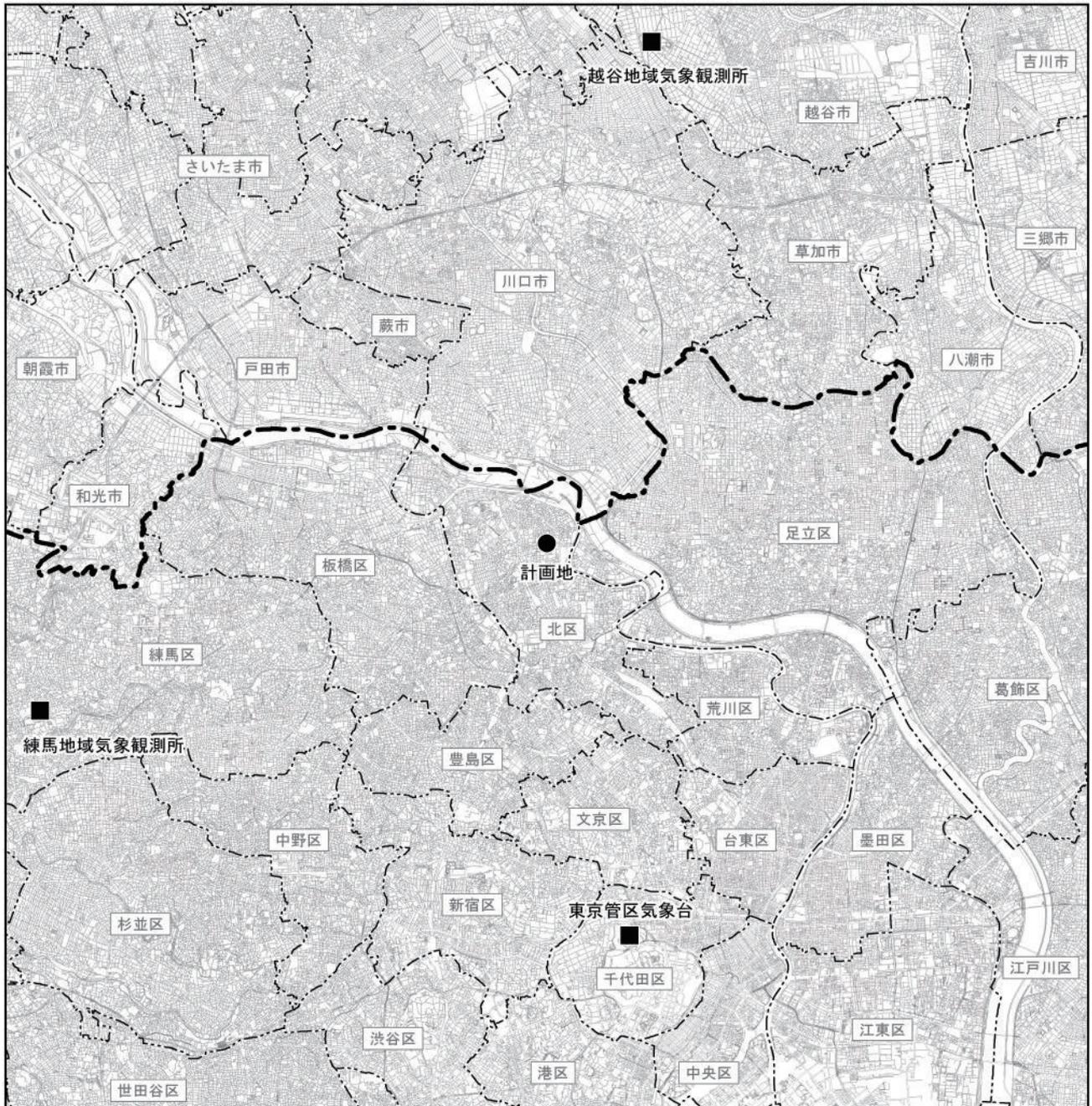
気象観測地点の位置を図 6-13 に示す。

また、計画地及びその周辺地域で風向及び風速の観測を行っている一般環境大気測定局は、足立区西新井測定局（計画地の東、約 4.1km）、板橋区氷川町測定局（計画地の南西、約 3.3km）、文京区本駒込測定局（計画地の南東、5.2km）、北区役所局（計画地の南、約 2.9km）、川口市横曽根測定局（計画地の北西、約 3.9km）及び川口市南平測定局（計画地の北東、約 3.0km）の 6 か所である。

東京管区气象台及び越谷地域気象観測所の主要な気象要素を表 6-16 に、平均気温及び降水量の月別推移を図 6-14 にそれぞれ示す。

東京管区气象台における平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間の平年値は、平均気温が 16.5℃、日最高気温が 20.5℃、日最低気温が 13.1℃、年間降水量が 1,680.4mm であった。

越谷地域気象観測所における平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間の平年値は、平均気温が 15.3℃、日最高気温が 20.5℃、日最低気温が 10.9℃、年間降水量が 1,427.6mm であった。



凡 例

- : 計画地
- - - : 都県界
- ⋯ : 市区界
- : 気象観測所



1 : 150,000



資料) 「地域気象観測所一覧 (区部) (平成 29 年 9 月 27 日現在)」
(平成 30 年 6 月閲覧、気象庁ホームページ)

図 6-13 気象観測地点の位置

表 6-16(1) 主要な気象要素（東京管区气象台）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(℃)	5.9	6.4	9.8	14.7	19.7	22.4	26.8	27.7	24.2	18.9	13.3	8.3	16.5
	日最高(℃)	10.0	10.6	14.1	19.1	24.0	26.1	30.6	31.6	27.8	22.4	17.0	12.4	20.5
	日最低(℃)	2.2	2.8	5.9	10.7	16.0	19.4	23.8	24.8	21.3	15.9	9.9	4.7	13.1
降水量(mm)	52.0	78.6	102.1	164	152.2	180.8	99.9	178.9	247.6	247.6	103.7	73.0	1680.4	

注) 平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間の平年値
資料) 「気象統計情報」(平成 30 年 6 月閲覧、気象庁ホームページ)

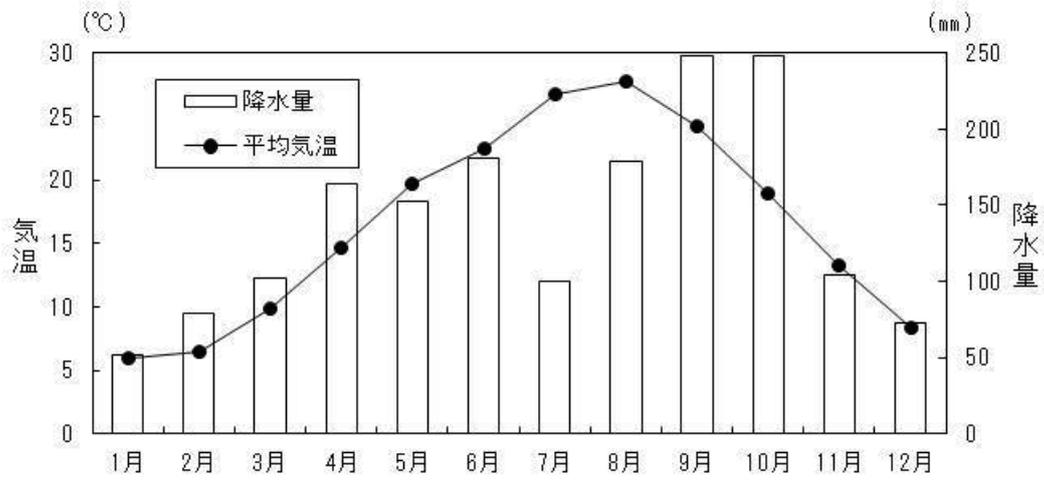


図 6-14(1) 平均気温及び降水量の月別推移（東京管区气象台）

表 6-16(2) 主要な気象要素（越谷地域気象観測所）

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均(℃)	3.9	4.8	8.6	13.7	19.1	22.1	26.5	27.1	23.4	17.6	11.3	6.2	15.3
	日最高(℃)	9.6	10.2	14.0	19.3	24.5	26.8	31.3	32.0	28.1	22.2	16.4	11.7	20.5
	日最低(℃)	-1.1	0.1	3.4	8.2	14.2	18.3	22.7	23.3	19.6	13.6	6.8	1.3	10.9
降水量(mm)	46.1	64.2	83.0	123.5	126.5	168.2	101.7	157.3	213.8	200.9	81.4	61	1427.6	

注) 平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間の平年値
資料) 「気象統計情報」(平成 30 年 6 月閲覧、気象庁ホームページ)

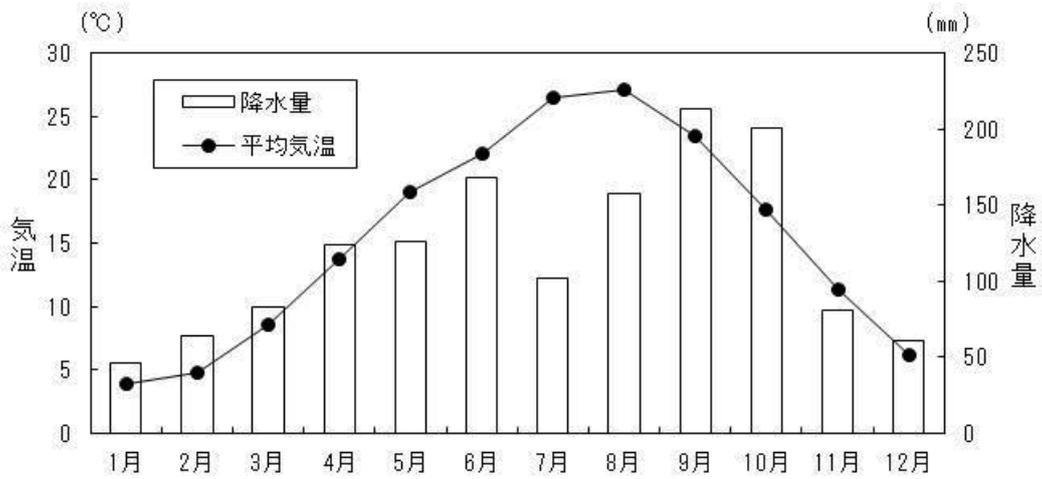


図 6-14(2) 平均気温及び降水量の月別推移（越谷地域気象観測所）

計画地周辺の一般環境大気測定局における平成 28 年度の風向及び風速の状況は、表 6-17 及び図 6-15 に示すとおりである。

風向については、春から夏にかけて南系の風がみられるが、年間を通して北方向からの風の頻度が多くなっている。風速については、年間平均で 1.3~2.0m/s となっている。

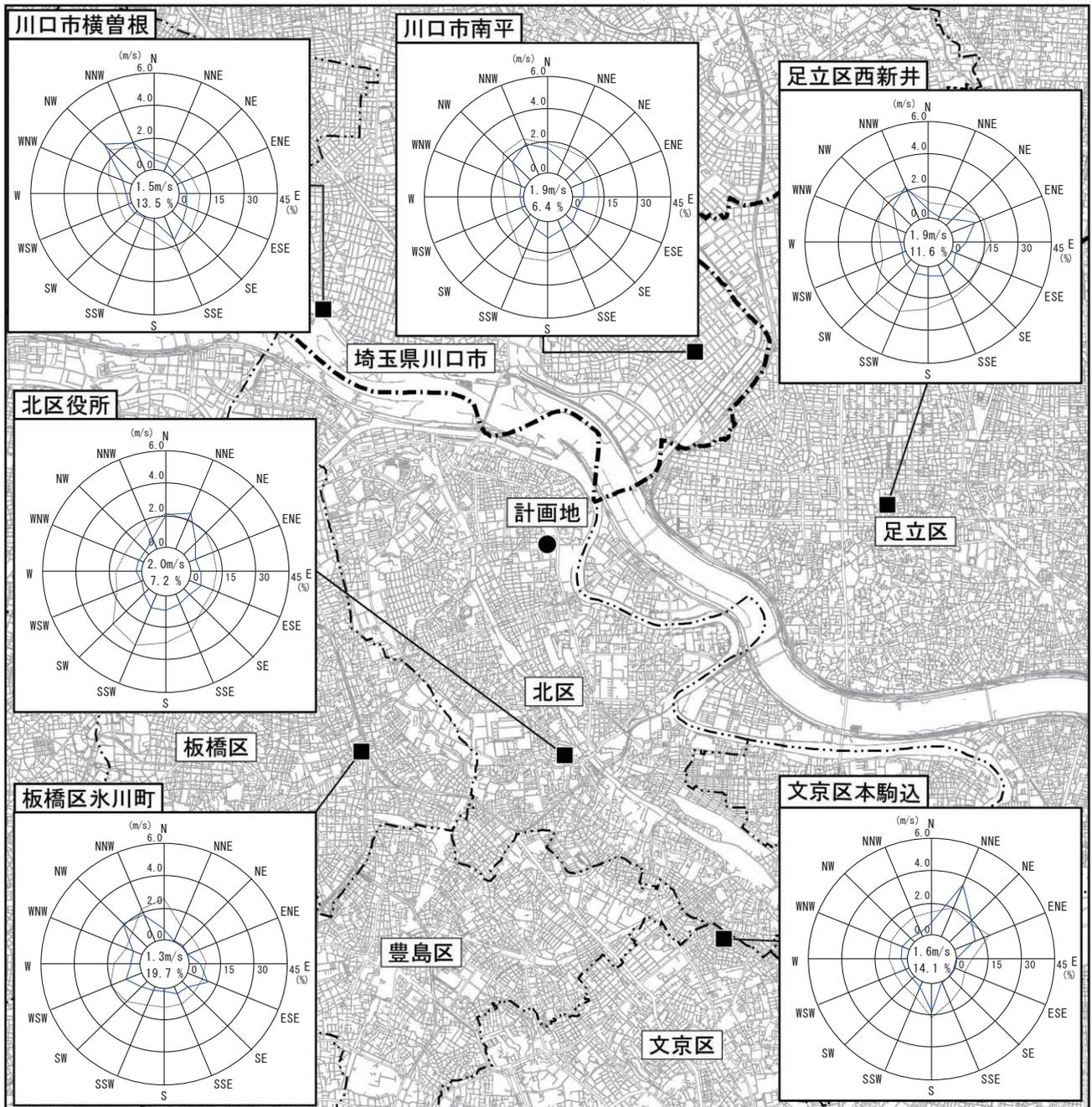
表 6-17 風向・風速調査結果（平成 28 年度）

測定局	調査期間	春	夏	秋	冬	年間	観測高さ
足立区 西新井	最多風向	北北西	東北東	北北西	北北西	北北西	地上 15.5m
	平均風速	2.2m/s	2.1m/s	1.5m/s	1.9m/s	1.9m/s	
板橋区 氷川町	最多風向	北北西	東南東	北西	北西	北西	地上 18.5m
	平均風速	1.4m/s	1.2m/s	1.0m/s	1.5m/s	1.3m/s	
文京区 本駒込	最多風向	北北東	南	北北東	北北東	北北東	地上 14m
	平均風速	1.8m/s	1.5m/s	1.3m/s	1.6m/s	1.6m/s	
北区役所	最多風向	北北東	北北東	北北東	北	北北東	地上 24m
	平均風速	2.3m/s	2.1m/s	1.6m/s	1.8m/s	2.0m/s	
川口市 横曽根	最多風向	南南東	南南東	北西	北西	北西	地上 14m
	平均風速	1.9m/s	1.2m/s	1.1m/s	1.8m/s	1.5m/s	
川口市 南平	最多風向	南	南	北北西	北北西	北北西	地上 8m
	平均風速	2.2m/s	1.9m/s	1.6m/s	2.1m/s	1.9m/s	

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「埼玉県の大気状況」(平成 30 年 6 月閲覧、埼玉県ホームページ)

「北区役所の風向・風速観測データ」(平成 29 年 10 月、北区提供資料)



凡例

- : 計画地
- · — · : 都県界
- · - · - · : 市区界
- : 一般環境大気測定局

風配図

- : 平均風速
- (blue) — : 出現率
- 円内上段 : 平均風速
- 円内下段 : 静穏率
(静穏は風速 0.4m/s 以下)



1 : 75,000



図 6-15 風配図 (平成 28 年度)

6.1.7 関係法令の指定・規制等

本事業及び環境影響評価に関わる主な関係法令を表 6-18 に示す。

表 6-18(1) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
全般	環境基本法（平成 5 法 91）
	都市計画法（昭和 43 法 100）
	建築基準法（昭和 25 法 201）
	ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 法 105）
	循環型社会形成推進基本法（平成 12 法 110）
	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 法 48）
	東京都環境基本条例（平成 6 都条例 92）
	東京都環境影響評価条例（昭和 55 都条例 96）
	東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）（平成 12 都条例 215）
	東京都建築安全条例（昭和 25 都条例 89）
	埼玉県環境影響評価条例（平成 6 県条例 61）
	埼玉県生活環境保全条例（平成 13 県条例 57）
	埼玉県建築基準法施行条例（昭和 35 県条例 37）
	埼玉県環境基本条例（平成 6 県条例 60）
	東京都北区環境基本条例（平成 18 区条例 3）
	東京都北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 12 区条例 31）
	足立区環境基本条例（平成 11 区条例 31）
	足立区生活環境の保全に関する条例（平成 24 区条例 39）
	足立区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防及び調整条例（昭和 54 年 区条例 7）
	川口市環境基本条例（平成 10 市条例 58）
川口市中高層建築物の建築に係る事前公開等の手続及び紛争の調整に関する条例（平成 11 市条例 31）	
東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例（平成 12 条例 43）	
大気汚染	大気汚染防止法（昭和 43 法 97）
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 法 70）
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 法 51）
悪臭	悪臭防止法（昭和 46 法 91）
騒音	騒音規制法（昭和 43 法 98）
振動	振動規制法（昭和 51 法 64）
水質汚濁	水質汚濁防止法（昭和 45 法 138）
	下水道法（昭和 33 法 79）
	東京都下水道条例（昭和 34 都条例 89）
土壌汚染	土壌汚染対策法（平成 14 法 53）
地盤・水循環	建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 37 法 100）
日影	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和 53 都条例 63）

表 6-18(2) 関係法令の指定・規制等

分類	関係法令等
景観	景観法（平成 16 法 110）
	東京都景観条例（平成 18 都条例 136）
	埼玉県景観条例（平成 19 県条例 46）
	東京都北区景観づくり条例（平成 27 区条例 4）
	足立区景観条例（平成 21 年 区条例 24）
	川口市景観形成条例（平成 19 市条例 26）
自然とのふれあい活動の場	自然公園法（昭和 32 法 161）
	都市緑地法（昭和 48 法 72）
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 法 137）
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 法 104）
	東京都廃棄物条例（東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例）（平成 4 都条例 140）
	東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 区条例 28）
	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 区条例 38）
	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 7 市条例 14）
温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 法 117）
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 法 49）
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和 63 法 53）
緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 都条例 216）
	埼玉県自然環境保全条例（昭和 49 県条例 4）
	東京都北区みどりの条例（昭和 60 区条例 15）
	足立区緑の保護育成条例（昭和 51 年 区条例 39）
	川口市緑のまちづくり推進条例（平成 11 市条例 54）
文化財	文化財保護法（昭和 25 法 214）
	東京都文化財保護条例（昭和 51 都条例 25）
	埼玉県文化財保護条例（昭和 30 県条例 46）
	北区文化財保護条例（昭和 55 区条例 36）
	足立区文化財保護条例（昭和 56 年 区条例 51）
	川口市文化財保護条例（昭和 37 市条例 15）
その他	道路法（昭和 27 法 180）

6.1.8 環境保全に関する計画等

東京都が策定する環境保全に関する計画等を表 6-19 に、北区が策定する環境保全に関する計画を表 6-20 に、足立区が策定する環境保全に関する計画等を表 6-21 に、埼玉県が策定する環境保全に関する計画等を表 6-22 に、川口市が策定する環境保全に関する計画等を表 6-23 にそれぞれ示す。

表 6-19(1) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～ (平成 28 年 12 月)</p>	<p>「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」は、新しい東京をつくるための今後の都政の具体的な政策展開を示す計画であり、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化するものである。「FIRST 戦略」として、東京が日本の成長のエンジンとして、サステイナブル、持続可能な成長に向けて、「東京の成長戦略」の大きな方向性を提示している。また、「東京の FUTURE」として 2060 年までの人口・世帯数の推計、将来の人口展望や、科学技術の進歩や個人の意識の大きな変化などを通じた東京の未来像の一端を提示している。 本計画が実現を目指す 3 つのシティは、以下のとおりである。</p> <p>セーフシティ : もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京 ダイバーシティ : 誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京 スマートシティ : 世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京</p>
<p>東京都環境基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>東京都においては、先進的な環境施策を積極的に展開していく必要があること、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、持続可能な都市の姿を示し、レガシーとして継承していく必要があることから、東京の将来像や、その実現に向けた政策展開を改めて都民に明らかにしていくために、新たな環境基本計画が策定された。</p> <p>東京が直面する環境面での課題・現状を踏まえ、長期ビジョンに示した環境政策との整合を図る観点から、以下の 5 つを政策の柱と位置付け、施策を展開していくこととしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スマートエネルギー都市の実現 ② 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ③ 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ④ 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ⑤ 環境施策の横断的・総合的な取組
<p>東京都の温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>「東京都環境基本計画」において、中期的な通過点として、2030 年までの削減目標を次のとおりとしている。</p> <p>○東京都の温室効果ガス削減目標 2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減 <部門別目標> 2030 年までの削減目標 (2000 年比) ・産業・業務部門 : 20%程度 (業務部門 : 20%程度) ・家庭部門 : 20%程度 ・運輸部門 : 60%程度</p> <p>○東京都のエネルギー消費量削減目標 2030 年までに、2000 年比で 38%削減。</p> <p>主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等としている。</p>

表 6-19(2) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
東京都電力対策緊急プログラム (平成 23 年 5 月)	<p>このプログラムは、過度の電力依存社会からの脱却を目指して、以下の 3 点を基本的な考え方として、節電や電源確保の具体策をとりまとめたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度の便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す ・『東京産都市型電力』を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図る ・これらの取組を実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める
ヒートアイランド対策取組方針 (平成 15 年 3 月)	<p>この方針は、「ヒートアイランド対策推進会議」において、今後の対策の方向性を取りまとめたものであり、以下の 3 つの基本的考え方が示されている。</p> <p>[基本的考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した都市づくりの推進 ・総合的な施策の展開 ～都庁内外の総力を結集して ・最新の研究成果を取り込んだ施策の展開
ヒートアイランド対策ガイドライン (平成 17 年 7 月)	<p>このガイドラインは、地域の熱環境の状況を地図上で示した『熱環境マップ』、熱環境マップ上の各類型の地域特性に適した対策メニューを示した『東京モデル』、及び建物用途別の対策メニューにより構成されている。</p>
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成 28 年 3 月)	<p>この計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画である。「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すべき姿として、以下の計画目標を掲げている。</p> <p>計画目標 1 資源ロスの削減 計画目標 2 「持続可能な調達」の普及 計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減 計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進 計画目標 5 災害廃棄物の処理体制</p> <p>また、計画目標 3 の中で、以下の計画指標を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の再生利用率 2020 年度：27%、2030 年度：37% ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計） 2020 年度：2012 年度比 14%削減、2030 年度：2012 年度比 25%削減
東京都建設リサイクル推進計画 (平成 28 年 4 月)	<p>この計画は、公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを対象としている。平成 30 年度及び 32 年度を目標に、以下の項目について目標指標を定めている。</p> <p>[目標指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の再資源化・縮減率（発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率） ・建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較） <p>また、本計画を補完し、本計画に定める施策の詳細事項や建設資源循環のルールなどを規定するものとして、ガイドラインを改定し、これを運用することにより建設資源循環の施策を着実に実施することとしている。</p>

表 6-19(3) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>東京地域公害防止計画 (平成 24 年 3 月)</p>	<p>この計画は、環境基本法第 17 条に基づき、公害が著しい特定の地域等について、公害防止に関する施策を総合的に推進することを目的として策定されたものであり、計画実施期間を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とした東京都の第 9 次公害防止計画である。</p> <p>東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、以下の 2 つを計画の主要課題としている。</p> <p>(1) 東京湾の水質汚濁 東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全りんによる富栄養化の防止を図る。</p> <p>(2) 横十間川のダイオキシン類汚染 横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。</p>
<p>東京都自動車排出 窒素酸化物及び 自動車排出粒子状物質 総量削減計画 (平成 25 年 7 月)</p>	<p>この計画は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むため、以下の目標と施策が示されている。</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。 <p>[施策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車単体施策の強化等（ディーゼル車の走行規制等） ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の推進 ・低公害・低燃費車の普及促進 ・エコドライブの普及促進 ・交通量対策 ・交通流対策 ・局地汚染対策の推進 ・普及啓発活動の推進 ・その他（関係者間の連携等）

表 6-19(4) 東京都の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～ (平成 24 年 5 月)</p>	<p>この緑施策の新展開は、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と将来の方向性を示したものであり、生物多様性基本法が規定する生物多様性地域戦略の性格を併せ持ったものである。目指すべき東京の将来像は、以下の 3 つを挙げている。</p> <p>[将来像]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。 ・豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定等に寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。 ・東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。
<p>東京都景観計画 (平成 19 年 4 月、平成 28 年 8 月一部改定)</p>	<p>この計画は、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものとして策定されている。</p> <p>この計画の基本理念として「都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成」、「交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展」、「歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上」の 3 つを挙げている。</p>

表 6-20(1) 北区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
北区基本構想 (平成 11 年 6 月)	この基本構想では、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成する方法について基本的な考え方を示している。基本構想の理念として、以下の 3 つを掲げている。 [理念] 1 平和と人権の尊重 2 区民自治の実現 3 環境共生都市の実現
北区基本計画 2015 (平成 27 年 3 月策定)	「北区基本計画 2010」を策定した平成 22 年 3 月から、経済情勢やライフスタイルが大きく変化する中、将来を見据えた施策の方向を示し、区民一人ひとりが地域への愛着を持つことができる「人が輝く、まちが輝く、未来が輝く ふるさと北区」の実現に向け平成 27 年度(2015 年度)から 36 年度(2024 年度)の 10 ヶ年を計画期間とした新たな基本計画として策定した。北区の 10 年後のあるべき将来を見据え、北区が取り組むべき以下の 2 つの最重要課題を設定している。 [重要課題] ・地域のきずなづくり ・子育てファミリー層・若年層の定住化
北区環境基本計画 2015 (平成 27 年 1 月)	この計画は、環境基本法第 7 条及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としている。「自然環境共生都市～みんなが環境を考え・行動するまち～」を北区の望ましい環境像として掲げ、4 つの基本目標を設定している。 [基本目標] 基本目標 1 北区の環境をはぐくむきずなづくり 基本目標 2 安全・安心な区民生活環境の確保 基本目標 3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区 基本目標 4 区民と自然が共生できる仕組みづくり
北区緑の基本計画 (平成 22 年 3 月)	緑の保全と創造に関する施策を区民、事業者、区が総合的に推進することを目的とし、また、都市緑地法及び東京都北区みどりの条例に基づき策定したもので、みどりの視点によるまちづくりの指針になる。本計画では中間年次を平成 26 年、目標年次を平成 31 年と設定している。 [北区が大切にしている、緑に対する視点] 地球保全 : 人と地球にやさしい緑づくり 生物多様性保全 : 生き物とともに暮らせる緑づくり レクリエーション : 触れ合いと楽しみをはぐくむ緑づくり 景観形成 : 北区の個性を引き立てる緑づくり 防災 : 日常生活の安全・安心を高める緑づくり コミュニケーション : 参加・協力・学びによる緑づくり

表 6-20(2) 北区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>第2次北区地球温暖化対策地域推進計画 (平成30年3月)</p>	<p>本計画は、地球温暖化をめぐる国内外の動向を踏まえるとともに、北区の自然的社会的条件を考慮の上策定された。区民、事業者、行政(区)など、それぞれの主体が、これまで以上に地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的としている。計画期間は平成30(2018)年度～平成39(2027)年度の10年間としている。</p> <p>温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減目標の達成に向け、4つの基本方針を設定している。</p> <p>基本方針1：低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及 基本方針2：省エネ・再エネ・蓄エネシステムの普及 基本方針3：気候変動への適応策の推進 基本方針4：エコ活動を支える人・コミュニティづくり</p>
<p>北区都市計画マスタープラン2010 (平成22年6月)</p>	<p>「定住」「安全」「環境」「活気」に対応する「快適」「魅力」をまちづくりのキーワードとして、「次世代に継承する快適で魅力あるまち北区」を区民とともに作ることをまちづくりの基本理念として掲げている。計画の目標年次は、おおむね15～20年後とする。土地利用の基本方針及び分野別のまちづくりの方針を設定している。</p>
<p>北区一般廃棄物処理基本計画2015 (平成27年3月)</p>	<p>様々なごみの減量施策や資源化施策など「持続的発展が可能なまちづくり」に積極的に取り組んできたが、リサイクル率が伸び悩んでおり、一層のごみ減量・資源化の促進と適正処理を推進し、持続的発展が可能な街をつくるため、平成27年度～平成36年度を計画の期間とし策定された。</p> <p>本計画では「ごみをつくらない、ごみをださないから始まる ゴミゼロのまちづくり」を基本理念とし、3つの基本方針を掲げている。</p> <p>方針1 区民・事業者・区の協働による3Rの推進 方針2 さらになるごみの減量化 方針3 ごみの適正処理の推進</p>
<p>北区景観づくり計画 (平成27年9月)</p>	<p>「歴史的文化の継承と新しい地域文化の創造」を基本理念とし、北区の景観まちづくりを進めていくこととしている。</p> <p>より望ましい景観をつくるために3つの視点により、景観まちづくりに取り組むこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「景観まちづくりは、協働のまちづくりである」 ・「景観まちづくりは、関係づくりである」 ・「景観まちづくりは、都市文化づくりである」

表 6-21 (1) 足立区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
足立区基本構想 (平成 28 年 10 月)	<p>足立区が目指すべき将来像と、その実現に向けてまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方や方向性を示すものとして策定された。30 年後を見据えて、区が目指す姿を「協創力で作る 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立」として掲げている。また、足立区の将来像の実現に向けて、「ひと」「くらし」「まち」「行財政」の 4 つの視点から基本的方向性を整理している。</p> <p>視点 1 : 【ひと】多様性を認め合い、夢や希望に挑戦する人 視点 2 : 【くらし】人と地域がつながる 安全・安心なくらし 視点 3 : 【まち】真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち 視点 4 : 【行財政】様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政</p>
足立区基本計画 (平成 29 年 2 月)	<p>本計画は平成 29 年度を初年度として、平成 36 年までの 8 年間で計画期間とし、足立区の将来像の実現に向けて、基本構想で示されている 4 つの視点に基づく基本的方向性を踏まえ、区のすべての施策を体系的に整理するための柱となる「7 つの柱立て」を設定している。</p> <p>柱 1 : 自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人 柱 2 : 自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人 柱 3 : 地域とともに築く、安全なくらし 柱 4 : いつまでも健康で住み続けられる安全なくらし 柱 5 : 地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち 柱 6 : 活力とにぎわいのあるまち 柱 7 : 区民の活躍とまちの活力を支える行財政</p>
第三次足立区 環境基本計画 (平成 29 年 3 月)	<p>足立区基本構想及び足立区基本計画を踏まえ、環境の視点から目指す姿を定めている。「地球にやさしいひとのまち かけがえのない地球環境を守るため、すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち」を基本方針とし、環境分野ごとに 5 つの柱を設定し、地球にやさしいひとのまちを目指している。</p> <p>柱 1 : 地球温暖化・エネルギー対策 柱 2 : 循環型社会の構築 柱 3 : 安全・安心で快適なくらしの確保 柱 4 : 自然環境・生物多様性の保全 柱 5 : 学びと行動のしくみづくり (柱 5 は分野横断的な位置づけ)</p>
足立区公共施設 地球温暖化対策 推進実行計画 (平成 29 年 4 月)	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、区の事務及び事業における地球温暖化対策の推進及び第三次足立区環境基本計画における地球温暖化・エネルギー対策を牽引していくものとして位置づけられている。本計画は平成 29 年度から平成 36 年度までの 8 年間で計画期間とし、区が管理する施設及び区が実施する事務事業において地球温暖化対策を推進すること、区が率先して環境負荷の低減を図るとともに、わかりやすく公表し、区民・事業者の環境に配慮した自主的な取り組みを促すことを目的としている。</p>
足立区都市計画 マスタープラン (平成 29 年 10 月)	<p>本プランは、「足立区基本構想」「足立区基本計画」及び東京都が定める「東京都都市計画区域マスタープラン」に即した足立区の長期的な視点に立ったまちづくりの方針であり、足立区全域と地域別それぞれのまちづくりの方向性を示している。計画の基本となる 3 つの柱は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害に強い、安全なまちづくり 2. メリハリのあるまちづくりの推進～人口構造の変化を織り込んだまちづくり～ 3. 環境に配慮したまちづくり

表 6-21 (2) 足立区の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>第三次足立区一般廃棄物処理基本計画 (平成 26 年 3 月)</p>	<p>前計画である「足立区一般廃棄物処理基本計画(第二次)の策定から 7 年が経過し、区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も大きく変化してきている。本計画は経年的に変化しているごみ処理情勢や社会経済情勢を考慮し、目標の修正及びごみ減量・資源化施策の再検討を行うものとしている。</p> <p>計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、区民・事業者・行政の役割を示している。</p> <p>【区民の役割】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：排出抑制 2：再使用(リユース) 3：再資源化(リサイクル) 4：適正排出 <p>【事業者の役割】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：発生抑制 2：再使用(リユース) 3：再資源化(リサイクル) 4：適正排出 <p>【行政の役割】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1：区民・事業者への啓発活動 2：区民・事業者への支援 3：再資源化(リサイクル) 4：適正処理
<p>足立区景観計画 (平成 21 年 5 月)</p>	<p>足立区基本構想の施策の 1 つである「魅力と個性のある美しい都市」や、足立区都市計画マスタープランの基本目標である「住み続けたい・住んでみたい・訪れたい“足立区づくり”」などの実現を目指し、「潤いや親しみがあり、生き生きとした暮らしができる、魅力と個性のある景観」を目標として定めている。</p> <p>本計画では、足立区の景観形成の基本理念を次のように定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観は、魅力と個性のある区の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであり、区民共通の資産として、現在及び将来の区民がその恵沢を享受できるよう、その形成が図られなければならない。 ・良好な景観は、区の自然、歴史及び文化と区民の生活、経済活動等との調和により形成されるものであり、適正な制限のもとにこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その形成が図られなければならない。 ・良好な景観は、区の個性及び特色を生かし、多様な形成が図られなければならない。 ・良好な景観は、観光その他の区内外の交流の促進に大きな役割を担うものであり、区の活性化に資するよう、区、区民等及び事業者により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。 ・良好な景観は、公益との調整を図り、区民等及び事業者の財産権その他の権利を尊重し、形成されなければならない。

表 6-22 埼玉県環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
埼玉県環境基本計画 (平成 29 年 3 月)	<p>本計画は、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、同条例に基づき環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために策定された。</p> <p>計画期間は平成 24 年度～平成 33 年度の 10 年間とし、以下の目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> I：新たなエネルギーが普及した自律分散型の低炭素社会づくり II：限りある資源を大切にす循環型社会づくり III：恵み豊かな緑や川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり IV：安心・安全な環境保全型社会づくり V：環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり
ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版) (平成 27 年 5 月)	<p>2009 年に策定した「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)」の中間見直しを行おうとするものであり、計画年度を 2009(平成 21)年度から 2020(平成 32)年度までの 12 年間とし、長期的な視点を持って低炭素社会の実現を目指している。</p> <p>本計画において 2020 年における埼玉県の温室効果ガス排出量(需要側)を 2005 年比 21%削減するとし、地域総ぐるみでの不断の削減努力が必要であるとしている。目標を達成するために 7 つのナビゲーションを提示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ナビゲーション I：低炭素型で活力ある産業社会づくり ナビゲーション II：低炭素型ビジネススタイルへの転換 ナビゲーション III：低炭素型ライフスタイルへの転換 ナビゲーション IV：低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ナビゲーション V：低炭素で潤いのある田園都市づくり ナビゲーション VI：豊かな県土をはぐくむ森林の整備・保全(CO₂吸収対策) ナビゲーション VII：低炭素社会への環境教育の推進
第 8 次 埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)	<p>本計画は、循環型社会の形成に向けた施策を総合的に推進するために、計画の期間を平成 28 年度～平成 32 年度(5 か年)とし策定された。</p> <p>「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」を目指す方向性とし、循環型社会形成を目指す 3 本柱と災害廃棄物対策を推進する備えの柱、計 4 つの柱を立てて、施策を展開していくとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> I：3 R の推進 II：廃棄物の適正処理の推進 III：環境産業の育成 IV：災害廃棄物対策の推進

表 6-23(1) 川口市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>第5次川口市総合計画 (平成28年4月)</p>	<p>「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」を総合計画における基本理念としている。また、「人としごとが輝くしなやかでたくましい都市川口」を将来都市像とし、実現するために基本理念に則り6つの目指す姿を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人にやさしい“生涯安心なまち” ・子どもから大人まで“個々が輝くまち” ・産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち” ・だれもが“安全で快適に暮らせるまち” ・都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち” ・市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”
<p>第3次川口市環境基本計画 (平成30年3月)</p>	<p>環境基本条例(平成10年9月、条例第58号)の基本理念(第3条)の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するものである。本計画の計画期間は平成30(2018)年度から平成39(2027)年度までの10年間としている。</p>
<p>川口市緑の基本計画 改訂版 (平成20年9月)</p>	<p>前計画である「川口市緑の基本計画」の策定から10年が経過し、社会背景や法体系等が大きく変化したこと、これまでの施策の進捗・達成状況を踏まえて策定された。</p> <p>本計画は「川口市の地域特性を踏まえた計画づくり」、「広域的な視点を持った計画づくり」、「緑の“質”の向上を重視した計画づくり」を特色としている。計画期間は平成20年度からの10年間とし、目標を9つ定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1:地球環境にやさしい、低炭素なまちにします 目標2:空気のきれいな、落ち着きのあるまちにします 目標3:きれいな水の流れるまちにします 目標4:有害化学物質による汚染のないまちにします 目標5:人と自然が共生するまちにします 目標6:歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします 目標7:ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます 目標8:協働して環境共生都市をつくります 目標9:主体的に環境学習をすすめます
<p>川口市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編) (平成23年9月)</p>	<p>本計画は、低炭素社会の実現に向け、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制を図るために、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的としている。</p> <p>本計画の期間は平成23年度～平成34年度の12年間としているが、地球温暖化対策の推進的には中長期的な視点で取り組むことが必要となることから、平成32年度の中長期目標と、平成62年度を見据えた長期目標を設定している。</p>

表 6-23(2) 川口市の環境保全に関する計画

計画の名称	計画の概要
<p>第 6 次川口市一般廃棄物処理基本計画 (平成 25 年 3 月)</p>	<p>前計画である「川口市一般廃棄物処理基本計画」の「ごみ処理編」は、平成 19 年に改訂してから 6 年が、「生活排水処理編」は、平成 22 年に改訂してから 3 年が経過し、廃棄物処理を取り巻く様々な状況の変化に対応し、一般廃棄物(ごみ・生活排水)の発生抑制、再資源化、適正処理を実現する施策をさらに推進するために計画の改定を行った。</p> <p>「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」を基本理念とし、これを実現するため、ごみ処理の課題を踏まえて、3つの基本方針を掲げている。</p> <p>方針 1:市民・事業者・行政の三者の協働により、発生源で廃棄物の排出を抑制</p> <p>方針 2:再使用、再生利用、熱回収の順に、循環的な利用</p> <p>方針 3:廃棄物の環境への負荷を低減される方法による適正な処理</p>
<p>川口市災害廃棄物処理計画 (平成 27 年 3 月)</p>	<p>本計画は、改訂された「地域防災計画」及び「災害廃棄物対策指針」に基づき、想定される災害に対する事前の体制整備及び市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、平成 20 年 3 月に策定された川口市災害廃棄物処理計画を改定するものである。</p> <p>災害廃棄物の処理にあたって、基本方針を 7 つ定めている。</p> <p>【基本方針】</p> <p>①予防対策の推進 ②応急対策の推進 ③計画的な処理の推進 ④環境保全、資源の再使用・再利用に配慮した処理の推進 ⑤安全作業の確保 ⑥処理体制の強化 ⑦リサイクルの推進</p>
<p>川口市景観計画(改訂版) (平成 26 年 12 月)</p>	<p>平成 23 年の川口市と鳩ヶ谷市の合併を受け、今まで通りに守られてきた自然環境や歴史的資源等の良好な景観を保全、活用し、地域の特性との調和を図りながら安全で快適な新しい景観を創出すると共に、好ましくない景観を整序することを目的に、健全で活力ある将来の都市づくりを目指し、ゆとり、うるおい、美しさに配慮した「多様な景観で創られる水と緑の美しい都市づくり」を行うため、策定された。</p> <p>川口市の景観形成上の課題に基づく景観形成の基本的な考え方として、景観形成の理念と目指すべき景観の姿を掲げている。</p> <p>【景観形成の理念】</p> <p>①水辺と緑を大切に作る景観づくり ②歴史を大切に作る景観づくり ③産業と住宅が共存した活力を感じさせる景観づくり ④安全・安心に暮らせる人に優しい景観づくり</p> <p>【目指すべき景観の姿】</p> <p>(1)緑豊かな台地と活気のある平坦地の景観 (2)まちをつなぐ水と緑の軸の景観 (3)地域の歴史や文化を伝える歴史的な景観 (4)にぎわいのある駅周辺の景観 (5)にぎわいのある都心地域とうるおいのある緑化産業地域の景観 (6)緩やかな秩序を持った幹線道路・鉄道沿線の軸の景観 (7)まちや地域の顔となる公共施設、情報・産業施設の景観 (8)良好な眺めが得られる荒川や台地上からの眺望景観</p>

6.1.9 公害に関する苦情件数

計画地が位置する北区、足立区及び埼玉県川口市における過去5年間（平成24年度から28年度まで）の公害苦情件数を表6-24に示す。

平成28年度の北区における苦情件数は、騒音に係るものが多く、次いで振動に係るものが多い。

平成28年度の足立区においては、騒音に係るものが多く、次いで大気汚染に係るものが多い。

また、平成28年度の埼玉県川口市における苦情件数は騒音に係るものが多く、次いで大気に係るものが多い。

表6-24(1) 公害に関する苦情件数（北区）

現象	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
大気汚染	26	17	25	21	20
水質汚濁	2	-	-	-	-
土壌汚染	-	-	-	-	-
騒音	122	86	108	88	93
低周波音	-	-	-	-	-
振動	23	22	21	31	34
地盤沈下	-	-	-	-	-
悪臭	20	29	16	18	14
廃棄物投棄	-	-	-	-	-
その他	2	4	3	3	1
合計	195	158	173	161	162

資料) 「公害苦情統計調査」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-24(2) 公害に関する苦情件数（足立区）

現象	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
大気汚染	41	66	55	49	56
水質汚濁	1	2	-	-	-
土壌汚染	-	1	1	-	-
騒音	141	200	198	160	175
低周波音	1	2	-	-	-
振動	30	37	32	32	26
地盤沈下	-	-	-	-	-
悪臭	50	47	43	62	46
廃棄物投棄	-	-	-	-	-
その他	6	4	4	2	12
合計	269	357	333	305	315

資料)「公害苦情統計調査」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-24(3) 公害に関する苦情件数（川口市）

現象	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
大気	80	59	36	37	27
水質	16	10	10	15	21
騒音	138	122	127	68	63
振動	36	25	26	13	6
悪臭	33	24	9	11	8
土壌汚染	-	-	-	-	1
その他	1	-	-	-	-
合計	304	240	208	144	126

資料)「公害に関する苦情件数」(平成30年6月、川口市提供資料)

6.2 環境項目

6.2.1 大気汚染

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における大気汚染物質の状況をまとめた。

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については大気環境常時監視の測定結果を、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物については有害大気汚染物質モニタリングの測定結果を、ダイオキシン類についてはダイオキシン類調査結果をそれぞれまとめた。

各測定局における調査項目を表6-25に、測定局の位置を図6-16に示す。

表6-25(1) 大気汚染物質の調査項目

種別	図No.	測定局名 (所在地)	測定主体	調査項目								
				二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	二酸化窒素 (NO ₂)	光化学オキシダント (Ox)	ベンゼン等 ^{注2}	ダイキシン類 (DXNs)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	水銀及びその化合物
一般環境大気測定局	1	足立区西新井局 (足立区西新井 6-21-3)	東京都	○		○	○	○	○	○	○	○
	2	板橋区氷川町局 ^{注3} (板橋区氷川町 13-1)	東京都			○	○	○	○	○	○	○
	3	文京区本駒込局 (文京区本駒込 4-35-15)	東京都			○	○	○			○	
	4	北区役所局 (北区王子本町 1-15-22)	北区			○	○	○	○	○	○	○
	5	なでしこ小学校局 ^{注4} (北区志茂 1-34-17)	北区			○	○			○ ^{注5}		
	6	川口市横曽根局 (川口市宮町 16-1)	川口市			○	○					
	7	川口市南平局 (川口市東領家 2-27-1)	川口市	○		○	○	○	○	○	○	

注1) 調査項目は、平成28年度現在の項目である。

注2) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

注3) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定していた。

注4) 平成27年からなでしこ小学校の改築工事終了までは神谷2臨時局(旧教育未来館(北区神谷2-42-4))で測定している。

注5) なでしこ小学校の改築工事期間中は、なでしこ小学校仮校舎(志茂1-19-14)で測定していた。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「ダイオキシン類調査結果」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

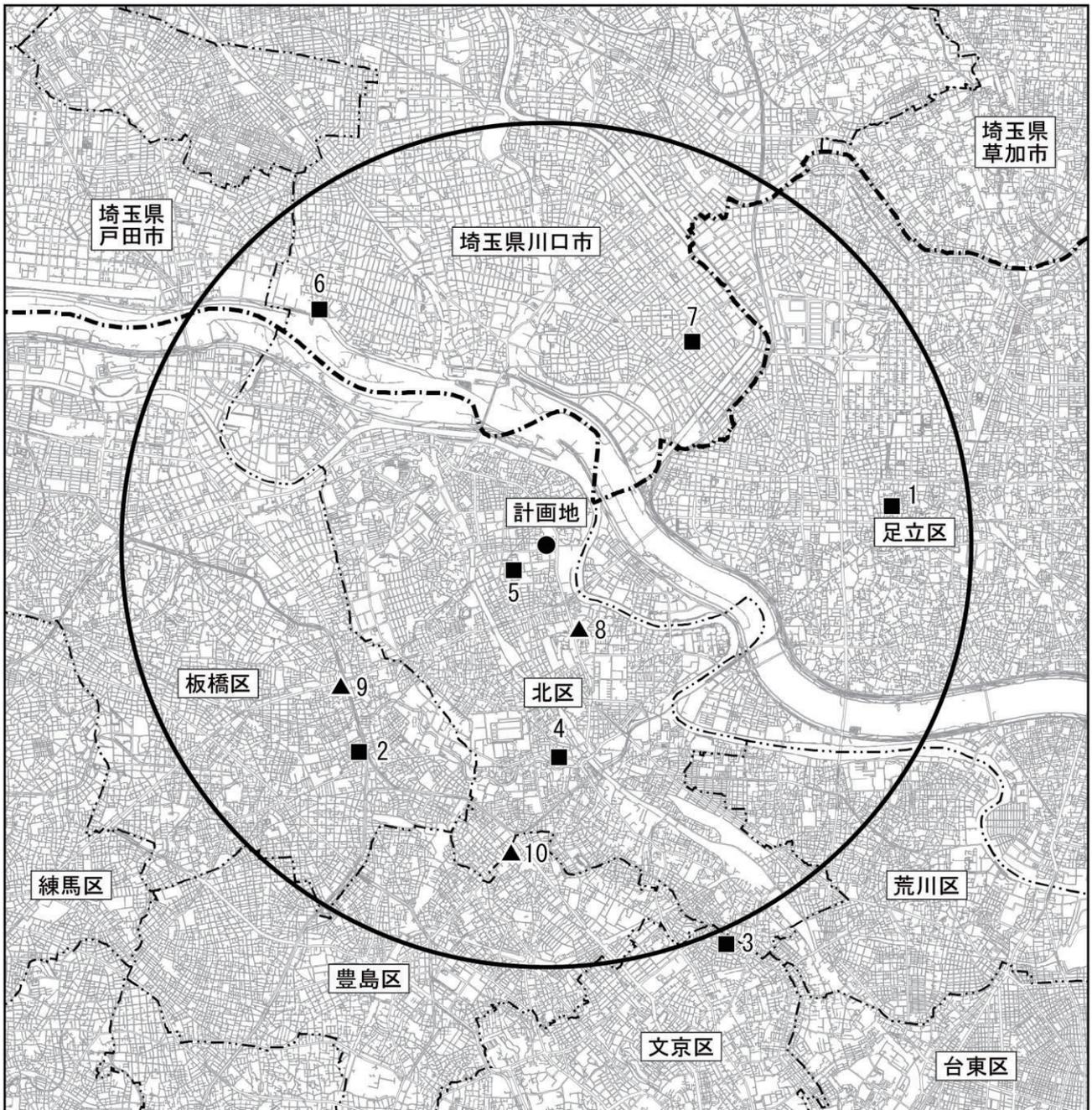
「埼玉県の大気状況」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

表 6-25(2) 大気汚染物質の調査項目

種別	図 No.	測定局名 (所在地)	測定 主体	調査項目									
				二酸化 硫黄 (SO ₂)	一酸化 炭素 (CO)	浮遊 粒子状 物質 (SPM)	二酸化 窒素 (NO ₂)	光化学 オキシ ダント (Ox)	ベンゼン 等 ^{注2}	ダイキ ン類 (DXNs)	微小 粒子状 物質 (PM2.5)	水銀 及び その 化合物	
自動 車排 出ガ ス	8	北本通り王子局 (北区王子 5-20 先)	東京都			○	○					○	
	9	中山道大和町局 (板橋区大和町 14-12)	東京都		○	○	○					○	
	10	明治通り西巢鴨局 (豊島区西巢鴨 2-39-5)	東京都			○	○					○	

注1) 調査項目は、平成 28 年度現在の項目である。

注2) ベンゼン等：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)



凡 例

● : 計画地 ○ : 計画地から半径 5 km 範囲

--- : 都県界

- - - : 市区界

大気汚染物質測定地点

■ : 一般環境大気測定局 (1 ~ 7)

▲ : 自動車排気ガス測定局 (8 ~ 10)



1 : 75,000



図 6-16 大気汚染物質測定地点

(1) 一般環境

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の調査結果の推移を表6-26に、年平均値の推移を図6-17にそれぞれ示す。

調査は2地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.002ppmである。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいとなっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-26 一般環境大気測定局における二酸化硫黄調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	足立区西新井測定局	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	○	○	○	○	○
7	川口市南平測定局	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	○	○	○	○	○

注1) 二酸化硫黄の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)
「大気環境調査結果」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

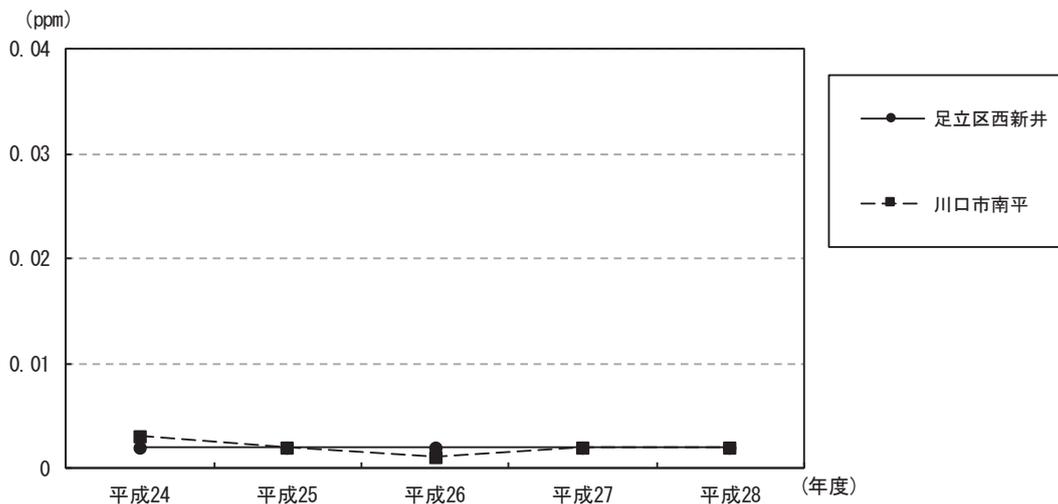


図 6-17 一般環境大気測定局における二酸化硫黄（年平均値）の推移

イ 一酸化炭素 (CO)

計画地を中心とした半径約5kmの範囲における一般大気常時監視測定局では一酸化炭素の測定を行っていない。

ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表6-27に、年平均値の推移を図6-18にそれぞれ示す。

調査は7地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.015～0.019mg/m³である。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表6-27 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m ³)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	足立区西新井測定局	0.022	0.023	0.022	0.020	0.017	○	○	○	○	○
2	板橋区氷川町 ^{注3} 測定局	0.017	0.022	0.021	0.022	0.017	○	○	○	○	○
3	文京区本駒込測定局	0.022	0.021	0.022	0.021	0.019	○	○	○	○	○
4	北区役所測定局	0.020	0.021	0.020	0.019	0.018	○	○	○	○	○
5	なでしこ小学校 ^{注4} 測定局	0.017	0.021	0.021	0.019	0.018	○	○	○	○	○
6	川口市横曽根測定局	0.019	0.023	0.025	0.025	0.015	○	○	○	○	○
7	川口市南平測定局	0.017	0.020	0.019	0.018	0.017	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

注3) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定している。

注4) 平成27年からなでしこ小学校の改築工事終了までは神谷2臨時局(旧教育未来館(北区神谷2-42-4))で測定している。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

「北区の環境(平成24年度実績)」(平成25年7月、北区生活環境部生活環境課)

「大気環境調査結果」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

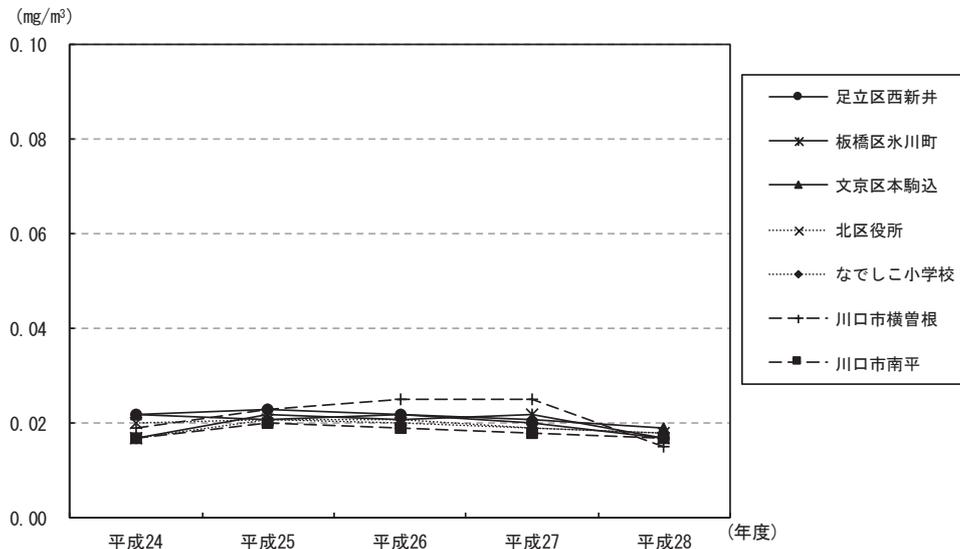


図6-18 一般環境大気測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

エ 二酸化窒素 (NO₂)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表6-28に、年平均値の推移を図6-19にそれぞれ示す。

調査は7地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.016～0.022ppmである。過去5年間の年平均値は、全体的にやや減少傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-28 一般環境大気測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	足立区西新井測定局	0.020	0.020	0.020	0.019	0.017	○	○	○	○	○
2	板橋区氷川町 ^{注3} 測定局	0.021	0.021	0.021	0.020	0.020	○	○	○	○	○
3	文京区本駒込測定局	0.025	0.025	0.025	0.024	0.022	○	○	○	○	○
4	北区役所測定局	0.020	0.020	0.019	0.018	0.017	○	○	○	○	○
5	なでしこ小学校 ^{注4} 測定局	0.019	0.019	0.019	0.019	0.017	○	○	○	○	○
6	川口市横曽根測定局	0.013	0.016	0.015	0.017	0.016	○	○	○	○	○
7	川口市南平測定局	0.020	0.021	0.020	0.020	0.017	○	○	○	○	○

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

注3) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定している。

注4) 平成27年からなでしこ小学校の改築工事終了までは神谷2臨時局(旧教育未来館(北区神谷2-42-4))で測定している。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

「北区の環境(平成24年度実績)」(平成25年7月、北区生活環境部生活環境課)

「大気環境調査結果」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

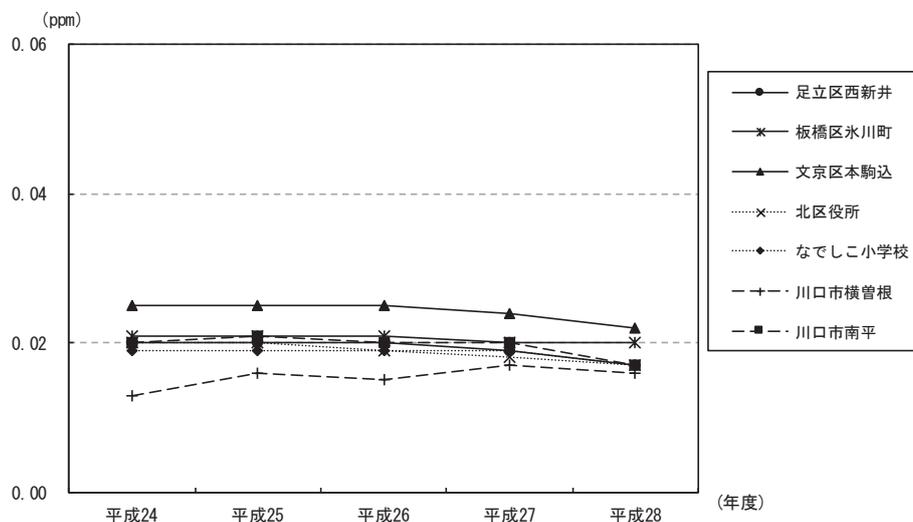


図 6-19 一般環境大気測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

オ 光化学オキシダント (Ox)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における光化学オキシダントの調査結果の推移を表6-29に、年平均値の推移を図6-20にそれぞれ示す。

調査は5地点で実施されており、平成28年度の昼間の1時間値の年平均値は0.026～0.032ppmである。過去5年間の年平均値は、おおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で非達成である。

表 6-29 一般環境大気測定局における光化学オキシダント調査結果の推移

図 No.	測定局名	昼間1時間値の年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	足立区西新井測定局	0.029	0.030	0.031	0.030	0.030	×	×	×	×	×
2	板橋区氷川町 ^{注3} 測定局	0.029	0.030	0.031	0.031	0.028	×	×	×	×	×
3	文京区本駒込測定局	0.023	0.024	0.025	0.025	0.026	×	×	×	×	×
4	北区役所測定局	0.029	0.031	0.031	0.031	0.031	×	×	×	×	×
7	川口市南平測定局	0.030	0.030	0.032	0.032	0.032	×	×	×	×	×

注1) 光化学オキシダントの環境基準は、「1時間値が0.06ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、年間の昼間(5時～20時)の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1年間で昼間(5時～20時)の1時間値が1回でも環境基準を超えた場合には非達成と評価する。

注3) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定している。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

「北区の環境(平成24年度実績)」(平成25年7月、北区生活環境部生活環境課)

「埼玉県の大気状況」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

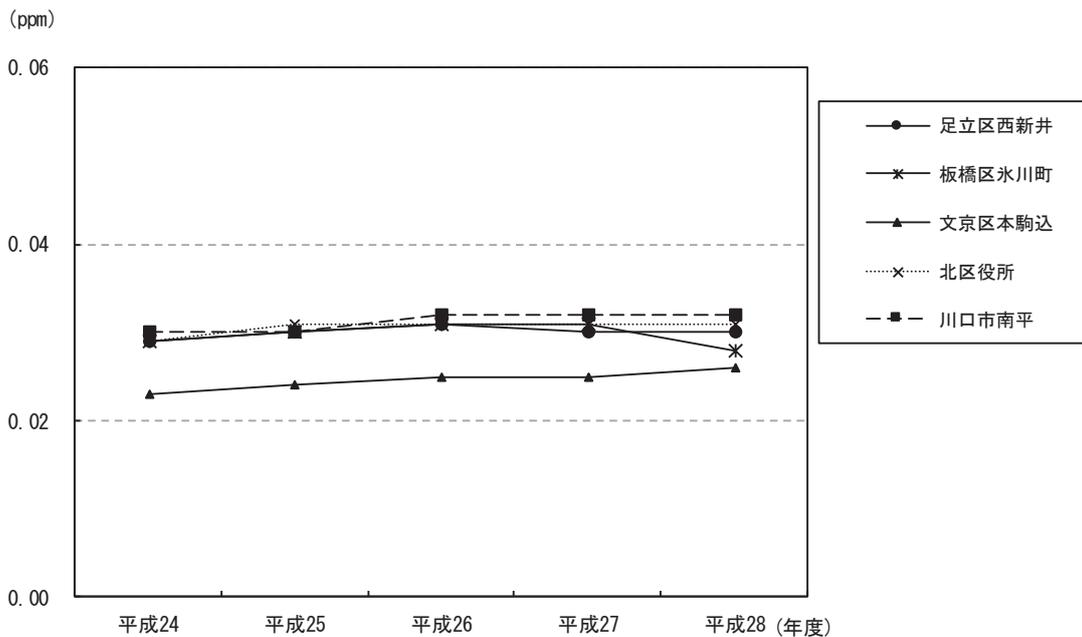


図 6-20 一般環境大気測定局における光化学オキシダント(昼間の1時間値の年平均値)の推移

カ ベンゼン等

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局におけるベンゼン等の調査結果の推移を表6-30に、年平均値の推移を図6-21にそれぞれ示す。

調査は4地点で実施されており、平成28年度の年平均値はそれぞれ、ベンゼンが0.0009～0.0011mg/m³、トリクロロエチレンが0.0006～0.0048mg/m³、テトラクロロエチレンが0.0003～0.0009mg/m³、ジクロロメタンが0.0011～0.0042mg/m³である。年平均値は、過去5年とも環境基準をすべての物質で達成している。

表6-30 一般環境大気測定局におけるベンゼン等調査結果の推移

物質名	図No.	測定局名	年平均値 (mg/m ³)					環境基準の達成状況 ^{注1} (○：達成、×：非達成)				
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ベンゼン	1	足立区西新井測定局	0.0012	0.0013	0.0011	0.0011	0.0011	○	○	○	○	○
	2	板橋区氷川町 ^{注2} 測定局	0.0011	0.0012	0.0011	0.0010	0.0010	○	○	○	○	○
	4	北区役所測定局	0.0011	0.0014	0.0010	0.0008	0.0009	○	○	○	○	○
	7	川口市南平測定局	0.0013	0.0011	0.0012	0.0012	0.0010	○	○	○	○	○
トリクロロエチレン	1	足立区西新井測定局	0.0035	0.0078	0.0030	0.0042	0.0048	○	○	○	○	○
	2	板橋区氷川町 ^{注2} 測定局	0.0017	0.0021	0.0014	0.0016	0.0012	○	○	○	○	○
	4	北区役所測定局	0.0013	0.0011	0.0009	0.0010	0.0006	○	○	○	○	○
	7	川口市南平測定局	0.0033	0.0034	0.0038	0.0055	0.0033	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	1	足立区西新井測定局	0.0006	0.0011	0.0004	0.0006	0.0004	○	○	○	○	○
	2	板橋区氷川町 ^{注2} 測定局	0.0004	0.0004	0.0003	0.0003	0.0003	○	○	○	○	○
	4	北区役所測定局	0.0018	0.0005	0.0003	0.0005	0.0003	○	○	○	○	○
	7	川口市南平測定局	0.0014	0.0013	0.0008	0.0011	0.0009	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	1	足立区西新井測定局	0.0026	0.0028	0.0019	0.0021	0.0016	○	○	○	○	○
	2	板橋区氷川町 ^{注2} 測定局	0.0046	0.0033	0.0020	0.0023	0.0018	○	○	○	○	○
	4	北区役所測定局	0.0022	0.0012	0.0015	0.0014	0.0011	○	○	○	○	○
	7	川口市南平測定局	0.0062	0.0040	0.0043	0.0052	0.0042	○	○	○	○	○

注1) ベンゼン等の環境基準は、以下のとおりである。

ベンゼン：1年平均値が0.003mg/m³以下であること。

トリクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m³以下であること。

テトラクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m³以下であること。

ジクロロメタン：1年平均値が0.15mg/m³以下であること。

注2) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定している。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

「北区の環境(平成24年度実績)」(平成25年7月、北区生活環境部生活環境課)

「大気環境調査結果」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

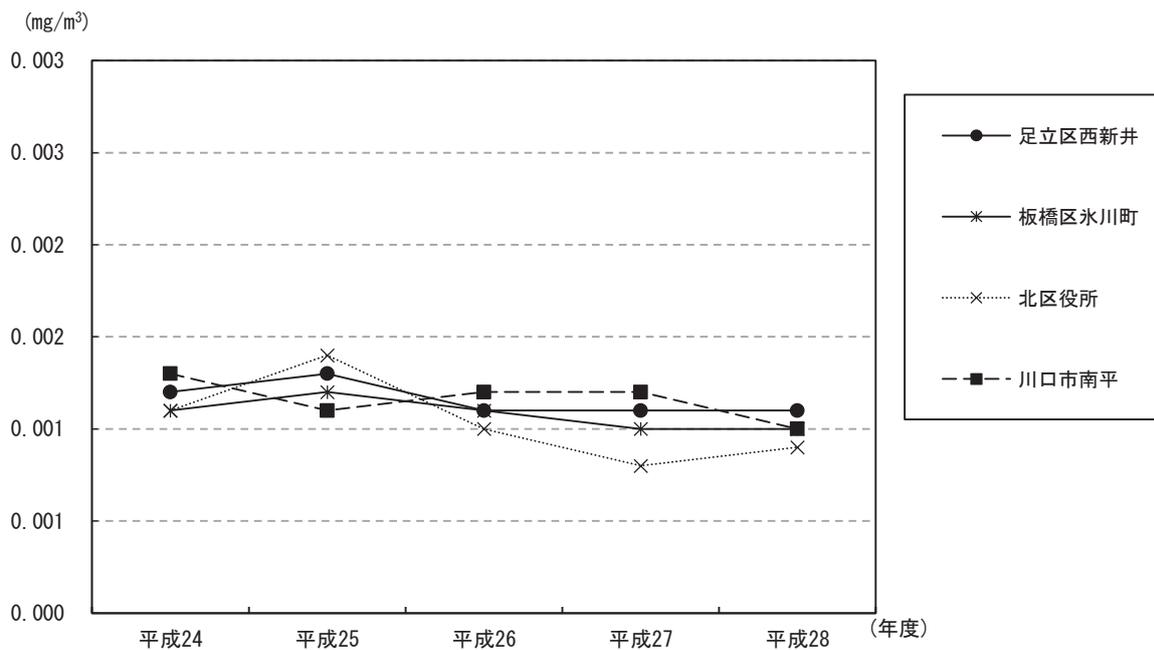


図 6-21(1) 一般環境大気測定局におけるベンゼン（年平均値）の推移

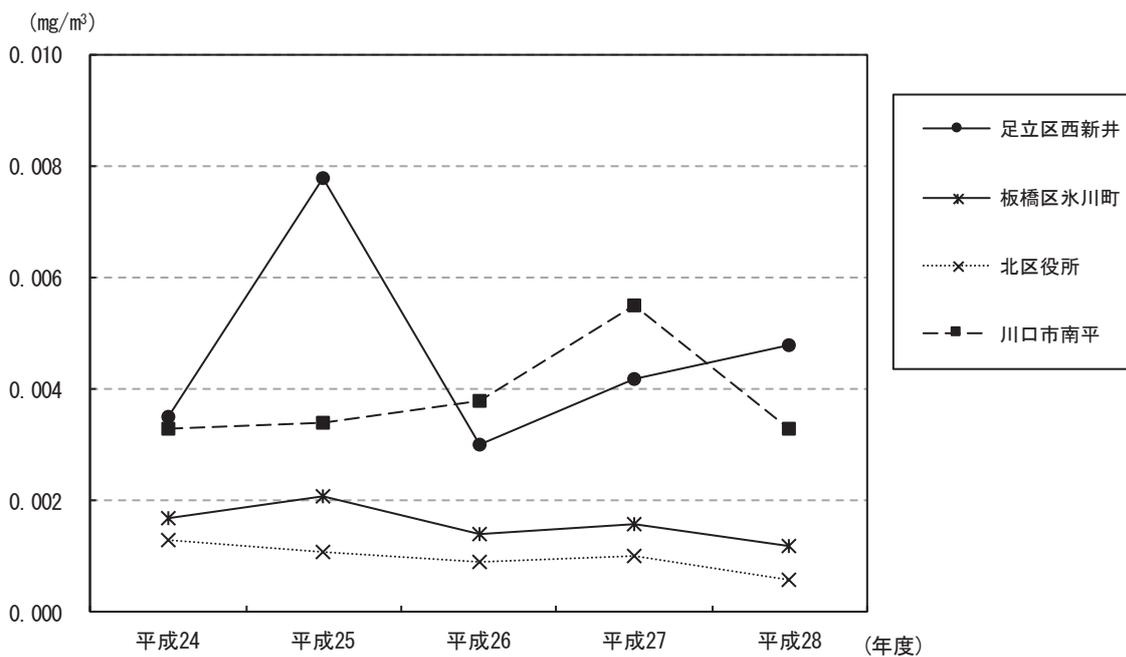


図 6-21(2) 一般環境大気測定局におけるトリクロロエチレン（年平均値）の推移

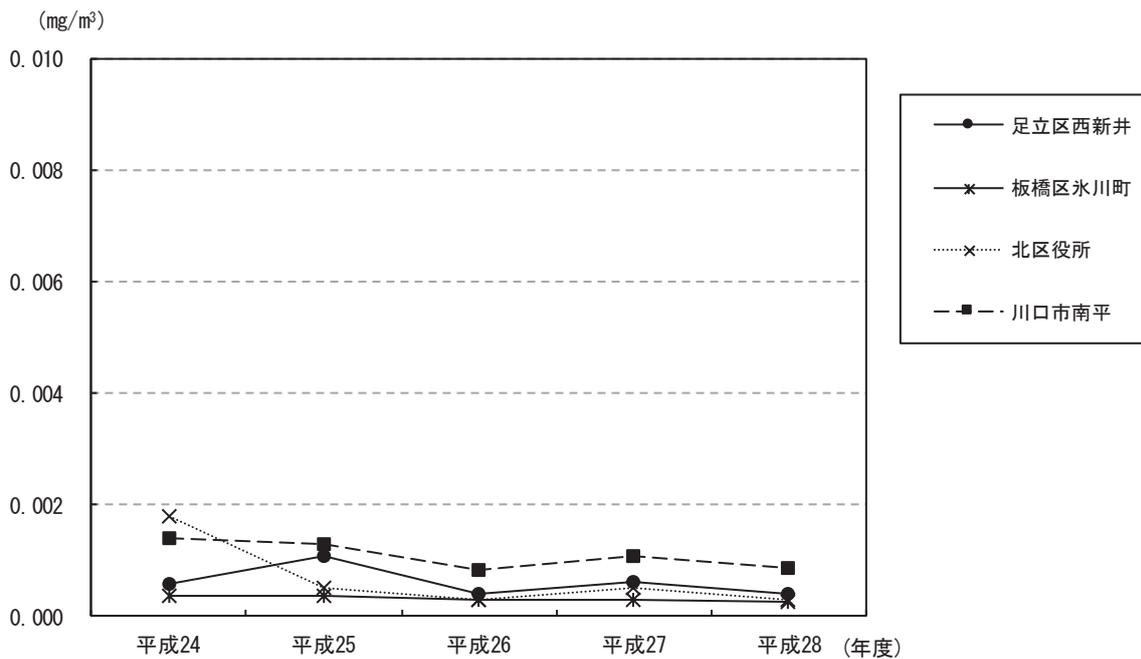


図 6-21 (3) 一般環境大気測定局におけるテトラクロロエチレン（年平均値）の推移

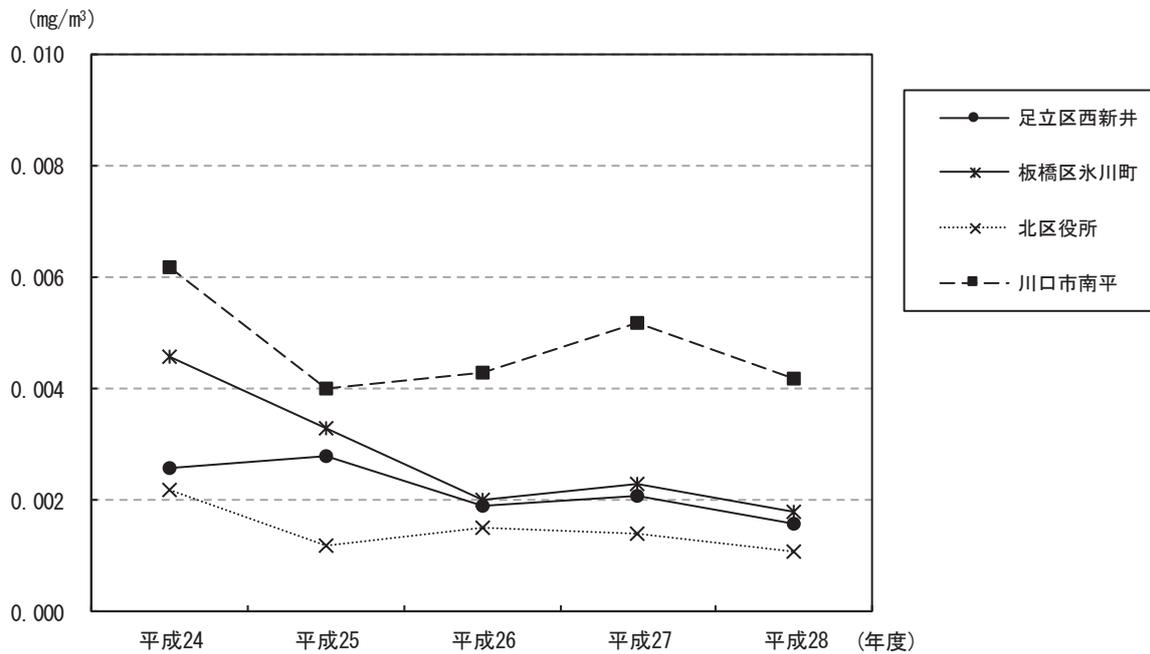


図 6-21 (4) 一般環境大気測定局におけるジクロロメタン（年平均値）の推移

キ ダイオキシン類 (DXNs)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局におけるダイオキシン類の調査結果の推移を表6-31に、年平均値の推移を図6-22にそれぞれ示す。

調査は5地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.022～0.038pg-TEQ/m³である。過去5年の年平均値は、ばらつきはあるものの、全測定局でおおむね減少の傾向となっている。環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-31 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (pg-TEQ/m ³)					環境基準の達成状況 ^{注1} (○:達成、×:非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	足立区西新井測定局	0.036	0.028	0.037	0.028	0.028	○	○	○	○	○
2	板橋区氷川町 ^{注2} 測定局	0.032	0.028	0.030	0.029	0.022	○	○	○	○	○
4	北区役所測定局	0.056	0.034	0.060	0.032	0.036	○	○	○	○	○
5	なでしこ小学校 ^{注3} 測定局	0.056	0.033	0.062	0.049	0.038	○	○	○	○	○
7	川口市南平測定局	0.061	0.051	0.045	0.038	0.033	○	○	○	○	○

注1) ダイオキシン類の環境基準は、「1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。」である。

注2) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定している。

注3) なでしこ小学校の改築工事期間中は、なでしこ小学校仮校舎(志茂1-19-14)で測定している。

資料) 「ダイオキシン類調査結果」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

「北区の環境(平成24年度実績)」(平成25年7月、北区生活環境部生活環境課)

「大気環境調査結果」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

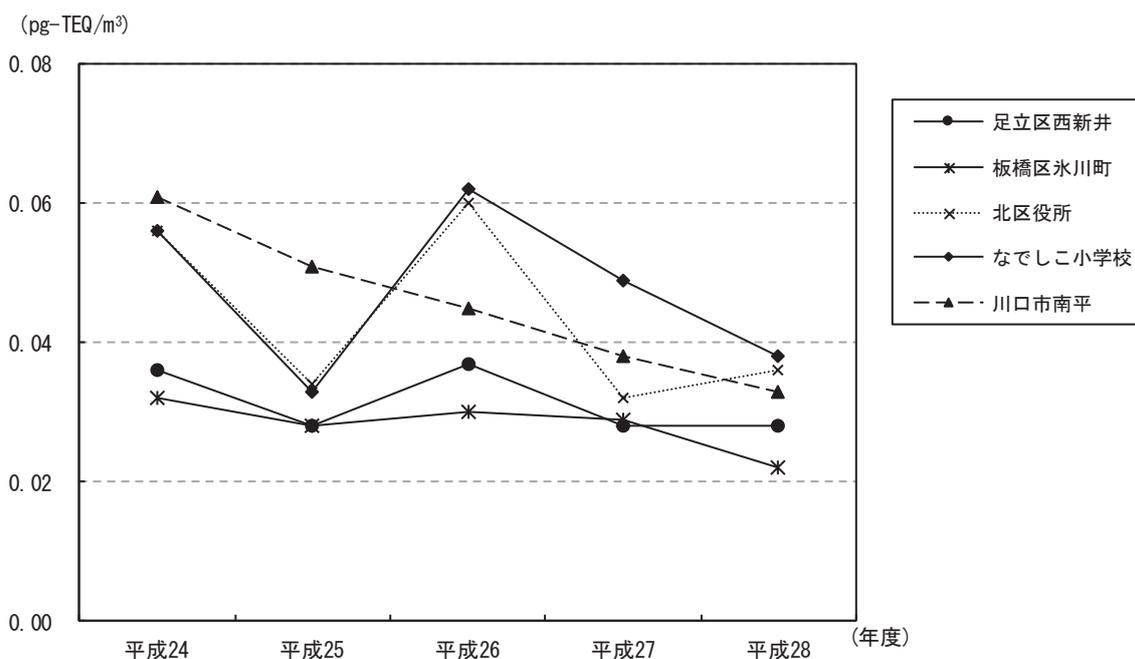


図 6-22 一般環境大気測定局におけるダイオキシン類（年平均値）の推移

ク 微小粒子状物質（PM2.5）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における微小粒子状物質の調査結果の推移を表6-32に、年平均値の推移を図6-23にそれぞれ示す。

調査は5地点で実施されており、過去5年間では13.3～17.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で推移している。平成28年度では13.3～15.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準は3地点で達成している。

表6-32 一般環境大気測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	足立区西新井測定局	16.0	17.2	16.1	13.7	13.3	×	×	×	○	○
2	板橋区氷川町 ^{注4} 測定局	14.9	16.0	17.4	14.0	13.5	○	×	×	○	○
3	文京区本駒込測定局	—	16.7	16.9	14.7	13.8	—	×	×	○	○
4	北区役所測定局	17.6	17.9	17.5	16.0	15.2	×	×	×	×	×
7	川口市南平測定局	(18.3) ^{注3}	14.9	15.0	14.9	15.1	—	×	×	○	×

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

注3) ()は有効測定日数が250日に満たない測定値である。

注4) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定している。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

「北区の環境(平成24年度実績)」(平成25年7月、北区生活環境部生活環境課)

「大気環境調査結果」(平成30年6月閲覧、埼玉県ホームページ)

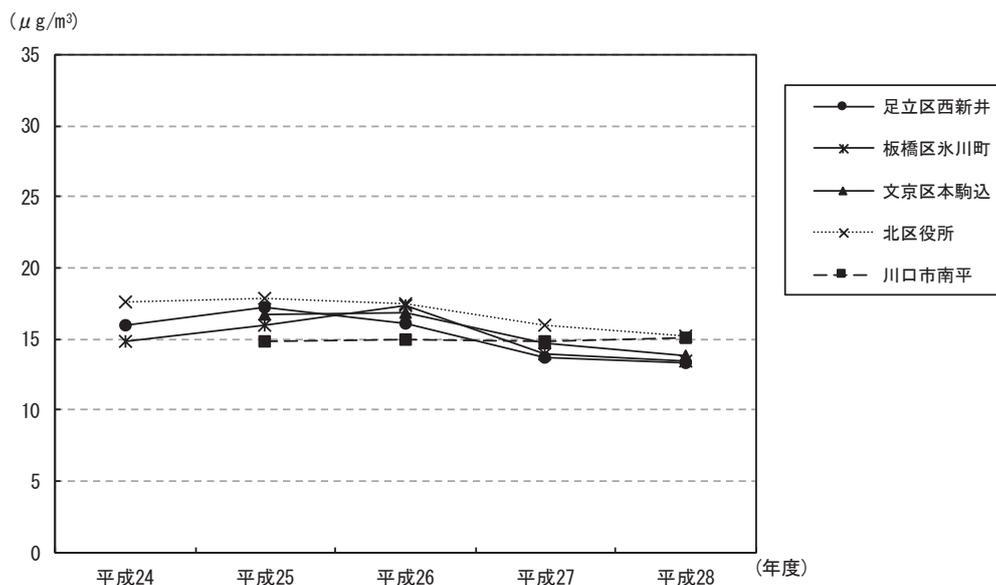


図6-23 一般環境大気測定局における微小粒子状物質（年平均値）の推移

ケ 水銀及びその化合物

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の一般環境大気測定局における水銀等の調査結果の推移を表6-33に、年平均値の推移を図6-24にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.0018～0.0022 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ である。指針値は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-33 一般環境大気測定局における水銀及びその化合物調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)					指針値の達成状況 ^{注1} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1	足立区西新井測定局	0.0027	0.0027	0.0021	0.0022	0.0020	○	○	○	○	○
2	板橋区氷川町 ^{注2} 測定局	0.0027	0.0024	0.0024	0.0021	0.0022	○	○	○	○	○
3	北区役所測定局	0.0024	0.0020	0.0019	0.0019	0.0018	○	○	○	○	○

注1) 指針値とは、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

注2) 板橋区氷川町局は、平成27年度までは板橋区本町局(板橋区本町24-1(板橋区公文書館))で測定している。

資料) 「有害大気汚染物質のモニタリング調査」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

「大気の調査」(平成30年6月閲覧、北区ホームページ)

「北区の環境(平成24年度実績)」(平成25年7月、北区生活環境部生活環境課)

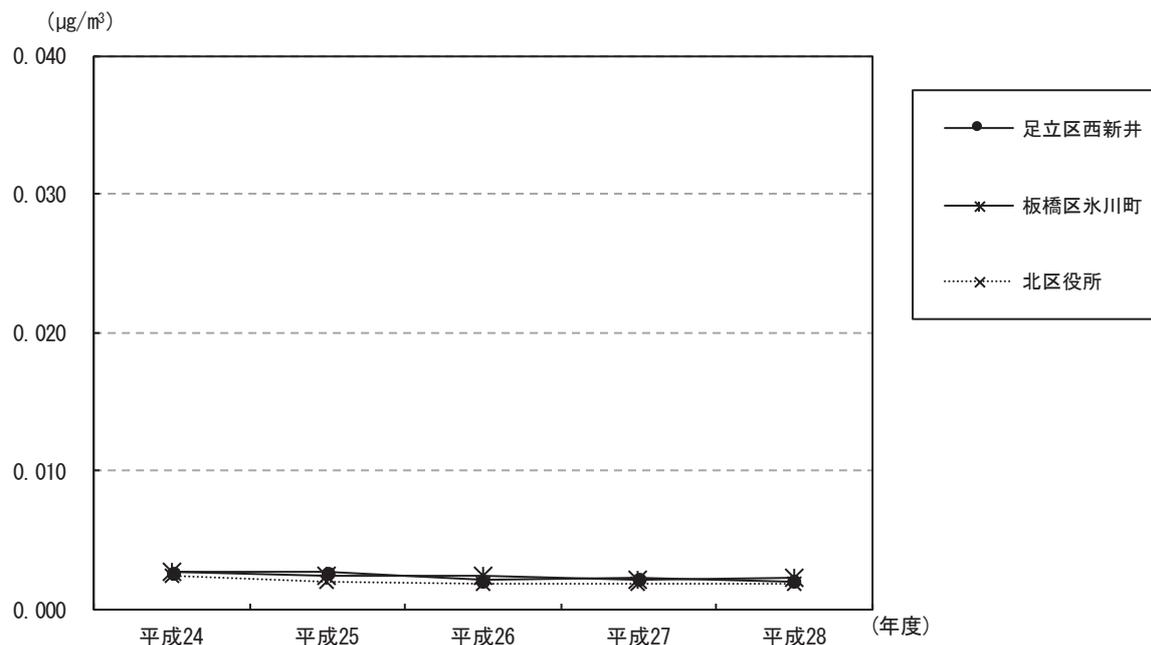


図 6-24 一般環境大気測定局における水銀等（年平均値）の推移

(2) 自動車排出ガス

ア 一酸化炭素 (CO)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における一酸化炭素の調査結果の推移を表6-34に、年平均値の推移を図6-25にそれぞれ示す。

調査は1地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.5ppmである。過去5年間の年平均値はおおむね横ばいの傾向となっており、環境基準は過去5年とも達成している。

表 6-34 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
9	中山道大和町測定局	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	○	○	○	○	○

注1) 一酸化炭素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

注3) 1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

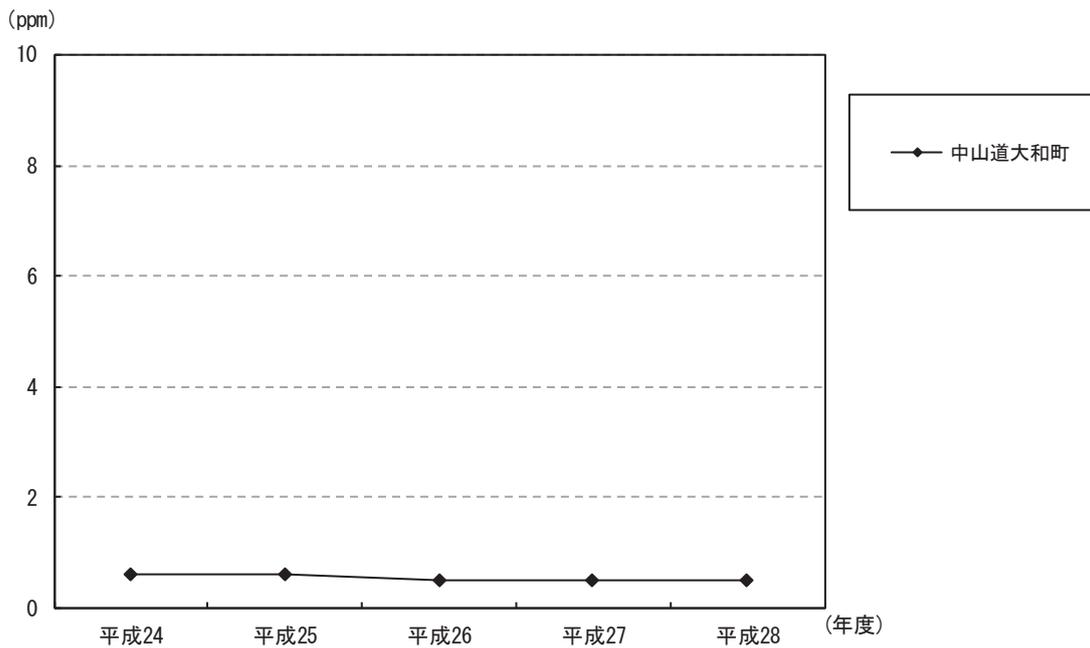


図 6-25 自動車排出ガス測定局における一酸化炭素（年平均値）の推移

イ 浮遊粒子状物質（SPM）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の調査結果の推移を表6-35に、年平均値の推移を図6-26にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.018～0.019mg/m³である。過去5年間の年平均値は、全体的におおむね横ばい傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表6-35 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (mg/m ³)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
8	北本通り王子 測定局	0.019	0.022	0.021	0.020	0.018	○	○	○	○	○
9	中山道大和町 測定局	0.022	0.023	0.022	0.022	0.019	○	○	○	○	○
10	明治通り西巢鴨 測定局	0.021	0.023	0.021	0.021	0.018	○	○	○	○	○

注1) 浮遊粒子状物質の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間2%除外値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

注3) 1日平均値の年間2%除外値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

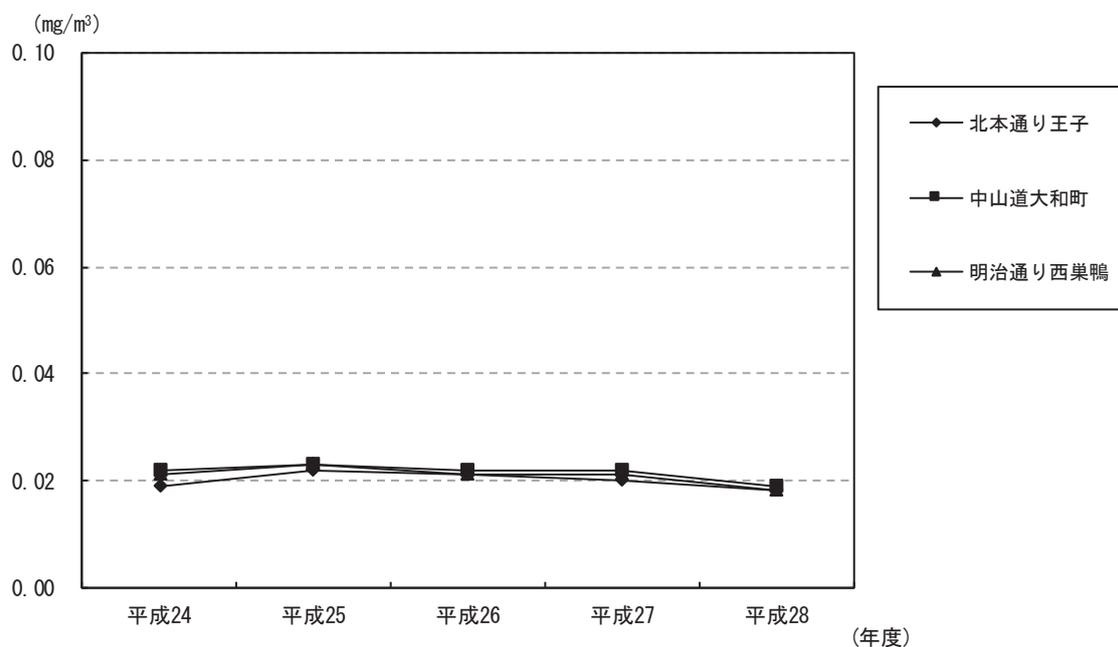


図6-26 自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質（年平均値）の推移

ウ 二酸化窒素 (NO₂)

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の調査結果の推移を表6-36に、年平均値の推移を図6-27にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成28年度の年平均値は0.022～0.033ppmである。過去5年間の年平均値は、全体的にはほぼ横ばい傾向となっており、環境基準は過去5年とも全地点で達成している。

表 6-36 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 (ppm)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
7	北本通り王子測定局	0.027	0.026	0.026	0.023	0.023	○	○	○	○	○
8	中山道大和町測定局	0.036	0.037	0.036	0.036	0.033	○	○	○	○	○
9	明治通り西巣鴨測定局	0.025	0.024	0.024	0.023	0.022	○	○	○	○	○

注1) 二酸化窒素の環境基準は、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。」である。

注2) 環境基準の達成状況は、長期的評価により判断する。長期的評価は、1日平均値の年間98%値を環境基準と比較して評価を行う。

注3) 1日平均値の年間98%値とは、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値である。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

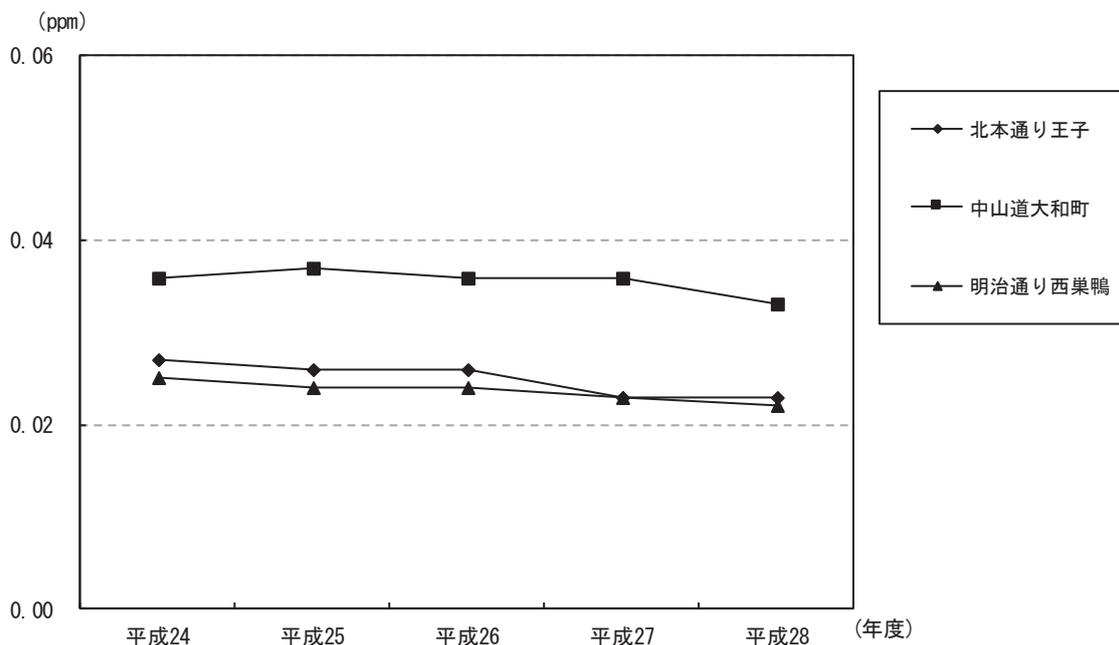


図 6-27 自動車排出ガス測定局における二酸化窒素（年平均値）の推移

エ 微小粒子状物質（PM2.5）

過去5年間（平成24年度から平成28年度まで）の自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の調査結果の推移を表6-37に、年平均値の推移を図6-28にそれぞれ示す。

調査は3地点で実施されており、平成24～27年度の過去4年間では15.2～21.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ で推移し、すべての地点で環境基準を超えている。平成28年度では13.4～16.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となっており、環境基準は2地点で達成している。

表 6-37 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質調査結果の推移

図 No.	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)					環境基準の達成状況 ^{注1、注2} (○：達成、×：非達成)				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
7	北本通り王子測定局	17.7	19.7	17.8	15.3	15.0	×	×	×	×	○
8	中山道大和町測定局	17.2	19.7	21.0	18.0	16.0	×	×	×	×	×
9	明治通り西巣鴨測定局	—	16.6	17.1	15.2	13.4	—	×	×	×	○

注1) 微小粒子状物質の環境基準は、「1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」である。

注2) 長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の1年平均値について評価を行うものとする。短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98%値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98%値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果（1年平均値及び年間98%値）を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

資料) 「大気汚染測定結果ダウンロード」(平成30年6月閲覧、東京都環境局ホームページ)

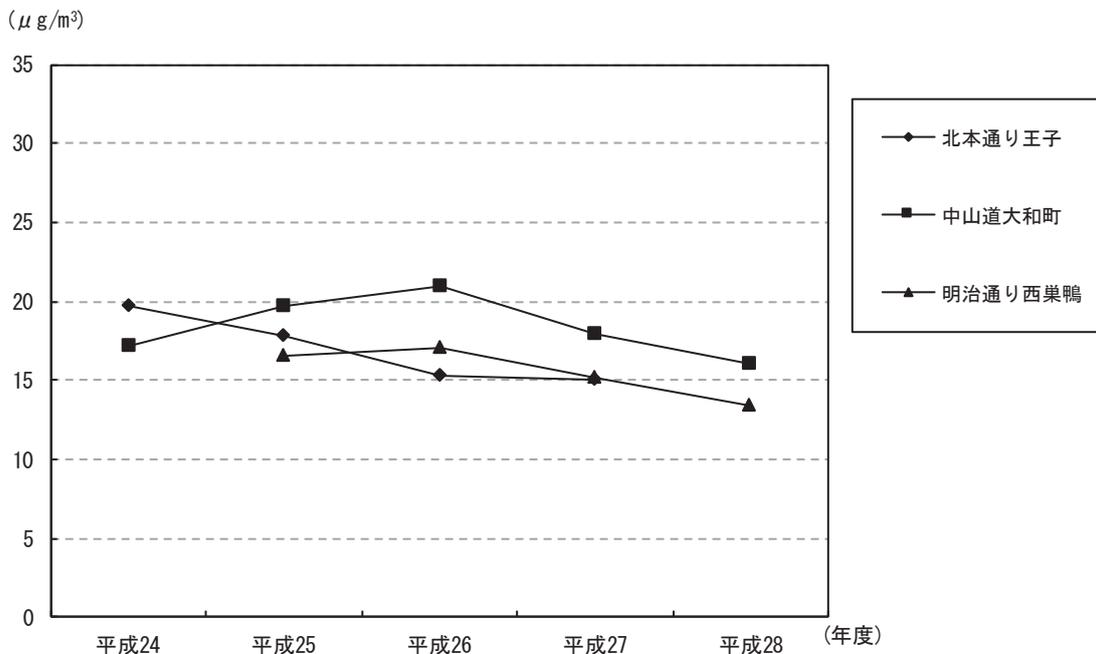


図 6-28 自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質（年平均値）の推移

6.2.2 悪臭

計画地が位置する北区における過去5年間（平成24年度から28年度まで）の公害苦情件数を表6-24（1）（p.85参照）に示す。

平成28年度における悪臭に係る受付件数は14件である。

なお、既存工場に関する苦情はなかった。

6.2.3 騒音・振動

計画地及びその周辺地域における道路交通騒音・振動の測定結果を表 6-38 及び表 6-39 に示す。また、測定地点を図 6-29 に示す。

道路交通騒音（等価騒音レベル L_{Aeq} ）は、昼間 62～73dB、夜間 58～71dB となっている。環境基準を上回っている地点は、昼間 7 地点、夜間 8 地点である。

道路交通振動（時間率振動レベル L_{10} ）は、昼間 39～51dB、夜間 34～48dB となっており、いずれも振動規制法に基づく要請限度を下回っている。

表 6-38 道路交通騒音測定結果（自動車騒音常時監視）

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	地 域 の 類 型	等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)			
						測定結果		環境基準 (要請限度)	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道環状 8 号線	北区赤羽北 1-12-1	平成 28 年 11 月	4	C	<u>70</u>	<u>68</u>	70 (75)	65 (70)
2	国道 122 号(北本通り)	北区岩淵町 26-6	平成 28 年 11 月	5	C	66	64		
3	都道常盤台赤羽線	北区赤羽台 1-6	平成 24 年 11 月	3	A	66	61		
4	特別区道北 1283 号	北区赤羽 2-17	平成 26 年 12 月	4	C	63	59		
5	国道 122 号(北本通り)	北区神谷 3-16	平成 27 年 11 月	6	C	<u>72</u>	<u>70</u>		
6	国道 122 号(北本通り)	北区志茂 3-46-8	平成 28 年 11 月	7	C	<u>72</u>	<u>68</u>		
7	都道環状 7 号線	北区上十条 5-4	平成 27 年 11 月	4	C	<u>71</u>	<u>69</u>		
8	都道本郷赤羽線	北区中十条 1-3	平成 27 年 11 月	2	C	66	62		
9	国道 122 号(北本通り)	北区王子 5-29	平成 28 年 11 月	6	C	<u>71</u>	<u>69</u>		
10	特別区道北 1263 号	北区豊島 2-26	平成 27 年 11 月	4	A	62	58		
11	都道王子 金町江戸川線	北区豊島 3-24	平成 25 年 10 月	2	C	68	63		
12	首都高速川口線	足立区鹿浜 2-14	平成 24 年 10 月	4	B	<u>70</u>	<u>66</u>		
13	都道環状 7 号線	足立区新田 2-4	平成 28 年 10 月	4	C	<u>73</u>	<u>71</u>		

注 1) 昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～6:00 を示す。

注 2) 測定結果の下線は、環境基準超過を示す。

注 3) 地域類型は、「騒音に係る環境基準」に基づく当該地点の地域の類型であり、以下の通り分類される。

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と合わせて商業、工業の用に供される地域

注 4) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成 24 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 26 年 2 月、東京都環境局)

「平成 25 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 26 年 12 月、東京都環境局)

「平成 26 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 28 年 1 月、東京都環境局)

「平成 27 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年 3 月、東京都環境局)

「平成 28 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 30 年 5 月、東京都環境局)

表 6-39 道路交通振動測定結果

図 No.	路線名	測定地点の住所	測定年月	車 線 数	区 域 の 区 分	振動レベル L ₁₀ (dB)			
						測定結果		振動規制法 要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	都道環状8号線	北区赤羽北 1-12-1	平成 28 年 11 月	4	2	51	48	70	65
2	国道 122 号(北本通り)	北区岩淵町 26-6	平成 28 年 11 月	5	2	41	38		
6	国道 122 号(北本通り)	北区志茂 3-46-8	平成 28 年 11 月	7	2	39	34		
9	国道 122 号(北本通り)	北区王子 5-29	平成 28 年 11 月	6	2	42	38		

注1) 区域の区分の1は第一種区域を、区域の区分の2は第二種区域を表す。区域の区分は、「振動規制法」に基づく当該地点の区域の区分であり、以下の通り分類される。

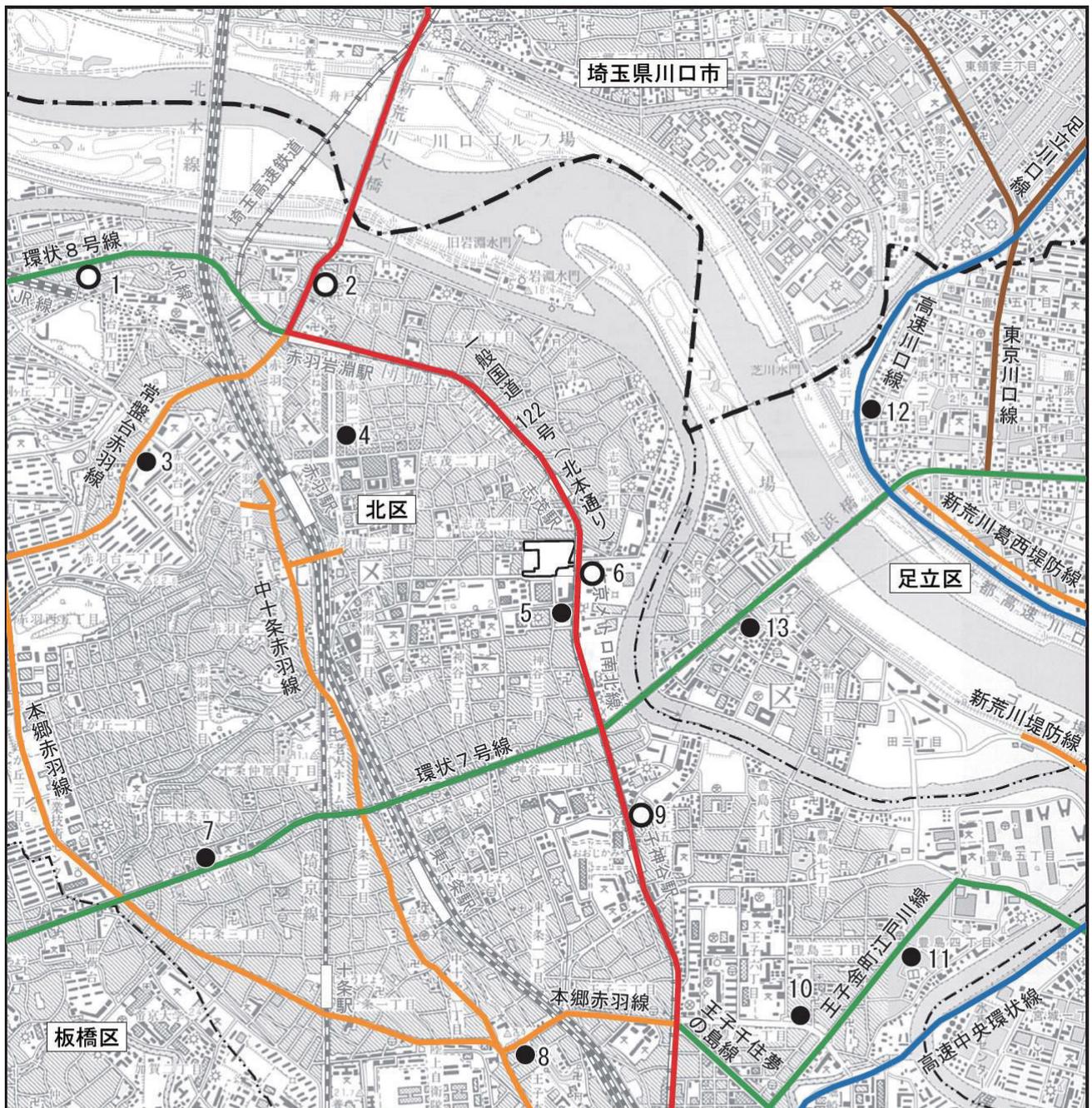
第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注2) 昼間は、第一種区域では8:00～19:00、第二種区域では8:00～20:00、夜間は、第一種区域では19:00～8:00、第二種区域では20:00～8:00を示す。

注3) 年度毎に同一地点で測定している場合は、最新年度の測定結果を記載している。

資料) 「平成28年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成30年5月、東京都環境局)



凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|-------------|
|  | : 計画地 |  | : 高速自動車国道 |
|  | : 都県界 |  | : 一般国道 |
|  | : 市区界 |  | : 特例主要地方道 |
|  | : JR 線 |  | : 特例都道 |
|  | : 私鉄・地下鉄線 |  | : 都県道 |
| | |  | : 騒音測定地点 |
| | |  | : 騒音・振動測定地点 |



1 : 25,000



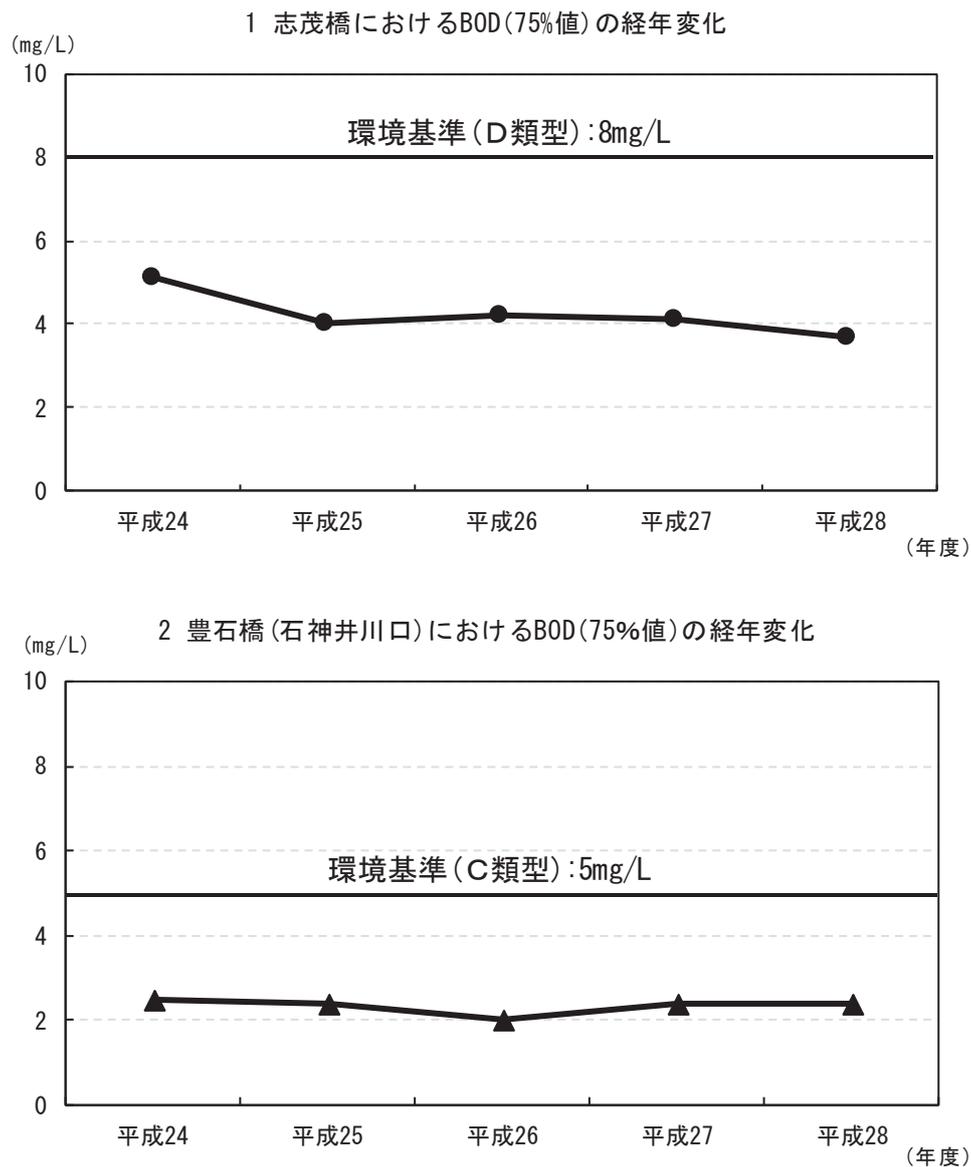
図 6-29 道路交通騒音測定地点

6.2.4 水質汚濁

(1) 河川の状況

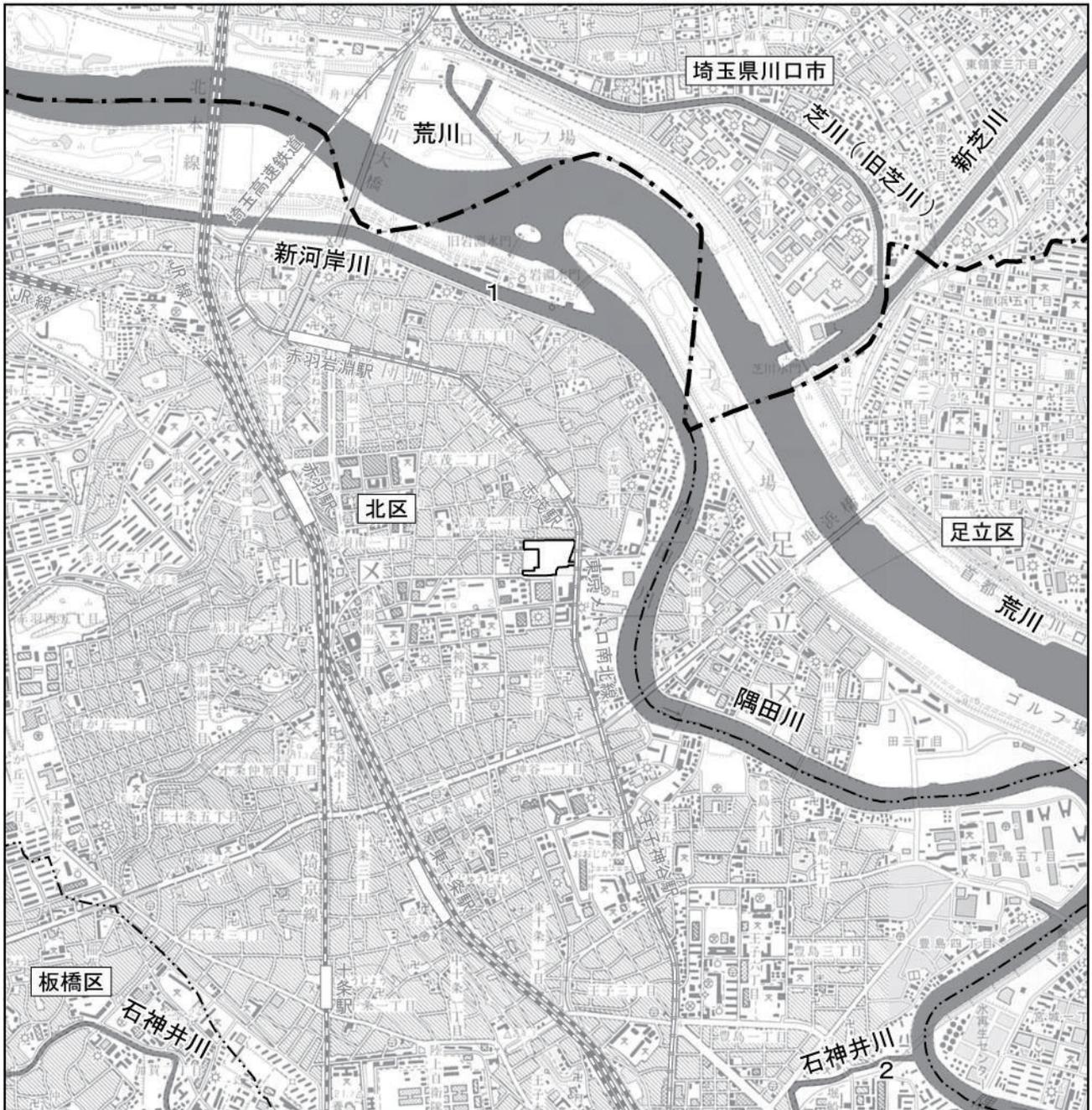
新河岸川、石神井川について、計画地周辺の測定地点を図 6-31 に示す。各測定地点の過去 5 年間の BOD 年間 75% 値の経年変化を図 6-30 に示す。BOD は、環境基準以下の濃度で推移している。

また、過去 5 年間の水質測定の結果を表 6-40 に示す。各地点の水質は、すべての項目で環境基準以下である。



資料)「平成 24～28 年度公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

図 6-30 BOD (75%値)の経年変化



凡 例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 河川
- : JR 線
- : 私鉄・地下鉄線

- 1, 2 : 水質測定地点
- 1 志茂橋
- 2 豊石橋（石神井川口）

資料) 「平成 24~28 年度公共用水域水質測定結果」
 (平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)



1 : 25,000

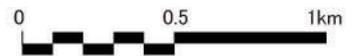


図 6-31 河川水質測定地点

表 6-40(1) 河川水質測定結果（平成 24 年度）

測定項目	単位	新河岸川	環境基準	石神井川	環境基準	
		1 志茂橋		2 豊石橋		
		(D 類型)		(C 類型)		
生活環境項目	pH	—	7.2	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.8	2mg/L 以上	6.5	5mg/L 以下
	BOD	mg/L	5.1	8mg/L 以下	2.5	5mg/L 以下
	COD	mg/L	6.3	—	4.5	—
	SS	mg/L	13	100mg/L 以下	5	50mg/L 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	-	—	-	—
	全窒素	mg/L	9.6	—	6.9	—
	全りん	mg/L	0.45	—	0.24	—
健康項目	カドミウム	mg/L	< 0.0003	0.003 以下	< 0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	ND	検出されないこと	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.002	0.01 以下	< 0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	< 0.01	0.05 以下	< 0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	< 0.005	0.01 以下	< 0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	< 0.0005	0.0005 以下	< 0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	-	検出されないこと	-	検出されないこと
	PCB	mg/L	< 0.0005	検出されないこと	< 0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.0002	0.02 以下	0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	< 0.0002	0.002 以下	< 0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	< 0.0002	0.004 以下	< 0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	0.1 以下	< 0.0002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	< 0.0002	0.04 以下	< 0.0002	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	1 以下	< 0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	< 0.0002	0.006 以下	< 0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	< 0.001	0.01 以下	< 0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002	0.01 以下	< 0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	< 0.0002	0.002 以下	< 0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	< 0.0006	0.006 以下	< 0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	< 0.0003	0.003 以下	< 0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	< 0.0003	0.02 以下	< 0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	< 0.0002	0.01 以下	< 0.0002	0.01 以下
	セレン	mg/L	< 0.002	0.01 以下	< 0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	6.3	10 以下	4.8	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.07	0.8 以下	0.04	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.06	1 以下	0.05	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	< 0.005	0.05 以下	< 0.005	0.05 以下

注) BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。

資料) 「平成 24 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-40(2) 河川水質測定結果（平成 25 年度）

測定項目	単位	新河岸川	環境基準	石神井川	環境基準	
		1 志茂橋		2 豊石橋		
		(D 類型)		(C 類型)		
生活環境項目	pH	—	7.2	6.0 以上 8.5 以下	7.4	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.7	2mg/L 以上	7.1	5mg/L 以下
	BOD	mg/L	4.0	8mg/L 以下	2.4	5mg/L 以下
	COD	mg/L	6.3	—	4.9	—
	SS	mg/L	9	100mg/L 以下	4	50mg/L 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	-	—	-	—
	全窒素	mg/L	9.2	—	6.5	—
	全りん	mg/L	0.52	—	0.22	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	ND	検出されないこと	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	0.01 以下	<0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下	<0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	-	検出されないこと	-	検出されないこと
	PCB	mg/L	-	検出されないこと	-	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.0002	0.02 以下	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.004 以下	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.1 以下	<0.0002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.04 以下	<0.0002	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	1 以下	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.006 以下	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	0.02 以下	<0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	6.9	10 以下	4.7	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.09	0.8 以下	0.08	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.07	1 以下	0.07	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下	<0.005	0.05 以下

注)BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。

資料)「平成 25 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-40(3) 河川水質測定結果（平成 26 年度）

測定項目	単位	新河岸川	環境基準	石神井川	環境基準	
		1 志茂橋		2 豊石橋		
		(D 類型)		(C 類型)		
生活環境項目	pH	—	7.2	6.0 以上 8.5 以下	7.4	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	7.0	2mg/L 以上	7.5	5mg/L 以下
	BOD	mg/L	4.2	8mg/L 以下	2.0	5mg/L 以下
	COD	mg/L	6.5	—	4.2	—
	SS	mg/L	10	100mg/L 以下	5	50mg/L 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	-	—	-	—
	全窒素	mg/L	7.7	—	6.1	—
	全りん	mg/L	0.50	—	0.21	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	ND	検出されないこと	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	0.01 以下	<0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下	<0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	-	検出されないこと	-	検出されないこと
	PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.0003	0.02 以下	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.004 以下	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.1 以下	<0.0002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.04 以下	<0.0002	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	1 以下	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.006 以下	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	0.02 以下	<0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	5.7	10 以下	4.5	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.06	0.8 以下	0.06	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.05	1 以下	0.08	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下	<0.005	0.05 以下

注)BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。

資料)「平成 26 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-40(4) 河川水質測定結果（平成 27 年度）

測定項目	単位	新河岸川	環境基準	石神井川	環境基準	
		1 志茂橋		2 豊石橋		
		(D 類型)			(C 類型)	
生活環境項目	pH	—	7.1	6.0 以上 8.5 以下	7.4	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.5	2mg/L 以上	6.3	5mg/L 以下
	BOD	mg/L	4.1	8mg/L 以下	2.4	5mg/L 以下
	COD	mg/L	6.8	—	4.6	—
	SS	mg/L	8	100mg/L 以下	4	50mg/L 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	36,000	—	13,000	—
	全窒素	mg/L	8.8	—	6.6	—
	全りん	mg/L	0.49	—	0.22	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	ND	検出されないこと	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	0.01 以下	<0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下	<0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	—	検出されないこと	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	—	検出されないこと	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.0002	0.02 以下	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.004 以下	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.1 以下	<0.0002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.04 以下	<0.0002	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	1 以下	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.006 以下	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	0.02 以下	<0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	7.0	10 以下	5.2	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.07	0.8 以下	0.04	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.07	1 以下	0.05	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下	<0.005	0.05 以下	

注)BOD 及び COD は 75% 値、その他は年平均値である。

資料)「平成 27 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

表 6-40(5) 河川水質測定結果（平成 28 年度）

測定項目	単位	新河岸川	環境基準	石神井川	環境基準	
		1 志茂橋		2 豊石橋		
		(D 類型)		(C 類型)		
生活環境項目	pH	—	7.1	6.0 以上 8.5 以下	7.3	6.5 以上 8.5 以下
	DO	mg/L	6.3	2mg/L 以上	6.5	5mg/L 以下
	BOD	mg/L	3.7	8mg/L 以下	2.4	5mg/L 以下
	COD	mg/L	7.0	—	5.3	—
	SS	mg/L	9	100mg/L 以下	8	50mg/L 以下
	大腸菌群数	MPN/ 100mL	51,000	—	42,000	—
	全窒素	mg/L	8.1	—	6.1	—
	全りん	mg/L	0.55	—	0.29	—
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	ND	検出されないこと	ND	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.002	0.01 以下	0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.05 以下	<0.01	0.05 以下
	砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	-	検出されないこと	-	検出されないこと
	PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.0002	0.02 以下	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.004 以下	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.1 以下	<0.0002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.04 以下	<0.0002	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	1 以下	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	0.006 以下	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.0003	0.02 以下	<0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.0002	0.01 以下	<0.0002	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	6.4	10 以下	5.1	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.11	0.8 以下	0.06	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.09	1 以下	0.08	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下	<0.005	0.05 以下

注)BOD 及び COD は 75%値、その他は年平均値である。

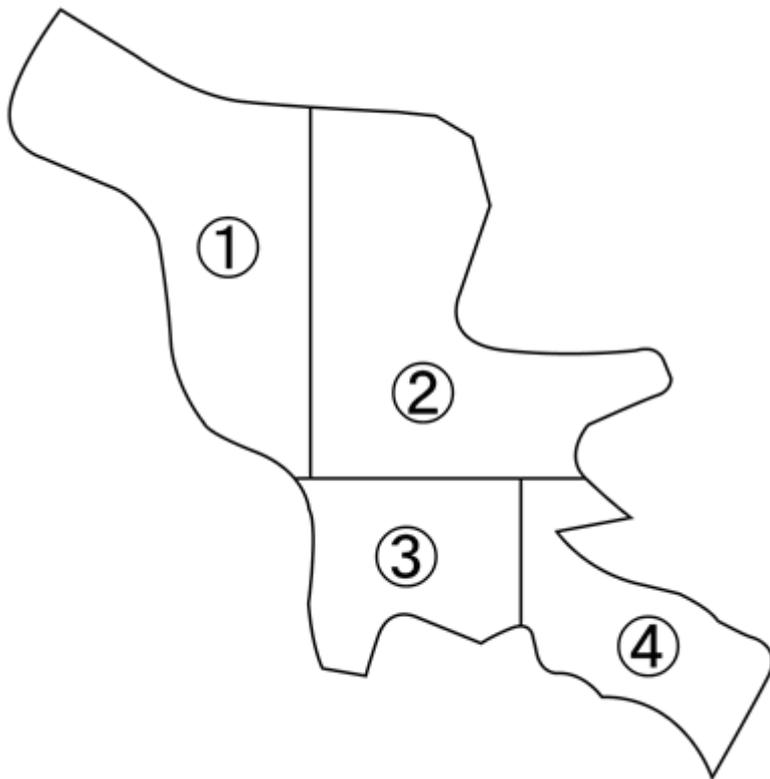
資料)「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

(2) 地下水の状況

東京都では、都内全域の地下水の水質調査を実施している。このうち、計画地の位置する北区内における概況調査の測定ブロックを図 6-32 に示す。

なお、計画地は、②の地域に該当する。

また、測定結果を表 6-41 に示す。測定結果によると、全地点において全項目が環境基準を下回っている。



資料)「東京の地下水質調査結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

図 6-32 地下水質測定地点

表 6-41 地下水質測定結果：環境基準項目（概況調査）

単位：mg/L（ダイオキシン類を除く）
pg-TEQ/L（ダイオキシン類）

測定ブロック	④	①	②	-	-	環境基準	
測定地点（全て北区）	堀船 3	赤羽台 2	豊島 8	北区	北区		
測定年度	H25	H26	H27	H28	H29		
環境基準項目	カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01	不検出	検出されないこと
	鉛	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05 以下
	砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	-	-	-	-	-	検出されないこと
	P C B	-	-	-	-	不検出	検出されないこと
	ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02 以下
	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	塩化ビニルモノマー	-	-	-	-	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	<0.0002	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.0004	<0.0004	0.0078	<0.0004	<0.0007	0.04 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	0.0076	<0.0002	<0.0005	-
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	<0.0002	0.006 以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	-	-	-	-	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	-	-	-	-	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	-	-	-	-	<0.0003	0.02 以下
	ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01 以下
	セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.016	0.031	<0.03	<0.03	<0.03	10 以下
	硝酸性窒素	0.01	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	-
	亜硝酸性窒素	<0.002	<0.002	<0.01	<0.01	<0.01	-
	ふっ素	0.06	0.07	0.08	0.08	<0.02	0.8 以下
ほう素	0.02	0.01	0.01	0.01	<0.01	1 以下	
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	<0.005	0.05 以下	
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	1 以下	

資料)「東京の地下水質調査結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
「ダイオキシン類調査結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

6.2.5 土壌汚染

(1) 計画地周辺における要措置区域等

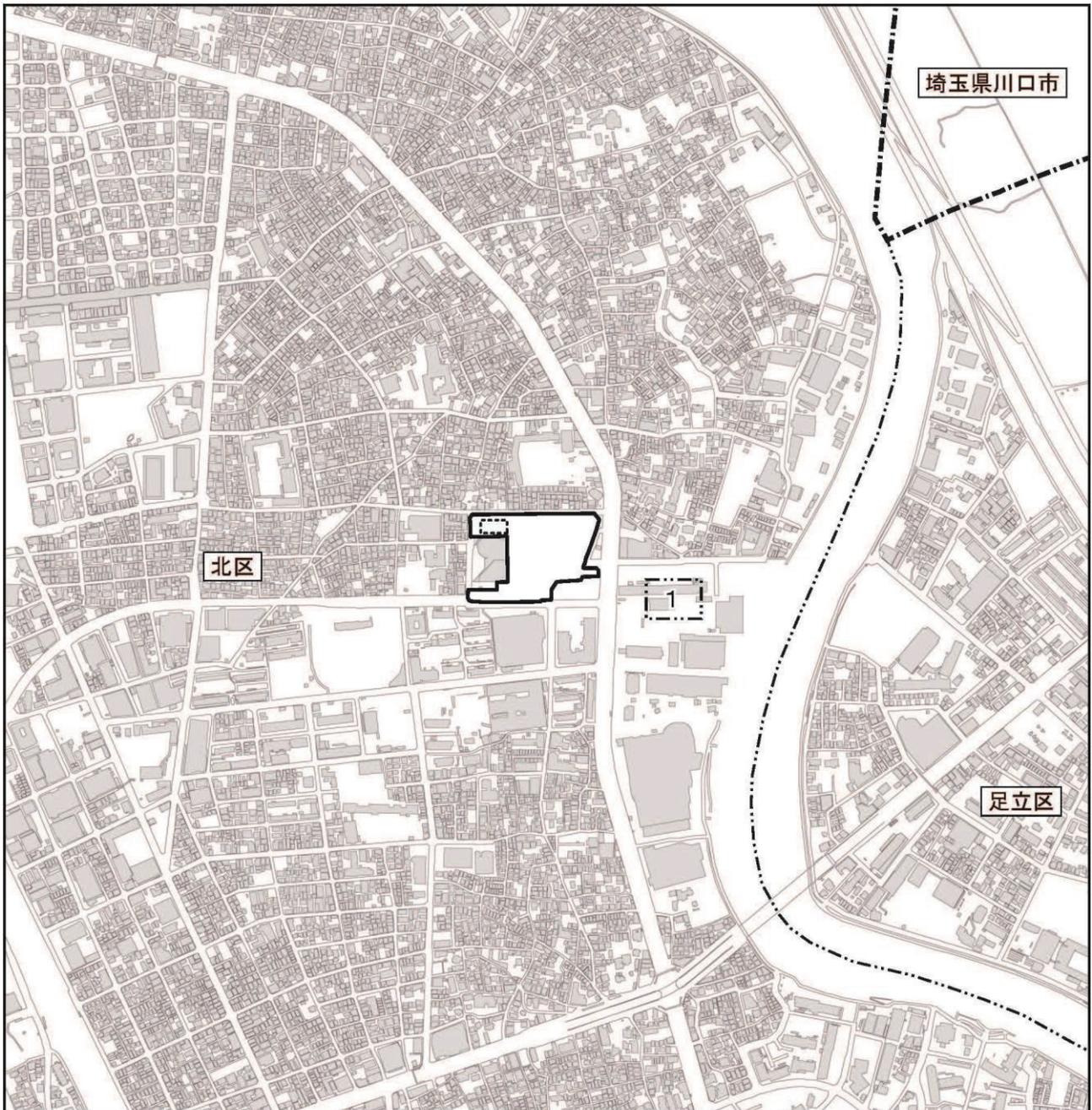
計画地の位置する北区における土壌汚染対策法に係る指定区域を表 6-42 に、その要措置区域等の位置を図 6-33 にそれぞれ示す。

表 6-42 土壌汚染対策法に係る要措置区域等

指定の種類	番号	指定年月日	指定番号	指定区域が存在する場所	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
形質変更時 要届出区域	1	H23.9.16 H25.5.13	指-201号	北区神谷三丁目地内 及び志茂三丁目地内	3509.1 m ²	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物

注) 表中の番号は、図 6-33 中の番号に対応する。

資料) 「要措置区域等の指定状況」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)



凡 例

-  : 計画地
-  : 都県界
-  : 市区界
-  : 土壤汚染対策に係る要措置区域等
-  : 封込め槽



1 : 10,000



図 6-33 計画地周辺の土壤汚染対策法に係る要措置区域等の位置

(2) 計画地内の汚染土壌封込め槽

計画地内の北西緑地内地下には、既存の北清掃工場建設時（平成5～10年）に発生した汚染土壌の封込め槽が存在する。平成5年当時の「公有地取得に係る重金属等による汚染土壌の処理基準（東京都環境保全局）」（以下、「要処理基準」という。）を基に、要処理基準を超えた水銀汚染土壌は硫化ナトリウム等を加えて不溶化した後にコンクリート槽へ封じ込められている。

また、溶出量要処理基準を超えた鉛汚染土壌はセメント等を加えて不溶化した後にコンクリート槽へ封じ込められている。その他含有量の要処理基準を超えたカドミウム、鉛、亜鉛及び溶出量の環境基準を超えた水銀及び鉛の汚染土壌についても要処理基準に基づき、周囲を防水シートで内張りした鋼矢板で囲み、周辺環境と遮断している。封込め槽の断面図を図6-34に、封込め槽の位置図を図6-35にそれぞれ示す。

なお、この処理は現在の土壌汚染対策法と同等の処理である。また、建設当時は土壌汚染対策法（平成15年2月施行）の施行前であり、要措置区域等の指定はない。

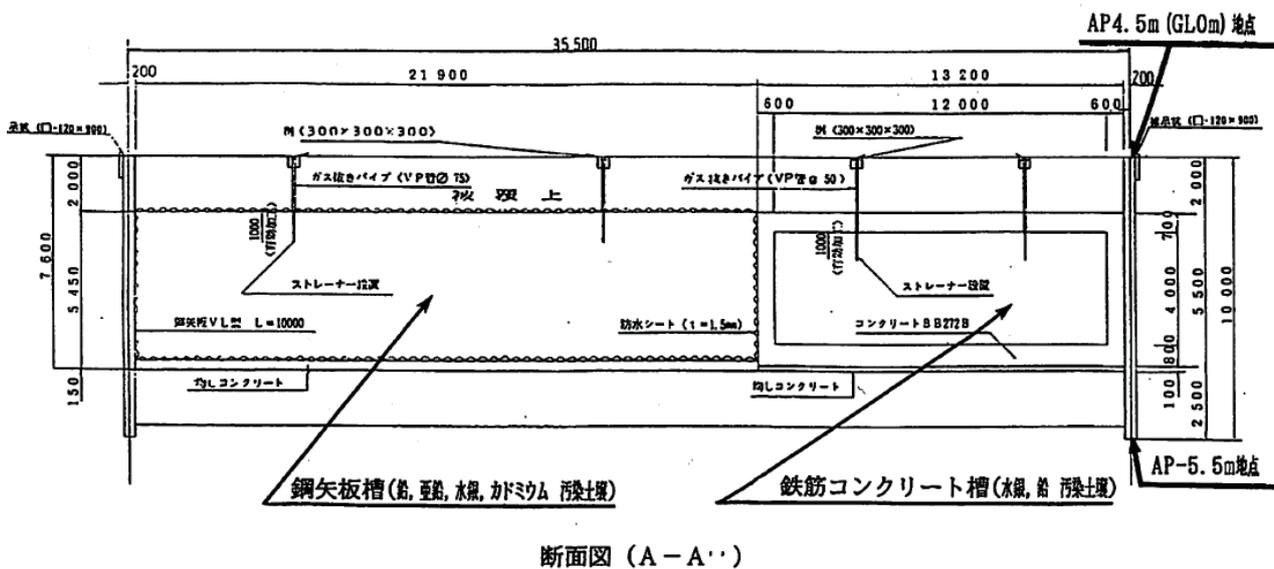
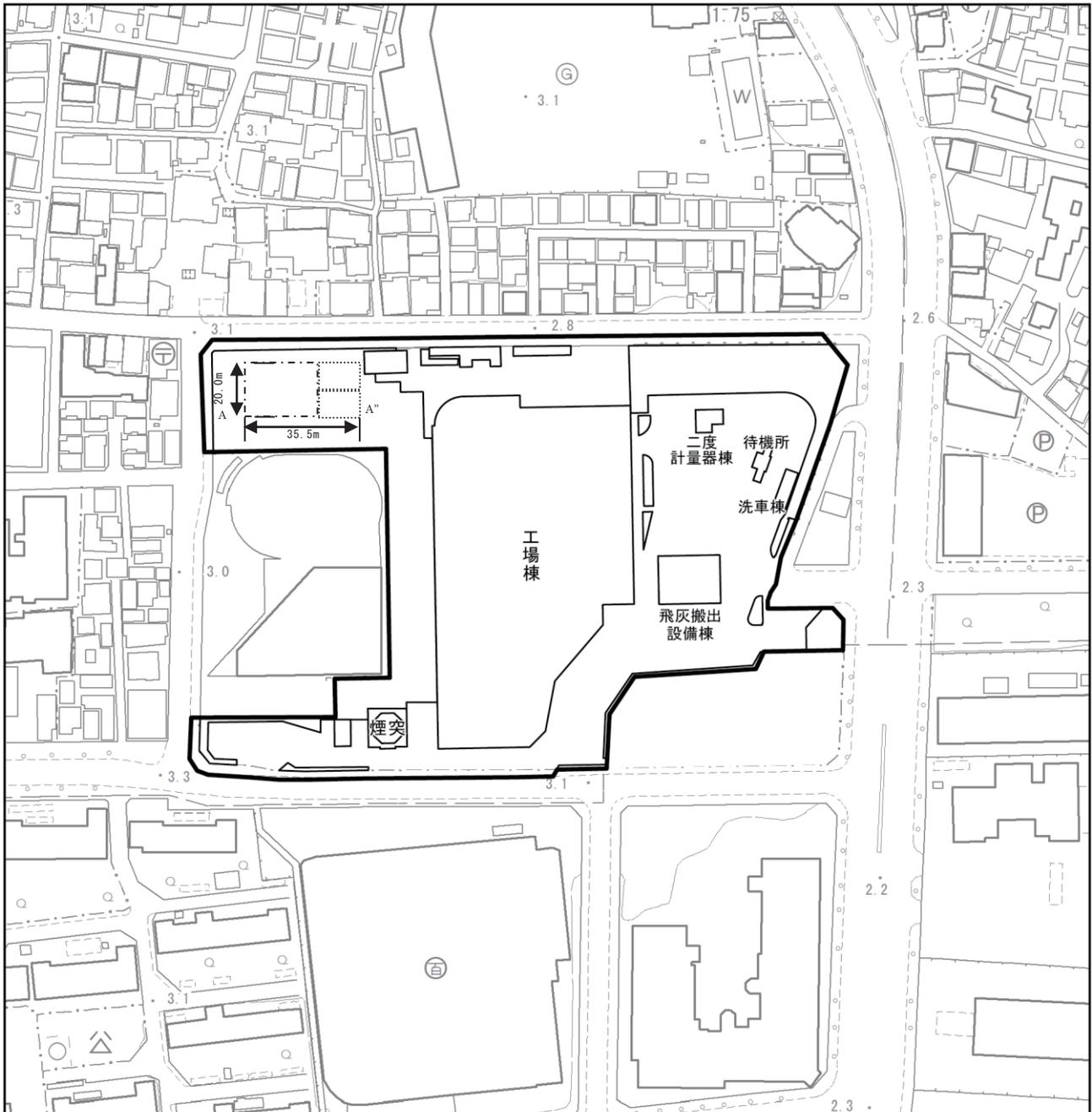


図 6-34 汚染土壌封込め槽断面図



凡 例

- : 鉄筋コンクリート槽 (水銀、鉛汚染土壌)
- : 鋼矢板槽 (鉛、亜鉛、水銀、カドミウム汚染土壌)



1 : 2,000



注) 計画地内の施設配置は既存施設を表す。

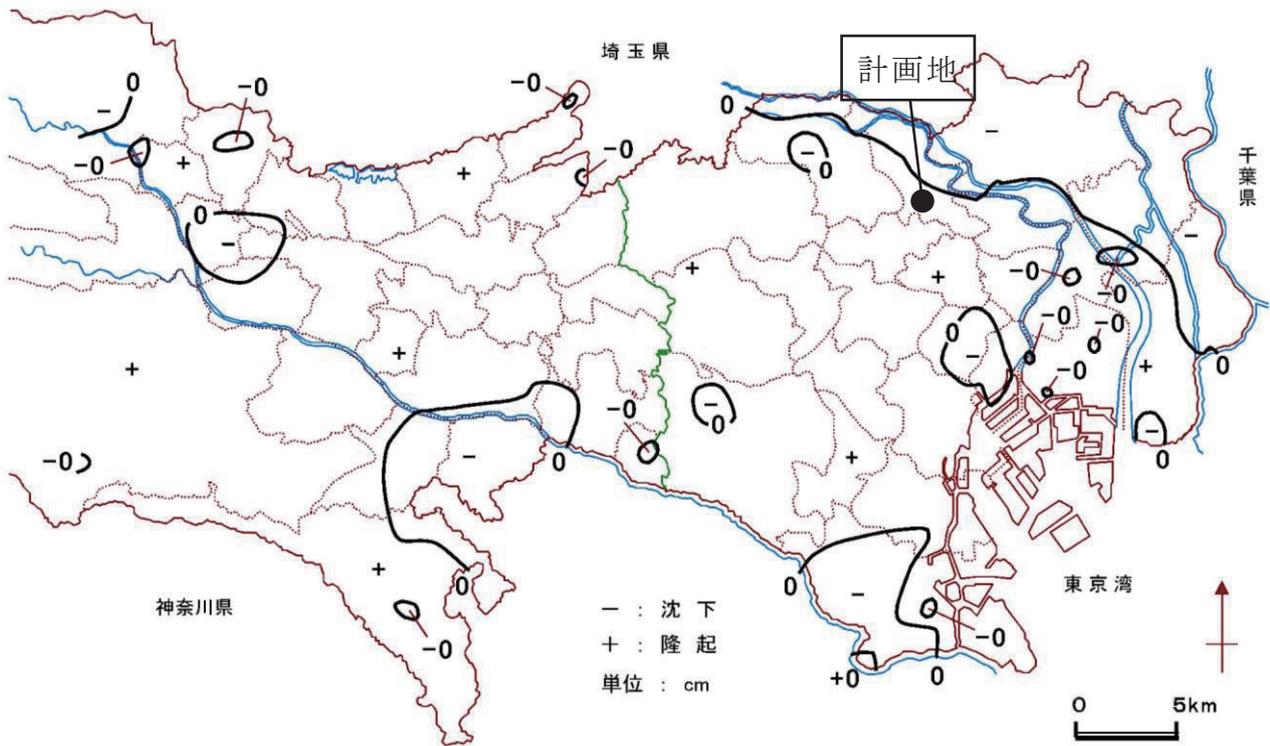
図 6-35 封込め槽位置図

6.2.6 地盤

東京都における平成 28 年の地盤変動量を図 6-36 に示す。区部における地盤変動量は、1cm 以上変動した地域はない。

「平成 28 年地盤沈下調査報告書」（平成 29 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）によると、計画地の位置する東京都区部の低地における地下水位は、昭和 40 年頃まで低下していたが、昭和 46 年から 58 年頃まで急激に上昇している。その後の地下水位の上昇量は、全般的には減少傾向にある。

同報告書によると、計画地が位置する東京都の低地では、大正時代から始まった地盤沈下が、終戦前後の一時期を除いて継続し、沈下量および沈下地域が年々増加した。しかし、昭和 48 年から低地ではほぼ全域にわたって地盤沈下が急激に減少した。昭和 51 年からは 5cm 以上沈下する地域がみられなくなった。



資料) 「平成 28 年地盤沈下調査報告書」（平成 29 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター）」

図 6-36 地盤変動量図（平成 28 年）

6.2.7 地形・地質

計画地及びその周辺地域の地形分類図を図 6-37 に示す。計画地は、国道 128 号(北本通り)沿いに位置し、周辺の地形は、自然堤防、盛土地・埋立地などとなっている。

計画地及びその周辺地域の地質断面図を図 6-38 に示す。計画地周辺の地質は、下総層群粘土・砂・礫、立川礫層相当層および同埋没段丘礫層の砂礫、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層のローム・凝灰質粘土、有楽町層下部の粘土が堆積し、その上に有楽町層上部の砂となっている。

計画地における地質柱状図位置図を図 6-39 に、その地質柱状図を図 6-40 にそれぞれ示す。計画地の土質は、上から埋土、砂、シルト、粘土、砂礫、砂、砂礫となっている。

なお、「日本の地形レッドデータブック第 1 集—危機にある地形—」(平成 12 年 12 月、古今書院)、「日本の地形レッドデータブック第 2 集—危機にある地形—」(平成 14 年 3 月、古今書院)によれば、計画地及びその周辺地域には重要な地形はない。

また、計画地の位置する北区に登録されている天然記念物に該当するような地形・地質はない。東京の名湧水 57 選(東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成 15 年に選定した湧水)には「赤羽自然観察公園」が選定されている。



凡例

- | | | | |
|--|----------|--|-----------------|
| | : 計画地 | | : 天井川・天井川沿いの微高地 |
| | : 都県界 | | : 谷底平野・氾濫平野 |
| | : 市区界 | | : 高水敷・低水敷・浜湿地 |
| | : 山地斜面等 | | : 河川・水涯線及び水面旧水部 |
| | : 完新世段丘 | | : 切土地 |
| | : 自然堤防 | | : 盛土地・埋立地 |
| | : 凹地・浅い谷 | | |

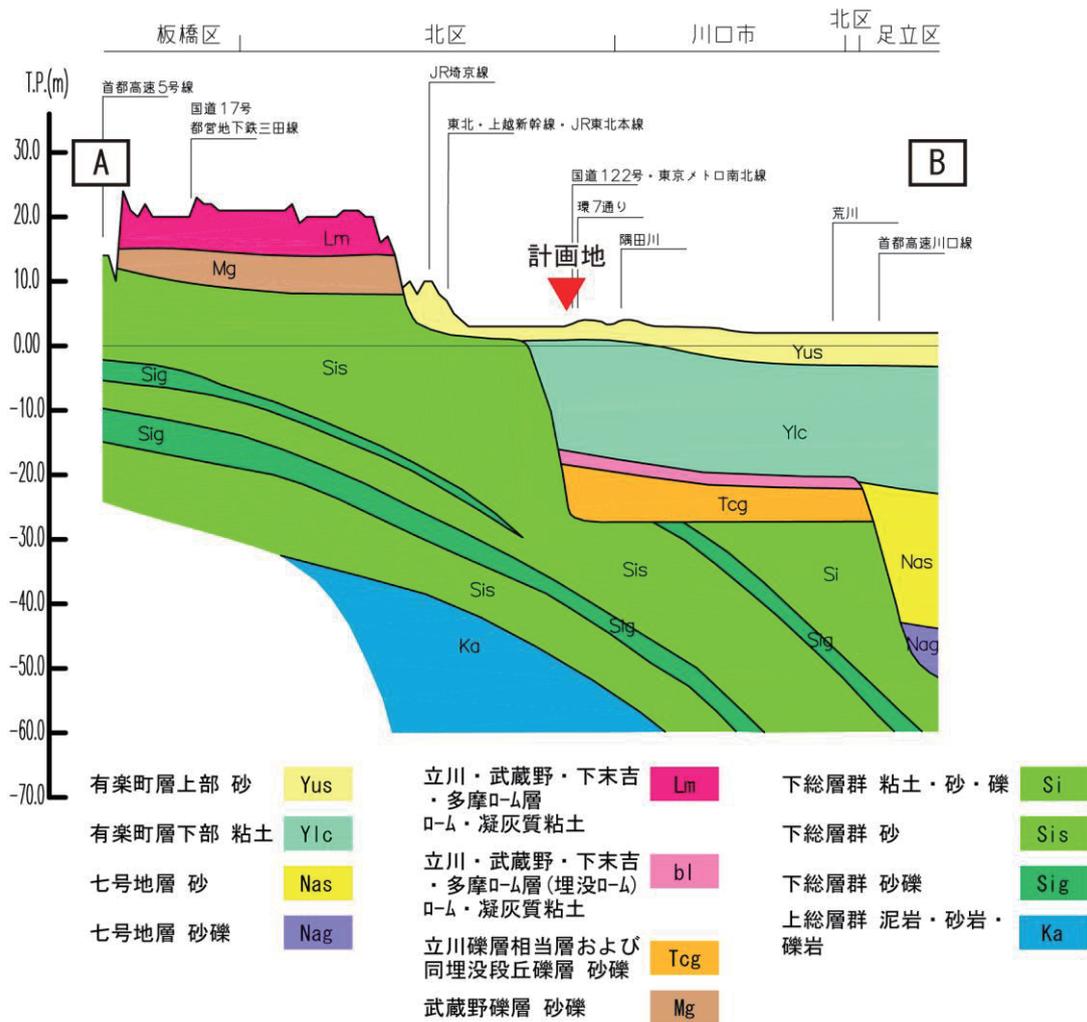
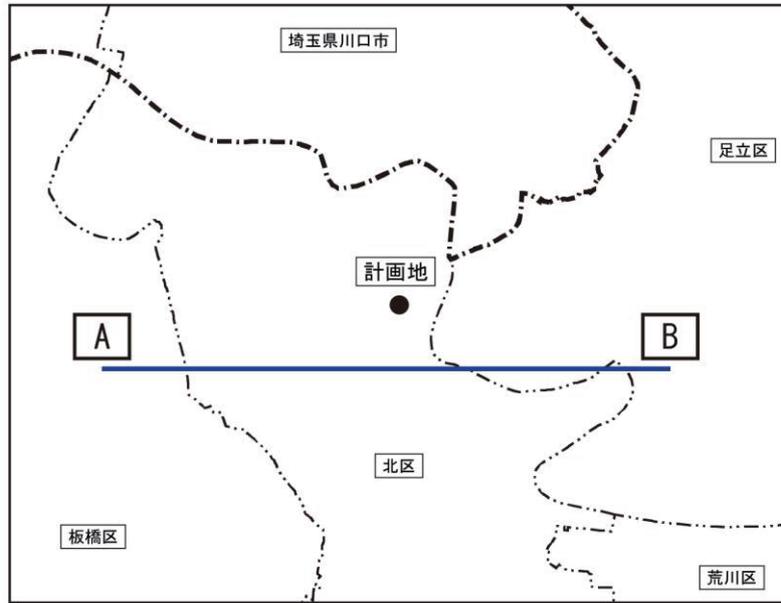
資料) 「数値地図」 (平成 30 年 6 月閲覧、国土地理院ホームページ)



1 : 25,000

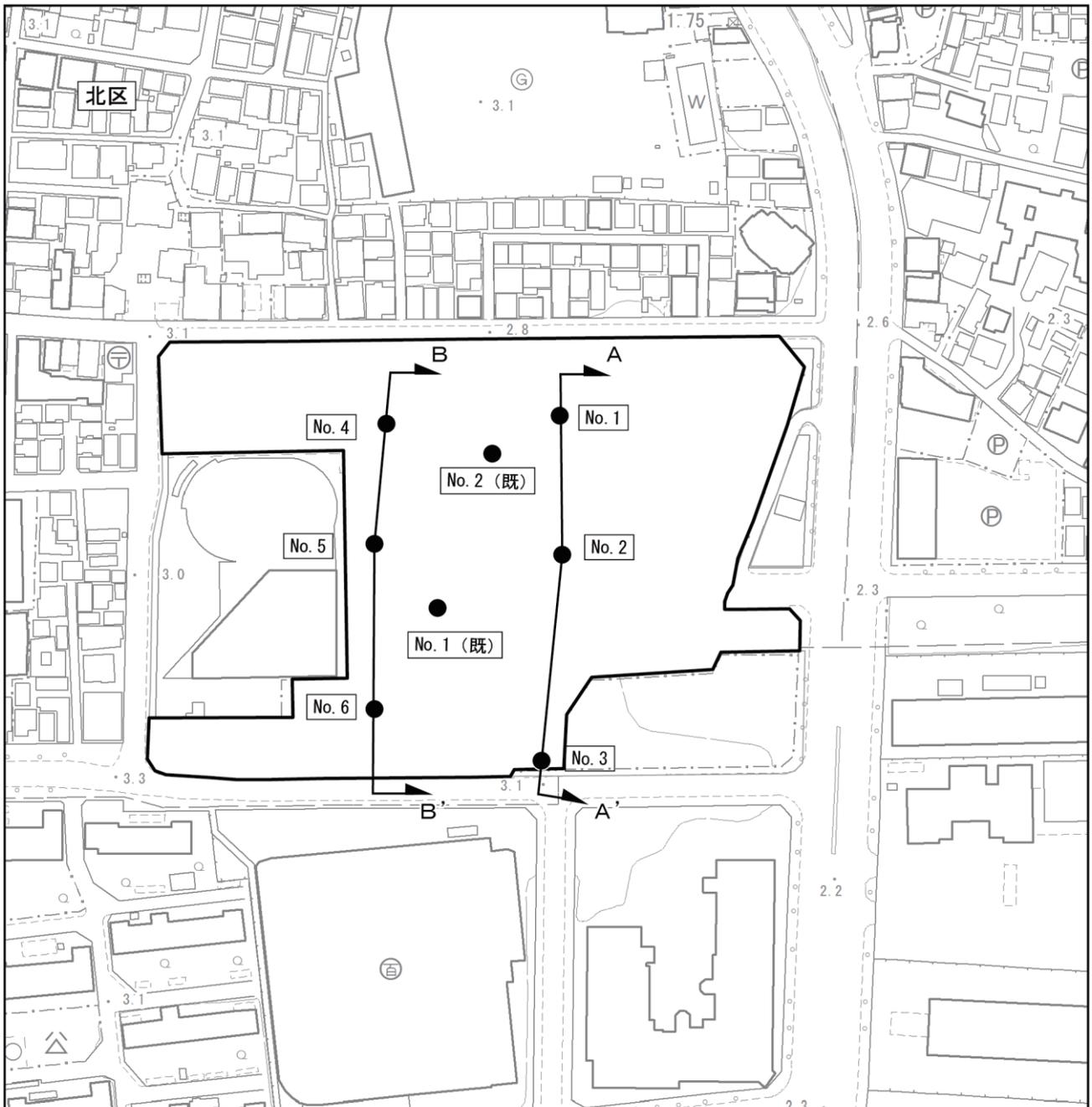


図 6-37 計画地周辺の地形分類図



資料) 土地分類基本調査(垂直調査)地質断面図
 (平成30年6月閲覧、国土交通省国土制作局国土情報課ホームページ)

図 6-38 計画地周辺の地質断面図



凡 例

- : 計画地
- : 地質柱状図地点



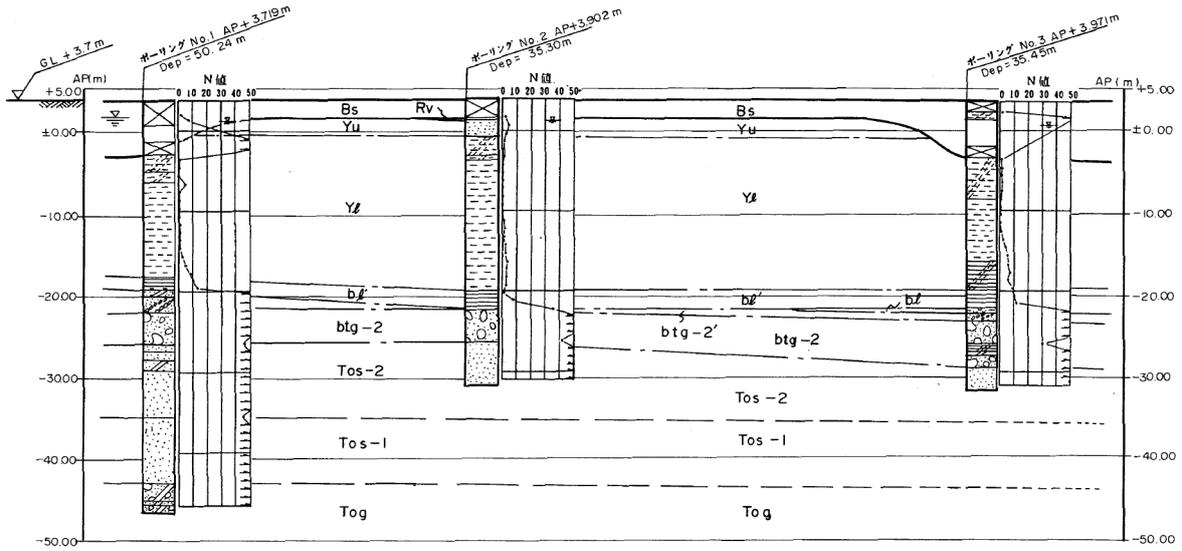
1 : 2,000



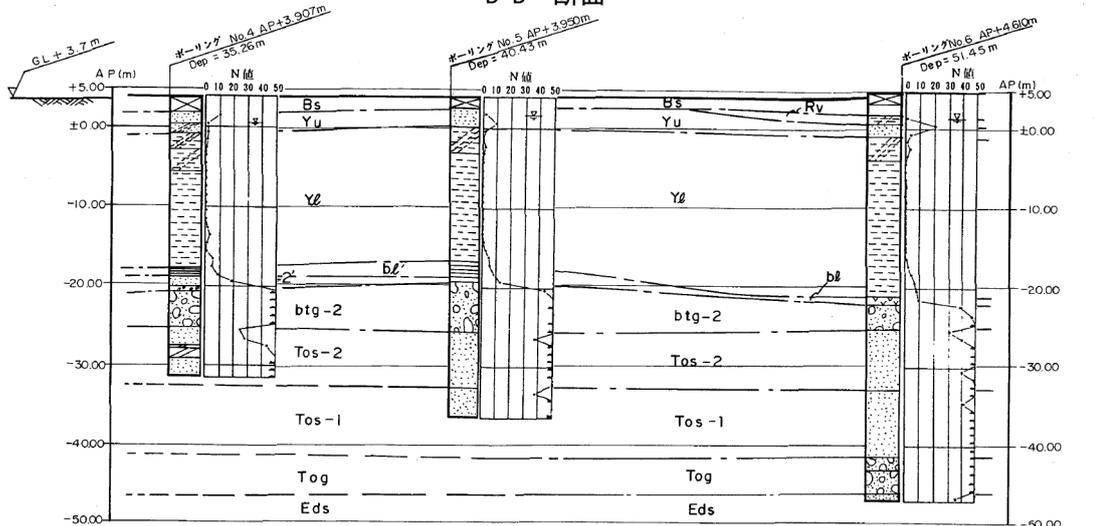
資料)「環境影響評価書—東京都北清掃工場建設事業—」
(平成4年10月、東京都)

図 6-39 計画地の地質柱状図位置図

A-A' 断面



B-B' 断面



工場敷地の地質区分表

地質時代	土層名	土質名	記号	地質断面図記号		
第 四 紀	現世	埋土	Bs			
	沖積世	陸成層	シルト	Rv		
		有楽町層	上部砂層	砂	Yu	
			下部泥層	シルト	Yl	
洪積世	埋没口ム層	粘土	bl'			
		腐植土	bl			
	埋没段丘礫層-2	砂	btg-2'			
		砂礫	btg-2			
	上部東京層	砂	Tos-2			
		砂	Tos-1			
	東京礫層	砂礫	Tog			
江戸川層	砂	Eds				
	砂礫	Edg				
	粘土	Edc				

柱状図記号



N値：土質の締まりの程度を示す値で、0に近い程柔らかく、50に近い程締まって硬いことを示す。

資料)「環境影響評価書—東京都北清掃工場建設事業—」(平成4年10月、東京都)

図 6-40 計画地の地質柱状図

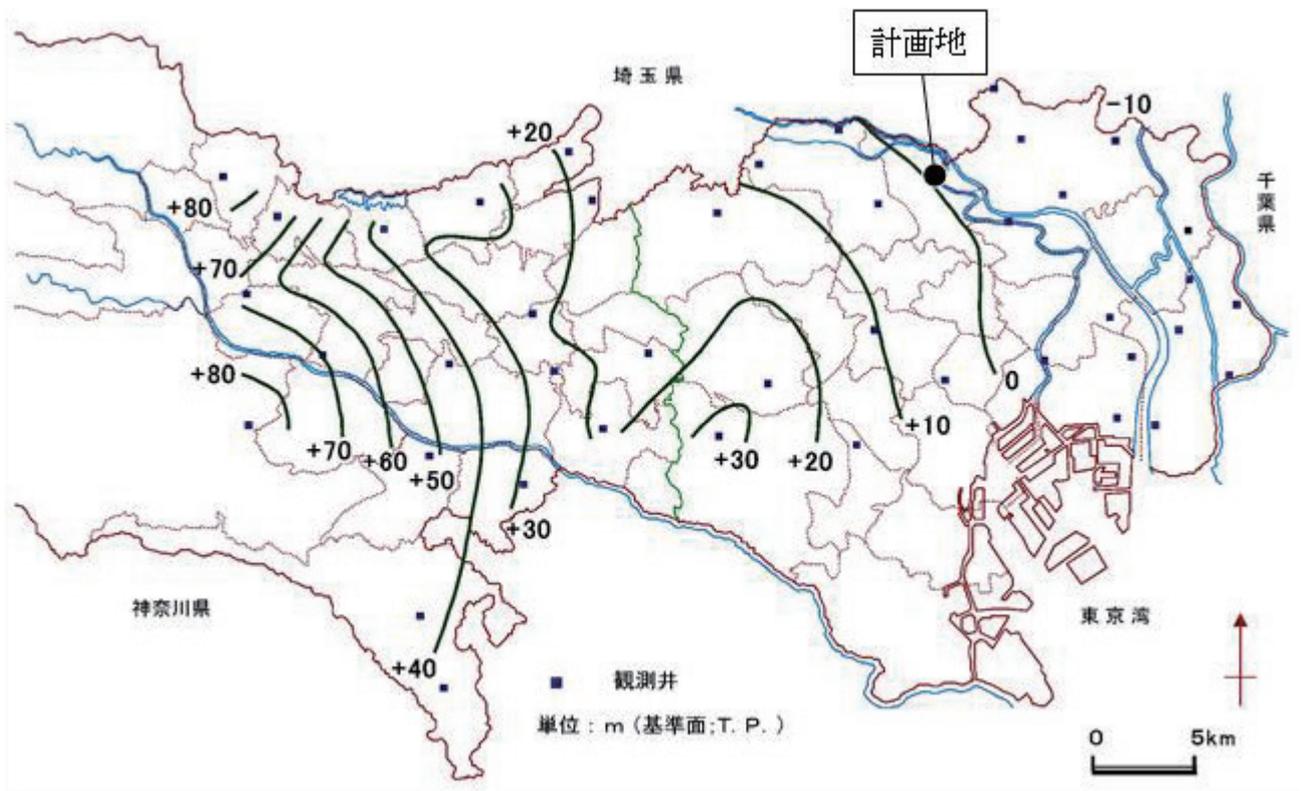
6.2.8 水循環

計画地及びその周辺地域を流れる一級河川には、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川、芝川・新芝川及び芝川（旧芝川）がある。

また、区部及び多摩地域東部における被圧地下水の状況を図 6-41 に示す。

「これからの地下水保全と適正利用に関する検討について～平成 27 年度地下水対策検討委員会のまとめ～」(平成 28 年 7 月、東京都環境局)によると、東京の低地部では、地下水の浸透を妨げる難透水層が地表近くに分布しており、地表からの涵養がされにくいことから、台地部から移動してくる地下水による涵養されている。

地下水の一部は湧水として地表に湧出しているが、「東京の湧水マップ 平成 25 年度調査」(平成 26 年 3 月、東京都環境局)によると、計画地の位置する北区には湧水地点は 12 か所ある。また、東京の名湧水(東京都が、水量、水質、由来、景観などに優れているとして、平成 15 年に選定した湧水)には赤羽自然観察公園が選定されている。「東京都の代表的な湧水」(平成 30 年 6 月閲覧、環境省ホームページ)によると、北区には湧水地点は赤羽自然観察公園以外に 5 か所ある。計画地及びその周辺地域の湧水地点は表 6-43 及び図 6-42 に示すとおりである。



資料)「平成 28 年地盤沈下調査報告書」(平成 29 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)

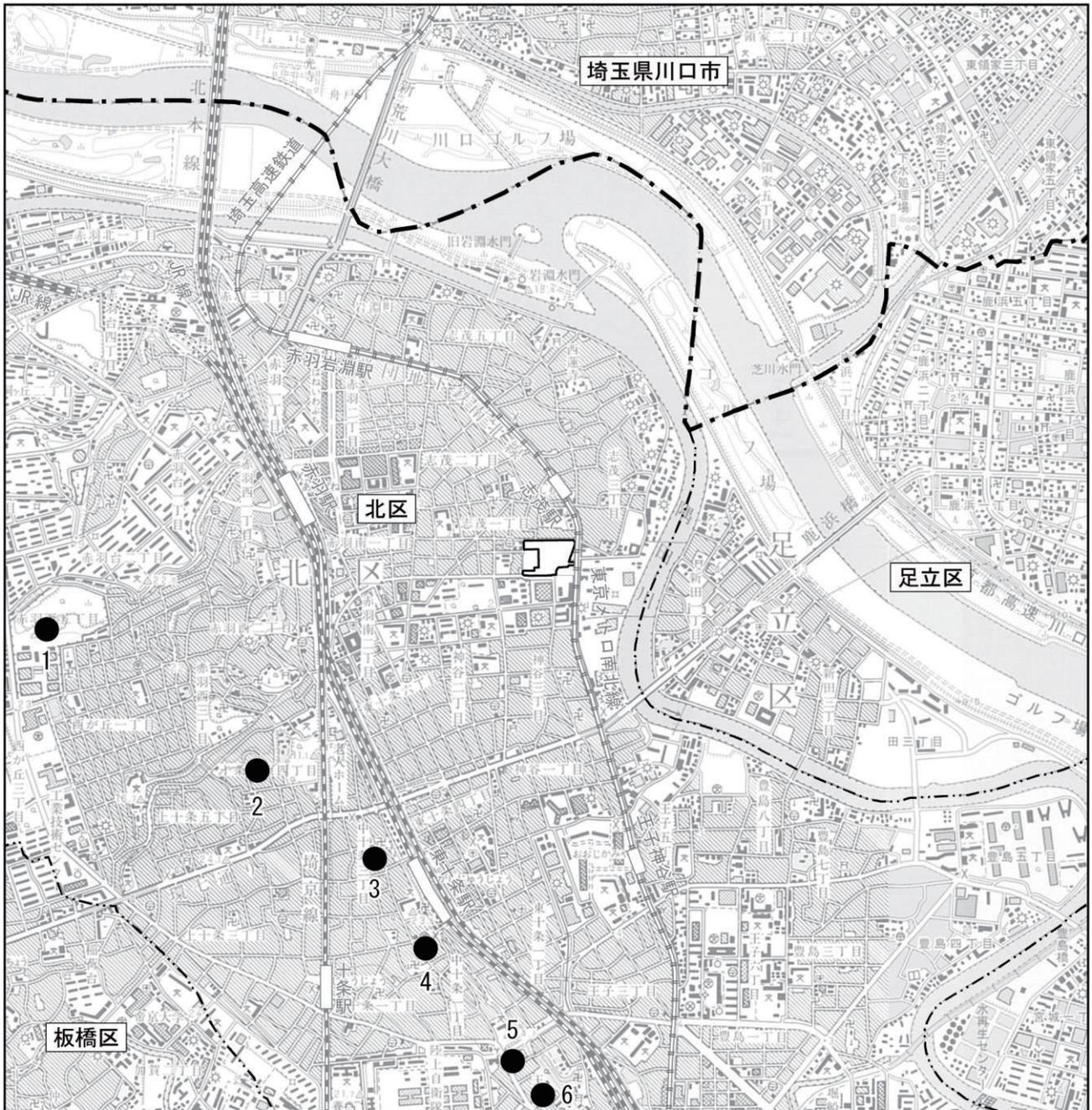
図 6-41 被圧地下水位等高線図 (平成 28 年度末)

表 6-43 計画地周辺の湧水

番号	湧水	地点	出典
1	赤羽自然観察公園	北区赤羽西 5-2	1, 2, 3
2	民家	北区十条仲原四丁目	2
3	民家	北区中十条 3 丁目	2
4	ちんちん山児童遊園	北区岸町 2-11 地先	2
5	民家	北区岸町 2 丁目	2
6	名主の滝公園	北区岸町 1-15	1, 2

注) 番号は図 6-42 に対応している。

- 資料) 1: 「東京都の代表的な湧水」(平成 30 年 6 月閲覧、環境省ホームページ)
 2: 「東京の湧水マップ 平成 25 年度調査」(平成 26 年 3 月、東京都環境局)
 3: 「東京の名湧水 57 選」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)



凡 例

-  : 事業計画地
-  : 都県界
-  : 市区界
-  : JR 線
-  : 私鉄・地下鉄線

-  : 湧水地点
- 1 赤羽自然観察公園
- 2 民家
- 3 民家
- 4 ちんちん山児童遊園
- 5 民家
- 6 名主の滝公園



1 : 25,000

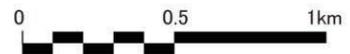


図 6-42 計画地周辺の湧水位置図

6.2.9 生物・生態系

「北区生物種総目録」において、生息・生育が確認された種数及び注目すべき種の種数を表 6-44 に、注目すべき種の生息・生育状況を表 6-45 に示す。同調査で確認された北区の 2,354 種は、56 種が環境省レッドリスト、237 種が「東京都の保護上重要な野生生物種」の掲載種であり、いずれかに該当する種は 220 種である。

計画地及びその周辺地域における現存植生図を図 6-43 に示す。

計画地は、「自然環境保全基礎調査植生図」（平成 30 年 6 月閲覧、環境省生物多様性センターホームページ）において、工場地帯となっている。計画地及びその周辺地域は、主に市街地が占め、荒川沿いにゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落等となっている。

表 6-44 確認種数及び注目すべき種の種数（北区）

項目	確認種数	注目すべき種の種数			
		環境省	都（区部）	都（本土部）	
哺乳類	11 種	2 種	1 種	2 種	0 種
鳥類	139 種	59 種	12 種	56 種	0 種
爬虫類	12 種	10 種	2 種	10 種	0 種
両生類	6 種	5 種	1 種	5 種	0 種
クモ類	129 種	3 種	1 種	3 種	3 種
昆虫類	779 種	37 種	7 種	33 種	18 種
魚類	53 種	17 種	8 種	16 種	0 種
底生動物	50 種	9 種	3 種	9 種	8 種
植物	1,175 種	78 種	21 種	74 種	0 種
合計	2,354 種	220 種	56 種	208 種	29 種

注) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省レッドリスト 2017 の公表について」（平成 27 年 9 月、環境省）

都（区部、本土部）：「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）～東京都レッドリスト～2010 年版」（平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局）

資料）「北区生物種総目録」（平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ）

表 6-45(1) 注目すべき種の生息・生育状況

項目	種名	注目すべき種		
		環境省	都(区部)	都(本土部)
哺乳類	アズマモグラ		留	
	ノウサギ	NT	DD	
鳥類	キジ		EN	
	マガン	NT	EX	
	ヨシガモ		CR	
	アメリカヒドリ		EN	
	シマアジ		DD	
	アカハジロ	DD		
	スズガモ		留	
	ホオジロガモ		VU	
	ミコアイサ		EN	
	カイツブリ		NT	
	カンムリカイツブリ		留	
	クロコシジロウミツバメ	CR		
	ヨシゴイ	NT	CR	
	ササゴイ		CR	
	ダイサギ		VU	
	チュウサギ	NT	VU	
	コサギ		VU	
	クイナ		DD	
	バン		VU	
	オオバン		VU	
	ヒメアマツバメ		VU	
	タゲリ		VU	
	ムナグロ		VU	
	ダイゼン		VU	
	イカルチドリ		DD	
	コチドリ		VU	
	ヤマシギ		VU	
	オオジシギ	NT	VU	
	タシギ		VU	
	チュウシャクシギ		VU	
	イソシギ		VU	
	トウネン		NT	
	ハマシギ	NT	NT	
	コアジサシ	VU	EN	
	トビ		NT	
	チュウヒ	EN	EN	
	オオタカ	NT	CR	
	サシバ	VU		
	ノスリ		EN	
	アオバズク		CR	
トラフズク		CR		
コミミズク		CR		
カワセミ		VU		

注) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 27 年 9 月、環境省)

都(区部、本土部)：「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」(平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局)

[CR]絶滅危惧 I A 類、[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧、[*]留意種資料)「北区生物種総目録」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)

表 6-45(2) 注目すべき種の生息・生育状況

項目	種名	注目すべき種		
		環境省	都(区部)	都(本土部)
鳥類	チョウゲンボウ		EN	
	ハヤブサ	VU	EN	
	モズ		VU	
	ヤマガラ		VU	
	ヒバリ		VU	
	コシアカツバメ		VU	
	オオヨシキリ		VU	
	トラツグミ		VU	
	イソヒヨドリ		DD	
	コサメビタキ		EX	
	セグロセキレイ		VU	
	ベニマシコ		VU	
	ウソ		NT	
	イカル		NT	
	クロジ		NT	
オオジュリン		NT		
爬虫類	クサガメ		DD	
	ニホンイシガメ	NT	CR	
	ニホンスッポン	DD	CR+EN	
	ニホンヤモリ		VU	
	ニホンカナヘビ		VU	
	アオダイショウ		NT	
	シマヘビ		CR	
	ヒバカリ		VU	
シロマダラ		CR+EN		
両生類	アズマヒキガエル		NT	
	ニホンアマガエル		EN	
	ニホンアカガエル		EN	
	トウキョウダルマガエル	NT	CR	
	シュレーゲルアオガエル		CR	
クモ類	トタテグモ	NT	VU	NT
	コガネグモ		VU	NT
	アシダカグモ		VU	NT
昆虫類	セスジイトトンボ		CR	EN
	オオイトトンボ		CR	EN
	ホソミオツネントンボ		NT	NT
	ウチワヤンマ			NT
	ナゴヤサナエ	VU	DD	DD
	オニヤンマ		NT	
	ハラビロトンボ		VU	NT
	チョウトンボ		NT	NT
	マイコアカネ		NT	VU
	ミヤマアカネ		VU	
	リスアカネ		NT	
ヒロバネカントン		DD	DD	

注) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 27 年 9 月、環境省)

都(区部、本土部)：「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」(平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局)

[CR]絶滅危惧 I A 類、[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧、[*]留意種資料)「北区生物種総目録」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)

表 6-45(3) 注目すべき種の生息・生育状況

項目	種名	注目すべき種		
		環境省	都(区部)	都(本土部)
昆虫類	ショウリョウバッタモドキ		VU	VU
	ヒグラシ		NT	
	オオアメンボ		CR	
	オオナガゴミムシ		NT	
	チャバネクビナガゴミムシ		NT	
	ミズスマシ	VU	CR	VU
	キンボシハネカクシ		VU	NT
	ノコギリクワガタ		NT	
	ゲンジボタル		EN	
	ヘイケボタル		EN	NT
	タケトラカミキリ		NT	NT
	キボシトックリバチ		DD	DD
	キアシハナダカバチモドキ	VU	DD	DD
	クロマルハナバチ	NT	EX	DD
	ギンイチモンジセセリ	NT		
	オナガアゲハ		CR+EN	
	アカシジミ		DD	
	ゴイシシジミ		DD	
	ウラギンヒョウモン		CR+EN	DD
	ミスジチョウ		EX	
	ヒオドシチョウ		DD	
	コムラサキ		留	
	オオミズアオ		VU	
	シロホソバ	NT		
キスジウスキヨトウ	VU			
魚類	ニホンウナギ	EN	VU	
	キンブナ	VU	CR+EN	
	アカヒレタビラ	EN	EX	
	ゼニタナゴ	CR	EX	
	アブラハヤ		VU	
	マルタ		留	
	カマツカ		NT	
	ニゴイ		NT	
	ドジョウ	DD		
	ギバチ	VU	CR	
	ナマズ		留	
	メダカ類	VU	CR+EN	
	ビリンゴ		NT	
	ジュズカケハゼ	NT	VU	
	アシシロハゼ		留	
	アベハゼ		NT	
	ヌマチチブ		留	
	底生動物	モノアラガイ	NT	VU
ヒラマキガイモドキ		NT	CR+EN	CR+EN
テナガエビ			留	留
スジエビ			留	留

注)注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 27 年 9 月、環境省)

都(区部、本土部)：「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」(平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局)

[CR]絶滅危惧ⅠA類、[EN]絶滅危惧ⅠB類、[VU]絶滅危惧Ⅱ類、[NT]準絶滅危惧、[*]留意種資料)「北区生物種総目録」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)

表 6-45(4) 注目すべき種の生息・生育状況

項目	種名	注目すべき種		
		環境省	都(区部)	都(本土部)
底生動物	ヌカエビ		留	留
	クロベンケイガニ		留	留
	モクズガニ		留	留
	ナゴヤサナエ	VU	DD	DD
	ミズカマキリ		NT	
植物	タチクラマゴケ		CR	
	コヒロハハナヤスリ		VU	
	イワヒメワラビ		DD	
	ホソバナライシダ		EN	
	アスカイノデ		VU	
	アイアスカイノデ		VU	
	ハリガネワラビ		CR	
	セイタカシケシダ		DD	
	フモトシケシダ		VU	
	デンジソウ	VU	CR	
	ジャヤナギ		NT	
	ネコヤナギ		VU	
	オノエヤナギ		NT	
	ハンノキ		VU	
	ホソバイヌタデ	NT	CR	
	サデクサ		VU	
	コギシギシ	VU		
	ニリンソウ		NT	
	イカリソウ		EN	
	ジュンサイ		EX	
	コウホネ		VU	
	ヒツジグサ		CR	
	マツモ		EX	
	ハンゲショウ		CR	
	ウマノスズクサ		VU	
	ヤマブキノソウ		CR	
	コイヌガラシ	NT		
	タコノアシ	NT	NT	
	クサネム		VU	
	カワラケツメイ		EX	
	キハギ		VU	
	イヌハギ	VU	VU	
	マキエハギ		EX	
	ゴキヅル		VU	
サクラソウ	NT	EX		
ミツガシワ		CR		
ガガブタ	NT	EX		
アサザ	NT	VU		
シロネ		VU		
ミゾコウジュ	NT	NT		
オオヒナノウスツボ		EX		

注) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 27 年 9 月、環境省)

都(区部、本土部)：「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」(平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局)

[CR]絶滅危惧 I A 類、[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧、[*]留意種資料)「北区生物種総目録」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)

表 6-45(5) 注目すべき種の生息・生育状況

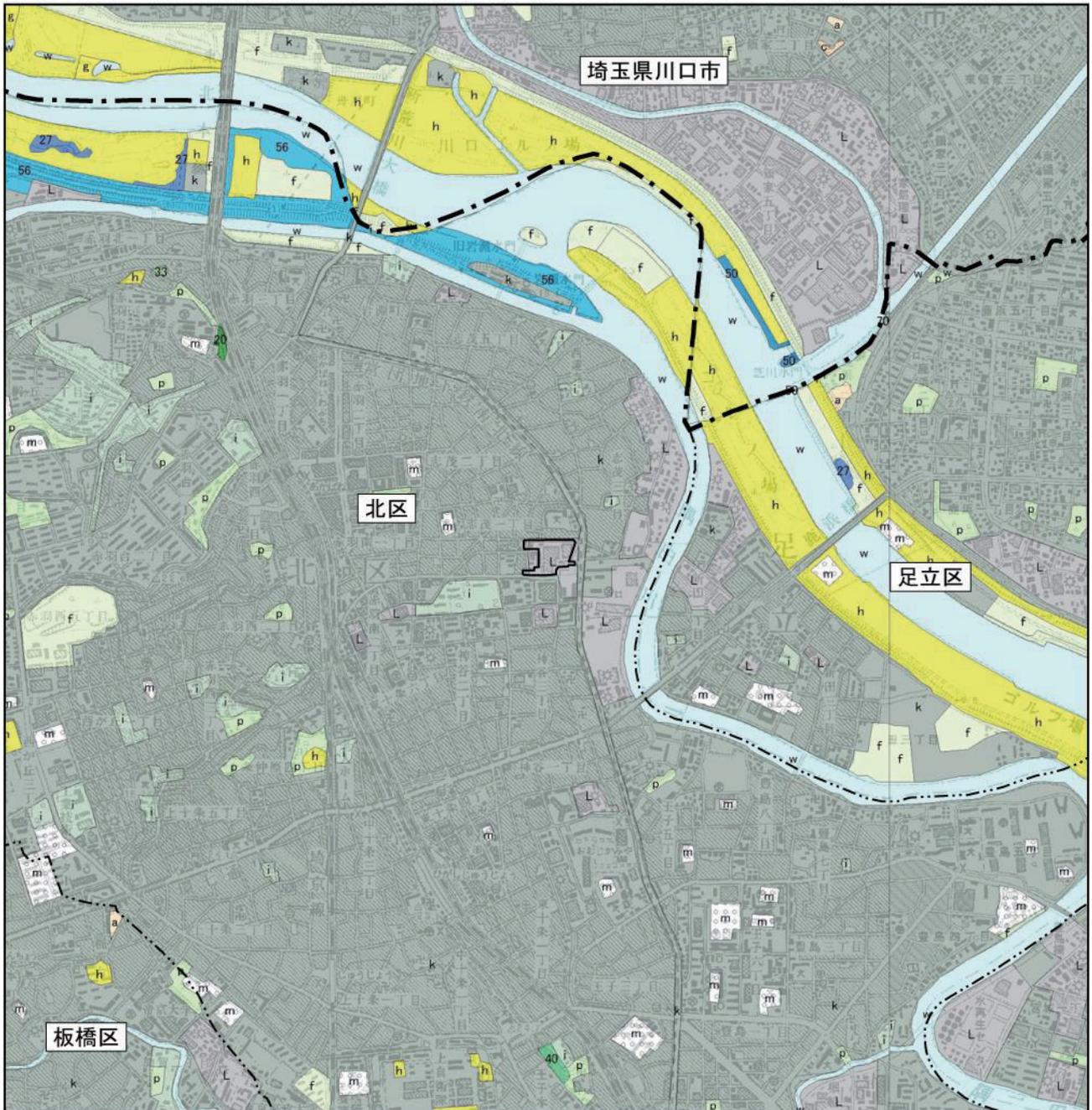
項目	種名	注目すべき種		
		環境省	都(区部)	都(本土部)
植物	カワヂシャ	NT		
	イヌタヌキモ	NT	DD	
	ゴマギ		EX	
	キキョウ	VU	EX	
	イヌヨモギ		EX	
	ナガバノコウヤボウキ		EX	
	コウガイモ		CR	
	エビモ		VU	
	ヒルムシロ		VU	
	ササバモ		NT	
	イトモ	NT	VU	
	アマドコロ		VU	
	ホトトギス		VU	
	ニガカシュウ		EX	
	ミズアオイ	NT	CR	
	カキツバタ	NT	EN	
	アヤメ		EX	
	コウボウ		NT	
	エゾノサヤヌカグサ		NT	
	アゼガヤ		NT	
	ミノボロ		VU	
	ショウブ		VU	
	ミクリ	NT	NT	
	マツバスゲ		EX	
	ジョウロウスゲ	VU		
	ホソバヒカゲスゲ		VU	
	ヤガミスゲ		NT	
	ホンモンジスゲ		VU	
	コウボウシバ		NT	
	カンエンガヤツリ	VU	NT	
	アオガヤツリ		NT	
	コツブヌマハリイ	VU	EX	
クロテンツキ		CR		
メアゼテンツキ		NT		
タタラカンガレイ		VU		
ウキヤガラ		NT		
エビネ	NT	VU		

注) 注目すべき種の選定基準

環境省：「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 27 年 9 月、環境省)

都(区部、本土部)：「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」(平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局)

[CR]絶滅危惧 I A 類、[EN]絶滅危惧 I B 類、[VU]絶滅危惧 II 類、[NT]準絶滅危惧、[*]留意種資料)「北区生物種総目録」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)



凡例

□ : 計画地 - · - · : 都県界

- · · · : 市区界

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 20. ヤブコウジースジダイ群集 | g. 牧草地 |
| 27. ヤナギ高木群落 (VI) | h. ゴルフ場・芝地 |
| 33. コナラ群落 (VI) | i. 緑の多い住宅地 |
| 40. ミズキ群落 | k. 市街地 |
| 50. ヨシクラス | L. 工場地帯 |
| 56. 河辺一年生草本群落 (ツコギクラス) | m. 造成地 |
| a. 畑雑草群落 | p. 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等 |
| c. 放棄水田雑草群落 | w. 解放水域 |
| f. 路傍・空地雑草群落 | |

資料) 「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図」
(平成 30 年 6 月閲覧、環境省生物多様性センターホームページ)



1 : 25,000

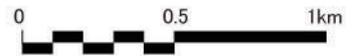


図 6-43 現存植生図

6.2.10 日影

計画地周辺はおおむね平坦な地形となっており、日影に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺には、マンション等の中高層建築物が存在する。

「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による北区の規制状況は、表 6-46 及び図 6-9 (p. 50、51 参照) のとおりである。

表 6-46 日影規制の状況（北区）

用途地域等			日影規制				
地域	高度地区	容積率 (%)	規制を受ける建築物	規制値	規制時間		測定面
					5mを超え10m以下	10mを超える範囲	
第二種低層住居専用地域	第二種	150	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	(二)	4時間	2.5時間	1.5m
第一種中高層住居専用地域	第二種	200	高さが10mを超える建築物	(一)	3時間	2時間	4.0m
	第二種※1			(二)	4時間	2.5時間	
	第三種	(一)		3時間	2時間		
第一種住居地域	第二種	300		(一)	4時間	2.5時間	
	第三種			(二)	5時間	3時間	
	第三種※2			(一)	4時間	2.5時間	
	指定なし※3	(二)	5時間	3時間			
	-	400	規制対象外				
第二種住居地域	第二種	200	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間	2.5時間	4.0m
	第三種	300		(二)	5時間	3時間	
近隣商業地域	第三種※4	300		(一)	4時間	2.5時間	
	第三種※5			(二)	5時間	3時間	
	指定なし※6			(一)	4時間	2.5時間	
	指定なし※7	(二)		5時間	3時間		
	-	400	規制対象外				
準工業地域 (特別工業地区を含む)	第二種	200	高さが10mを超える建築物	(一)	4時間	2.5時間	4.0m
	第三種			(二)	5時間	3時間	
	指定なし※8						
	第二種※9	300		(一)	4時間	2.5時間	
	第三種※10						
	第三種			(二)	5時間	3時間	
		指定なし※11		300	(一)	4時間	
	第三種※12						
	-	400	規制対象外				

備考) 高度地区の欄中「第二種」、「第三種」は、それぞれ以下の地区を示す。

第二種：第二種高度地区

第三種：第三種高度地区、第三種最低限高度地区

注) 計画地は下線部で示す準工業地域であり、網掛けは計画地に該当する規制等である。

※1 北区赤羽北三丁目の地内の区域

※2 北区のうち、西が丘一丁目、滝野川六丁目、上中里三丁目、中里一丁目、中里二丁目、中里三丁目、東田端一丁目、田端一丁目、田端二丁目、田端三丁目、田端四丁目、田端五丁目及び田端六丁目の各地内の区域

※3 北区上中里一丁目の地内の区域を除く

※4 北区滝野川一丁目地内の区域を除く

※5 北区のうち、志茂三丁目、志茂四丁目、赤羽西三丁目、赤羽西四丁目、西が丘一丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、十条仲原一丁目、十条仲原二丁目、上十条一丁目、上十条二丁目、上十条三丁目、上十条四丁目、中十条二丁目、中十条三丁目、岸町二丁目、豊島二丁目、王子一丁目、滝野川一丁目、滝野川二丁目、滝野川三丁目、滝野川五丁目、滝野川六丁目、西ヶ原一丁目、西ヶ原三丁目、西ヶ原四丁目、上中里一丁目、上中里二丁目、上中里三丁目及び堀船一丁目の各地内の区域

※6 北区王子二丁目の地内の区域

※7 北区のうち、赤羽一丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目、赤羽西四丁目、豊島一丁目、豊島二丁目、王子一丁目及び王子二丁目の各地内の区域

※8 北区の全域

※9 北区桐ヶ丘一丁目の地内の区域

※10 北区のうち、堀船三丁目及び堀船四丁目の各地内の区域

※11 北区のうち、東田端一丁目、東田端二丁目及び田端一丁目の各地内の区域

※12 北区上中里三丁目の地内の区域

資料) 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年7月、条例第63号)

「北区都市計画図I」(平成30年4月、北区まちづくり部)

6.2.11 電波障害

計画地周辺は、おおむね平坦な地形となっており、電波障害を発生させるような地形は存在しない。

計画地周辺の主な地上デジタル放送のテレビ電波の送信所は、計画地から南東に約 10km 離れた東京スカイツリー（東京都墨田区押上一丁目地内。16ch、21～27ch）、南に約 12km 離れた東京タワー（東京都港区芝公園四丁目地内。28ch）、北西に約 13km 離れた平野原送信所（埼玉県さいたま市桜区道場五丁目。32ch）である。また、放送大学（28ch）は、平成 30 年 9 月末で BS 放送への完全移行に伴い、東京タワーからの送信が終了する予定となっている。

6.2.12 風環境

計画地周辺は、おおむね平坦な地形となっており、風環境に著しい影響を及ぼす地形は存在しない。また、計画地周辺の土地利用の状況は図 6-7(p. 46～47 参照)に示すとおり、計画地南側及び東側に専用商業施設や集合住宅等が見られ、マンション等の中高層建築物が存在する。

6.2.13 景観

計画地の北側から南東には荒川及び隅田川が流れており、それ以外にはマンション等の中高層建築物や低層の住宅街に囲まれている。

計画地及びその周辺地域における景観の主要な眺望地点としては、表 6-11（p. 57～60 参照）及び図 6-11（p. 61 参照）に示す公園、児童遊園及び緑地があげられる。

6.2.14 史跡・文化財

国、東京都、東京都北区及び足立区により指定または登録された文化財（建造物、絵画、彫刻、史跡、名勝、天然記念物）の計画地周辺における分布状況を表 6-47 及び図 6-44 に示す。計画地に最も近い文化財は、北区指定有形文化財の「西蓮寺板碑群」及び「木造阿弥陀如来坐像」であり、計画地から約 620m に位置している。

また、計画地周辺における埋蔵文化財包蔵地の分布状況を表 6-48 及び図 6-44 に示す。計画地に最も近い埋蔵文化財包蔵地は、北区神谷三丁目、志茂三丁目にある宮堀北遺跡であり、計画地東側に位置している。

表 6-47 計画地周辺の文化財

図 No.	文化財	種別	所在地
1	西蓮寺板碑群	北区指定 有形文化財	志茂 4-30-4
	木造阿弥陀如来坐像	北区指定 有形文化財	

資料)「北区内にある指定文化財」(平成 30 年 6 月閲覧、北区飛鳥山博物館ホームページ)

表 6-48 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

図 No.	遺跡名	所在地	時代	概要
2	志茂遺跡	志茂三丁目、 志茂四丁目	弥生、古墳、奈良、平安	方形周溝墓、土坑、溝址
3	熊野神社遺跡	志茂四丁目	近世	
4	宮堀北遺跡	神谷三丁目、 志茂三丁目	古墳、奈良、平安	土坑、溝、河道
5	神谷遺跡	神谷三丁目	縄文、平安、近世	土壙、流路
6	清水坂遺跡	中十条四丁目、 十条仲原四丁目	縄文(早期～前期)、弥生	堅穴建物址
7	豊島馬場遺跡	王子五丁目、 豊島八丁目、	弥生(後期)、古墳、奈良、 平安、中世、近世	住居、掘立柱建物、土坑、 溝、方形周溝墓、ピット、 井戸

資料)「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ)

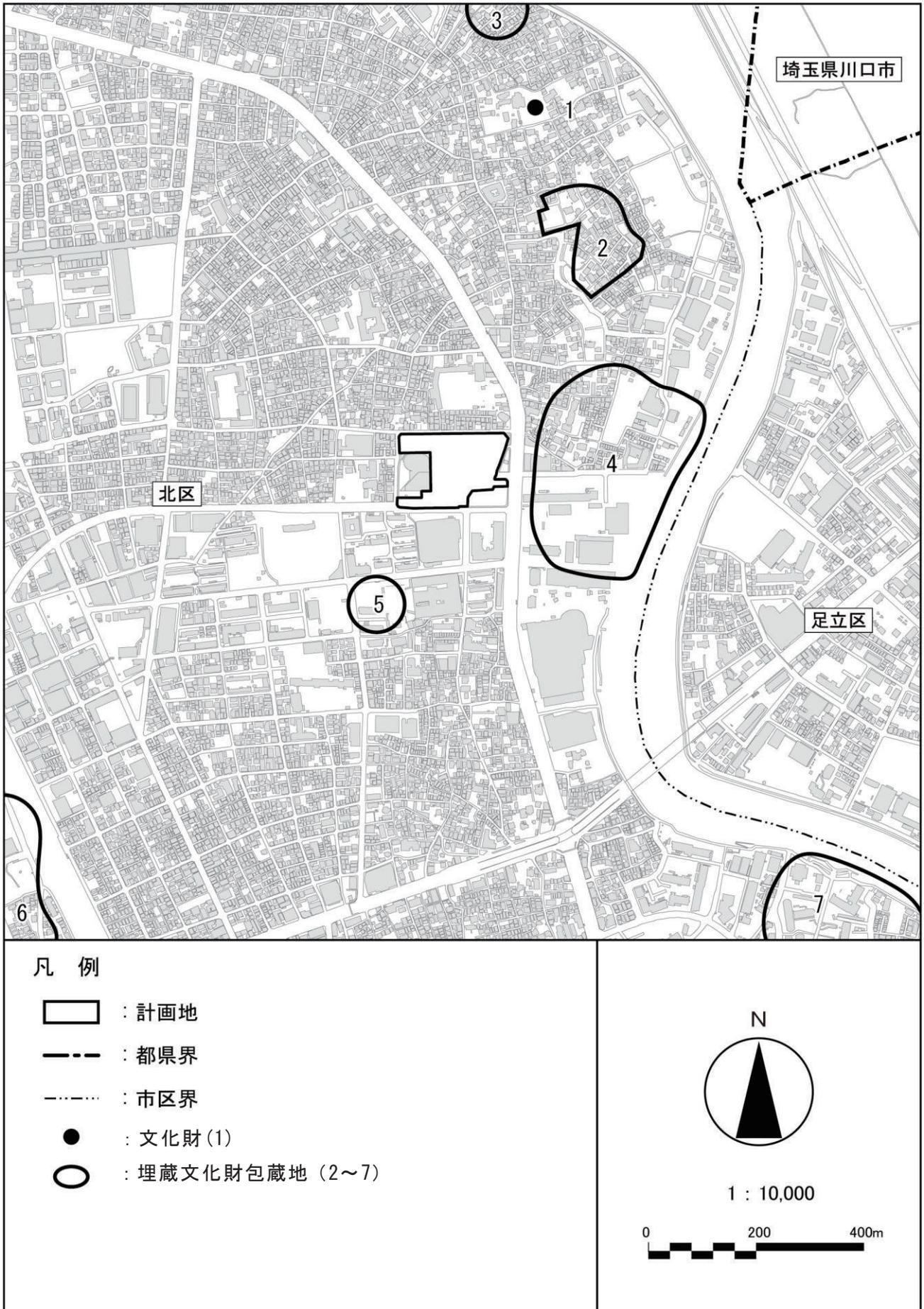


図 6-44 文化財・埋蔵文化財包蔵地の分布状況

6.2.15 自然との触れ合い活動の場

計画地及びその周辺地域における自然との触れ合い活動の場としては、表 6-11 (p. 57～60 参照) 及び図 6-11 (p. 61 参照) に示す公園、児童遊園及び緑道が挙げられる。

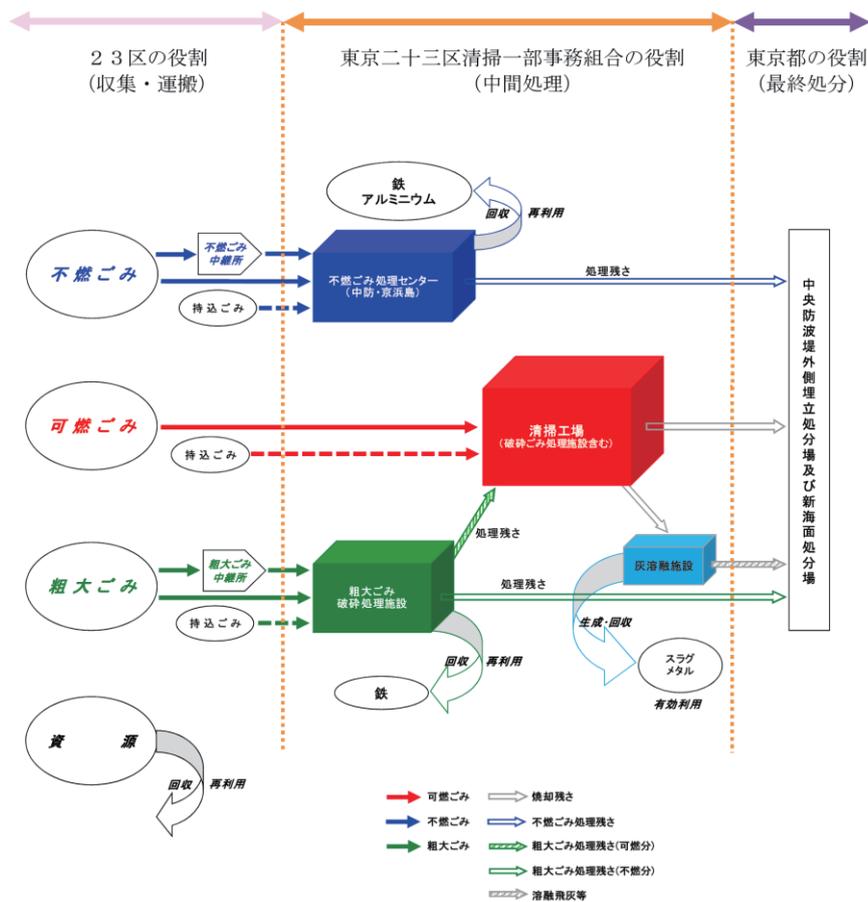
6.2.16 廃棄物

(1) 廃棄物処理施設

東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れを図 6-45 に示す。

東京 23 区においては、収集・運搬を各区が行い、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及びし尿の処理を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託し埋立処分場に埋立てる。

平成 30 年 6 月現在、東京 23 区内には、可燃ごみを処理する清掃工場が 19 工場稼働しており、2 工場が建替え中である。また、不燃ごみ処理センターは 2 か所、粗大ごみ破砕処理施設、破砕ごみ処理施設（休止中）は各 1 か所、埋立処分場は 1 か所設置されている。このうち計画地には、可燃ごみを処理する北清掃工場が設置されている。



資料)「一般廃棄物処理基本計画」(平成 27 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

図 6-45 東京 23 区における一般廃棄物の処理の流れ

(2) ごみ処理の状況

これらの処理施設でのごみ処理状況の推移は表 6-49 に示すとおりである。

過去 4 年間のごみ処理状況において、処理量、処分量、資源化量は若干減少傾向がみられるが、平成 27 年度の処理量、処分量、資源化量は微増している。

なお、計画地にある北清掃工場でのごみ処理状況は表 6-50 のとおりである。

表 6-49 ごみ処理の状況

単位：トン

年度	処理量			処分量			資源化量
	焼却処理	破碎・減容積 処理	合計	焼却残さ 埋立	処理残さ 埋立	合計	
23	2,727,370	181,174	2,908,544	293,022	120,975	413,997	63,894
24	2,739,348	171,042	2,910,390	264,553	94,490	359,043	71,555
25	2,725,694	167,440	2,893,134	264,017	90,175	354,192	74,816
26	2,705,225	152,582	2,857,807	270,879	81,918	352,797	62,424
27	2,720,228	147,478	2,867,706	294,467	66,815	361,282	41,906

資料)「事業概要 平成 29 年版」(平成 29 年 7 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

表 6-50 北清掃工場でのごみ処理状況

単位：トン

年度	焼却量	焼却残灰量
24	129,422	16,783
25	138,978	18,509
26	147,497	18,726
27	129,302	16,601
28	124,475	15,042

注 1)平成 24 年度の焼却量には災害廃棄物を含む。

注 2)焼却残灰量には排水処理後のケーキ汚泥量を含む。

資料)「清掃事業年報 平成 24 年度」(平成 25 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 平成 25 年度」(平成 26 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 平成 26 年度」(平成 27 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 平成 27 年度」(平成 28 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

「清掃事業年報 平成 28 年度」(平成 29 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)

6.2.17 温室効果ガス

温室効果ガスの排出削減など、地球温暖化防止対策は大きな課題となっている。東京都は現在、「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月、東京都）において、2030 年までの温室効果ガス削減目標を掲げ、各種施策を推進している。

東京都及び計画地がある北区における地球温暖化の防止に係る取組は次のとおりである。

(1) 東京都内の二酸化炭素排出量

東京都における部門別二酸化炭素排出量（変動ケース）は表 6-51 に示すとおりである。

平成 27 年度の二酸化炭素排出量を部門別にみると、その割合はおおむね、産業部門（第一次産業、第二次産業）：業務部門（第三次産業）：家庭部門：運輸部門＝1:5:4:2 となっている。平成 12 年度比では全体として 5.5%の増加である。部門別では、産業部門及び運輸部門で減少し、業務部門及び家庭部門で増加している。部門別の増減率は、産業部門及び運輸部門では、それぞれ 32.7%及び 36.1%減少したのに比べ、業務部門及び家庭部門では、それぞれ 28.2%及び 30.9%増と大きな伸びを示している。業務部門での増加は、事業所ビルの床面積の増加が主な原因であり、家庭部門での増加は、家電製品普及率の増加や世帯数の増加が原因であると考えられる。ただし、平成 26 年度比では、すべての部門で減少しており、全体で 2.6%の減少となっている。

表 6-51 部門別二酸化炭素排出量と 2014 年度までの伸び（東京都・変動ケース）

	二酸化炭素排出量（万 t -CO ₂ ）				伸び率 (%) [平成 27 年度と比較]		
	平成 12 年度	平成 22 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 12 年度比	平成 22 年度比	平成 26 年度比
産業部門	680	520	460	457	-32.7%	-12.0%	-0.7%
業務部門	1,891	2,243	2,472	2,424	28.2%	8.0%	-2.0%
家庭部門	1,434	1,748	1,965	1,878	30.9%	7.4%	-4.5%
運輸部門	1,765	1,206	1,157	1,128	-36.1%	-6.5%	-2.5%
エネルギー起源	5,769	5,718	6,055	5,887	2.0%	3.0%	-2.8%
非エネルギー起源	120	156	157	161	34.4%	3.5%	3.1%
合計	5,889	5,874	6,212	6,048	5.5%	3.0%	-2.6%

注 1) 変動ケースとは、電源構成の変動影響を反映するため、年度別の電力の二酸化炭素排出係数を適用したケース。

注 2) 家庭部門には、自動車（マイカー）の排出量は含まない（運輸部門に計上）。

注 3) 運輸部門については、自動車は都内交通量を、鉄道、船舶、航空は都内運航量を基準に算定している。

注 4) 注 1)～注 3) は「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2014 年度実績値）」から引用している。（平成 29 年 7 月、東京都環境局）

資料）「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2015 年度速報値）」

（平成 30 年 6 月、東京都環境局）

(2) 東京都及び北区における温室効果ガス削減目標及び施策の方向

東京都は、「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月、東京都）において、温室効果ガス排出量については、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書」（平成 26 年 10 月）等において長期的に求められる削減水準を踏まえ、中期的な通過点として削減目標を設定しており、2030 年までの削減目標を次のとおり掲げている。

○東京都の温室効果ガス削減目標

2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減

<部門別目標>

2030 年までに、

- ・ 産業・業務部門において、2000 年比 20%程度削減（業務部門で 20%程度削減）
- ・ 家庭部門において、2000 年比 20%程度削減
- ・ 運輸部門において、2000 年比 60%程度削減

なお、エネルギー消費量についても、温室効果ガス削減目標の達成に必要な水準で省エネルギー目標を設定している（2030 年までに、2000 年比で 38%削減）。

主な施策の方向性としては、平成 22 年度に東京都が先駆的に導入した、大規模事業者に対するキャップ&トレード制度の着実な運用や、省エネ・節電行動の推進、次世代自動車等の更なる普及等が掲げられている。

一方、計画地が位置する北区では、地球温暖化を巡る国内外の動向を踏まえるとともに、北区の自然的社会的条件を考慮のうえ、区民、事業者、行政（区）など、それぞれの主体が、これまで以上に地球温暖化対策について取り組むことにより、区域での地球温暖化防止を推進することを目的として、「第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」（平成 30 年 3 月、東京都北区）を策定しており、温室効果ガス排出量の削減目標を平成 42(2030)年度までに平成 25(2013)年度比で 26%削減としている。

7 環境影響評価の項目

7.1 選定した項目及びその理由

7.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 7-1 に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 7-1 及び表 7-2 に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスの 12 項目である。

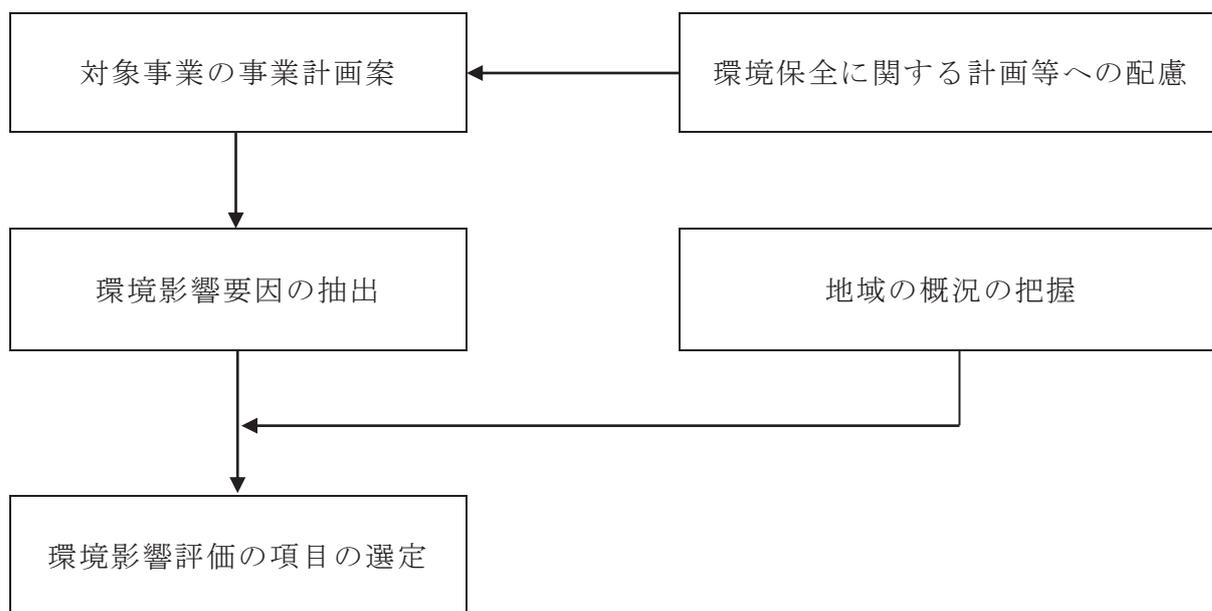


図 7-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 7-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

区分	環境影響評価の項目 環境影響要因	大気汚染	悪臭	騒音・振動 (低周波音を除く)	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス	
		工事の 施行中	施設の建設等					○	○		○								
建設機械の稼働	○			○															
工事用車両の走行	○			○															
工事の 完了後	施設の存在						○		○		○	○		○		○			
	施設の稼働	○	○	○														○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○															

注1) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

注2) 地盤及び水循環における工事完了後とは地下躯体工事完了後を示す。

表 7-2 大気汚染に係る予測・評価小項目

区分	環境影響評価の項目 環境影響要因	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	ダイオキシン類	塩化水素	水銀
		(SO ₂)	(SPM)	(NO ₂)	(DXNs)	(HCl)	(Hg)
工事の 施行中	建設機械の稼働		○	○			
	工事用車両の走行		○	○			
工事の 完了後	施設の稼働	○	○	○	○	○	○
	ごみ収集車両等の走行		○	○			

注) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

7.1.2 選定した理由

(1) 大気汚染

ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、建設機械及び工事用車両の排出ガスを考慮して、表 7-2 に示すとおり浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

予測・評価小項目は、表 7-2 に示すとおり、施設の稼働については処理対象物質及び処理工程等を考慮して、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素及び水銀とし、ごみ収集車両等の走行については、排出ガスを考慮して浮遊粒子状物質及び二酸化窒素とする。

なお、微小粒子状物質については、予測手法が現在開発途上にあり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。今後の動向を踏まえ、適切に対応していく。

光化学オキシダントについては、大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質であり、現在の知見では、対象事業から排出される物質の量と反応生成量との関連等を予測する方法が明らかにされていないため、予測・評価項目として選定しない。

(2) 悪臭

工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、周辺的生活環境への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

なお、解体工事に先立ち、ごみバンカの清掃を行い、付着した堆積物を取り除くことにより、解体工事中のごみバンカを発生源とする臭気の拡散による生活環境への影響はないと考えられるため、工事の施行中の悪臭については予測・評価項目としない。

(3) 騒音・振動

ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

低周波音については、計画地周辺での測定の結果、G特性音圧レベル（人体感覚で評価するための音圧レベル）は、敷地境界および周辺において、音圧レベルが最大 72dB、停止時は最大 73dB であり、施設の稼働による周辺への影響は生じていないと考えられる。

なお、これらは、代表的なG特性における参考指標としての IS07196 に規定された低周波音圧レベル(100dB)を下回っている。また、平坦特性の音圧レベルは、1/3 オクターブ別の音圧レベルにおいて、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」及び「建具のがたつきがはじまる値」を下回っている。

さらに、建て替え後の施設と既存施設における低周波音を発生する主要な機器構成及び配置を比較しても大きな差異はないことと、新しく建物本体に設置するサイレンサーの導入などを計画していることから、新施設の稼働に伴い発生する低周波音については、予測・評価項目としない。

(4) 土壌汚染

ア 工事の施行中

工事の施行中においては、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。このため、土壌の取扱いに慎重を期すために、土壌汚染について現況調査を行い、予測・評価項目とする。

なお、計画地内の北西緑地内地下には、既存の北清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封込め槽（p. 119 参照）が存在しているが、この区画での作業は仮設事務所等の設置に留まり、封込め槽を掘削する予定はない。また、封込め槽は地盤高より約 2～3 m 以深に存在するため、これらの作業に伴う土壌汚染の要因はないと考えられる。したがって、封込め槽を予測・評価の対象としない。

イ 工事の完了後

工事の完了後においては、焼却灰等の運搬では天蓋付きの運搬車両（p. 30 参照）を使用するとともに、建物内の密閉空間で灰等を積み込むため、一般環境中に灰等が飛散することはない。また、プラント排水については、下水排除基準に適合するように処理したのち、下水道に放流する。

このため、工事の完了後における土壌汚染の要因はないと考えられることから、予測・評価項目としない。

また、封込め槽については掘削する計画はない。今後、本事業で封込め槽近辺の土地が改変の対象となった場合は関係法令に基づき適切に対策を講じるとともに、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせてその内容を明らかにする。したがって、封込め槽を予測・評価の対象としない。

(5) 地盤

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物の存在により、地盤の変形並びに地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(6) 水循環

工事の施行中においては、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられることから予測・評価項目とする。

また、工事の完了後においては、地下構造物の存在に伴い地下水の水位及び流況への影響が考えられること、並びに地表構造物の存在等により雨水の表面流出量への影響が考えられることから、予測・評価項目とする。

(7) 日影

工事の完了後においては、計画建築物等による日影の状況の変化による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

(8) 電波障害

工事の完了後においては、既存建築物等の建替えによる形状の変更により、計画地周辺に、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の遮へい障害が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

なお、地上デジタル波によるテレビ電波は、反射波等の障害に強い伝送方式を採用しており、計画地周辺の電界強度が強いため反射障害はほとんど起こらないと考えられることから、地上デジタル波による受信障害は遮へい障害のみとした。

(9) 景観

工事の完了後においては、既存建築物等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地及びその周辺地域の景観に変化が生じると考えられることから予測・評価項目とする。

(10) 自然との触れ合い活動の場

工事の施行中においては、緩衝緑地は現場事務所や材料置き場に転用するため、緩衝緑地は整地し、仮囲いを設け周辺住民に対し立ち入り禁止措置を講じる。このため、「自然との触れ合い活動の場」がなくなることから、予測・評価項目としない。

工事の完了後においては、緩衝緑地として再整備され終日開放される。このため、周辺住民の散策等に広く利用されることから予測・評価項目とする。

(11) 廃棄物

工事の施行中においては、既存建築物等の解体・撤去及び計画建築物等の建設により廃棄物、建設発生土が発生することから予測・評価項目とする。

なお、工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生することから予測・評価項目とする。

(12) 温室効果ガス

工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられることから予測・評価項目とする。

7.2 選定しなかった項目及びその理由

7.2.1 選定しなかった項目

選定しなかった項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境及び史跡・文化財の5項目であり、その選定しなかった理由は、以下に示すとおりである。

なお、これらの項目の中で、今後の具体的な事業計画により新たに環境に影響を及ぼすおそれが生じた場合は、該当する項目について改めて環境影響評価の項目として選定する。

7.2.2 選定しなかった理由

(1) 水質汚濁

ア 工事の施行中

既存建築物等の解体工事において洗浄などにより発生する排水は、既存の排水処理施設又は仮設の汚水処理設備へ送り、凝集沈殿方式等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、下水道へ排出する。

また、周辺部の舗装面等に降った雨水については、下水道へ排出する。

既存建築物等の解体工事完了後に行われる計画建築物等の建設工事において発生する排水は、沈砂槽等により下水排除基準に適合するよう処理したのち、下水道へ排出する。

したがって、工事の施行による水質汚濁への影響はないと考える。

なお、今後行われる土壤汚染の調査により、土壤汚染が確認されるなど、地下水汚染が考えられる場合には、東京都環境影響評価条例手続の進捗状況に合わせ、その内容を明らかにする。

イ 工事の完了後

建替え後の施設の排水計画は、以下に示すとおりである。

プラント排水は、汚水処理設備において、凝集沈殿ろ過方式により、重金属類、ダイオキシン類等を下水排除基準に適合するように処理した後、下水道に放流する。

汚水処理設備では、各処理段階で pH を常時監視するほか、巡回点検により汚水の処理状況を確認する。pH 等の異常が認められた場合は、下水道への放流を停止するとともに、汚水槽に返送し再処理する。また、異常の原因を確認し、正常復帰するまで放流は行わない。

構内道路に降った雨水は、初期雨水を汚水処理設備へ送り、処理後は下水道へ放流する。その後の雨水は、雨水流出抑制槽に貯留した後、下水道へ放流する。

また、屋上に降った雨水は、雨水利用貯留槽に導いてろ過処理し、構内道路散水等に利用し、余剰分は雨水貯留槽から雨水流出抑制槽を経由して、下水道に放流する。

施設の汚水処理設備には自動制御システムを採用し常時監視をするため、運転中に貯槽から汚水が溢れることはない。また、汚水処理設備の配管等は露出として設置するため、容易に点検が可能で、正常な運転状態を保つことができる。さらに、万一漏洩するようなことがあったとしても、汚水処理設備エリアに防液堤を設置し側溝で集水し、汚水処理システムに戻すと共に、汚水処理設備エリアの躯体は全て防水構造とすることから、建物外部に汚水が流出することはない。

主灰及び飛灰の処理についても、専用の灰搬出車両（p. 30 参照）により搬出されるため、一般環境中に漏れ出ることはない。

汚水処理設備及び灰処理設備とも閉鎖された室内で処理をするため、排水、主灰及び飛灰に起因する地下水汚染は起こらない。

したがって、工事の完了後、本事業による水質汚濁への影響はないと考える。

(2) 地形・地質

掘削工事に伴う掘削深さは、最大で約 G. L. -27m である。工事に際しては、山留めの緩みや崩壊に強く、高い止水性を有するソイルセメント柱列壁工法（SMW）を採用し、周辺の地盤を保全することから、敷地外における土地の安定性（地盤変形）への影響はないと考える。

(3) 生物・生態系

本事業は清掃工場の建替えである。計画地は計画的に植栽管理されており、現存する動物・植物についても市街地に普通に見られるものである。建替え後については既存の樹木を可能な限り活用することから、生物・生態系に係る影響は少ないものと考えられる。

従って、本事業による生物・生態系への影響はないと考える。

(4) 風環境

計画建築物の最高高さは、地上約 31.0m の計画であり、60m を超える建築物ではなく、周辺の建築物等の平均高さより 5～6 倍以上高い建築物ではないため、風の吹く方向や風の速度が変化し、強風の発生や通風の阻害が起こる等、生活環境に影響を及ぼすような風圧、風速の変化は小さいと考える。

また、本事業において計画されている煙突の高さや形状等は、既存とほぼ変わらないため、風環境への影響は少ないと考える。

したがって、本事業による風環境への影響は少ないと考える。

(5) 史跡・文化財

計画地周辺には、文化財は存在せず、東側約 30m の位置に周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するが、計画地内には現時点で確認されていない。本事業は計画地内の施設の建替えを行うものであり、本事業の実施により周知の史跡・文化財等への影響はないと考える。

なお、埋蔵文化財については、事前に北区教育委員会に相談・照会を行う。

8 調査等の方法

8.1 調査等の概要

事業の内容から、環境影響評価の項目として選定した大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについての調査等の概要は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1(1) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
大気汚染	①大気質の状況	<既存資料調査> ・大気質等に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施行中> ・建設機械の稼働に伴う大気質 ・工事用車両の走行に伴う大気質	・大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)に定める基準 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」(昭和 52 年環大規第 177 号)に示された目標環境基準濃度 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に定める基準 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成 15 年 9 月、環管総発 030930004)に定める指針値
	②気象の状況				
	③地形及び地物の状況	<現地調査> ・大気質の状況 「大気の汚染に係る環境基準について」等に定める測定方法により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀、微小粒子状物質を測定する。 ・気象の状況 地上気象は「地上気象観測指針」に定める方法により、風向・風速を測定する。 高層気象は、「高層気象観測指針」に定める方法により、気温、風向・風速を測定する ・自動車交通量等の状況 車種分類別、方向別にマニュアルカウンタを用いて測定する。	<工事の完了後> ・施設の稼働に伴う大気質 ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期(1 時間値)高濃度を算定する。なお、風洞実験により周辺建物等の影響の検討を行う。 ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺の気象観測地点の年間データを利用する。	
	④土地利用の状況				
	⑤発生源の状況				
	⑥自動車交通量等の状況				
	⑦法令による基準等				

表 8-1(2) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
悪臭	①臭気の状態	<既存資料調査> ・悪臭に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の完了後> 施設の稼働に伴う臭気の状態とする。	・本事業による悪臭防止対策をもとに類似事例等を参照する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「悪臭防止法の規定に基づく告示」(平成15年北区告示第107号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準
	②気象の状態				
	③地形及び地物の状況	<現地調査> ・臭気の状態	・臭気指数 ・臭気排出強度		
	④土地利用の状況	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環境庁告示第63号)の規定に定める方法とする。			
	⑤発生源の状況				
	⑥法令による基準等	・気象の状態 試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、気温・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。			

表 8-1 (3) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
騒音・振動	①騒音・振動の状況	<p><既存資料調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 <p><現地調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の状況「騒音に係る環境基準について」、「振動規制法施行規則」等に定める測定方法とする。 <ul style="list-style-type: none"> 自動車交通量等の状況 	<p><工事の施行中></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う騒音・振動 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。 	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)に定める基準 「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める基準 「騒音規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」(平成 15 年北区告示第 100 号)に定める基準 「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」(平成 15 年北区告示第 104 号)に定める基準 「東京都環境確保条例」に定める基準 「東京都環境確保条例施行規則」(平成 13 年東京都規則第 34 号)に定める指定建設作業に係る振動の基準
	②土地利用の状況		<p><工事の完了後></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴う騒音・振動 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 工場の稼働に伴う騒音・振動については、伝搬理論式により算定する。 ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音については日本音響学会式、振動については「道路環境影響評価の技術手法」により算定する。 	
	③発生源の状況				
	④自動車交通量等の状況				
	⑤地盤及び地形の状況				
	⑥法令による基準等				

表 8-1(4) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
土 壌 汚 染	①土地利用の履歴等の状況	<既存資料調査> ・土壌汚染に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施行中> ・土壌中の有害物質等の濃度、地下水への溶出の可能性の有無、汚染土壌の量、新たな土地への汚染の拡散の可能性の有無	・現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号)に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年環境庁告示第68号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準 ・新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと。
	②土壌汚染の状況				
	③地形、地質、地下水及び土壌の状況	<現地調査> ・土壌汚染の状況 「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。			
	④気象の状況				
	⑤土地利用の状況	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年度環境省)に定める方法とする。			
	⑥発生源の状況				
	⑦利水の状況				
	⑧法令による基準等				
地 盤	①地盤の状況	<既存資料調査> ・地盤に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施行中> ・掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度 <工事の完了後> ・地下構造物の存在による地盤の変形の範囲及び程度、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度	・工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> 地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
	②地下水の状況				
	③地盤沈下又は地盤の変形の状況	<現地調査> ・地盤の状況 ・地下水の状況 ボーリング調査、土質試験及び観測井での地下水観測による方法とする。			
	④土地利用の状況				
	⑤法令による基準等				

表 8-1 (5) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
水循環	①水域の状況	<p><既存資料調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 水循環に従う最新の資料を収集し、整理を行う。 <p><現地調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 水域の状況 観測井での地下水観測による方法とする。 	<p><工事の施行中></p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度 <p><工事の完了後></p> <ul style="list-style-type: none"> 地下構造物の存在による地下水の水位、流況の変化の程度 計画建築物等の存在に伴う表面流出量の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工計画及び環境保全のための措置をもとに、水循環の程度を予測する方法等とする。 	<p>現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 掘削工事及び山留め壁により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。 地下構造物等の存在により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。 「北区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」(平成22年4月北区)に定める基準
	②気象の状況				
	③地形・地質、土質等の状況				
	④水利用の状況				
	⑤植生の状況				
	⑥土地利用の状況				
	⑦法令による基準等				
日影	①日影の状況	<p><既存資料調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 日影に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 <p><現地調査></p> <ul style="list-style-type: none"> 日影の状況 主要な地点における日影の状況は、現地で天空写真を撮影する方法とする。 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 既存建築物等の状況 現地調査等により把握する方法とする。 	<p><工事の完了後></p> <ul style="list-style-type: none"> 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数の日影の状況の変化の程度 冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度 	<ul style="list-style-type: none"> 計画建築物等の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。 現況の天空写真に計画建築物等の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。 	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 「建築基準法」(昭和25年法律第201号)に定める基準 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和53年都条例第63号)に定める基準
	②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況				
	③既存建築物等の状況				
	④地形の状況				
	⑤土地利用の状況				
	⑥法令による基準等				

表 8-1 (6) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
電波障害	①テレビ電波の受信状況	<p><既存資料調査></p> <ul style="list-style-type: none"> テレビ電波障害に係る最新の資料を収集し、整理を行う。 	<p><工事の完了後></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画建築物等の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS))の遮へい障害 	<ul style="list-style-type: none"> 「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送 2005.3)」(平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会)に基づき、光学的な遮へい範囲に伝搬の広がりやを考慮した予測式により、遮へい障害の及ぶ範囲の予測を行う。 衛星放送の障害予測は、遮へい障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。 	<p>テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> テレビ電波の受信障害を起こさないこと。
	<p>②テレビ電波の送信状況</p> <p>③高層建築物及び住宅等の分布状況</p> <p>④地形の状況</p> <p>※対象は地上デジタル波・衛星放送とする。</p>	<p><現地調査></p> <ul style="list-style-type: none"> テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」(平成 22 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会)及び「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送 2005.3)」(平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会)に定める方法とする。 テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 隣接地域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。 受信形態については、聞き取り等の方法とする。 			

表 8-1(7) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
景観	①地域景観の特性	<既存資料調査> ・景観に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の完了後> ・計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度	・対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。 ・計画建築物等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図(フォトモンタージュ)の作成等により予測する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・景観法に基づく「北区景観づくり計画」に定められた景観形成基準 ・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた景観形成基準 ・圧迫感の軽減を図ること
	②代表的な眺望地点及び眺望の状況				
	③圧迫感の状況	<現地調査> ・代表的な眺望地点の状況 現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。	・代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 ・圧迫感の変化の程度	・現況の天空写真に計画建築物等の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	
	④土地利用の状況				
	⑤都市の景観の保全に関する方針等				
	⑥法令による基準等				
自然との触れ合い活動の場	①主要な自然との触れ合い活動の場の状況	<既存資料調査> ・自然との触れ合い活動の場に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の完了後> ・計画建築物等の存在に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度	・自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「北区緑の基本計画」(北区)に定められた基本方針等 ・自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと
	②地形等の状況				
	③土地利用の状況	<現地調査> ・主要な自然との触れ合い活動の場の状況 利用状況の現地調査と、設備の設置状況の写真撮影とする。			
	④自然との触れ合い活動の場に係る計画等				
	⑤法令による基準等				

表 8-1 (8) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
廃棄物	①撤去構造物及び伐採樹木等の状況 ②建設発生土の状況 ③特別管理廃棄物の状況 ④廃棄物の処理の状況 ⑤法令による基準等	<既存資料調査> ・廃棄物に係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の施行中> ・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土及び産業廃棄物(建設廃棄物)の発生量、再利用率及び処理・処分方法	・計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴って発生する廃棄物の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に定める事業者の責務 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に定める事業者の責務 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)に定める事業者の責務に定める事業者の責務 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律104号) ・「東京都廃棄物条例」(平成4年東京都条例第140号)に定める事業者の基本的責務 ・「東京都建設リサイクル推進計画」(平成29年東京都)に定める事業者の責務 ・「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成11年北区条例第28号)に定める事業者の責務
			<工事の完了後> ・施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	・施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。	

表 8-1 (9) 調査等の概要

項目	調査		予測		評価方法
	調査事項	調査方法	予測事項	予測方法	
温室効果ガス	①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	<既存資料調査> ・温室効果ガスに係る最新の資料を収集し、整理を行う。	<工事の完了後> ・施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度	・施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 ・ごみ発電、場内及び場外への余熱供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）に定める基本方針 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に定める基準 ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(東京都)に定める政策方針

8.2 項目別の調査等の方法

8.2.1 大気汚染

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-2 に示すとおりである。

表 8-2 調査事項及びその選択理由：大気汚染

調査事項	選択理由
①大気質の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦法令による基準等	工事の施行中においては、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による影響が考えられる。 工事の完了後においては、煙突排出ガス及びごみ収集車両等の走行による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

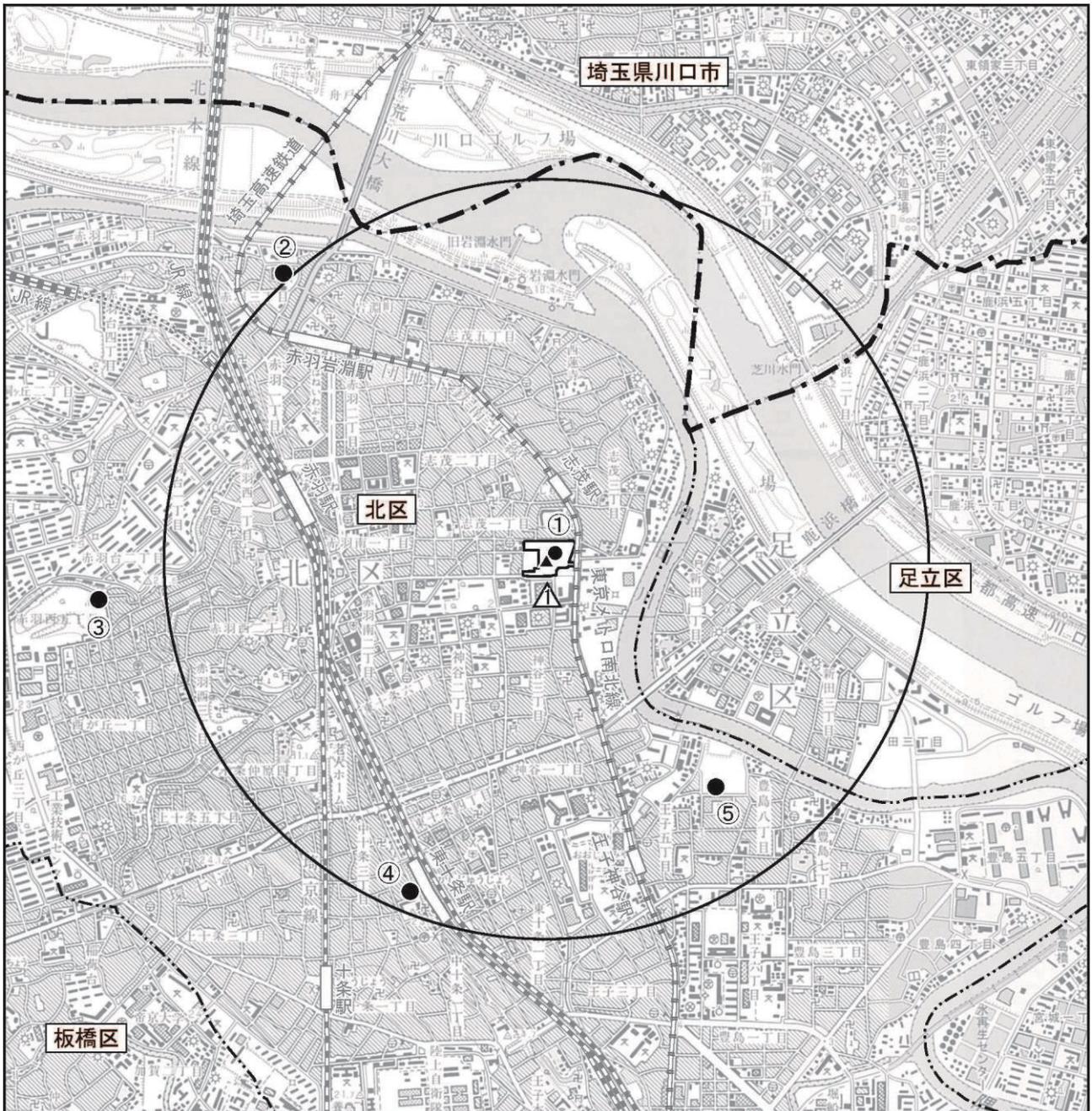
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-3、現地調査方法は表 8-4、現地調査地点は図 8-1 に示すとおりである。

表 8-3 調査方法（既存資料調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①大気質の状況 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・水銀 ・微小粒子状物質	計画地及びその周辺	・「一般環境大気測定局の測定結果」等	最新の資料を参考とする。
②気象の状況 ・風向、風速 ・大気安定度		・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ） ・「一般環境大気測定局の測定結果」等	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）等	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」等	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）等	
⑥自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）等	
⑦法令による基準等		・「環境基本法」 ・「大気汚染防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）等	

表 8-4 調査方法（現地調査）：大気汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
<p>①大気質の状況</p> <p>環境大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀 ・微小粒子状物質 <p>道路沿道大気質</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質 	<p>計画地及びその周辺地域における一般的な大気汚染の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境大気質 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素、水銀は、計画地及び計画地周辺4地点の計5地点とする。 微小粒子状物質は1地点とする。 <p>調査位置は、煙突排出ガスの大気拡散計算により、着地濃度が最大となると予想される地点の近傍とし、図 8-1(1)に示すとおりとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路沿道大気質 計画地周辺のごみ収集車両等が走行する道路沿道の2地点とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境大気質 計画地及びその周辺地域の現状の大気質の状況を把握でき、計画地周辺の既存大気測定局との関連性が把握できる時期とし、14日間連続の四季調査とする。 ダイオキシン類は7日間連続の四季調査とする。 ・道路沿道大気質 7日間連続の四季調査とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法とする。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法（以下、「公定法」という）とする。 但し、道路沿道大気質は公定法及び横浜市環境研究所が提唱したPTIO法に定める方法（以下、「簡易法」という）とする。 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法とする。 ・「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年、環境庁大気保全局）に定める方法とする。 ・「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月環境省）に定める方法とする。 ・「微小粒子状物質に係る環境基準について」（平成21年、環境省告示第33号）に定める方法とする。
<p>②気象の状況</p> <p>地上気象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風向・風速 <p>高層気象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気温、風向・風速 	<p>地上気象、高層気象とも計画地及びその周辺の気象条件を代表すると考えられる1地点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地上気象 大気質測定と同時期とする。 ・高層気象 四季調査で各季5日間、1日4回6時間毎の観測とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地上気象は、「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）に定める方法とする。 ・高層気象は、「高層気象観測指針」（平成7年気象庁）に定める方法とする。 ・高層気象はラジオゾンデを用いて、高度2,000mまで50m間隔で測定を行う。
<p>⑥自動車交通量等の状況</p>	<p>自動車交通量は、工事用車両及びごみ収集車両等の主な走行ルート上の2断面（道路交通の騒音・振動の調査地点）が把握できる地点とする。 調査位置は図 8-3(2)P.176参照。）</p>	<p>自動車交通量は、道路沿道大気質の調査期間のうち1日間(24時間)とし、連続して1時間ごとの交通量等を調査する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車交通量は、車種分類別（ごみ収集車両の分類を含む）、方向別にマニュアルカウンターを用いて測定を行う。 ・代表的な車両の走行速度は、一定区間の通過秒数から測定を行う。



凡例

- | | | | |
|---|------------------|---|--------------|
|  | : 計画地 |  | : 環境大気質調査地点 |
|  | : 都県界 | ① | 北清掃工場 |
|  | : 市区界 | ② | 第四岩淵小学校 |
|  | : JR線 | ③ | 赤羽自然観察公園（東門） |
|  | : 私鉄・地下鉄線 | ④ | 荒川小学校 |
|  | : 計画地から半径1.5km範囲 | ⑤ | 豊島八丁目遊び場 |
| | |  | : 気象調査地点 |
| | |  | 北清掃工場 |

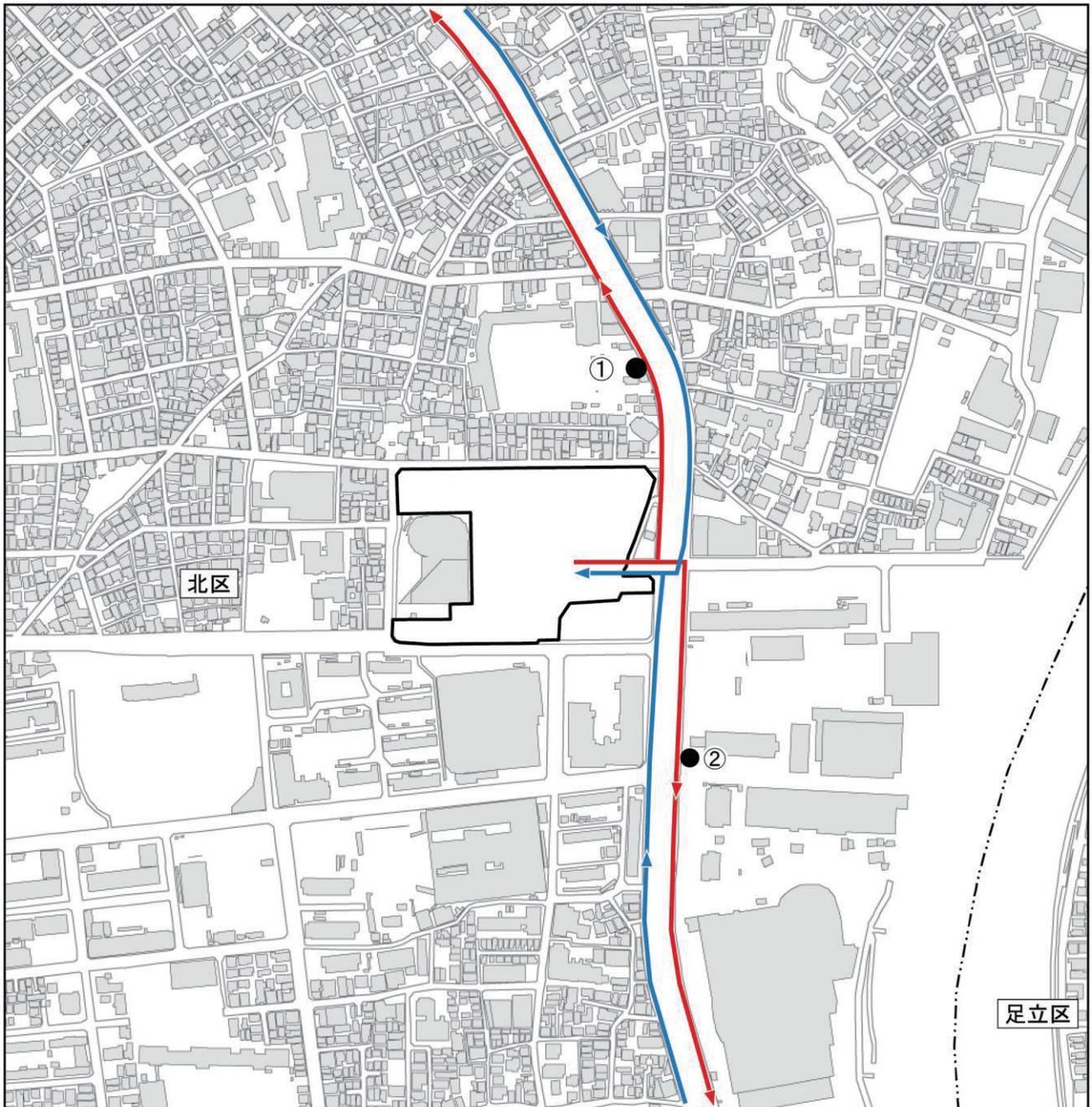
※微小粒子状物質は①地点のみでの測定



1:25,000



図 8-1(1) 現地調査地点位置図（環境大気質）



凡 例

-
- : 計画地
 : 市区界
 : 道路沿道大気質調査地点
- ① : なでしこ小学校東側
 ② : 赤羽警察署前
- : 工事用車両・ごみ収集車両等入車方向
 : 工事用車両・ごみ収集車両等出車方向



1:5,000



図 8-1(2) 現地調査地点位置図 (道路沿道大気質)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-5 に示すとおりである。

表 8-5 予測及び評価の方法：大気汚染

	予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	建設機械の稼働に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	建設機械に伴う影響が最大となる時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。	大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：プルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式 ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める基準
	工事用車両の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	工事用車両の走行ルート上とする。		
工事の 完了後	施設の稼働に伴う大気質 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・二酸化窒素 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀	工事が完了した時点とする。	予想される最大着地濃度が出現する地点を含む範囲内とする。	・施設の稼働に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度及び短期（1 時間値）高濃度を算定する。 なお、風洞実験により周辺建物等の影響の検討を行う（表 8-6 参照）。 ・ごみ収集車両等の走行に伴う大気質については、大気拡散式により長期平均濃度を算定する。 ・有風時：プルーム式 ・弱風時（無風時）：パフ式 ※予測条件のうち、風向・風速及び大気安定度等については、計画地周辺地域の気象観測地点の年間データを利用する。	・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定について」（昭和 52 年環大規第 177 号）に示された目標環境基準濃度 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）に定める指針値
	ごみ収集車両等の走行に伴う大気質 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質		ごみ収集車両等の走行ルート上とする。		

表 8-6 風洞実験の概要：大気汚染

項目	内 容
模 型	縮尺：1/2,000 程度 範囲：計画地周辺半径約 6 km の範囲
実 験	<p>1 煙流し実験 地形及び周辺の建築物等の影響を受けた排ガス上昇過程で生じるダウンドラフトの有無及び鉛直変動を観察する。 風向：4 方向（東西南北） 風速：煙突風下で排煙下端に間欠的な排煙の巻落とが見られる強風時風速 1 ケースとする。</p> <p>2 定量拡散実験（地表濃度測定） 地形及び周辺の建築物等の影響を受けた条件の下での高濃度（1 時間値）を予測し、地形及び周辺の建築物等の影響を考慮した際の地表面上の最大着地濃度及びその出現距離を求める。 風向：4 方向 風速：計画地周辺の気象観測地点の年間平均風速を高度 120m 相当に補正した風速及び強風時風速の 2 ケースとする。</p>

8.2.2 悪臭

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-7 に示すとおりである。

表 8-7 調査事項及びその選択理由：悪臭

調査事項	選択理由
①臭気の状態 (臭気指数、臭気排出強度) ②気象の状態 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働による煙突、ごみバンカを発生源とする臭気の拡散により、計画地周辺の生活環境への影響が考えられる。 以上のことから、計画地周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-8、現地調査方法は表 8-9、現地調査地点は図 8-2 に示すとおりである。

表 8-8 調査方法（既存資料調査）：悪臭

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①臭気の状態 ・臭気指数 ・臭気排出強度	計画地内	・過去の調査結果等	最新の資料を参考とする。
②気象の状態 ・風向、風速 ・大気安定度	計画地周辺	・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ） ・「気象月報」（東京管区気象台）	
③地形及び地物の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「東京都環境白書」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「悪臭防止法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-9 調査方法（現地調査）：悪臭

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①臭気の状態 ・臭気指数	計画地敷地境界の4地点とする。 調査位置は図8-2に示すとおりである。	計画地敷地境界の現状の悪臭の状況を把握できる時期として、ごみの腐敗が進みやすい時期に行う。	・「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年環境庁告示第63号）の規定に定める方法とする。
②気象の状態 ・風向、風速 ・気温、湿度			・試料採取時において、風向・風速は簡易風向風速計により測定、気温・湿度は簡易温度・湿度計により測定を行う。

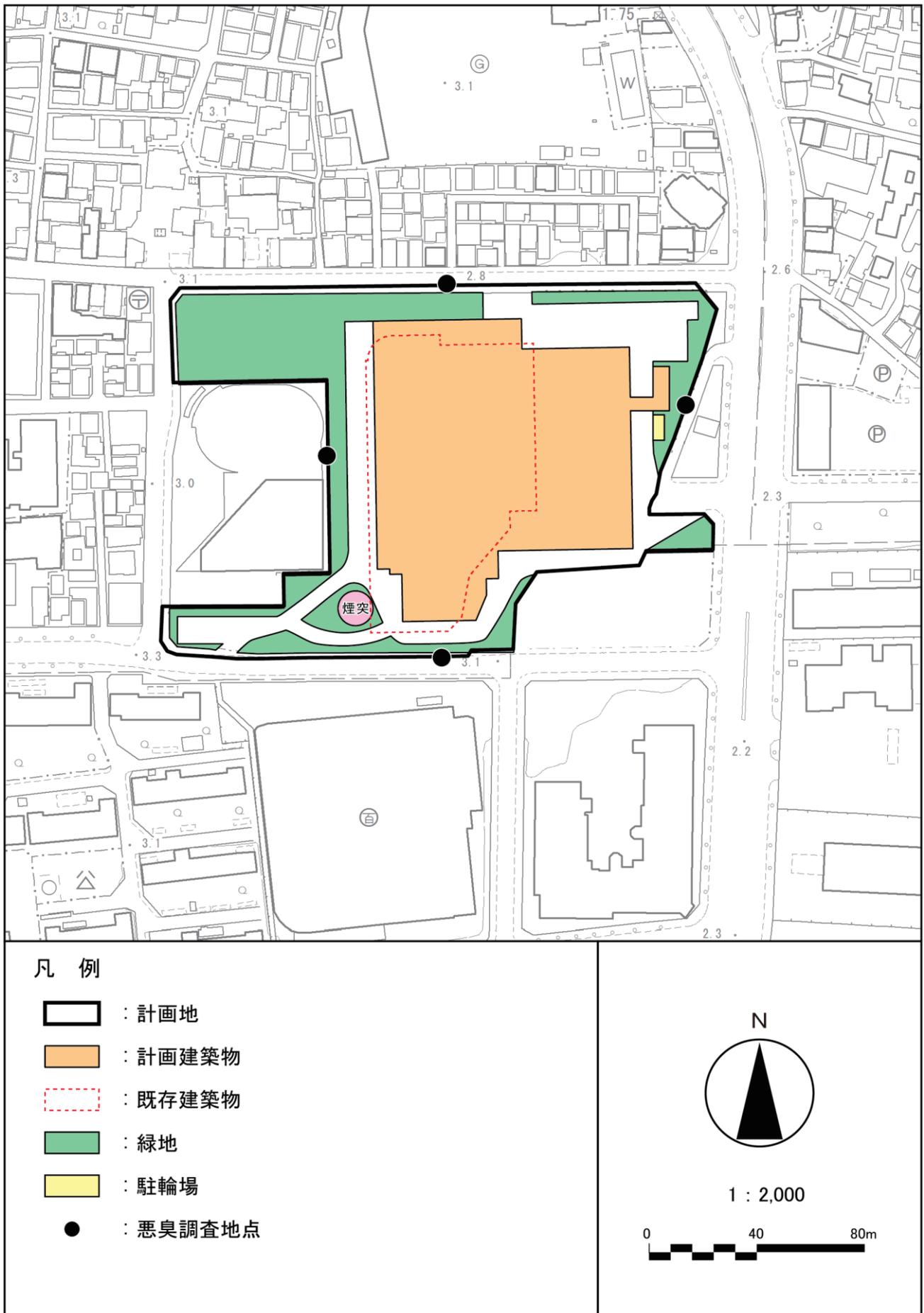


图 8-2 現地調査地点位置图 (悪臭)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-10 に示すとおりである。

表 8-10 予測及び評価の方法：悪臭

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
施設の稼働に伴う 臭気の状態とする。 敷地境界 ・臭気指数 煙突等気体排出口 ・臭気排出強度 排水 ・臭気指数	工事が完了した時 点とする。	計画地周辺	本事業による悪臭防止 対策をもとに類似事例 等を参照する方法とす る。	現況調査及び予測結果に 基づき、地域の特性、環境 保全のための措置及び以 下に示す指標を勘案して 評価する。 <評価の指標> ・「悪臭防止法の規定に基 づく告示」(平成 15 年北 区告示第 107 号)に定め る基準 ・「東京都環境確保条例」 に定める基準

8.2.3 騒音・振動

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-11 に示すとおりである。

表 8-11 調査事項及びその選択理由：騒音・振動

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況	工事の施行中において、建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 工事の完了後において、施設の稼働及びごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動の影響が考えられる。 以上のことから、計画地周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。
②土地利用の状況	
③発生源の状況	
④自動車交通量等の状況	
⑤地盤及び地形の状況	
⑥法令による基準等	

(2) 調査方法

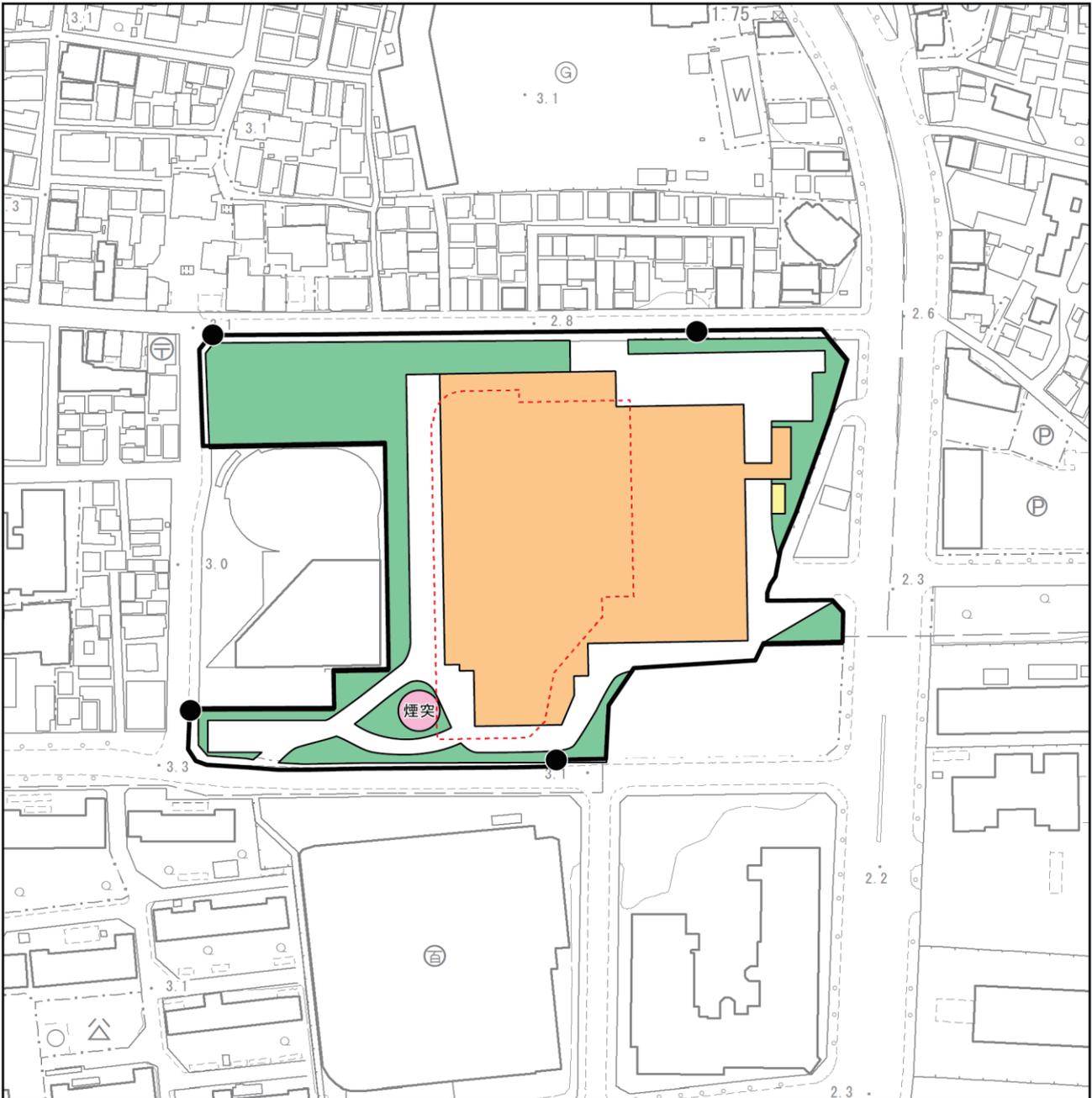
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-12、現地調査方法は表 8-13、現地調査地点は図 8-3 に示すとおりである。

表 8-12 調査方法（既存資料調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況	計画地周辺	・「道路交通騒音振動調査報告書」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
③発生源の状況		・「公害苦情統計調査」（東京都）	
④自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス」（国土交通省）	
⑤地盤及び地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地利用分類基本調査」（東京都） ・「東京都総合地盤図」（東京都）	
⑥法令による基準等		・「環境基本法」 ・「騒音規制法」 ・「振動規制法」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-13 調査方法（現地調査）：騒音・振動

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①騒音・振動の状況 ・一般環境の騒音・振動 ・道路交通の騒音・振動	<p>計画地周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地の敷地内及び自動車の走行経路に設定する。</p> <p>・一般環境の騒音・振動 計画地内の4地点（敷地境界）とする。 調査位置は図 8-3(1)に示すとおりである。</p> <p>・道路交通騒音・振動 計画地周辺の道路沿道2地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。</p>	<p>・一般環境の騒音・振動 施設の停止時の1日とし、調査時間は24時間連続とする。</p> <p>・道路交通の騒音・振動 調査日は、交通量が通常の状況である1日間とし、調査時間は24時間連続とする。</p>	<p>・騒音 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める方法とする。</p> <p>・振動 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に基づく道路交通振動の限度及び「JIS-Z-8735 振動レベル測定方法」に定める方法とする。</p>
④自動車交通量等の状況	「8.2.1 大気汚染」の項による。		
⑤地盤及び地形の状況 ・地盤卓越振動数	<p>原則として、道路交通の騒音・振動の調査地点と同一の2地点とする。 調査位置は図 8-3(2)に示すとおりである。</p>	<p>騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。</p>	<p>「道路環境影響評価の技術手法」（国土交通省国土技術政策総合研究所 平成24年度版）に定める方法とする。</p>



凡 例

- : 計画地
- : 計画建築物
- : 既存建築物
- : 緑地
- : 駐輪場
- : 一般環境騒音・振動調査地点



1 : 2,000



図 8-3(1) 現地調査地点位置図 (一般環境騒音・振動)

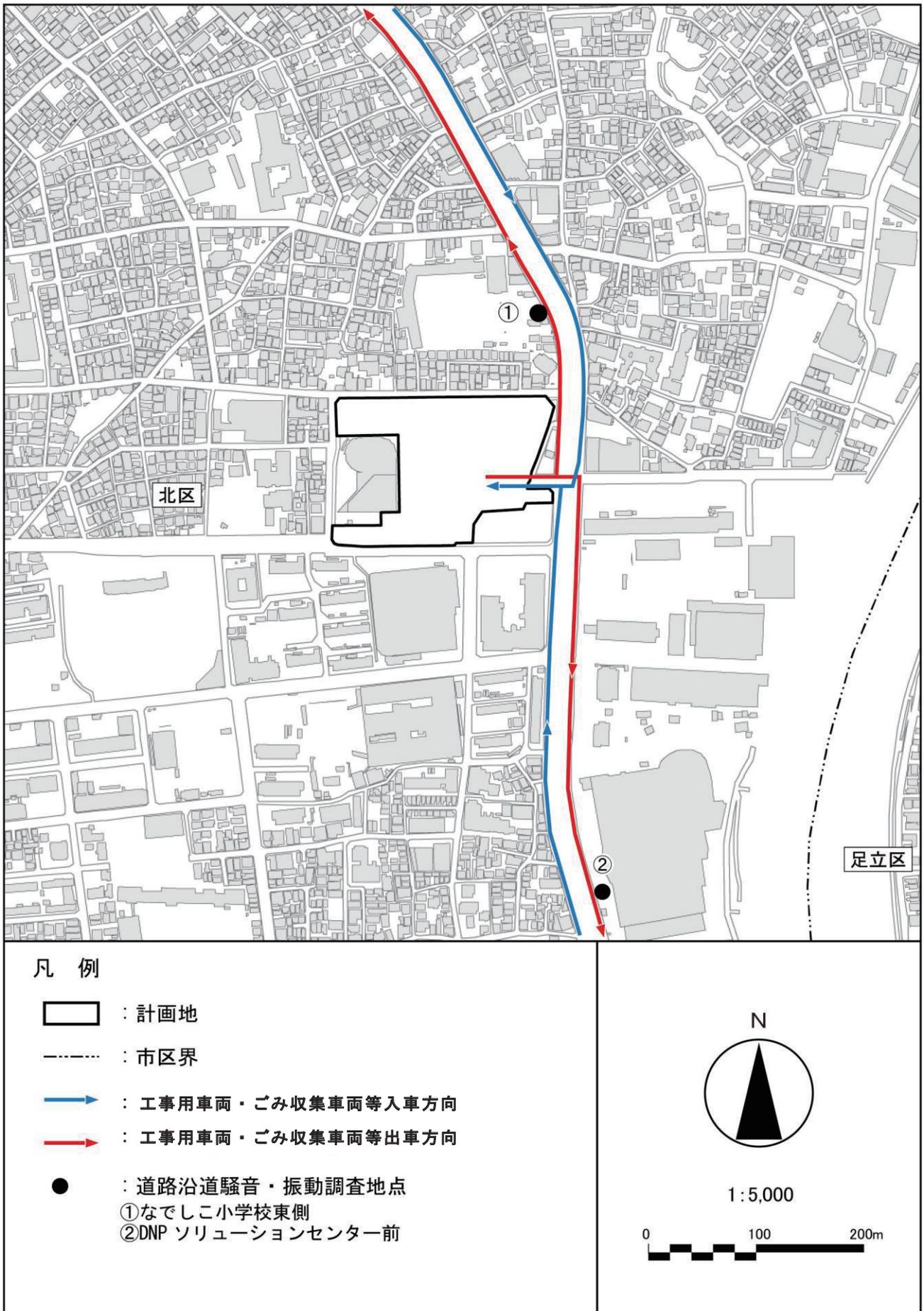


図 8-3(2) 現地調査地点位置図（道路交通騒音・振動・交通量）

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-14 に示すとおりである。

表 8-14(1) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法	
工 事 の 施 行 中	建設機械の稼働に伴う騒音・振動	建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・予測地域は現況調査の調査地域に準じる。 ・予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音 日本音響学会式 (ASJ CN-Model 2007) により騒音レベル「90%レンジの上端値 (L_{A5})」を算定する。 ・振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値 (L₁₀)」を算定する。 	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」(平成 13 年東京都規則第 34 号)に定める指定建設作業に係る騒音の基準 ・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく特定建設作業の規制に関する基準 ・「東京都環境確保条例施行規則」(平成 13 年東京都規則第 34 号)に定める指定建設作業に係る振動の基準
	工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音・振動	工事用車両の走行台数が最大となる時点とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・予測地域・地点は現況調査の調査地域・地点に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音 日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2013) により等価騒音レベル (L_{req}) を算定する。 ・振動 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版) により振動レベル「80%レンジの上端値 (L₁₀)」を算定する。 	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音は「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める基準 ・振動は「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準

表 8-14(2) 予測及び評価の方法：騒音・振動

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工 事 の 完 了 後</p>	<p>施設の稼働に伴う騒音・振動</p>	<p>工事が完了した時点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予測地域は現況調査の調査地域に準じる。 ・予測地点は計画地敷地境界における、予想される最大値出現地点を含む範囲内とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音 伝搬理論式により騒音レベル「90%レンジの上端値 (L_{A5})」を算定する。 ・振動 伝搬理論式により振動レベル「80%レンジの上端値 (L₁₀)」を算定する。 <p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」(平成 15 年北区告示第 100 号)に定める基準 ・「振動規制法の規定に基づく特定工場等の規制基準」(平成 15 年北区告示第 104 号)に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準
	<p>ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通の騒音・振動</p>	<p>工事が完了した時点とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予測地域・地点は現況調査の調査地域・地点に準じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音 日本音響学会式 (ASJ RTN-Model 2013) により等価騒音レベル (L_{Aeq}) を算定する。 ・振動 「道路環境影響評価の技術手法」(国土交通省国土技術政策総合研究所 平成 24 年度版) により振動レベル「80%レンジの上端値 (L₁₀)」を算定する。 <p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音は「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号)に定める基準 ・振動は「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準

8.2.4 土壌汚染

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-15 に示すとおりである。

表 8-15 調査事項及びその選択理由：土壌汚染

調査事項	選択理由
①土地利用の履歴等の状況 ②土壌汚染の状況 ③地形、地質、地下水及び土壌の状況 ④気象の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥発生源の状況 ⑦利水の状況 ⑧法令による基準等	工事の施行中において、建設工事（掘削工事）により建設発生土が発生し、敷地外へ搬出される。 土壌の取扱いに慎重を期すために、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

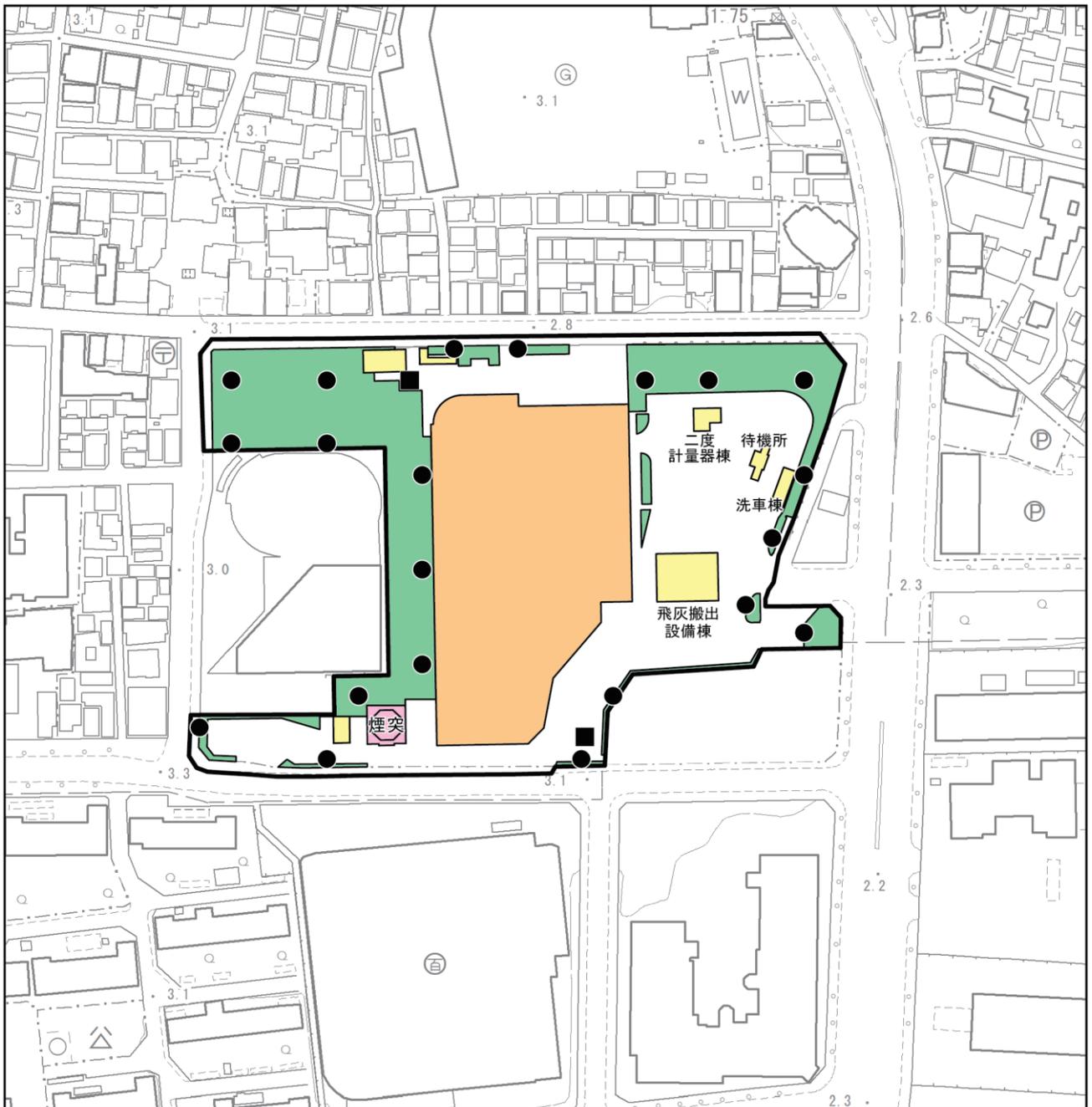
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-16、現地調査方法は表 8-17、現地調査地点は図 8-4 に示すとおりである。

表 8-16 調査方法（既存資料調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①土地利用の履歴等の状況	計画地内	<ul style="list-style-type: none"> 過去の地形図（国土地理院） 航空写真（国土地理院） 「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等 	最新の資料を参考とする。
③地形、地質、地下水及び土壌の状況		<ul style="list-style-type: none"> 「地形図」（国土地理院） 「東京都地盤地質図」（東京都） 	
④気象の状況		<ul style="list-style-type: none"> 「過去の気象データ」（気象庁ホームページ） 「気象月報」（東京管区气象台） 	
⑤土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> 「東京都土地利用現況図」（東京都） 「都市計画図」 	
⑥発生源の状況		<ul style="list-style-type: none"> 「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等 	
⑦利水の状況		<ul style="list-style-type: none"> 「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等 	
⑧法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> 「環境基本法」 「土壌汚染対策法」 「東京都環境確保条例」（東京都） 	

表 8-17 調査方法（現地調査）：土壌汚染

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
②土壌汚染の状況	<ul style="list-style-type: none"> 計画地内の表層土 21 地点及び地下水 2 地点とする。 調査位置は図 8-4 に示すとおりである。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画地の汚染状況を把握できる時期とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都土壌汚染対策指針」に定める方法とする。 「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成 21 年環境省）に定める方法とする。



凡 例

-  : 計画地
-  : 工場棟 (既存)
-  : 計量棟、洗車棟等 (既存)
-  : 煙突 (既存)
-  : 緑地 (既存)
-  : 土壌調査地点 (21 地点)
-  : 地下水調査地点 (2 地点)



1 : 2,000



図 8-4 現地調査地点位置図 (土壤汚染)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-18 に示すとおりである。

表 8-18 予測及び評価の方法：土壌汚染

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 施 行 中 土壌中の有害物質の濃度 	建設工事（掘削工事）に伴い建設発生土が排出される時点又は排出される期間とする。	計画地内	現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量、処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める基準 ・「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める基準 ・「東京都環境確保条例」に定める基準 ・新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと。

8.2.5 地盤

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-19 に示すとおりである。

表 8-19 調査事項及びその選択理由：地盤

調査事項	選択理由
①地盤の状況 ②地下水の状況 ③地盤沈下又は地盤の変形の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令による基準等	<p>工事の施行中において、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置により、地盤の変形並びに、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。</p> <p>工事の完了後において、地下構造物の存在により、地盤の変形並びに、地下水の水位及び流況の変化とそれに伴う地盤沈下の影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>

(2) 調査方法

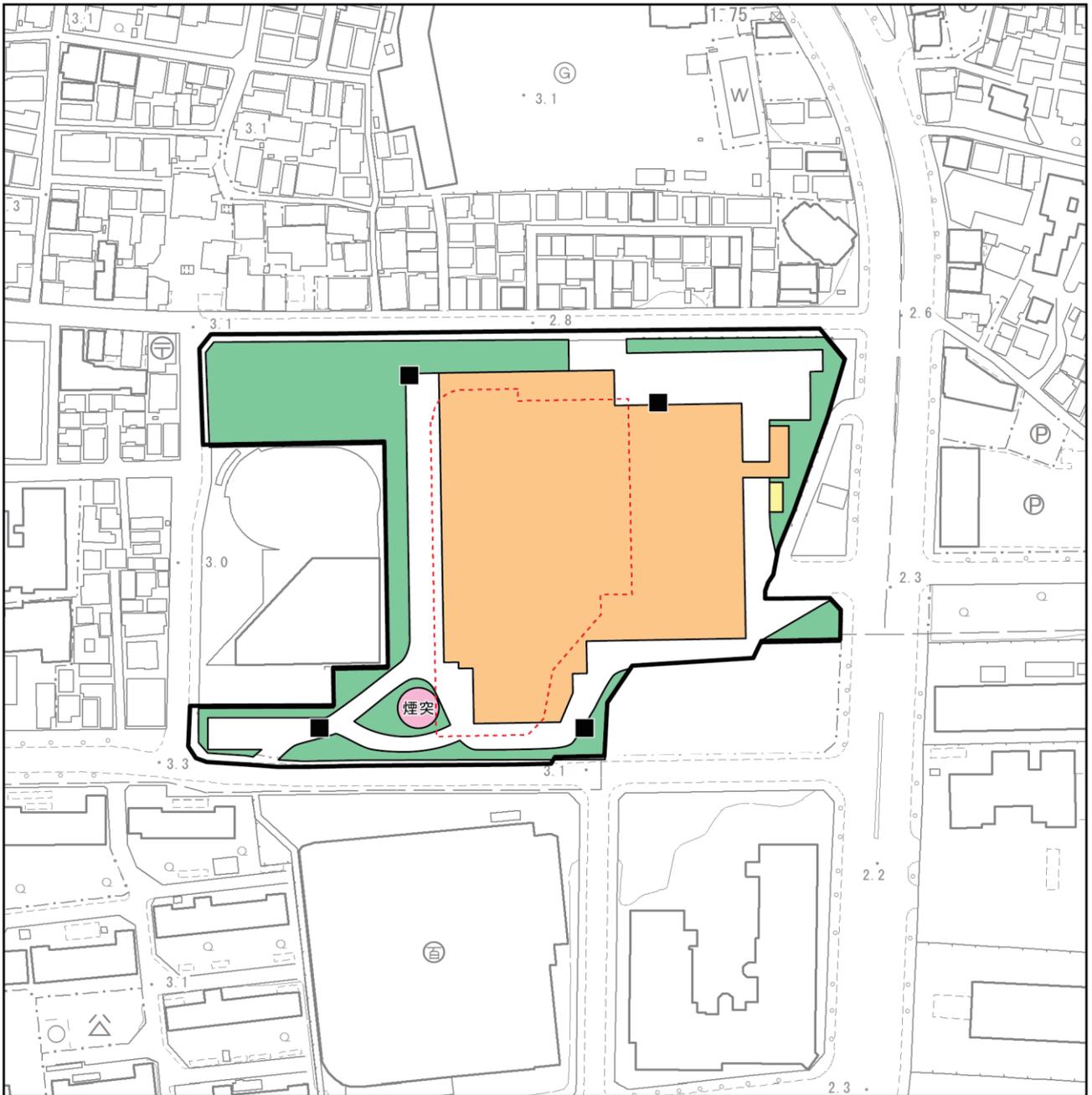
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-20、現地調査方法は表 8-21、現地調査地点は図 8-5 に示すとおりである。

表 8-20 調査方法（既存資料調査）：地盤

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地盤の状況	計画地周辺	・「東京都総合地盤図」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②地下水の状況		・「東京都地下水揚水量調査報告書」（東京都）	
③地盤沈下又は地盤の変形の状況		・「水準基準測量成果報告書」（東京都）	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑤法令による基準等		・「工業用水法」 ・「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-21 調査方法（現地調査）：地盤

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①地盤の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内の4地点とする。 調査位置は図8-5に示すとおりである。	計画地の地盤状況を把握できる時期とする。	ボーリング調査及び土質試験による方法とする。
②地下水の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内4地点とする。 調査位置は図8-6に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる1年間とする。	不圧地下水用の観測井2地点及び被圧地下水位用の観測井2地点での地下水観測による方法とする。



凡 例

-  : 計画地
-  : 計画建築物
-  : 既存建築物
-  : 緑地
-  : 駐輪場
-  : 地盤調査地点



1 : 2,000



图 8-5 現地調査地点位置图 (地盤)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-22 に示すとおりである。

表 8-22 予測及び評価の方法：地盤

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 施 行 中	掘削工事が実施される時点とする。	計画地内	工事施工計画及び環境保全のための措置等を基に、地下水に影響を及ぼす程度、また、それに伴う地盤沈下及び地盤の変形の程度を把握して予測する方法等とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> 地盤沈下及び地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと。
工 事 の 完 了 後	工事が完了した時点とする。			

8.2.6 水循環

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-23 に示すとおりである。

表 8-23 調査事項及びその選択理由：水循環

調査事項	選択理由
①水域の状況 ②気象の状況 ③地形・地質、土質等の状況 ④水利用の状況 ⑤植生の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令による基準等	<p>工事の施行中において、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化が考えられる。</p> <p>工事の完了後において、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化、並びに地表構造物の存在等による雨水の表面流出量への影響が考えられる。</p> <p>以上のことから、計画地周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>

(2) 調査方法

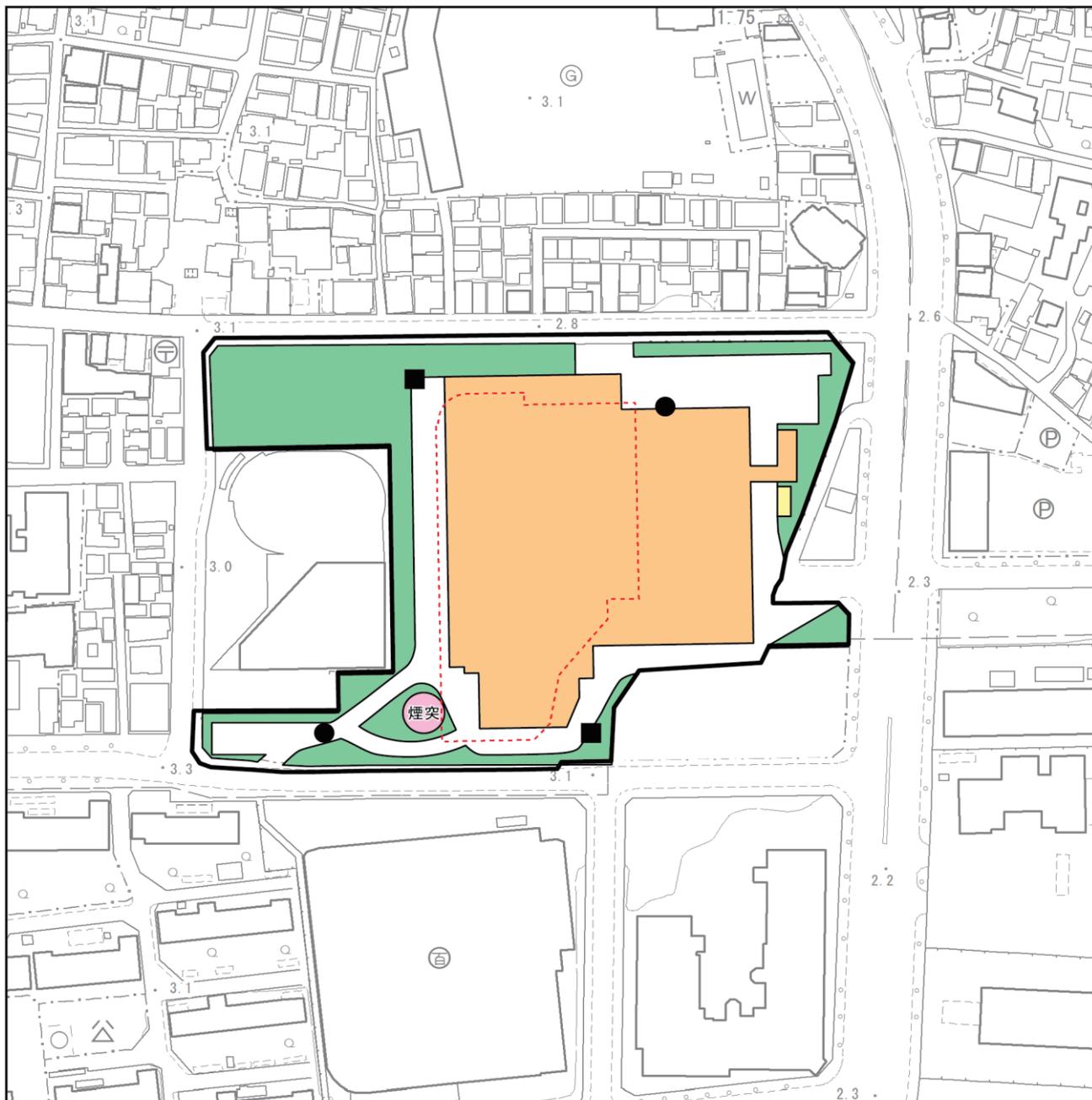
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-24、現地調査方法は表 8-25、現地調査地点は図 8-6 に示すとおりである。

表 8-24 調査方法（既存資料調査）：水循環

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①水域の状況	計画地及びその周辺	・「地下水面図」 ・「被圧地下水位等高線図」	最新の資料を参考とする。
②気象の状況		・「過去の気象データ」（気象庁ホームページ）	
③地形・地質、土質等の状況		・「地形面区分図」（東京都）	
④水利用の状況		・「都内の地下水揚水の実態」（東京都）	
⑤植生の状況		・「自然環境保全基礎調査」（環境省） ・「東京都現存植生図」（東京都）	
⑥土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」	
⑦法令による基準等		・「東京都環境確保条例」（東京都）	

表 8-25 調査方法（現地調査）：水循環

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①水域の状況	建設工事（掘削工事）及び地下構造物の存在による影響が予想され、さらに計画地周辺への影響を把握できる計画地内の 4 地点とする。 調査位置は図 8-6 に示すとおりである。	計画地の地下水状況を把握でき、降水量との関連が把握できる 1 年間とする。	不圧地下水用の観測井 2 地点及び被圧地下水位用の観測井 2 地点での地下水観測による方法とする。



凡 例

-  : 計画地
-  : 計画建築物
-  : 既存建築物
-  : 緑地
-  : 駐輪場
-  : 地下水位調査地点 (不圧)
-  : 地下水位調査地点 (被圧)



1 : 2,000



図 8-6 現地調査地点位置図 (水循環)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-26 に示すとおりである。

表 8-26 予測及び評価の方法：水循環

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施工中	掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地下水の水位、流況の変化の程度	建設工事（掘削工事）に伴い山留壁（止水壁）が設置される時点とする。	計画地内	工事施工計画及び環境保全のための措置をもとに、水循環の程度を予測する方法等とする。	現況調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・掘削工事及び山留め壁により、地下水の水位及び流況への著しい影響を及ぼさないこと。 ・地下構造物の存在により、地下水の水位及び流況への影響を及ぼさないこと。
	地下構造物の存在による地下水の水位、流況の変化の程度	地下躯体工事が完了した時点とする。			
工事の 完了後	地表構造物の存在等に伴う表面流出量の変化の程度	工事が完了した時点とする。			

8.2.7 日影

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-27 に示すとおりである。

表 8-27 調査事項及びその選択理由：日影

調査事項	選択理由
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	工事の完了後において、計画建築物等による日影の状況の変化による影響が考えられる。 以上のことから、計画地について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

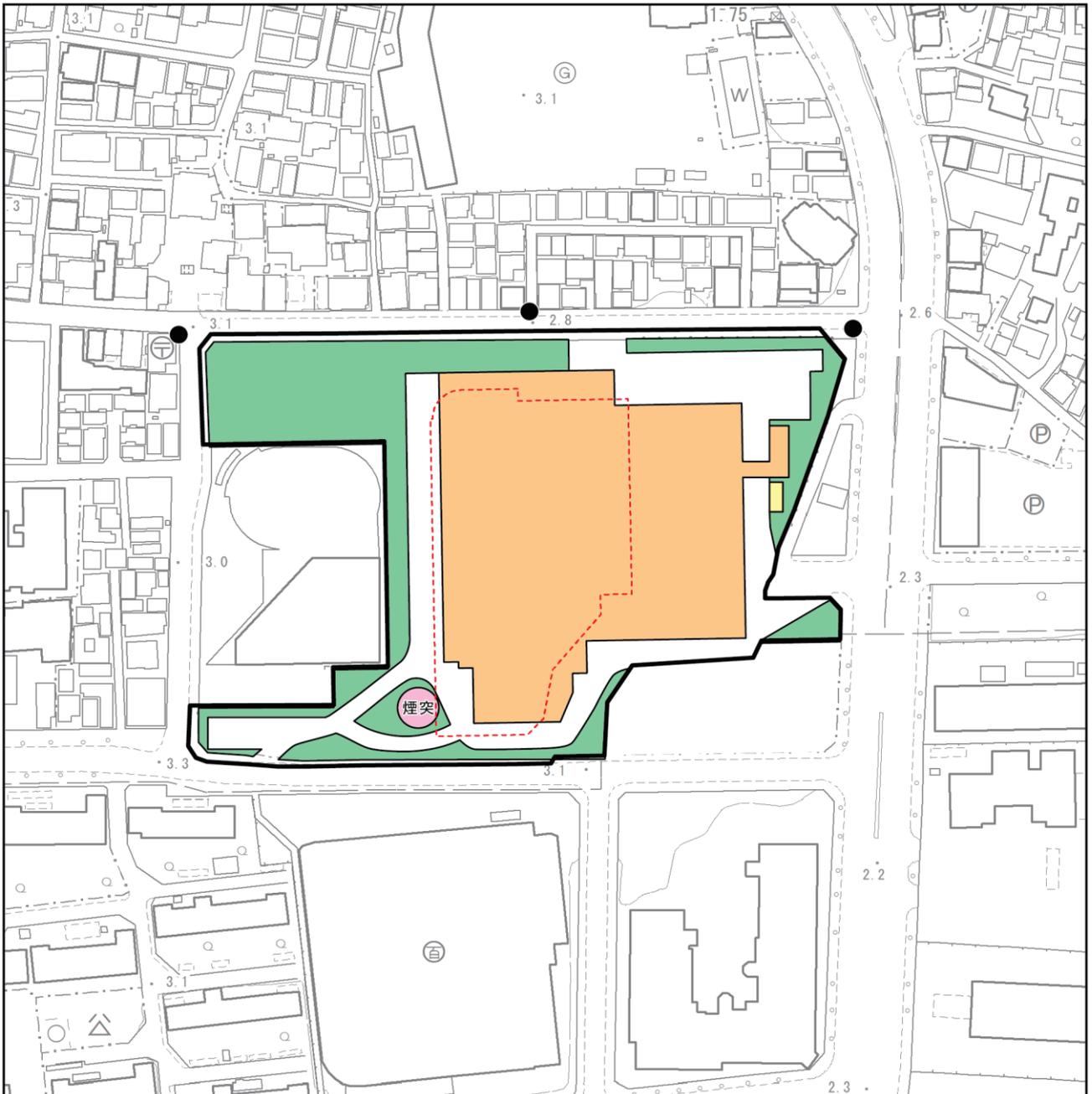
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-28、現地調査方法は表 8-29、現地調査地点は図 8-7 に示すとおりである。

表 8-28 調査方法（既存資料調査）：日影

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥法令による基準等	対象事業の実施により日影が生じると予想される範囲とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」 ・「地形図」（国土地理院）等 	最新の資料を参考とする。
		<ul style="list-style-type: none"> ・「地形図」（国土地理院） ・「地形分類図」（東京都） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「都市計画図」 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画法」 ・「建築基準法」 ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（東京都） ・「北区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」（北区） 	

表 8-29 調査方法（現地調査）：日影

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物等の状況	計画建築物等による日影が及ぶと予想され、特に配慮すべき施設を考慮した敷地境界付近の3地点とする。 調査位置は図8-7に示すとおりである。	日影の状況を適切に把握し得る時期とする。	<p>主要な地点における日影の状況は、現地で天空写真を撮影する方法とする。</p> <p>現地調査等により把握する方法とする。</p>



凡 例

-  : 計画地
-  : 計画建築物
-  : 既存建築物
-  : 緑地
-  : 駐輪場
-  : 日影調査地点



1 : 2,000



図 8-7 現地調査地点位置図 (日影)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-30 に示すとおりである。

表 8-30 予測及び評価の方法：日影

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	計画地周辺	<ul style="list-style-type: none"> 計画建築物等の時刻別日影図及び等時間日影図を作成する方法とする。 現況の天空写真に計画建築物等の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。 	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号) に定める基準 「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和 53 年都条例第 63 号) に定める基準
	冬至日における日影の範囲及び日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度			

8.2.8 電波障害

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-31 に示すとおりである。

表 8-31 調査事項及びその選択理由：電波障害

調査事項	選択理由
①テレビ電波の受信状況 ②テレビ電波の送信状況 ③高層建築物及び住宅等の分布状況 ④地形の状況	工事の完了後において、計画建築物等の存在により、テレビ電波（地上デジタル波・衛星放送）の受信状況に影響を及ぼすことが考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-32、現地調査方法は表 8-33、現地調査地点は図 8-8 に示すとおりである。

表 8-32 調査方法（既存資料調査）：電波障害

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①テレビ電波の送信の状況	計画地及びその周辺地域	・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧」（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHK アイテック編）	最新の資料を参考とする。
②高層建築物及び住宅等の分布状況		・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「住宅地図」（ゼンリン）	
③地形の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「土地分類基本調査」（東京都）	

表 8-33 調査方法（現地調査）：電波障害

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①テレビ電波の受信の状況 ・テレビ受信画質の状況 ・テレビ電波の強度の状況 ・共同アンテナの設置状況等テレビ電波の受信形態 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態 ※調査対象は地上デジタル波であるが、必要に応じて衛星放送（BS・CS）の受信状況も調査する。	調査範囲は、電波障害の発生が推定される地域とし、調査地点は電波到来方向並びに遮へい方向について検討した上で、調査範囲内にほぼ均等になるように設定する。 調査位置は図8-8に示すとおりである。	電波障害の状況を適切に把握できる時期とする。	・テレビ電波の受信画質の調査は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）・地上デジタル放送テレビ受信状況調査要領」（平成22年3月、社団法人日本CATV技術協会）及び建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送2005.3）」（平成17年3月、社団法人日本CATV技術協会）とする。 ・テレビ電波の強度の調査は、電波測定車等を使用する路上調査により行う。 ・隣接県域テレビ放送の視聴実態については、電波到来方向を向いているアンテナの状況確認及び聞き取り調査等の方法とする。 ・受信形態については、聞き取り等の方法とする。

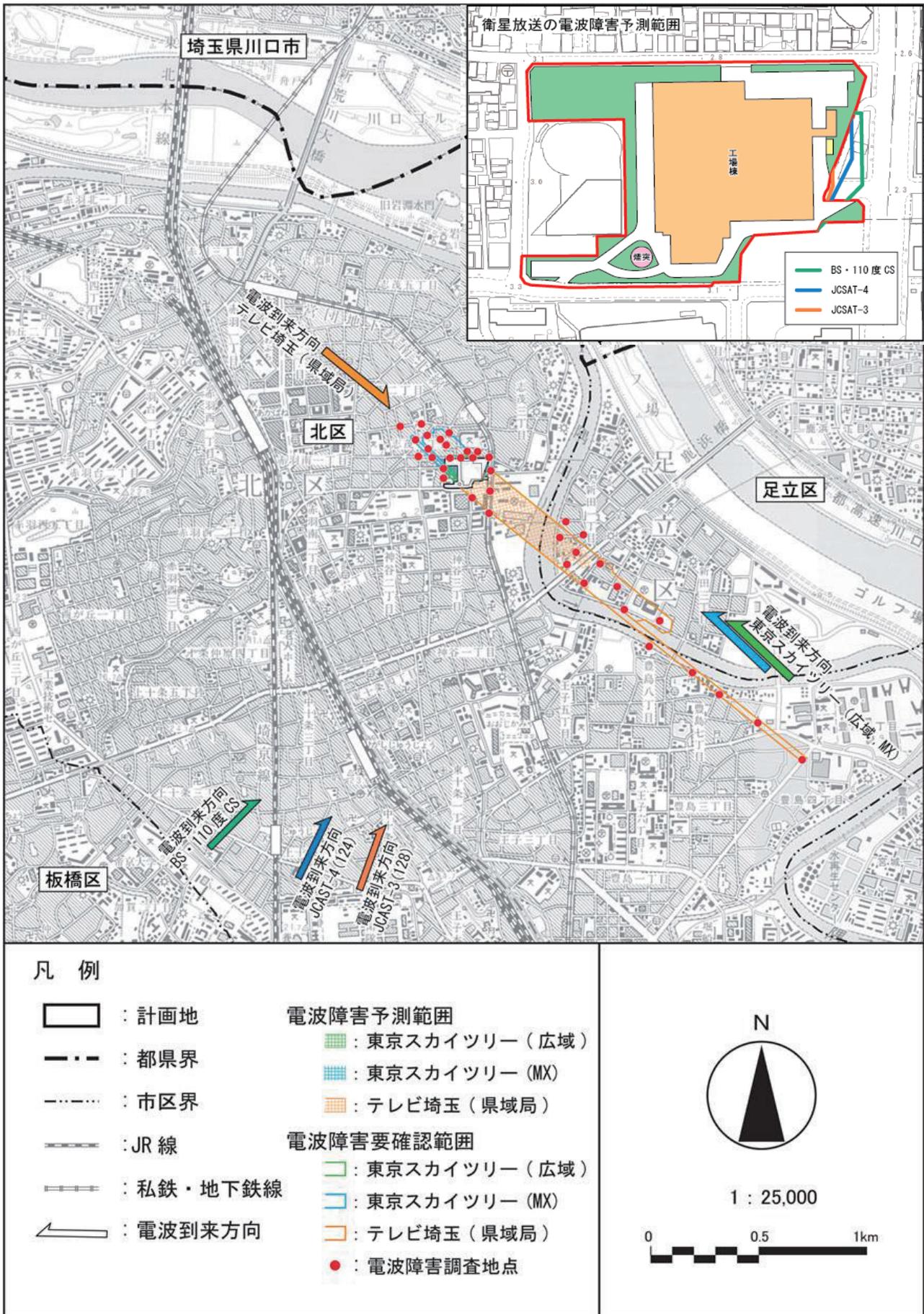


図 8-8 現地調査地点位置図 (電波障害)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-34 に示すとおりである。

表 8-34 予測及び評価の方法：電波障害

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
計画建築物等の存在に伴うテレビ電波（地上デジタル波、衛星放送(BS、CS))の遮へい障害 工 事 の 完 了 後	工事が完了した時点とする。	計画建築物等によるテレビ電波の遮へい障害が予想される地域とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「建造物障害予測の手引き(地上デジタル放送 2005.3)」(平成 17 年 3 月、社団法人日本 CATV 技術協会)に基づき、光学的な遮へい範囲に伝搬の広がりを考慮した予測式により、遮へい障害の及ぶ範囲の予測を行う。 ・衛星放送の障害予測は、遮へい障害距離及び見通し線から許容隔離距離を求める方法により行う。 	テレビ受信障害の状況とその対策及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> テレビ電波の受信障害を起こさないこと。

8.2.9 景観

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-35 に示すとおりである。

表 8-35 調査事項及びその選択理由：景観

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②代表的な眺望地点及び眺望の状況 ③圧迫感の状況 ④土地利用の状況 ⑤都市の景観の保全に関する方針等 ⑥法令による基準等	工事の完了後においては、既存建築物等の建替えによる色彩や形状の変更により、計画地及びその周辺地域の景観に変化が生じると考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

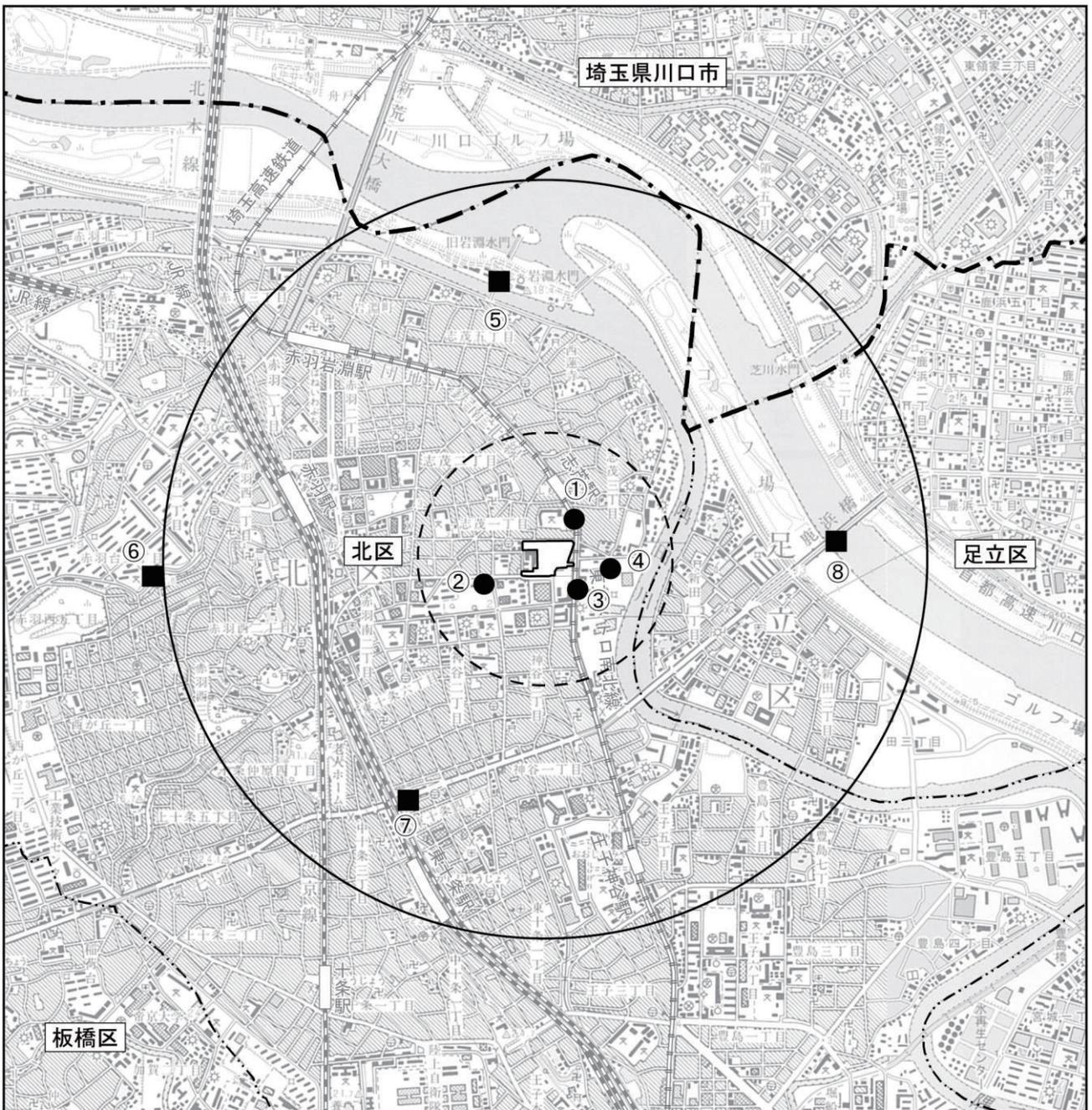
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-36、現地調査方法は表 8-37、現地調査地点は図 8-9 及び図 8-10 に示すとおりである。

表 8-36 調査方法（既存資料調査）：景観

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都） ・「北区景観づくり計画」（北区）等	最新の資料を参考とする。
②代表的な眺望地点及び眺望の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）等	
④土地利用の状況			
⑤都市の景観の保全に関する方針等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「東京都景観計画（平成 28 年改訂）」（東京都） ・「北区景観づくり計画」（北区）等	
⑥法令による基準等		・「都市計画法」 ・「文化財保護法」 ・「東京都景観条例」（東京都） ・「東京都北区景観づくり条例」（北区）等	

表 8-37 調査方法（現地調査）：景観

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
②代表的な眺望地点及び眺望の状況	調査地点は計画建築物等が容易に見渡せると予想される場所、不特定多数の人の利用度や滞留度が高い場所等の代表的な地点とする。 調査位置は図 8-9 に示すとおりである。	計画地周辺の景観の状況を適切に把握できる時期とする。	現地調査と代表的な眺望地点からの写真撮影とする。
③圧迫感の状況	計画地に接する道路の反対側敷地境界線付近等を含む 4 地点。 調査位置は図 8-10 に示すとおりである。		敷地境界付近における圧迫感の状況は、現地で天空写真を撮影する方法とする。



凡 例

- : 計画地
 : 計画地から 500m(近景)
- : 都県界
 : 計画地から半径 1,500m(中景)
- : 市区界
- : 代表的な眺望点及び眺望の状況の調査地点(近景)
 ①なでしこ小学校東側 ②北運動公園
 ③北本通り ④志茂東公園
- : 代表的な眺望点及び眺望の状況の調査地点(中景)
 ⑤新志茂橋 ⑥赤羽台団地
 ⑦環七通り(平和橋) ⑧環七通り(鹿浜橋)



1:25,000



図 8-9 現地調査地点位置図(景観①)

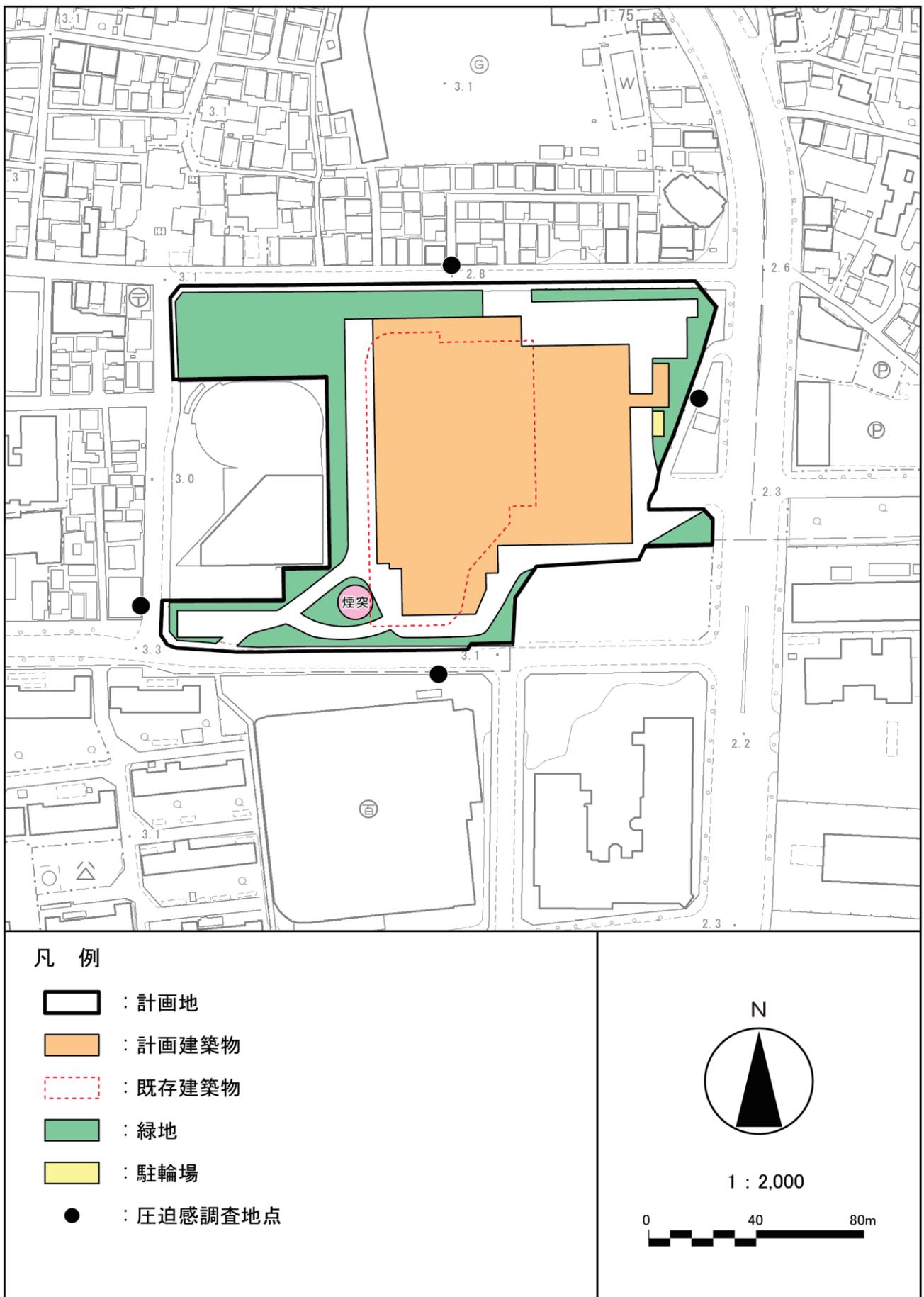


図 8-10 現地調査地点位置図（景観②）

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-38 に示すとおりである。

表 8-38 予測及び評価の方法：景観

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工 事 の 完 了 後	工事が完了した時点とする。	現地調査の範囲とする。	対象事業の種類及び規模、地域景観の特性を考慮した定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・景観法に基づく「北区景観づくり計画」に定められた景観形成基準 ・景観法及び東京都景観条例に基づく「東京都景観計画」に定められた景観形成基準 ・圧迫感の軽減を図ること
		現地調査の地点とする。	計画建築物等による地域景観の特性の変化等を、完成予想図（フォトモンタージュ）の作成等により予測する。	
			現況の天空写真に計画建築物等の完成予想図を合成した天空図を作成し、予測する方法とする。	
計画建築物等の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度				
計画建築物等の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度				
計画建築物等の存在に伴う圧迫感の変化の程度				

8.2.10 自然との触れ合い活動の場

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-39 に示すとおりである。

表 8-39 調査事項及びその選択理由：自然との触れ合い活動の場

調査事項	選択理由
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	工事の完了後において、緩衝緑地の整備による影響が考えられる。以上ことから、計画地内緩衝緑地について、左記の事項に係る調査が必要である。 なお、緩衝緑地の出入口は工事用車両及びごみ収集車両等の通行が原則ないため、利用経路の調査はしない。

(2) 調査方法

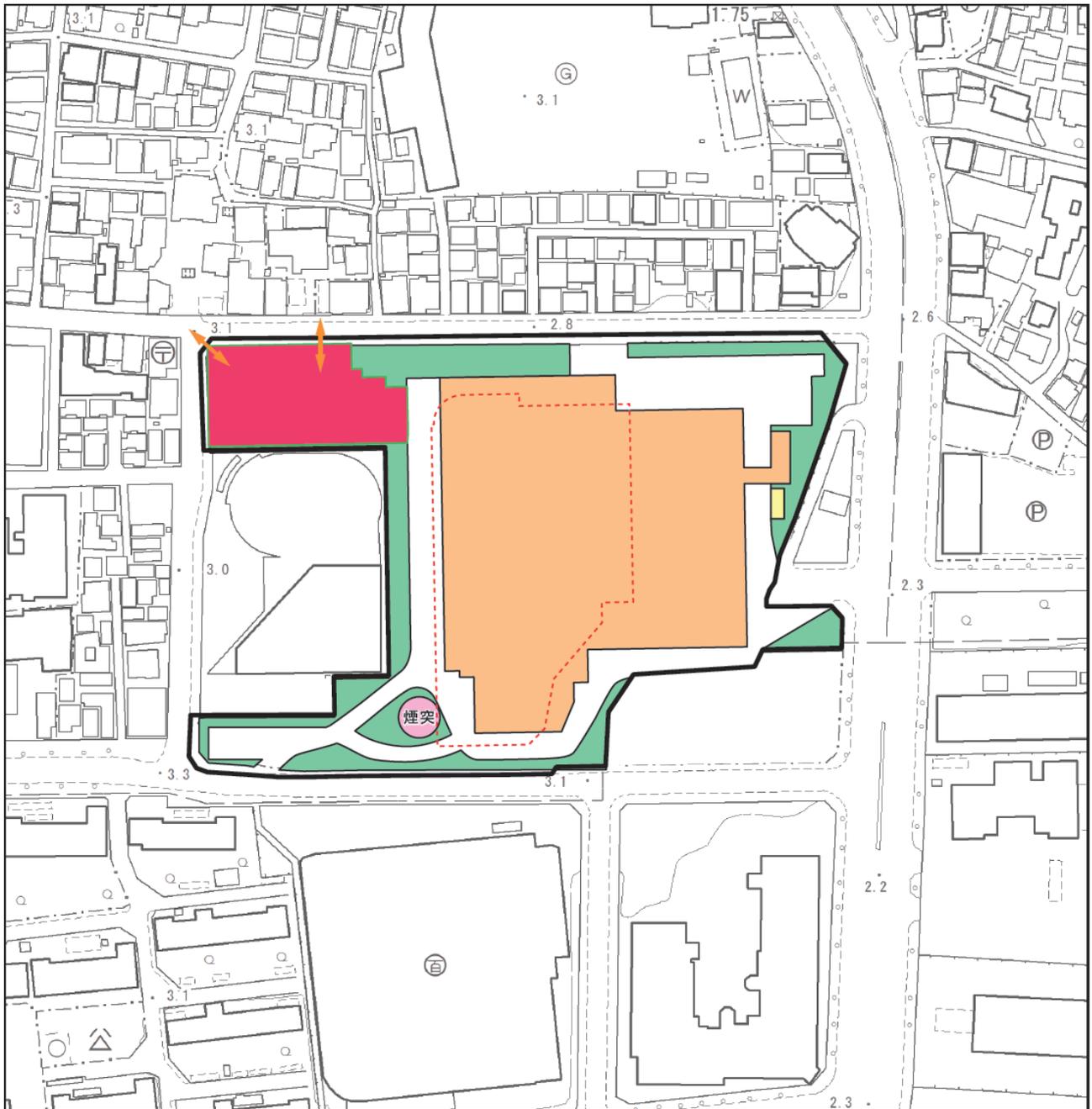
現況調査のうち、既存資料調査方法は表 8-40、現地調査方法は表 8-41、現地調査地点は図 8-11 に示すとおりである。

表 8-40 調査方法（既存資料調査）：自然との触れ合い活動の場

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況	計画地内 緩衝緑地	・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	最新の資料を参考とする。
②地形等の状況		・「地形図」（国土地理院） ・「東京都土地利用現況図」（東京都）	
③土地利用の状況			
④自然との触れ合い活動の場に係る計画等		・「東京都環境基本計画」（東京都） ・「北区緑の基本計画」（北区）	
⑤法令による基準等		・「都市緑地法」 ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」（東京都）	

表 8-41 調査方法（現地調査）：自然との触れ合い活動の場

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間等	調査方法
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況	計画地内緩衝緑地 調査位置は図 8-11 に示すとおりである。	利用状況を適切に把握できる時期とし、四季調査で各季平日及び休日の晴天の日各 1 日、7 時～18 時とする。	利用状況の現地調査と、設備の設置状況の写真撮影とする。 利用状況は、2 時間ごとに調査地域を踏査し、利用実態を目視等で把握する。



凡 例

- : 計画地
 - : 計画建築物
 - : 既存建築物
 - : 緑地
 - : 駐輪場
 - : 煙突
 - : 調査範囲 (緩衝緑地)
- : 出入口



1 : 2,000



図 8-11 現地調査地点位置図 (自然との触れ合い活動の場)

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-42 に示すとおりである。

表 8-42 予測及び評価の方法：自然との触れ合い活動の場

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の完了後 緩衝緑地の整備に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度	工事が完了した時点とする。	現地調査の範囲とする。	自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とする。	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> ・「北区緑の基本計画」(北区)に定められた基本方針等 ・自然との触れ合い活動の場が持つ機能に著しい影響がないこと

8.2.11 廃棄物

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-43 に示すとおりである。

表 8-43 調査事項及びその選択理由：廃棄物

調査事項	選択理由
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況	<p>工事の施行中においては、既存建築物等の解体・撤去、計画建築物等の建設により廃棄物及び建設発生土が発生する。</p> <p>工事の完了後においては、施設の稼働に伴い、主灰、飛灰及び脱水汚泥が発生する。</p> <p>以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。</p>
②建設発生土の状況	
③特別管理廃棄物の状況	
④廃棄物処理の状況	
⑤法令による基準等	

(2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-44 に示すとおりである。

表 8-44 調査方法（既存資料調査）：廃棄物

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①撤去建造物及び伐採樹木等の状況	計画地内	・事業概要等	最新の資料を参考とする。
②建設発生土の状況			
③特別管理廃棄物の状況			
④廃棄物処理の状況			
⑤法令による基準等		<ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本法」 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 ・「東京都廃棄物条例」（東京都） ・「東京都建設リサイクル推進計画」（東京都）等 	

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-45 に示すとおりである。

表 8-45 予測及び評価の方法：廃棄物

予測事項		予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
工事の 施行中	計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴う建設発生土、産業廃棄物(建設廃棄物)の発生量、再利用量及び処理・処分方法	建設廃棄物及び建設発生土が排出される時点、又は排出される期間とする。	計画地内	計画建築物等の建設工事、既存建築物等の解体・撤去に伴って発生する廃棄物等の量、処理・処分方法を検討し、類似事例及び施工計画の内容から予測する方法とする。	<p>現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。</p> <p><評価の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)に準ずる事業者の責務 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に定める事業者の責務 ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)に定める事業者の責務に定める事業者の責務 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律 104 号) ・「東京都廃棄物条例」(平成 4 年東京都条例第 140 号)に定める事業者の基本的責務 ・「東京都建設リサイクル推進計画」(平成 29 年東京都)に定める事業者の責務 ・「東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 11 年北区条例第 28 号)に定める事業者の責務
	施設の稼働に伴う廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法	工事が完了した時点とする。		施設の稼働に伴って発生する廃棄物の種類、量及び処理・処分方法を検討し、類似事例に基づき予測する方法とする。	
工事の 完了後					

8.2.12 温室効果ガス

(1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-46 に示すとおりである。

表 8-46 調査事項及びその選択理由：温室効果ガス

調査事項	選択理由
①原単位の把握 ②対策の実施状況 ③地域内エネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器の状況 ⑤法令による基準等	工事の完了後においては、施設の稼働に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの排出による影響が考えられる。 以上のことから、計画地及びその周辺地域について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査方法

現況調査として、既存資料調査方法は表 8-47 に示すとおりである。

表 8-47 調査方法（既存資料調査）：温室効果ガス

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①原単位の把握	計画地及びその周辺地域	・「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」（東京都） ・「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）等	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		・「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等	
③地域内エネルギー資源の状況		・「清掃事業年報」（東京都二十三区清掃一部事務組合）等	
④温室効果ガスを使用する設備機器の状況		・事業者資料等	
⑤法令による基準等		・「地球温暖化対策の推進に関する法律」 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」 ・「東京都環境確保条例」（東京都） ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」（東京都）等	

(3) 予測及び評価の方法

予測及び評価の方法は、表 8-48 に示すとおりである。

表 8-48 予測及び評価の方法：温室効果ガス

予測事項	予測の対象時点	予測地域 予測地点	予測方法	評価方法
施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度 工 事 の 完 了 後	工事が完了した時点とする。	計画地内	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴うエネルギー（電気、都市ガス等）使用量及びごみ焼却量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする。 ごみ発電、場外への余熱供給等のエネルギー量から、温室効果ガスの削減量を算出する方法とする。 	現況調査及び予測結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び以下に示す指標を勘案して評価する。 <評価の指標> <ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）に定める基本方針 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に定める基準 「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」(東京都)に示された政策

9 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を管轄する特別区
又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図 9-1 に示す範囲とし、環境に影響を及ぼすと予想される範囲が最も広がる大気汚染推定範囲（半径 1.5km）とした。

当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び地域の町名は、表 9-1 に示すとおりである。

表 9-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
東京都北区	志茂一丁目、志茂二丁目、志茂三丁目、志茂四丁目の一部、志茂五丁目の一部、神谷一丁目、神谷二丁目、神谷三丁目、岩淵町の一部、赤羽一丁目、赤羽二丁目、赤羽三丁目の一部、赤羽南一丁目、赤羽南二丁目、赤羽西一丁目、赤羽西二丁目、赤羽西三丁目の一部、赤羽西四丁目の一部、赤羽台一丁目の一部、赤羽台二丁目の一部、赤羽台三丁目の一部、赤羽台四丁目の一部、東十条一丁目の一部、東十条二丁目の一部、東十条三丁目、東十条四丁目、東十条五丁目、東十条六丁目、中十条二丁目の一部、中十条三丁目の一部、中十条四丁目、十条仲原二丁目の一部、十条仲原三丁目の一部、十条仲原四丁目の一部、王子四丁目の一部、王子五丁目、王子六丁目の一部、豊島七丁目の一部、豊島八丁目の一部
東京都足立区	新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目の一部、鹿浜一丁目の一部、鹿浜二丁目の一部
埼玉県川口市	河原町の一部、領家五丁目の一部、舟戸町の一部



凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 市区界
- : 町丁界
- : 環境に影響を及ぼすと予想される地域 (半径 1.5km)



1 : 25,000

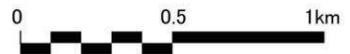


図 9-1 環境に影響を及ぼすと予想される地域

10 その他

10.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の三
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	ダイオキシン類対策特別措置法第12条 騒音規制法第6条 振動規制法第6条 水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条

10.2 調査計画書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

調査計画書の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 西川 太一郎 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : 株式会社P C E R 代表者 : 代表取締役 笠井 睦 所在地 : 千葉県流山市鱈ヶ崎 474

10.3 調査計画書を作成するに当たって参考とした資料の目録

- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
(平成 26 年 1 月、厚生労働省労働基準局長通達)
- ・「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」
(平成 14 年 11 月、東京都環境局)
- ・「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)
- ・「人口の動き (平成 29 年中)」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)
- ・「町丁目別人口 平成 30 年 1 月 1 日現在」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)
- ・「平成 26 年経済センサス 基礎調査」(平成 30 年 6 月閲覧、総務省統計局ホームページ)
- ・「平成 27 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)
- ・「平成 22 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ)
- ・「平成 17 年度道路交通センサス一般交通量調査結果」
(平成 30 年 6 月閲覧、国土交通省関東地方整備局ホームページ)
- ・「各駅の乗車人数」(平成 30 年 6 月閲覧、JR 東日本ホームページ)
- ・「各駅の乗降人員ランキング」(平成 30 年 6 月閲覧、東京メトロホームページ)
- ・「特別区の統計」(平成 30 年 6 月閲覧、特別区協議会ホームページ)
- ・「土地利用現況調査について」(平成 30 年 1 月、北区提供資料)
- ・「東京都土地利用現況図[建物別用途](区部)(平成 28 年現在)」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都都市整備局ホームページ)
- ・「北区都市計画図 I」(平成 30 年 4 月、北区まちづくり部)
- ・「足立区都市計画図 I」(平成 30 年 6 月閲覧、足立区ホームページ)
- ・「社会福祉施設等一覧(平成 29 年 10 月 1 日現在)」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「学校基本調査報告 平成 29 年度」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都総務局ホームページ)
- ・「医療機関届出情報 (平成 30 年 6 月 1 日現在)」
(平成 30 年 6 月閲覧、医療介護情報局ホームページ)
- ・「区内公立図書館一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都立図書館ホームページ)
- ・「東京都認証保育所一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都福祉保健局ホームページ)
- ・「児童遊園の一覧 (平成 29 年 6 月 15 日現在)」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)
- ・「区立公園・緑地の一覧 (平成 29 年 5 月 1 日現在)」
(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)
- ・「区内の公園一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、足立区ホームページ)
- ・「足立区立児童遊園一覧」(平成 30 年 6 月閲覧、足立区ホームページ)
- ・「足立区都市計画図 II」(平成 30 年 6 月閲覧、足立区ホームページ)
- ・「主な公園一覧 (横曽根地区)」(平成 30 年 6 月閲覧、川口市ホームページ)
- ・「その他の公園一覧 (中央及び南平地区)」(平成 30 年 6 月閲覧、川口市ホームページ)

- ・「日本の川」（平成 30 年 6 月閲覧、国土交通省ホームページ）
- ・「隅田川流域連絡会」（平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ）
- ・「新河岸川」（平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ）
- ・「石神井川」（平成 30 年 6 月閲覧、東京都建設局ホームページ）
- ・「芝川・新芝川河川整備計画（東京都管理区間）」（平成 21 年 12 月、東京都）
- ・「荒川左岸ブロック河川整備計画（付図）（平成 18 年 2 月）」
（平成 30 年 6 月閲覧、埼玉県ホームページ）
- ・「漁業権設定状況」（平成 30 年 6 月閲覧、東京都産業労働局ホームページ）
- ・「荒川の利水」
（平成 30 年 6 月閲覧、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所ホームページ）
- ・「平成 28 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）」
（平成 30 年 3 月、東京都環境局）
- ・「東京都下水道局事業概要（平成 29 年版）」
（平成 30 年 6 月閲覧、東京都下水道局ホームページ）
- ・「気象統計情報」（平成 30 年 6 月閲覧、気象庁ホームページ）
- ・「地域気象観測所一覧（区部）（平成 29 年 9 月 27 日現在）」
（平成 30 年 6 月閲覧、気象庁ホームページ）
- ・「大気汚染測定結果ダウンロード」（平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ）
- ・「埼玉県の大気状況」（平成 30 年 6 月閲覧、埼玉県ホームページ）
- ・「北区役所の風向・風速観測データ」（平成 29 年 10 月、北区提供資料）
- ・「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」
（平成 28 年 12 月、東京都）
- ・「東京都環境基本計画」（平成 28 年 3 月、東京都）
- ・「東京都の温室効果ガス削減目標・省エネルギー目標」（平成 28 年 3 月、東京都）
- ・「東京都電力対策緊急プログラム」（平成 23 年 5 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策取組方針」（平成 15 年 3 月、東京都）
- ・「ヒートアイランド対策ガイドライン」（平成 17 年 7 月、東京都）
- ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月、東京都）
- ・「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月、東京都）
- ・「東京地域公害防止計画」（平成 24 年 3 月、東京都）
- ・「東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」
（平成 25 年 7 月、東京都）
- ・「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」（平成 24 年 5 月、東京都）
- ・「東京都景観計画」（平成 19 年 4 月 平成 28 年 8 月一部改定、東京都）
- ・「北区基本構想」（平成 11 年 6 月、北区）
- ・「北区基本計画 2015」（平成 27 年 3 月策定、北区）
- ・「北区環境基本計画 2015」（平成 27 年 1 月、北区）
- ・「北区緑の基本計画」（平成 22 年 3 月、北区）
- ・「第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」（平成 30 年 3 月、北区）
- ・「北区都市計画マスタープラン 2010」（平成 22 年 6 月、北区）

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」(平成 27 年 3 月、北区)
- ・「北区景観づくり計画」(平成 27 年 9 月、北区)
- ・「足立区基本構想」(平成 28 年 10 月、足立区)
- ・「足立区基本計画」(平成 29 年 2 月、足立区)
- ・「第三次足立区環境基本計画」(平成 29 年 3 月、足立区)
- ・「足立区公共施設 地球温暖化対策推進実行計画」(平成 29 年 4 月、足立区)
- ・「足立区都市計画マスタープラン」(平成 29 年 10 月、足立区)
- ・「第三次足立区一般廃棄物処理基本計画」(平成 26 年 3 月、足立区)
- ・「足立区景観計画」(平成 21 年 5 月、足立区)
- ・「埼玉県環境基本計画」(平成 29 年 3 月、埼玉県)
- ・「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050(改訂版)」(平成 27 年 5 月、埼玉県)
- ・「第 8 次 埼玉県廃棄物処理基本計画」(平成 28 年 3 月、埼玉県)
- ・「第 5 次 川口市総合計画」(平成 28 年 4 月、川口市)
- ・「第 3 次 川口市環境基本計画」(平成 30 年 3 月、川口市)
- ・「川口市緑の基本計画 改訂版」(平成 20 年 9 月、川口市)
- ・「川口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(平成 23 年 9 月、川口市)
- ・「第 6 次 川口市一般廃棄物処理基本計画」(平成 25 年 3 月、川口市)
- ・「川口市災害廃棄物処理計画」(平成 27 年 3 月、川口市)
- ・「川口市景観計画(改訂版)」(平成 26 年 12 月、川口市)
- ・「公害苦情統計調査」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「公害に関する苦情件数」(平成 30 年 6 月、川口市提供資料)
- ・「有害大気汚染物質のモニタリング調査」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「ダイオキシン類調査結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「大気の調査」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)
- ・「大気環境調査結果」(平成 30 年 6 月閲覧、埼玉県ホームページ)
- ・「北区の環境(平成 24 年度実績)」(平成 25 年 7 月、北区生活環境部生活環境課)
- ・「平成 24 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 26 年 2 月、東京都環境局)
- ・「平成 25 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 26 年 12 月、東京都環境局)
- ・「平成 26 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 28 年 1 月、東京都環境局)
- ・「平成 27 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 29 年 3 月、東京都環境局)
- ・「平成 28 年度 道路交通騒音振動調査報告書」(平成 30 年 5 月、東京都環境局)
- ・「平成 24 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「平成 25 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「平成 26 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「平成 27 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「平成 28 年度 公共用水域水質測定結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「東京の地下水質調査結果」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「要措置区域等の指定状況」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)

- ・「平成 28 年地盤沈下調査報告書」
(平成 29 年 7 月、東京都土木技術支援・人材育成センター)
- ・「数値地図」(平成 30 年 6 月閲覧、国土地理院ホームページ)
- ・「土地分類基本調査(垂直調査)地質断面図」
(平成 30 年 6 月閲覧、国土交通省国土制作局国土情報課ホームページ)
- ・「環境影響評価書ー東京都北清掃工場建設事業ー」(平成 4 年 10 月、東京都)
- ・「日本の地形レッドデータブック第 1 集ー危機にある地形ー」(平成 12 年 12 月、古今書院)
- ・「日本の地形レッドデータブック第 2 集ー危機にある地形ー」(平成 14 年 3 月、古今書院)
- ・「これからの地下水保全と適正利用に関する検討について」
～平成 27 年度地下水対策検討委員会のまとめ～
(平成 28 年 7 月、東京都環境局)
- ・「東京の湧水マップ 平成 25 年度調査」(平成 26 年 3 月、東京都環境局)
- ・「東京都の代表的な湧水」(平成 30 年 6 月閲覧、環境省ホームページ)
- ・「東京の名湧水 57 選」(平成 30 年 6 月閲覧、東京都環境局ホームページ)
- ・「北区生物種総目録」(平成 30 年 6 月閲覧、北区ホームページ)
- ・「環境省レッドリスト 2017 の公表について」(平成 27 年 9 月、環境省)
- ・「東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)～東京都レッドリスト～2010 年版」
(平成 25 年 5 月一部修正、東京都環境局)
- ・「自然環境保全基礎調査 植生調査 1/25,000 植生図」
(平成 30 年 6 月閲覧、環境省生物多様性センターホームページ)
- ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(昭和 53 年 7 月、条例第 63 号)
- ・「北区内にある指定文化財」(平成 30 年 6 月閲覧、北区飛鳥山博物館ホームページ)
- ・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
(平成 30 年 6 月閲覧、東京都教育委員会ホームページ)
- ・「一般廃棄物処理基本計画」(平成 27 年 2 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「事業概要 平成 29 年版」(平成 29 年 7 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成 24 年度」(平成 25 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成 25 年度」(平成 26 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成 26 年度」(平成 27 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成 27 年度」(平成 28 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「清掃事業年報 平成 28 年度」(平成 29 年 8 月、東京二十三区清掃一部事務組合)
- ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2014 年度実績値)」
(平成 29 年 7 月、東京都環境局)
- ・「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2015 年度速報値)」
(平成 30 年 6 月、東京都環境局)
- ・「第 2 次北区地球温暖化対策地域推進計画」(平成 30 年 3 月、東京都北区)

本書に掲載した地図は、以下の地図を使用したものである。

1/150,000、1/75,000、1/10,000、1/5,000：「電子地形図 25000」（国土地理院）

1/25,000：「1/25,000 地形図(赤羽)」（平成 13 年 5 月発行、国土地理院）

「1/25,000 地形図(草加)」（平成 21 年 5 月発行、国土地理院）

1/2,000、1/1,500：「東京都縮尺 1/2,500 地形図 平成 27 年度版」（東京都）

（この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成した。）

（承認番号：30 都市基交著第 69 号）

空中写真：「電子国土基本図(オルソ画像)」（国土地理院）

平成 30 年 8 月 発行

印 刷 物 登 録

平成 30 年度 第 26 号

環境影響評価調査計画書

－ 北清掃工場建替事業 －

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号 東京区政会館 1 2 階
電話番号 03 (6238) 0915

印 刷 アートプランニング株式会社
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原 5 番地 7
電話番号 03 (5287) 7181

再生紙を使用しています。